

神栖市地域防災計画

(平成26年度改訂)

神栖市防災会議

第 1 編 総則

第 1 章	計画の目的	1
第 2 章	計画の構成	3
第 1 節	計画の構成	3
第 2 節	計画の用語	3
第 3 章	市の自然条件	4
第 1 節	地勢及び位置	4
第 2 節	地質	4
第 3 節	気候	5
第 4 節	本県に被害をもたらす可能性のある地震と津波	10
第 5 節	首都直下地震に対する対応	17
第 6 節	南海トラフ地震に対する対応	18
第 4 章	市の社会条件	19
第 1 節	産業	19
第 2 節	交通	20
第 3 節	人口	21
第 5 章	防災管理者の処理すべき事務又は業務の大綱	22
第 1 節	市	22
第 2 節	県	23
第 3 節	県の出先機関	24
第 4 節	警察	25
第 5 節	指定地方行政機関	26
第 6 節	消防	28
第 7 節	自衛隊	29
第 8 節	指定公共機関	30
第 9 節	指定地方公共機関	31
第 10 節	公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	32

第2編 予防計画

第1章	情報通信の備え	33
第1節	情報収集・伝達・広報	33
第2章	災害用資材、機材等の備え	37
第1節	物資機材備蓄・点検	37
第2節	燃料不足の備え	38
第3章	被災者支援のための備え	39
第1節	避難施設の整備	39
第2節	被災者支援のための備え	42
第4章	医療救護活動への備え	45
第1節	医療救護備蓄	45
第2節	医療関係者の訓練	46
第5章	緊急輸送への備え	47
第1節	輸送路・拠点施設	47
第6章	支援・受援の備え	49
第1節	相互支援・受援	49
第7章	災害に強いまちづくり	51
第1節	防災まちづくり	51
第2節	耐震化・不燃化	54
第8章	防災教育・防災訓練	58
第1節	防災教育	58
第2節	防災訓練	63

第 9 章	防災組織の活動	6 6
第 1 節	防災組織等育成・連携	6 6
第 1 0 章	要配慮者支援のための備え	7 1
第 1 節	要配慮者対応	7 1
第 1 1 章	火災予防・消火・救護活動の備え	7 5
第 1 節	火災・消火・救護活動	7 5
第 1 2 章	危険物施設の備え	8 1
第 1 節	災害予防	8 1
第 1 3 章	農地農業の備え	8 6
第 1 節	農地計画・沈下	8 6
第 1 4 章	ライフラインにおける備え	8 8
第 1 節	耐震化・耐浪化	8 8
第 1 5 章	観光客への備え	9 1
第 1 節	観光客対策	9 1
第 1 6 章	水害への備え	9 2
第 1 節	治水・海岸保全・洪水対策	9 2
第 1 7 章	地盤災害への備え	9 5
第 1 節	土砂災害・斜面崩壊	9 5
第 2 節	液状化対策	9 8
第 1 8 章	海上災害への備え	9 9
第 1 節	海上災害	9 9

第 1 9 章 航空災害への備え 1 0 1

第 1 節 航空災害 1 0 1

第 2 0 章 鉄道災害への備え 1 0 3

第 1 節 鉄道災害 1 0 3

第 2 1 章 道路災害への備え 1 0 5

第 1 節 道路災害 1 0 5

第 2 2 章 大規模な火事災害への備え 1 0 7

第 1 節 大規模火災 1 0 7

第 2 節 複合災害 1 0 9

第 2 3 章 災害に関する調査研究 1 1 0

第3編 応急対策計画

第1章 初動対応	113
第1節 組織・動員	113
第2章 情報収集・伝達	130
第1節 情報収集・伝達	130
第2節 通信手段	153
第3節 広報	159
第3章 消防・消火活動	163
第1節 消防・消火活動	163
第4章 避難生活の確保・被災者支援	172
第1節 避難・誘導	172
第2節 避難所の設置	183
第3節 福祉避難所の開設	188
第4節 災害救助法による避難所の設置	189
第5節 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報提供	190
第6節 食料の供給	193
第7節 生活必需品の供給	198
第8節 給水	201
第9節 被災者の把握	203
第10節 被災者支援	205
第11節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動	208
第5章 要配慮者支援	209
第1節 要配慮者支援	209
第6章 応援要請・受入れ	212
第1節 労務計画	212
第2節 応援要請並びに応援計画	213

第3節	県防災ヘリコプター要請計画	216
第4節	ボランティア	219
第7章	救出・医療・救護活動	221
第1節	救出・救護	221
第2節	応急医療	224
第8章	緊急輸送	229
第1節	輸送路・拠点施設	229
第2節	応急復旧	237
第9章	災害救助法適用	239
第1節	法適用	239
第10章	清掃・防疫・障害物の除去	246
第1節	清掃	246
第2節	防疫	249
第3節	障害物除去	252
第11章	農水産業計画	253
第1節	農水産業計画	253
第12章	遺体探索・処理埋葬	255
第1節	遺体探索	255
第13章	自衛隊への派遣要請	258
第1節	派遣要請	258
第14章	危険物施設の災害防止	265
第1節	石油類・高圧ガス・毒劇物・核燃料物質	265
第15章	ライフラインの応急復旧	267

第1節 ライフライン	267
第16章 応急教育	276
第1節 応急教育	276
第17章 石油コンビナート防災対策計画	281
第1節 石油コンビナート	281
第18章 水害対策計画	283
第1節 水防計画	283
第19章 海上災害対策計画	297
第1節 海上災害	297
第20章 航空災害対策計画	301
第1節 航空災害	301
第21章 鉄道災害対策計画	305
第1節 鉄道災害	305
第22章 道路災害対策計画	308
第1節 道路災害	308
第23章 大規模な火事災害対策計画	311
第1節 大規模火災	311

第4編 復旧復興対策計画

第1章	公共施設の復旧	315
第1節	公共施設	315
第2章	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	318
第1節	財政援助・助成計画	318
第3章	災害復旧資金計画	322
第1節	資金計画	322
第4章	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	323
第1節	金融・資金計画	323
第5章	その他の保護計画	335
第1節	保護計画	335
第6章	復興計画の作成	337
第1節	復興計画	337

第5編 津波災害対策計画

第1章 津波災害予防計画 339

- 第1節 津波に強いまちづくり 339
- 第2節 防災思想・知識の普及 344
- 第3節 応急対策，災害復旧への備え 347

第2章 津波災害応急対策計画 352

- 第1節 災害発生直前の対策 352
- 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 354
- 第3節 救助・救急，医療及び消火活動等 358
- 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 360
- 第5節 避難収容及び情報提供活動 361
- 第6節 物資の調達，供給活動 364
- 第7節 防疫，遺体の処理等に関する活動 365
- 第8節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動 366
- 第9節 応急復旧 367
- 第10節 自発的支援の受入れ 368

第3章 津波災害復旧・復興対策計画 369

- 第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画 369
- 第2節 迅速な原状復旧の進め方 371
- 第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援 373

第6編 原子力災害対策計画

第1章 総 則 377

第1節	計画の目的	377
第2節	計画の性格	377
第3節	計画の基礎とするべき災害の想定	377
第4節	計画の周知徹底	377
第5節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	377

第2章 原子力災害事前対策 378

第1節	基本方針	378
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	378
第3節	情報の収集・連絡体制等の整備	379
第4節	緊急事態応急体制の整備	381
第5節	避難収容活動体制の整備	382
第6節	緊急輸送活動体制の整備	383
第7節	医療体制の整備	383
第8節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	383
第9節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	384
第10節	防災業務関係者の人材育成	384
第11節	防災訓練等の実施	385
第12節	災害復旧への備え	385

第3章 緊急事態応急対策 386

第1節	基本方針	386
第2節	活動体制の確立	386
第3節	屋内退避、避難収容等の防護活動	390
第4節	治安の確保及び火災の予防	393
第5節	飲食物の摂取制限等	394
第6節	緊急輸送活動	395
第7節	救助・救急及び医療活動	396
第8節	住民等への的確な情報伝達活動	397
第9節	自発的支援の受入等	398

第4章 原子力災害中長期対策 399

第1節	基本方針	399
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	399
第3節	放射性物質による環境汚染への対処	399
第4節	風評被害等の影響の軽減	399
第5節	事故に関する住民への広報活動	399
第6節	被災中小企業等に対する支援	399
第7節	心身の健康相談体制の整備	399

資 料 編

〔防災組織・協力関係機関〕	資-1
○防災関係機関の連絡先	資-1
○給水装置工事指定業者一覧	資-4
○排水設備指定工事店一覧	資-8
○土木・建築業者一覧	資-11
○神栖市防災会議委員名簿	資-15
〔避難・救護〕	資-16
○指定避難所・指定緊急避難場所一覧	資-16
○津波避難ビル一覧	資-18
○医療機関一覧	資-19
〔消 防〕	資-20
○危険物施設の現況	資-20
○消防団組織及び水利関係	資-22
〔災害危険箇所〕	資-23
○急傾斜地危険箇所	資-23
○海岸防災荒廃危険地区	資-23
〔輸 送〕	資-24
○ヘリコプター発着場	資-24
○緊急輸送道路	資-25
○緊急通行車両の標章及び確認証明書	資-26
〔応援協定等〕	資-27
○銚子市・波崎町消防相互応援協定	資-30
○神栖町と鹿島東部コンビナートとの消防に関する応援協定書	資-32
○神栖町と鹿島東部コンビナートとの消防に関する応援協定付属書	資-35
○神栖町と鹿島臨海工業地帯高松地区防災協議会会員企業との消防	

に関する相互応援協定書	資-38
○神栖町と鹿島臨海工業地帯高松地区防災協議会会員企業との消防	
に関する相互応援協定付属書	資-40
○災害時等の相互応援に関する協定	資-42
○災害時等の相互応援に関する協定実施細目	資-44
○神栖町と西部地区保安対策協議会会員企業との消防に関する応援協定書	資-45
○神栖町と西部地区保安対策協議会会員企業との消防に関する応援協定書付属	資-48
○災害時における相互協力に関する覚書	資-51
○災害時における神栖町内郵便局、神栖町間の協力に関する覚書	資-54
○全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定書	資-56
○災害時の医療救護についての協定	資-58
○医療救護活動実施細目	資-60
○医療救護に係る費用弁償についての覚書	資-62
○災害時における相互応援協定書	資-64
○災害時における業務協定書	資-66
○神栖市ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業にかかる協定書	資-67
○災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	資-68
○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	資-71
○災害時等における生活必需物資の提供に関する協定書	資-72
○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	資-74
○津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	資-75
○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	資-77
○災害時等における支援に関する協定書	資-79
○災害時等における情報通信に関する協定書	資-81
○災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書	資-83
○国立大学法人筑波大学と神栖市との震災復興に向けた連携及び協力に関する協定書	資-85
○災害時における応急復旧に関する覚書	資-86
○災害時における食料・物資の提供に関する協定書	資-88
○災害時における食料・物資の提供に関する協定書	資-90
○災害に係る情報発信等に関する協定	資-95
○災害時等における物資の提供に関する協定書	資-97
○災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書	資-100
○災害時等における機器・設備の提供に関する協定書	資-104
○災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定書	資-106
○災害時等における道路等の応急復旧に関する協定書	資-108
○災害時等における茨城県神栖市と千葉県市川市との相互応援に関する協定書	資-110
○災害時等における緊急救援輸送時の協力に関する協定書	資-112
○災害時等における物資の提供に関する協定書	資-114
○廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	資-116
○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	資-119

○災害時の歯科医療救護についての協定	資-127
○歯科医療救護に係る費用弁償についての覚書	資-130
○歯科医療救護活動実施細目	資-132

〔条 例 等〕 資-134

○神栖市防災会議条例	資-134
○神栖市災害対策本部条例	資-136
○茨城県災害救助法施行細則（別表第1，第2）	資-137
○茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表	資-144

〔様 式 等〕 資-148

○火災・災害等即報要領報告様式	資-148
○防災ヘリコプター緊急運航要請書	資-169
○被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書	資-170

〔水 防 関 係〕 資-172

○神栖市水防準備配備要領	資-172
○（河川施設災害・水防活動・一般被害・避難）状況報告書	資-173
○水防てん末報告書	資-174
○水防工法一覧	資-175
○重要水防箇所	資-178

〔そ の 他〕 資-182

○市防災行政無線設置一覧	資-182
○防災相互通信用無線局一覧	資-187
○MC A無線整備状況	資-188
○指定文化財一覧	資-190

〔マニュアル〕 資-191

○茨城県沿岸流出油災害対策協議会防除活動マニュアル	資-191

〔地 図〕 資-203

○防災拠点及び緊急輸送道路位置図	資-203

第 1 編 総則

第1章 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第42条の規定に基づき、神栖市防災会議が策定する計画であって、市内の災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が、その有する全機能を有効に発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

なお、石油コンビナート等災害防止法(昭和52年法律第84号)に基づく鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域に係る災害対策に関しては、茨城県石油コンビナート等防災計画と十分調整を図るものとする。

※資料編・神栖市防災会議委員名簿

※資料編・神栖市防災会議条例

第1 計画の基本的事項

- (1) 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- (3) 災害応急対策に関する次の計画
 - 1) 防災組織に関する計画
 - 2) 災害防除に関する計画
 - 3) 罹災者の救助保護に関する計画
 - 4) 災害警備に関する計画
 - 5) 自衛隊の災害派遣要請の計画
 - 6) その他災害時における応急対策の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

第2 計画の基本方針

- (1) 東日本大震災の教訓を踏まえ、最大級の地震など自然災害を想定した防災対策の確立を図る。
- (2) 災害による被害を最小限とするため、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とし、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- (3) 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とし、市及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保する。
- (4) 市、県及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、住民、事業者の役割も明示した計画とする。
- (5) 住民一人ひとりが行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進する。
- (6) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合があることから、ハード対策・ソフト対策を適切に組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

- (7) 最新の科学的知見や過去の災害から得られた教訓をふまえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (8) 災害の発生直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (9) 高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（要配慮者）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- (10) 災害が発生したときは、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第2章 計画の構成

第1節 計画の構成

神栖市地域防災計画は、前節に掲げた内容を目的とし、本市における各種災害に対応するため基本的かつ総合的な計画として策定されたものである。

この計画は、「総則」、「予防計画編」、「応急対策計画編」、「復旧復興対策計画編」、「津波災害対策計画編」、「原子力災害対策計画編」の6編及び資料編から構成されており、神栖市における防災活動の指針としての性格を有するとともに、災害が発生した場合、状況に応じて有機的な運用を図るものとする。

また、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

なお、この計画は、毎年検討を図り、防災に関する諸情勢の変化に伴って、充実、合理化の必要が生じたときは、これを補完し、修正するものである。

第2節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災対法 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)
- (2) 災害救助法 (昭和22年法律第118号)
- (3) 県 茨城県
- (4) 市 神栖市
- (5) 消防本部 鹿島地方事務組合消防本部

第3章 市の自然条件

第1節 地勢及び位置

本市は、関東ローム層に覆われた平坦地、沖積低地及び砂質土壌からなり、かつては日本4大砂丘の1つに数えられた孤立した鹿島砂丘が標高30m程度の高さで点在していたが、昭和30年代の後半から始まった世紀の大事業と言われた鹿島臨海工業地帯の造成に伴い姿を消し、市の地形はすっかり変貌した。

現在の地形は、大きくみて台地、砂州、砂丘、低湿地、浜の5つに区分される。

台地は市の北部に広がっており、12万年前の更新世中期末に海底から干上がってできた台地で、洪積台地といわれることもある。

砂州は、海拔5ないし6メートルの高度を示し、表層は薄い砂層で覆われているが、砂層の下は砂礫層で構成されている。

砂丘は「うづも」とも呼ばれており、神之池と共にかつては鹿島低地のシンボリック的存在であったが、現在は開発によってほとんどが失われている。この地域の砂丘は、その形成の過程からみて、古期砂丘Ⅰ、古期砂丘Ⅱ、新規砂丘の三つに区分することができる。

低湿地は、一般には高度も低く、地下水位が高いことから排水不良の土地で、古くから水田として利用されてきたところである。詳細にみると、やや高い高位の面と低い方の面に区別できる。鹿島灘に沿う新期砂丘と砂州の間には、後背湿地の発達が見られる。

浜及び浜堤は、海岸線に平行に、少なくとも二列の浜堤列があり、内陸側のものは飛砂に覆われ砂丘に変化しつつある。

東経140度39分、北緯35度53分、茨城県の最南東部に位置し、市域の面積は147.26km²であり、北東部一帯には、首都圏における主要な工業生産拠点である鹿島臨海工業地帯及び鹿島港が整備され、国内有数のコンビナートが形成されている。東側は太平洋の鹿島灘、北西は鹿嶋市、潮来市に、南西は利根川を経て千葉県銚子市、東庄町、香取市に隣接し、利根川にはさまれた南北の細長い形状をしている。

市を南北に走る国道124号線に接する溝口地区には、市役所など公共機関が集中し、大野原、知手地区が商業の核となっている。また、国道124号線に接続する県道50号水戸神栖線によって東関東自動車道を経由して成田国際空港及び東京都心部につながっている。中央部は県道深芝浜・波崎線、海岸部を通る市道1－9号線(シーサイド道路)が南北に長い市域の交通を補完している。

第2節 地質

神栖市の地質は、比較的浅い部分には、砂や砂礫からなる部分が多く、ときには固結度の低い泥層がはさまれていたりする。さらに深い部分では、よく締まった緻密な砂層や泥層がでてくることが多い。

本市を含む鹿島低地の地質層序は、次のとおりである。

地質層序表(波線は不整合を示す。)

年	代	時	代	地 層			
1 万年前	世 新	息 栖 層	最 上 部 層	新 期 砂 丘 砂 層			
				最 上 部 砂 泥 層			

1	更 新 世	古 期 砂 丘 砂 層	上 部 層	上 部 砂 礫 層
			上 部 泥 層	
			下 部 砂 礫 層	
			下 部 泥 層	
			関 東 口 一 ム 層	
			成 田 層	
10			藪 層	
20			地 蔵 堂 層	
			笠 森 層	

第3節 気候

第1 気候

本市は太平洋に接し、気候は温和で気象災害は他市町村に比べて少ないほうである。冬は晴天の日が多く、北西の乾燥した季節風が卓越して、火災が発生しやすいが、風速は20mを超えることは極めて少なく、風による直接の被害はほとんどない。

夏は高温多湿、年間降雨量は1,300mmを超える程度で、各地の雨量と比較すると少ない地域に属する。また、東の海上には黒潮(暖流)が流れているため、冬は比較的暖かく、また、東海上沖合いで親潮(寒流)が合流するため、夏はしのぎやすい。

しかし、この寒流が冷害の原因となることもある。

気候は海洋性を示し、四季を通じて雨量が少なく寒暖差の少ない比較的温暖な地であり、年間平均気温は15.0℃である。

第2 災害の概況

本市における過去の主な風水害等の概要(昭和33年以降)は、次のとおりである。本市における主な風水害等としては、台風や低気圧による風水害のほか、竜巻、崖崩れ等がある。

年 月 日 (西暦)	風水害等の名称等	被害状況・その他
昭和33. 9. 27 (1958)	台風22号 (狩野川台風)	被害は全県で死者5名、負傷者18名、家屋全壊57戸、半壊104戸、非住家295戸、床上浸水329戸、床下浸水1,875戸、堤防決壊4、橋梁流失1、道路損壊134、山がけ崩れ45、水田冠水6,000町歩、畑地冠水638町歩
昭和34. 8. 14～16 (1959)	台風7号	利根川の増水85cm
昭和34. 11. 25 (1959)	低気圧(海難)	旧波崎町の漁船が遭難。死者2名、行方不明者26名
昭和36. 6. 28～30 (1961)	台風6号、梅雨前線	
昭和37. 7. 2	竜巻	

(1962)		
昭和40. 5. 28 (1965)	台風6号	
昭和42. 9. 14～15 (1967)	台風4号	最大瞬間風速32. 6m／秒を記録
昭和43. 12. 19 (1968)	低気圧(海難)	旧波崎町の漁船が遭難。死者4名，行方不明者14名，北の風最大瞬間風速25. 2m／秒を記録
昭和44. 3. 5 (1969)	低気圧(海難)	旧波崎町の漁船が遭難。死者1名，行方不明者9名
昭和46. 9. 8 (1971)	台風25号	7日夜から8日早朝にかけて風雨が強く，鹿島地方を中心にかなりの被害
昭和47. 9. 15～17 (1972)	台風20号	波崎町営住宅の破損及び太田地区東町地区で家屋の浸水
昭和47. 12. 24 (1972)	大雨	
昭和50. 10. 5 (1975)	台風	床下浸水，道路冠水
昭和51. 5. 7 (1976)	雷害	落雷により死者1名，負傷者1名
昭和52. 9. 19 (1977)	台風11号	全県における主な被害は，死者4名，負傷者6名，床上浸水370戸，床下浸水1, 364戸，道路損壊6，山(ガケ)くずれ12
昭和54. 10. 19 (1979)	台風20号	全県における被害は，死者1名，住家全壊3戸，一部損壊14戸，床上浸水347戸，床下浸水781戸，電柱折損113本，農水産物被害69億円等
昭和55. 9. 10 (1980)	台風13号	集中豪雨
昭和56. 8. 22 (1981)	台風15号	利根川上流の大雨のため，利根川の水が小貝川に逆流して，24日2時ごろに小貝川の堤防が決壊
昭和57. 9. 12 (1982)	台風18号	
昭和58. 9. 25 (1983)	大雨	
昭和60. 6. 30 (1985)	台風6号	ビニールハウス全半壊等被害面積32. 9ha
昭和61. 8. 4～6 (1986)	台風10号	強い雨雲を伴った台風第10号及びその後の低気圧の影響で，8月4日から5日早朝にかけて，県内各地に記録的な大雨が降り，河川の溢水，決壊が相次ぎ，県内全域にわたり被害が生じた。人的被害では，4人が死亡し14人が負傷した。また，物的被害では，住家の全壊8戸，半壊20戸をはじめ床上浸水6, 980戸，床下浸水8, 029戸に及び，文教施設，農林水産業施設，公共土木施設等も多大な被害を受けた。
平成元. 8. 1 (1989)	大雨	床上浸水1件，床下浸水6件，道路冠水5箇所

〃 . 8. 5～7 (1989)	台風13号	県内では5日午後から南部を中心に北東の風が強まり、水戸では最大瞬間風速31.6m/s(6日)を記録した。被害は、住宅被害(全壊5, 半壊1, 一部損壊1, 床上浸水87, 床下浸水250), 道路破壊48, 崖崩れ5, 堤防決壊1, 橋梁流失等4, 農業被害約1億3千万円, 林業被害約1億3千万円, 水産被害3千万円
平成3. 9. 18～21 (1991)	台風18号	県内では18日午後から雨が降り始め, 19日を中心に大雨となった。被害は負傷者2名, 住家被害(全壊3, 半壊24, 一部損壊47, 床上浸水466, 床下浸水2,782), 非住家被害214, がけ崩れ424, 道路被害1,043, 農作物の被害約37億9千万円(秋雨前線による影響を含む。)
〃 . 10. 10～13 (1991)	台風21号	県内では10日夜半前から雨が降り始め, 11日朝のうちから13日夕方にかけて大雨となった。被害は住家被害(一部損壊5, 床上浸水31, 床下浸水506), 非住家被害(全壊1, 一部損壊2, 床上浸水4, 床下浸水26), 道路被害41等
平成7. 9. 16～17 (1995)	台風12号	総雨量は鹿嶋で294mm, 鉾田で185mmを記録した。被害は住家被害(半壊1, 一部損壊39, 床下浸水28), 非住家被害26等
平成8. 9. 22～23 (1996)	台風17号	21日本州付近に秋雨前線が停滞し, 22日日中から夜にかけて北東進後三陸沖に進んだ台風の影響で県内は大雨と強風となった。被害は死者1名, 負傷者13名, 住家被害(全壊2, 半壊12, 一部損壊263, 床上浸水18, 床下浸水450), 非住家被害28, 田畑冠水約2,200ha等
平成11. 10. 27 (1999)	大雨	床上浸水13件, 床下浸水41件, 道路冠水16箇所
平成12. 9. 24 (2000)	大雨	床下浸水12件, 道路冠水2箇所
平成13. 8. 21 (2001)	台風11号	床下浸水5件, 道路冠水2箇所, 停電300世帯
〃 . 10. 10 (2001)	大雨	床下浸水20件, 道路冠水7箇所
平成14. 7. 9～11 (2002)	台風6号	台風は室戸岬沖から本州の南海上を進み, 11日に千葉県富津市付近に上陸後房総半島を横断し, 茨城県沿岸を北上した。この影響により県内は大雨に見舞われ, 9日13時から11日9時までの総雨量は花園で307mmを記録するなど, 県北山沿いを中心に150～280mmの雨を観測した。また, これと併せて栃木県での大雨により那珂川の水位が上昇し, 水府橋観測所では危険水位を1m以上超えた。被害は, 住家被害(一部損壊1, 床上浸水14, 床下浸水45等)。
〃 . 10. 1 (2002)	台風21号	三浦半島を通過した台風は, 1日の夜神奈川県川崎市付近に上陸後, 茨城県を横断し東北地方の太平洋側を北上した。台風の接近・通過に伴い, 県内は1日18時頃から東～南東の風が強まり, 22時頃から西～南西の風に変

		わった。台風が県内を通過した21～22時頃には15m/sの強風が吹き荒れ、潮来市及び鹿嶋市においては電力用鉄塔の倒壊が発生した。その他の被害は負傷者16名、住家被害(半壊10, 一部損壊682, 床下浸水2), 非住家被害227, 停電99, 584戸等。
平成15. 10. 13 (2003)	突風 (ダウンバースト)	当時、鹿島港の港湾事務所の風速計データによると、15時前は風が非常に弱く、15時30分頃に急に強くなり瞬間風速45mとなった。死者2名、負傷者7名、住家被害(10), 大型クレーン倒壊等。
平成16. 8. 30～31 (2004)	台風16号	日本海を北東に進んだ台風の影響により、31日午前中には県内全域で強風が吹き、最大瞬間風速は水戸で25.5m/sを観測した。被害は負傷者3名等。
〃 . 10. 9 (2004)	台風22号	台風は伊豆半島に上陸後、千葉市付近から茨城県南部を通過したため、県内全域で強風・大雨となり、総雨量は鹿嶋で259mm、江戸崎で211mmを記録するなど、県南部で200mmを超す大雨となった。被害は負傷者6名、住家被害(一部損壊50, 床上浸水9, 床下浸水156), 非住家被害4等。
〃 . 10. 20～21 (2004)	台風23号	台風は高知県に上陸後、関東甲信地方を経て茨城県南部を通過し太平洋に抜けた。その影響により総雨量は県全域で150mm～200mmの大雨となり、協和で206mm、笠間で201mmを記録した。被害は負傷者2名、住家被害(一部損壊2, 床上浸水9, 床下浸水210), 非住家被害128, 田畑流失・埋没約5,250ha, 田畑冠水約940ha等)。
平成18. 10. 6～8 (2006)	大雨	本州の南岸に停滞した前線の活動が、台風第16号の接近に伴い活発になるとともに四国沖で前線上に発生した低気圧が急速に発達しながら本州の太平洋沿岸を北上したため、関東地方から北海道地方にかけての太平洋側で最大風速25m/sを超える暴風となった。各地で降り始めからの総降水量が250mmを超える大雨となり、茨城県での被害は死者・行方不明者10名、負傷者6名、住家被害(床上浸水8), また、既往最大の潮位と潮位偏差を記録し、鹿島港では貨物船の走錨事故があり、日川浜に座礁した。
〃 . 10. 24～26 (2006)	大雨	茨城県での負傷者1名、住家被害(床上浸水6)
平成19. 9. 6～7 (2007)	台風9号	台風は静岡県伊豆半島南部に上陸すると、徐々に勢力を弱めながら関東地方から東北地方を縦断し、北海道に再上陸した。この台風により、関東甲信地方から北海道にかけて大雨となった。茨城県での被害は、負傷者10名、住家被害(半壊1, 床上浸水21)。

平成20. 8. 28～30 (2008)	大雨	低気圧が日本の南海上に進んだ28日から31日にかけては、本州付近に停滞した前線に向かって南から非常に湿った空気の流れ込みが強まり、大気の状態が不安定となって、全国的に記録的な大雨となった。茨城県での住家被害(床上浸水65)。

第4節 本県に被害をもたらす可能性のある地震と津波

第1 地震

1 首都直下地震

首都直下地震については、これまで平成17年9月に中央防災会議で決定された「首都直下地震対策大綱」に基づき諸施策が講じられてきた。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を受け、首都直下地震対策について、地震モデルから改めて見直しを行い、被害発生についてあらゆる可能性を直視し、より厳しい事態を想定することが必要となった。そこで、中央防災会議の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、地震モデルと首都直下地震対策の検討が行われ、平成25年12月に「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」が取りまとめられた。

首都及びその周辺地域は、南方からフィリピン海プレートが北米プレートの下に沈み込み、これらのプレートの下に東方から太平洋プレートが沈み込む特徴的で複雑なプレート構造を成す領域に位置しており、この地域で発生する地震の様相は極めて多様である。そのため、上記最終報告では、様々なタイプの地震を想定して検討が行われている。そのうち、茨城県に影響を及ぼす地震としては、茨城県南部地震（マグニチュード7.3）が想定されている。

2 三陸沖から房総沖にかけての地震

茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震）については、茨城県及び福島県沖の海溝寄り部分では、複数の領域を震源域とした地震の発生可能性があるとされており、発生した場合は、マグニチュード(Mt) 8.6～9.0と地震調査研究推進本部により推定されている。

3 南海トラフ地震

南海トラフ地震については、これまで、その地震発生の切迫性等の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて諸計画を策定し、個別に対策を進めてきたが、東海地震が発生していない現状に鑑み、最新の科学的な知見を踏まえて、南海トラフ沿いで東海、東南海、南海地震が同時に発生することを想定し「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定することが必要となり、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において検討が進められ、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定された。特に津波については、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大規模の津波」を想定した結果、津波高10m以上の巨大な津波が13都県にわたる広い範囲で襲来することが想定されることとなった。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられている。

4 その他

上記以外の地震についても、過去には、茨城県南部、茨城県沖、福島県沖で震度5を記録し被害が発生しており、発生確率については算出されていないが、太平洋プレート内部での周期の短い強震動の地震も想定されている。しかし、地震発生の切迫性を判断することは困難であり、今後の研究成果を待つ状況にある。

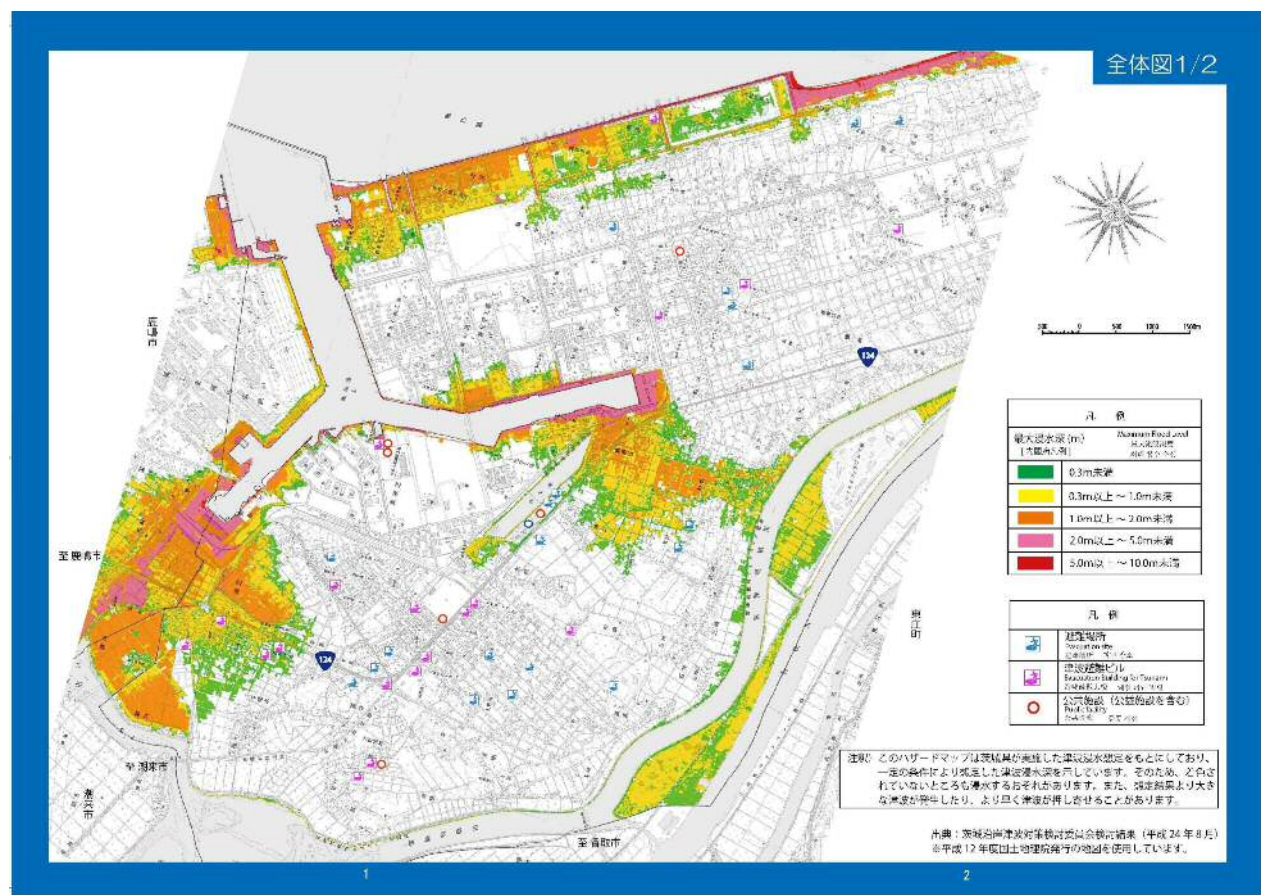
第2 津波

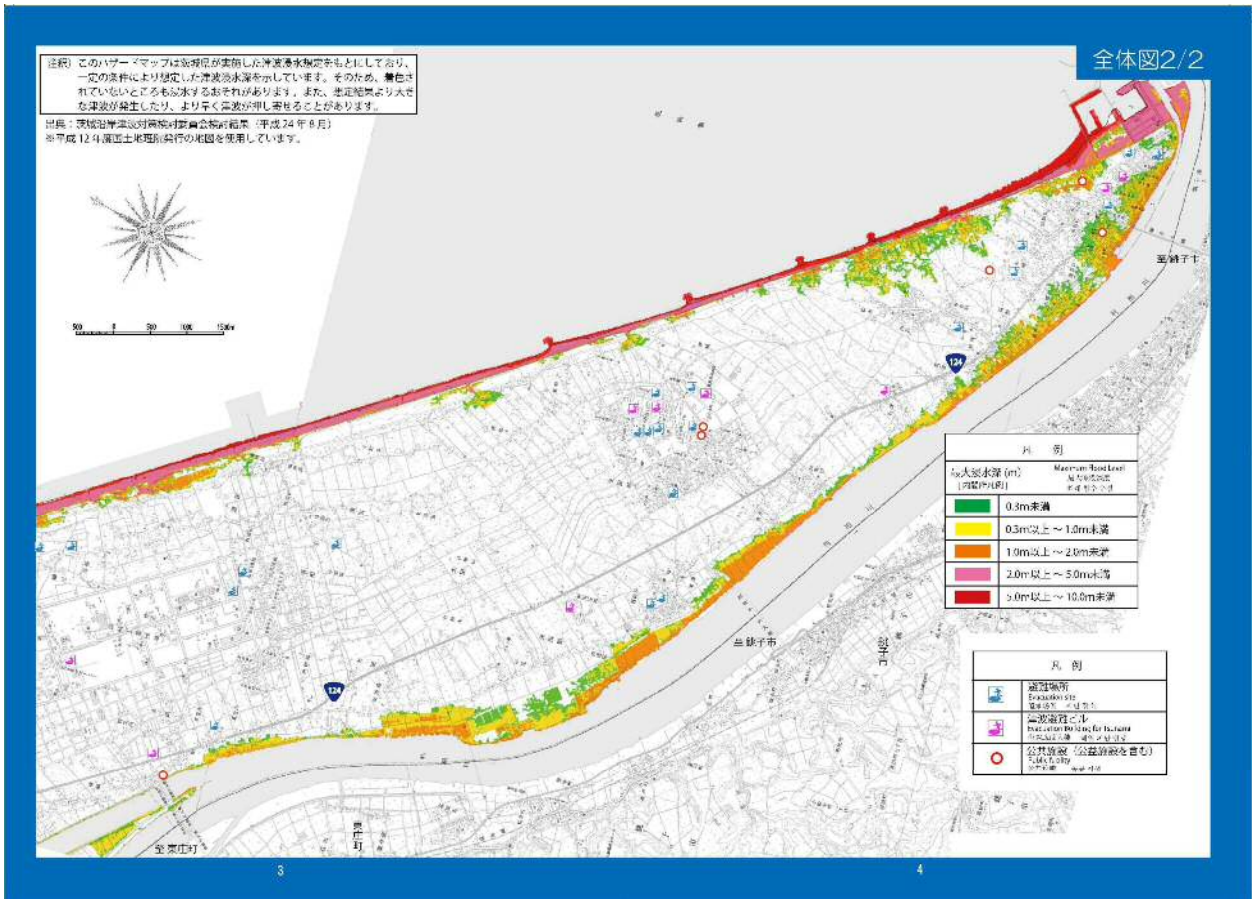
平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震による甚大な津波被害を踏まえ、茨城県では平成23年9月に内閣府中央防災会議専門調査会で報告された「新たな津波対策の考え方」を反映した津波シミュレーションを実施し、最大クラスの津波(L2津波)による津波浸水想定を公表した。

L2津波とは、発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波をいい、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、平成23年の東北地方太平洋沖地震による津波はこれに相当する。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度が高い(数十年から百数十年)津波をL1津波という。

津波シミュレーションは、東北太平洋沖地震による津波のほか、延宝房総沖地震津波(1677年)、元禄地震津波(1703年)、チリ地震津波(1960年)、などを波源とし実施されている。

これによると、神栖市の地域では、鹿島港周辺や波崎漁港周辺において津波浸水区域が大きくなっているほか、利根川沿いにも津波が遡上すると想定されている。





本市の津波浸水想定

神栖市付近の既往の地震・津波の概要は、次のとおりである。

年 月 日 (西暦)	地震等の名称等	被害状況・その他	マグニ チュード
延暦18. 9. 18 (789)	常陸	三陸地震津波の余波か	
建久3. 1. 15 (1192)	常陸鹿島	鳴動	
応永9. 9. 6 (1402)	常陸多賀郡	津波	
永禄6. 2. 28 (1563)	常陸、磐城、下野	地震	
永禄6. 12. 27 (1563)	常陸、磐城、下野	地震	
延宝4. (1676)	常陸、磐城、陸奥	津波、屋舎流出、人畜溺死	
延宝5. 11. 4 (1677)	常陸、磐城、尾張	M7. 4、津波、流死千数百	M≒8. 0
元禄7. (1694)	常陸水戸	地震	
元禄16. 12. 31 (1703)	安房、上総、武蔵、相模	地震、房総半島被害大	
享和元. 5. 26	上総久留里	地震、民家倒壊多し、城内櫓塀破損	

(1801)			
安政2. 11. 22 (1855)	下総西部, 江戸	地震, 江戸, 死者7千~1万, 下町被害大	
明治28. 1. 18 (1895)	利根川下流域	M7. 3, 家屋全壊51, 死者5, 霞ヶ浦被害大	7. 2
明治29. 1. 9 (1896)		水戸付近壁落ちる	7. 3
明治42. 3. 13 (1909)	房総沖	M7. 7, 強震2回, 房総東京湾被害少	
大正10. 12. 8 (1921)	竜ヶ崎付近		7. 0
大正12. 1. 14 (1923)	下総西北隈	M6. 3, 東京にて上水路の堤決壊	6. 1
大正12. 9. 1 (1923)	関東南部	M7. 9, 全潰128, 266, 半潰126, 233, 焼失447, 128, 流失868, 死者99, 331	7. 9
昭和2. 7. 30 (1927)	鹿島灘		
昭和3. 2. 12 (1928)	県南西部		
昭和5. 5. 1 (1930)	九十九里浜		
昭和5. 6. 1 (1930)	那珂川下流域	被害大	6. 5
昭和6. 9. 21 (1931)	西埼玉強震		6. 9
昭和8. 3. 3 (1933)	三陸沖強震		
昭和12. 7. 27 (1937)	金華山東方沖		
昭和13. 5. 23 (1938)	磐城沖	茨城, 福島両県で煙突, 土壁等被害	7. 0
昭和13. 9. 22 (1938)	鹿島灘		6. 5
昭和13. 11. 5 (1938)	磐城沖	軽微な津波あり家屋全潰20, 死者1, 傷9	7. 5
昭和13. 11. 6 (1938)	磐城沖		
昭和16. 11. 26 (1941)	鹿島灘		
昭和17. 9. 9 (1942)	鹿島灘		
昭和18. 7. 1 (1943)	県南西部		
昭和24. 12. 26 (1949)	今市市		
昭和27. 8. 16	那珂川下流		

(1952)			
昭和28. 11. 26 (1953)	房総半島南東沖	小津波(銚子で3m)	8. 3
昭和29. 1. 27 (1954)	県南西部		
昭和30. 12. 18 (1955)	筑波山付近		
昭和31. 2. 14 (1956)	千葉県西部	東京で小被害	6. 0
昭和31. 9. 30 (1956)	千葉県中部	傷4, 半潰2, 小被害あり	6. 7
昭和34. 12. 12 (1959)	福島県沖		
昭和35. 5. 23 (1960)	チリ地震	南米・チリ共和国でマグニチュード9. 5という世界最大規模の地震が発生。地震直後にハワイ地磁気観測所から日本政府にも地震の情報と同時に津波警報が伝えられたが、日本の津波警報が発令になったのが津波襲来後となった。三陸沖を中心に我が国の被害は死者行方不明142名, 負傷者855名, 建物被害46, 000棟, 罹災者147, 898名, 罹災世帯31, 120世帯, 船舶被害2, 428隻, 道路損壊45箇所, 橋梁流失14箇所, 堤防決壊34箇所などのほか, 養殖, 定置網などさまざま地域で大きな被害を出した。	9. 5
昭和38. 5. 8 (1963)	茨城県沖		
昭和40. 9. 18 (1965)	茨城県沖		
昭和41. 4. 3 (1966)	茨城県沖		
昭和43. 7. 1 (1968)	埼玉県中部		
昭和46. 1. 6 (1971)	茨城県沖		
昭和47. 2. 29 (1972)	八丈島近海		
昭和48. 7. 20 (1973)	茨城県沖		
昭和49. 7. 8 (1974)	茨城県沖		
昭和49. 8. 5 (1974)	埼玉県中部		
昭和51. 10. 6 (1976)	福島県沖		
昭和52. 4. 19	茨城県沖		

(1977)			
昭和52. 10. 5 (1977)	茨城県西部		
昭和52. 12. 17 (1977)	茨城県沖		
昭和53. 2. 20 (1978)	宮城県沖		
昭和53. 6. 12 (1978)	宮城県沖		
昭和55. 9. 24 (1980)	茨城県南西部		
昭和55. 10. 9 (1980)	茨城県沖		
昭和56. 1. 28 (1981)	茨城県南西部		
昭和62. 12. 17 (1987)	千葉県東方沖		6. 7
平成12. 7. 21 (2000)	茨城県沖	県内で住家一部損壊2	6. 4
平成14. 2. 12 (2002)	茨城県沖	負傷1, 建物被害12棟	5. 7
平成14. 6. 14 (2002)	茨城県南部	負傷1, 建物被害8棟, 塀倒壊5	4. 9
平成15. 11. 15 (2003)	茨城県沖	負傷1	5. 8
平成16. 10. 6 (2004)	茨城県南部	被害なし	5. 7
平成17. 2. 16 (2005)	茨城県南部	負傷7	5. 4
平成17. 4. 11 (2005)	千葉県北東部	被害なし	6. 1
平成17. 8. 16 (2005)	宮城県沖	被害なし	7. 2
平成17. 10. 19 (2005)	茨城県沖	負傷1	6. 3
平成20. 5. 8 (2008)	茨城県沖	水戸市で震度5弱を記録。常総市で軽傷者1名, 下妻市で6棟, 土浦市で1棟が住家一部破損	7. 0
平成20. 7. 5 (2008)	茨城県沖	日立市で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。	5. 2
平成23. 3. 11 (2011)	三陸沖～茨城県沖	三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード9. 0の巨大地震が発生(神栖市で震度6弱)。この地震に伴う大津波が発生した。茨城県内8市で震度6強, 21市町村で震度6弱を観測。同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7. 7)が発生し, 鉾田市で6強, 神栖市で6弱を観測。 人的被害: 死者24名, 行方不明者1名, 重症33名, 軽症674名	9. 0

		住家被害：全壊3,070棟，半壊23,988棟，一部 損壊173,624棟 床上浸水1,719棟，床下浸水711棟(平成24年2 月3日現在)	

第5節 首都直下地震に対する対応

第1 首都直下地震対策特別措置法

これまで首都直下地震対策については、平成17年9月に中央防災会議で決定された「首都直下地震対策大綱」に基づき諸施策が講じられてきた。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を受け、首都直下地震対策について、地震モデルから改めて見直しを行い、被害発生についてあらゆる可能性を直視し、より厳しい事態を想定することが必要となった。そこで、中央防災会議の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、地震モデルと首都直下地震対策の検討が行われ、平成25年12月に「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」が取りまとめられた。それを受けて、平成25年11月に首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「首都直下地震対策特別措置法」が制定され、同年12月に施行された。

第2 首都直下地震緊急対策区域

首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、内閣総理大臣が、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、「首都直下地震緊急対策区域（緊急対策区域）」として指定しており、本市も同区域に指定されている。

第3 特定緊急対策事業推進計画

本市は緊急対策区域に指定されているため、首都直下地震対策特別措置法第24条に基づき、避難施設や防災施設等の整備に関連して、特定緊急対策事業（建築基準法の特例、補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続きの特例の適用を受ける事業）の実施の必要性がある場合には、特定緊急対策事業の実施又はその実施の促進による首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るための計画（特定緊急対策事業推進計画）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

第6節 南海トラフ地震に対する対応

第1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

これまでの南海トラフ地震対策については、平成14年7月に制定された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「東南海・南海法」という。）」を受けて、平成15年12月に中央防災会議で決定された「東南海・南海地震対策大綱」に基づき諸施策が講じられてきた。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に東南海・南海法が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）」に改正され、同年12月に施行された。

第2 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ法第3条に基づき、内閣総理大臣が、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（推進地域）に指定しており、本市も同地域に指定されている。

第3 南海トラフ地震防災対策推進計画

1 指定行政機関及び指定公共機関の防災業務計画への位置づけ

本市は推進地域に指定されているため、南海トラフ法第5条第1項に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は、防災業務計画において、下記の事項を記載した推進計画を定めなければならない。

＜推進計画に記載すべき事項＞

- ①避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、具体的な目標及び達成期間
- ②津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③防災訓練に関する事項
- ④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

2 地域防災計画への位置づけ

南海トラフ法第5条第2項に基づき、推進地域に指定された地方公共団体は、地域防災計画において上記の事項を定めるよう努めなければならないとされている。これらの事項については、本計画の第2編以降において位置づけられている。

第4章 市の社会条件

第1節 産業

第1 農業

昭和40年以前は農業従事者が就業人口の約70パーセントを占めていたが、工業地帯の造成に伴い年々減少し、現在は3パーセント程度である。

ピーマン、若松、千両は全国でも有数の生産地である。

第2 工業

鹿島臨海工業地帯は、鉄鋼・電力・石油化学などの基幹産業を中心に我が国を代表する生産拠点のひとつとなっている。平成22年工業統計によると、鹿島地区(鹿嶋市、潮来市、銚田市、神栖市、行方市)の製造品出荷額は2兆1,987億円に達し、このうち化学工業及び鉄鋼業が約7割を占めている。

第3 商業・サービス業

本市の商業は、堅調な人口増加と交通利便に支えられ、国道124号沿道及びその後背地を中心にロードサイド型店舗の出店が続いているが、その一方で、店舗同士の競合が激化している状況である。

第4 水産業

本市の水産業は、県内最大の漁業基地である波崎漁港を拠点として、全国でも有数の水揚げと水産加工生産量を誇っている。しかし、近年の水産業をとりまく情勢は、漁業資源の減少、輸入魚の増大による魚価の低迷、後継者不足と高齢化など、厳しい状況に直面している。

第2節 交通

第1 交通機関

本市の交通機関は、路線バスが運行され、近隣市や市内各地域を連絡している。さらに高速バスも運行されており、首都東京に直結し、利便性が確保されている。

第2 道路

国道124号が市の中心部を走っており、また、東関東自動車道の潮来ICにつながる県道50号水戸神栖線をはじめ7路線の県道が配置されている。

第3節 人口

本市の人口は、昭和42年以降、鹿島臨海工業地帯の造成や工場建設に伴い、企業等へ勤める県外からの転入者や地元出身者のUターン現象により急激な人口の増加があった。現在では工場の省人化などから人口の増加も鈍化の傾向にあるが、わずかながらも増加している。

一世帯あたりの人数は年々漸減傾向にあり、核家族化、少子化等の進行が見られる。また、高齢化については本市も例外ではなく、高齢化のひとつの指標である高齢者人口比率(総人口に占める65歳以上の割合)は年々高くなっている。

人口及び世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年 年齢	昭和 60年		平成 2年		平成 7年		平成 12年		平成 17年	平成 22年
	神栖町	波崎町	神栖町	波崎町	神栖町	波崎町	神栖町	波崎町	神栖市	神栖市
総人口 (人)	36,403	36,130	40,351	37,245	44,473	38,698	48,575	39,051	91,867	94,795
男(人)	18,543	18,228	20,647	18,711	23,127	19,523	25,333	19,586	47,030	48,773
女(人)	17,860	17,902	19,704	18,534	21,346	19,175	23,242	19,465	44,837	46,022
65歳以上(人)	2,510	3,148	3,161	3,736	4,020	4,710	5,087	5,926	13,104	16,274
高齢者 人口 比率 (%)	6.9	8.7	7.8	10.0	9.0	12.2	10.5	15.2	14.3	17.2
世帯数 (世帯)	10,806	9,830	12,638	10,708	15,257	11,921	17,938	12,560	33,366	35,901
1世帯 あたり 人員 (人)	3.4	3.7	3.2	3.5	2.9	3.2	2.7	3.1	2.8	2.6

(国勢調査)

第5章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1節 市

- (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 救助、防疫等災者の救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災市営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員、雇上
- (11) 災害時における交通、輸送の確保
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 災害対策に関する隣接自治体間の相互応援協力
- (15) 住民の自発的な防災活動の促進
- (16) ボランティアとの連携
- (17) 特定緊急対策事業推進計画の作成・申請

第2節 県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設，組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- (4) 災害の防御と拡大の防止
- (5) 救助，防疫等り災者の救助保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における社会秩序の維持
- (11) 災害対策要員の動員，雇上
- (12) 災害時における交通，輸送の確保
- (13) 被災施設の復旧
- (14) 市町村が処理する事務，事業の指導，指示，あっせん等
- (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

第3節 県の出先機関

1 鹿行県民センター

- (1) 災害情報の収集に関すること。
- (2) 県災害対策本部鹿行地方本部に関すること。

2 潮来保健所

- (1) 医療救護及び助産活動に関すること。
- (2) 医療施設の保全に関すること。
- (3) 防疫その他保健衛生に関すること。
- (4) 毒物、劇物に関すること。

3 潮来土木事務所

- (1) 県の所管する河川、道路及び橋梁の保全に関すること。
- (2) 水防活動の指導に関すること。
- (3) 県の所管する河川、道路等における障害物除去に関すること。

4 鹿行家畜保健衛生所

- (1) 災害時における管内区域の家畜に関する保健衛生対策に関すること。

5 鹿島港湾事務所

- (1) 港湾災害の未然防止に関すること。

6 鹿行水道事務所

- (1) 水源化施設等の防護及び応急措置に関すること。
- (2) 水圧の維持及び送水に関すること。

7 鹿島下水道事務所

- (1) 災害時における管区内の下水道の被害調査及び連絡調整に関すること。
- (2) 災害時における管区内の下水道の災害復旧に関すること。

8 銚田地域農業改良普及センター

- (1) 災害時における管区内の災害調査及び復旧対策に関すること。

※その他の県出先機関については、県地域防災計画を参照

第4節 警察

1 鹿嶋警察署

- (1) 災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。
- (2) 県警察本部との連携に関する事。
- (3) 防災関係機関との連携に関する事。
- (4) 県警察本部及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関する事。
- (6) 津波警報の伝達に関する事。

第5節 指定地方行政機関

1 関東農政局茨城農政事務所

- (1) ダム，堤防，ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。
- (2) 防災ダム，ため池，湖岸，堤防，土砂崩壊防止，農業用河川工作物，たん水防除，農地浸食防止等の施設の整備に関すること。
- (3) 災害時における種もみ，その他営農資材の確保に関すること。
- (4) 災害時における主要食糧の需給調整に関すること。
- (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
- (6) 災害時における農作物，蚕，家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
- (7) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
- (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。

2 関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所，利根川下流河川事務所

- (1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- (2) 公共施設等の整備に関すること。
- (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。
- (5) 水防活動，土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
- (6) 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- (7) 災害時における応急工事等に関すること。
- (8) 災害復旧工事の施工に関すること。

3 関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所

- (1) 港湾施設，海岸保全施設等の整備に関すること。
- (2) 港湾施設，海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること。
- (3) 港湾施設，海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。

4 関東運輸局茨城運輸支局鹿島海事事務所

- (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における自動車及び被災者，災害必要物資等の輸送調整に関すること。
- (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。

5 水戸地方気象台，鉾子地方気象台

- (1) 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表を行う。
- (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに，予報，通信等の施設及び設備の整備に努める。
- (3) 気象，地象(地震にあつては，発生した断層運動による地震動に限る)，水象の予報及び特別警報・警報・注意報，並びに台風，大雨，竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに，これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。
- (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について，緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して，技術的な支援・協力を行う。

- (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。
- (7) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

6 第三管区海上保安本部銚子海上保安部、鹿島海上保安署

- (1) 海難救助，海上警備，海上の安全確保に関すること。
- (2) 航路標識等の施設の保全に関すること。
- (3) 災害時における船舶による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

＊上記以外の指定地方行政機関については，県地域防災計画を参照

第6節 消防

1 鹿島地方事務組合消防本部

- (1) 消防力等の整備に関すること。
- (2) 防災のための調査研究に関すること。
- (3) 防災のための教育，訓練に関すること。
- (4) 災害の予防，警戒及び防ぎよに関すること。
- (5) 災害時における住民の避難，救助及び救急に関すること。

第7節 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- (2) 災害派遣計画の作成に関すること。
- (3) 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- (5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

第8節 指定公共機関

1 市内各郵便局

- (1) 被害者に対する郵政葉書等の無償交付に関すること。
- (2) 被害者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
- (4) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。
- (5) 災害寄付金の送金のための郵便為替の料金免除の取扱いに関すること。
- (6) 簡易生命保険資金による災害応急融資に関すること。

2 日本赤十字社茨城県支部

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
- (2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。
- (3) 義援金品の募集配布に関すること。

3 日本放送協会水戸放送局

- (1) 気象予報、警報等の周知徹底に関すること。
- (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。
- (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること。

4 東日本電信電話株式会社茨城支店

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

5 日本通運株式会社鹿島港支店

- (1) 救助物資輸送の協力に関すること。

6 東京電力株式会社茨城支店

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

7 KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

8 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

* 上記以外の指定公共機関については、県地域防災計画を参照

第9節 指定地方公共機関

1 茨城県土地改良事業団体連合会

各地土地改良区の水門，水路及びため池等の施設の整備，防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関すること。

2 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
- (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。

3 社団法人茨城県医師会，社団法人茨城県歯科医師会，社団法人茨城県薬剤師会，社団法人茨城県看護協会

- (1) 災害時における応急医療活動に関すること。

4 関東鉄道株式会社，社団法人茨城県トラック協会

- (1) 災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関すること。

5 社団法人茨城県高圧ガス保安協会鹿南支部

- (1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること。
- (2) 高圧ガス施設の自主点検，調査，巡視に関すること。
- (3) 高圧ガスの供給に関すること。
- (4) 行政機関，公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。

6 株式会社茨城新聞社，株式会社茨城放送

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知に関すること。
- (3) 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

＊上記以外の指定地方公共機関については，県地域防災計画を参照

第10節 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

1 しおさい農業協同組合，はさき漁業協同組合，神栖市商工会等の産業経済団体

- (1) 被害調査に関すること。
- (2) 物資，資材等の供給確保及び物価安定に関すること。
- (3) 融資希望者のとりまとめ，あっせん等に関すること。

2 鹿島医師会

- (1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。
- (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。

3 一般運輸事業者

- (1) 災害時における緊急輸送の確保に関すること。

4 危険物関係施設の管理者

- (1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。

5 神栖市社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
- (2) ボランティアの配置調整及び活動内容の指示等に関すること。
- (3) 生活福祉資金の貸付に関すること。

6 神栖市国際交流協会

- (1) 災害時における外国人に関する情報の収集に関すること。
- (2) 通訳ボランティアの受付等に関すること。

※資料編・防災関係機関の連絡先

第2編 予防計画

第1章 情報通信の備え

[担当課] 防災安全課，行政改革推進課，市民協働課

[関係機関] 社会福祉協議会

第1節 情報収集・伝達・広報

第1 計画の方針

災害発生時，災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため，市及び防災関係機関は，防災体制を整備し，正確な情報を迅速，的確に収集し，伝達するため通信施設等の整備に努め，防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

第2 市の活動体制の整備

市は，災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう，日頃より研修会等を通じ，職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに，市地域防災計画に基づき災害応急対策に関する活動要領(マニュアル)等の整備をする。

また，市は，災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう，情報交換を緊密に行うとともに，研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。

※マニュアル作成，研修会担当課 防災安全課

第3 情報通信ネットワークの整備

1 情報通信設備の多重化，多様化

さまざまな環境下にある住民や高齢者・障害者等の要配慮者，一時滞在者等に対して情報が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，伝達媒体の特性に応じた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。

情報媒体としては以下のようなものが挙げられる。

情報収集機能	情報発信機能
全国瞬時警報システム(J-ALERT)，テレビ，ラジオ，携帯電話(エリアメール機能も含む)，ワンセグ，ツイッター，防災ブログ，特災協無線，現地確認など	防災行政無線(同報，個別) テレビ，ラジオ(近隣コミュニティFM局等の協力を得る)，携帯電話(エリアメール機能も含む)，ホームページ，広報車，掲示板，新聞折り込みなど

(1) バックアップ化通信回線の多ルート化

制御装置の二重化等に努め，中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(2) 非常用電源の確保

地震時の停電に備え，バッテリー，無停電電源装置，自家発電設備，発電機燃料等の庁内確保に努める。

(3) 耐震化，免震化，耐浪化

通信設備全体に関して，強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに，特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。また，津波等の浸水を考慮し耐浪化処置を施すものとする。

(4) サーバーの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止，災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し，情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても，情報発信を継続できるよう，ミラーリング(代替)サーバの確保など，サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

※情報通信ネットワーク中心担当課 行政改革推進課

第4 情報通信設備の整備

1 市の情報通信設備

(1) 防災行政無線等

市は，住民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため，防災行政無線システム(同報無線，戸別受信機等)及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに，その伝達体制の充実を図るよう努める。

なお，市防災行政無線は，固定系により構成されている。設置状況は，資料編に掲げるものとする。

※資料編・市防災行政無線設置一覧

(2) 広報車

市民に対するきめ細かな防災情報の伝達を実施するため，広報車の整備充実を図るものとする。

広報車での伝達では，広報エリアや時間帯などの計画的実施，聞き取りやすいスピードや声質，言葉遣いなど日頃からの的確な情報伝達に努める。

(3) 消防無線

消防無線には周波数別に①市町村波，②救急波，③県内共通波，④全国共通波がある。特に，広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため，全国共通波の整備に努める。

(4) 非常・緊急通話用電話

市は，必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに，登録状況について管理し，関係機関との情報共有を図る。また，衛星携帯電話の使用について検討するものとする。

2 防災関係機関の情報通信設備

各防災関係機関が整備している専用通信設備としては，次のものがある。

(1) 県警察本部	警察無線設備
(2) 第三管区海上保安本部銚子海上保安部，鹿島海上保安署	海上保安庁通信設備
(3) 水戸地方気象台	気象通信設備
(4) 関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所，利根川下流河川事務所， 鹿島港湾・空港整備事務所	国土交通省無線設備
(5) 鹿島地方事務組合消防本部	消防無線
(6) 東京電力(株)茨城支店	東京電力通信設備
(7) N T T東日本(株)茨城支店	孤立防止対策用衛星設備

第5 防災情報システムの整備

1 防災情報システムの概要

県の防災情報システムは、気象情報、被害情報などの画像情報等多様な情報を一元的に収集管理し、防災センター等に提供するシステムである。

なお、災害対策に関する情報の入出力は防災センターのほか、鹿行県民センター、潮来土木事務所、市、消防本部等で行うことができる。

このシステムにより、必要な情報が正確・迅速に伝達されるようになり、より迅速・的確な防災対策を講じることが可能である。

2 防災情報システムの機能

防災情報システムの主な機能は、次のとおりである。

- (1) 気象情報システム(予・警報、地震情報等)
- (2) 被害情報システム(人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等)
- (3) 防災地図システム(各被害情報に基づく地図作成)
- (4) 広報資料編集システム
- (5) 行政事務伝達システム

3 防災情報システムの平常時の活用

防災センター及び防災情報システムの整備を踏まえ、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

(1) アマチュア無線ボランティアの確保

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「受け入れ窓口」を社会福祉協議会に設置しアマチュア無線ボランティアの確保に努めると共に、平時より横の連携の強化や防災訓練等の参加を呼び掛ける。

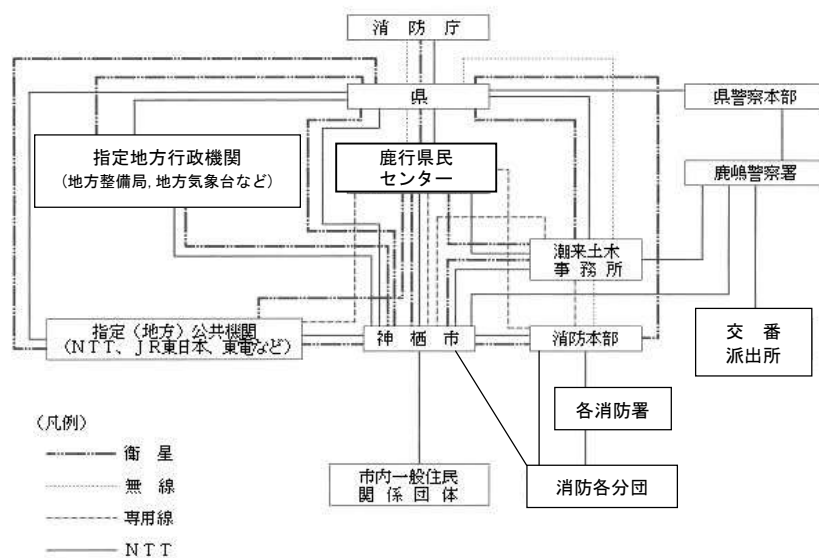
※アマチュア無線受け入れ窓口 社会福祉協議会

(2) 漁業無線の活用

市は、はさき漁業協働組合無線局の協力を得て、災害時において漁業無線を活用できるよう連絡体制を整備する。

(3) 通信連絡系統図の作成

関係機関との連絡のため、利用系統を検討し、通信連絡系統図を作成しておくものとする。なお、この系統図は関係先、利用できる通信施設(有・無線)が一目瞭然にわかるようなものとする。



第2章 災害用資材、機材等の備え

[担当課] 契約管財課

[関係機関] ー

第1節 物資機材備蓄・点検

第1 物資機材備蓄・点検の方針

災害時における災害応急対策に必要な資器材等が、直ちにその機能を有効、適切に発揮できるよう、平素から点検整備に努めるものとする。

また、資器材の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、確認しておくものとする。

第2 水防に必要な備蓄資器材

災害時に有効、適切に使用できるよう、常に水防に必要な災害用備蓄資器材の整備、充実に努めるとともに、適時点検を行い保管に万全を期するものとする。

なお、水防用資器材は、市内10箇所にある水防倉庫に整備されている。整備状況は、第3編第18章「水害対策計画」に定めるとおりである。

第2節 燃料不足の備え

第1 燃料確保の方針

災害の発生に伴い、本市への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県や県石油業協同組合各支部等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を予め指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

※燃料調達担当課 契約管財課

第2 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

第3 重要施設・災害応急対策車両等の指定

市及び防災関係機関等は、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、予め指定しておく。
また、指定車両には標章を作成するなど、当該車両が確認できるよう備えること。

第4 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

第3章 被災者支援のための備え

[担当課] 契約管財課，防災安全課，開発指導課，水道課，環境課

[関係機関] ー

第1節 避難施設の整備

第1 計画の方針

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

第2 避難施設の整備

1 避難場所の指定・整備

市では既に避難場所を定めるとともに、防災機能を備えた総合公園の整備を進めているが、切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための「指定避難所」を明確に区別し、必要に応じて既存の避難場所の見直しを行う。

(1) 指定緊急避難場所

市は、以下の基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定するものとする。指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。また、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を、県に通知するとともに、公示するものとする。

<指定緊急避難場所の指定基準>

①管理条件

- ・災害が切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること

②立地条件

- ・異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること
 - 津波，洪水，高潮の浸水想定区域外に立地
 - 土砂災害警戒区域外に立地

③構造条件

- ・当該避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること、また津波，洪水については、その水位よりも上に避難上有効なスペースがあること
- ・地震に対して安全な構造であること（建築基準法に基づく新耐震基準で建築されたもの、または耐震改修工事が完了しているもの）
- ・周辺に、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと

(2) 指定避難所

市は、以下の基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定するものとする。指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。また、指定避難所の指定をしたときは、その旨を、県に通知するとともに、公示するものとする。

＜指定避難所の指定基準＞

①規模条件

- ・避難のための立退きを行った居住者等又は被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること

②構造条件

- ・速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること

③立地条件

- ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること

④交通条件

- ・車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること

市は、避難場所へ避難する前に、組織的避難が円滑に行えるよう、一時的に集合・待機する場所として、一時避難場所（到達距離は1km以内を目安とし、付近に危険物等が蓄積されていない所とする）を町丁単位で検討し、地域で共有するよう支援するものとする。

なお、東日本大震災での教訓を踏まえ、津波避難施設として民間建築物等における津波避難ビル指定の協定締結を進める。また、既に指定している避難所についても、津波浸水想定等の結果を踏まえ見直しを実施する。

※資料編 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

2 避難路の確保

市は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定するものとする。さらに、市職員、警察官、消防職員、その他避難の処置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行に努めるものとする。

- | |
|--|
| (1) 避難道路はおおむね8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。 |
| (2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。 |
| (3) 避難道路は、相互に交差しないものとする。 |
| (4) 避難道路における夜間誘導灯の整備を図ること。 |

3 避難施設整備計画の作成

市は、県の助言及び指導を受け、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難経路等の整備に関する計画を作成する。

4 避難所の整備

(1) 避難所の耐震性の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。

(2) 避難所の整備

避難所の整備については、車椅子等でも支障のない出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮（パーテーション等）を積極的に行っていくものとする。さらに、外部から判りやすい場所にどの災害に有効かなどを明記した表示板を整備する。

(3) 愛玩動物の同行避難環境の整備

市は、平常時より愛玩動物の登録及び狂犬病予防注射を推進するとともに、災害時における愛玩動物救護対策の周知及び適正飼養等の啓発に努めるものとする。また、避難所に同行避難した愛玩動物の保管施設設置場所をあらかじめ検討・確認し、同行避難環境の整備に努める。

第3 避難所運営マニュアルの作成

市は、避難場所等の運営を円滑に実施するため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月、内閣府)」、「市町村避難所運営マニュアル基本モデル(平成26年3月、茨城県)」等に基づき、避難場所等の開設や運営に関するマニュアルを策定する。その際、男女共同参画の視点の反映をするとともに、避難の長期化や女性、子育て家庭、障害者、高齢者等に配慮した避難所運営について規定するものとする。

また、自治会、自主防災組織等の地域団体の協働による避難所運営組織の設置、役割等について明記し、地域団体、施設管理者及び市は、避難所運営マニュアルに基づき、平常時から避難所の開設・運営体制の整備に努めるものとする。

さらに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置や愛玩動物やUD^{※1}に配慮したマニュアルとする。

※1ユニバーサルデザイン=あらゆる人が利用できる施設・製品・情報のあり方

第4 避難所の組織体制と応援体制の整備

市は、平常時から関係部局等が協力して、「避難所運営準備会議(仮称)」を開催し、要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等(以下「要配慮者」という。)や在宅者への支援も視野に入れて連携し、災害時の対応や役割分担などについて定めるとともに、要員の確保、研修や訓練の実施に取り組むとともに、避難生活に不可欠な食料・飲料水、毛布等の物資確保体制を整備するものとする。

第5 指定避難所等の周知

市は、避難所として指定した施設について、広報紙等により地域住民に対し周知を図るとともに、防災の日等年1回以上は広報を行うなど、広報活動の徹底を図るものとする。また媒体種類については、要配慮者に配慮した避難所の周知方法を準備するとともに、指定した福祉避難所に関する情報を周知するものとする。

第6 避難所等における備蓄の推進

市は、避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄を検討しておくものとする。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成するものとする。その際、食物アレルギーの避難者にも配慮するとともに、避難所を運営する職員の食料等の確保についても検討するものとする。

第2節 被災者支援のための備え

第1 計画の方針

住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、市は、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄ならびに調達体制の整備を行っていくものとする。

市は、想定されるり災人口(平成18年3月末現在で4,600人)のおおむね3日分を目標として食料の備蓄に努めるものとする。その際、市役所倉庫、総合支所、大野原・うずも・平泉各コミュニティセンター、矢田部・若松各公民館を備蓄場所として整備に努めるものとする。

現在、市は市役所防災備蓄倉庫、大野原コミュニティセンター、うずもコミュニティセンター、平泉コミュニティセンター、波崎総合支所、矢田部公民館、若松公民館、はさき福祉センター、神栖中央公園(総合防災備蓄倉庫)、3箇所の総合病院及び市内各小中学校、県立高等学校にも食料及び飲料水を備蓄している。また、市内の中学校を特定避難場所として位置づけており、投光機や発電機などの資機材を近隣の避難場所の分も含めて備蓄している。なお、3箇所の総合病院と小中学校、県立高等学校には毛布や救急薬品等も備えている。今後も必要なとき直ちに配備できるよう、さらに準備を進めるものとする。

また、災害時において被災者に対する食料の供給が必要となった場合、米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、鹿行県民センター、関東農政局茨城農政事務所及び地域課、政府指定倉庫の責任者等との連絡・協力体制の整備を図っておくとともに避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。このほか、生産者、生活協同組合、しおさい農業協同組合その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努めることとする。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、温かいもの、軟らかなものあるいは粉ミルク等、高齢者や要配慮者等への配慮、アレルギー対策等をするものとする。

※調達体制中心担当課 契約管財課

避難所等の備蓄として必要とされる主なものは、次に示すとおりである。

- 1 食料(乾パン等)、飲料水
- 2 生活必需品
- 3 ラジオ
- 4 通信機材(衛星携帯電話、特設公衆電話、市町村防災行政無線を含む)
- 5 放送設備
- 6 照明設備(非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む)
- 7 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 8 給水用機材
- 9 救護所及び医療資機材(常備薬含む)
- 10 物資の集積所(備蓄倉庫等)
- 11 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ
- 12 工具類

- 13 非常用電源及び燃料
- 14 パーテーション等

第2 供給体制の制定

1 行動指針の作成

市が応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は、次のとおりとする。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直すものとする。

- ・ 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所(同一図面の複数の場所への保管場所を含む。)、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。
- ・ 県及び他の都道府県域から支援者、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。
- ・ 外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること。
集結場所、駐車場所、居留場所
職員と支援者の役割分担と連絡手段
- ・ 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。
緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
地震規模に応じた断水時期の目途
住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- ・ 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
指揮命令系統の整った支援班の編成
自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

2 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

市は、地震・津波により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、下記に示す応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行うものとする。

- (1) 安全な防災井戸の確保(環境課)
- (2) 給水タンク車(水道課)
- (3) 給水タンク(水道課)
- (4) 浄水器(防災安全課)
- (5) ポリ容器(水道課)
- (6) ポリ袋等(水道課)

3 検水体制の整備

市は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源を浄水処理した水について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておくものとする。なお、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、水質検査が行える体制を整備しておくものとする。

4 非常用井戸ポンプの整備

学校などでの公共施設にある既存井戸では、非常用井戸ポンプを整備し、電源確保が不可能な状態で

あっても給水が可能になる体制を整えておく。

第4章 医療救護活動への備え

[担当課] 社会福祉課，防災安全課，水道課

[関係機関] —

第1節 医療救護備蓄

第1 計画の方針

大規模災害においては、広域あるいは局地的に多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は、医療救護活動への備えを図る。その際、域外も含めた広域支援体制の構築に留意する。

第2 医療救護施設の耐震性の確保

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる神栖市保健福祉会館等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、耐震改修を行うと共にライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図る。

また、病院等医療救護施設においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震改修に努めるものとし、市はこれを促進する。

第3 災害用井戸等の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽(貯水槽)の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏洩防止対策を図るとともに、容量拡充を図ること。市は、病院に対して災害用井戸の整備あるいは受水槽の耐震化等を促進する。

第4 医療品等の確保

医療機関においては、定期的に医薬品の整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充する。また、市は、あらかじめ関係業者との協力体制を確立し、災害時に備えるものとする。

第5 医療・助産及び防疫に必要な備蓄資材、器材及び薬剤

医療・助産及び防疫用備蓄資器材の整備については、第3編第7章「救出・医療・救護活動」、第3編第10章「清掃・防疫・障害物の除去」の定めるところによる。

第2節 医療関係者の訓練

第1 医療関係者に対する訓練等の実施

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。防災訓練の実施にあたっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。また、医療関係団体は、病院、市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

第5章 緊急輸送への備え

[担当課] 防災安全課，道路整備課，企業・港湾振興課

[関係機関] —

第1節 輸送路・拠点施設

第1 計画の方針

災害による被害を最小限にとどめるためには，発災後の消防や人命救助，応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには，緊急通行車両の調達と，その交通経路(緊急交通経路)の確保のための道路啓開等を，災害発生後，迅速に行うことが望まれ，その事前対策として，緊急輸送道路を指定・整備し，道路啓開資機材，車両の調達体制及び緊急通行車両，船舶等の調達体制を整備していくものとする。

第2 緊急輸送道路の指定・整備の要請

県は，陸上，海上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため，地震被害想定結果や地域の現況等に基づいて，あらかじめ，隣接県の主要道路と，県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し，緊急輸送道路の指定を行っている。

市は，県指定の緊急輸送道路と災害対策本部，避難所，ヘリポート，救援物資集積場所等，防災重要拠点とを結ぶ市道について耐震強化を推進するとともに，緊急輸送道路に指定された施設の管理者に当該緊急道路の耐震強化の推進とその整備を要請するものとする。

※資料編・緊急輸送道路

第3 道路

1 道路建設上配慮すべき事項

- (1) 平面線形，できるだけ河川との接近や湿地，沼等を避ける。
- (2) 縦断線形，平たん地における切土法面はなるべくとらず，水田等を通過する場合，洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- (3) 横断こう配，路面水を速やかに側溝に流下させるに必要なこう配をとる。
- (4) 路側，横断構造物，切土部において法長が大きく，崩土のおそれのある箇所，盛土法面で常に水と接する部分(堤防併用)，水田を通る部分等にはコンクリート擁壁，間知石積を施し，法面の保護を図る。
- (5) 横断排水構造物は，洪水時に十分な排出の出来る通水断面とする。
- (6) 排水側溝，路面水を処理し，速やかに排水路に導き，地下水が高く路面排水困難な所は盲暗渠等を施す。

2 道路防災事業計画

災害防除事業等により，災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消を図るものとする。

第4 ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備

市は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議の上指定するとともに、緊急物資等の大量輸送機能を果たし得る港湾・漁港の整備の要請に努めるものとする。

港湾は緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、市は県と連携し、耐震強化岸壁の整備など国の計画と整合を図りながら促進を図る。

さらに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講じるものとする。

※資料編・ヘリコプター発着場

第5 車両等の調達体制の整備

市は、平常時より市有車両の定期点検等を実施し、現況を把握するとともに、災害時に緊急通行車両等の不足に備え、平素より輸送業者、船舶所有者を含めた関係団体との協定締結等の検討を図り、車両、船舶等の調達体制の整備に努めるものとする。

第6章 支援・受援の備え

[担当課] 防災安全課

[関係機関] —

第1節 相互支援・受援

第1 計画の方針

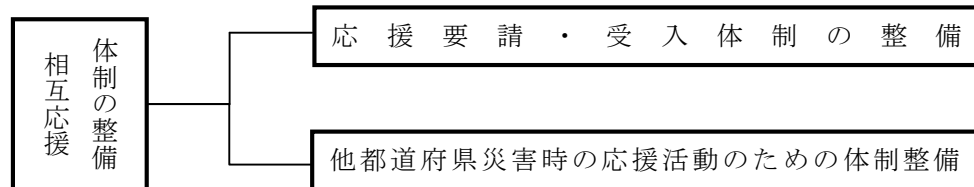
災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関等は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

第2 相互応援

1 広域的な相互応援体制の整備

大規模災害時には、市だけですべての対策を実施することは困難であり、また隣接する市町は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の市町のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

市は、本市の地域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するものとする。



2 自治体の相互応援

(1) 協定の締結

市は、地域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等に基づき、他市町村や県外の自治体との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については「広域一時滞在」など、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。また、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、県境にある自治体が隣接する県の自治体と行う「消防相互応援協定」を締結している。

(2) 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(3) 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、市の継続的な業務を図るためのBCP(業務継続計画)の策定を図りながら、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及び物資

の受け渡しのルールなどを示したマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村や医療機関との間で、訓練、情報交換等を実施すると共に、実施後の反省や次の訓練へ向けての前向きな話し合いの場を設け、年間を通しての訓練計画を立案する。

3 県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

4 公共的団体等との協力体制の確立

市は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して災害時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

第7章 災害に強いまちづくり

〔担当課〕 市民協働課，防災安全課，都市計画課，開発指導課，道路整備課

〔関係機関〕 教育委員会

第1節 防災まちづくり

第1 計画の方針

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、災害による被害を最小限にするために、防災まちづくりを進めることが重要である。防災まちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

なお、大規模な火事災害への備えへは第22章「大規模な火事災害対策計画」に準じるものとする。

※防災安全空間の総合的な計画策定担当課 防災安全課

第2 防災まちづくりの推進

1 防災まちづくり方針の策定

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主要内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これらを都市計画マスタープランへ位置づけている。

- (1) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- (4) 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整備事業，市街地再開発事業等の計画

上記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業，市街地再開発事業等の都市計画決定，地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用，建築物の不燃火等を総合的に推進する。

都市構造そのものを防火的に改造する目的をもって都市計画法の規定に基づき防火地域及び準防火地域の指定を受けるものとする。

現在市では、準防火地域として38.4haを指定している。

さらに平成23年の東日本大震災を踏まえ、その有効性が実証された海岸部の多重防御の推進を図ることとなり、市としては、防災緑地の整備を推進する。

2 防災活動拠点の整備

市は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

3 市街地開発の推進

本市には建設年度の古い木造住宅も存在するので、防災上危険な市街地の解消を図るため、計画地に地区計画制度や市街地再開発事業などを活用し面的整備事業を推進する。

4 緑地の整備

緑地は、火災の延焼防止や避難地として重要な役割を担っており、公共・公益施設や民間事業所での緑化推進を図るとともに、住宅地域においては、植樹等の措置を推進し、延焼の防止を図るものとする。

5 消防水利の整備

消防水利は、人員及び機械と共に消防の3要素の1つであるとともに、消防力の基幹である。迅速な初期消火活動を図るためにも、市内に点在するため池や河川の自然水利の効果的活用及び防火水槽、消火栓の不足地域への適切な設置を図るものとする。

※資料編・消防団組織及び水利関係

6 民間企業等との協力体制の整備

都市構造を構成しているインフラには、ライフライン施設等、民間企業の管理するものが多く、また、公共施設についても、その設計や施工等の多くは民間企業により実施されている。市は、防災まちづくりを円滑に実施するため、これらの関係する民間企業等と連携し、その協力体制を整備していくものとする。

7 住民主体の防災まちづくりの推進

防災まちづくりでは、個人の所有物の耐震化や不燃化又は市街地再開発等の市街地開発の実施、インフラ整備にあたっての用地取得等、住民の協力、合意なしでは円滑な実施はできない。よって、市は防災教育やまちづくり教育の機会において、住民に対し普及啓発を行い、住民の気運を高める措置を講じる。

また、災害等による災害の態様は同一ではなく、各地区の状況において、また災害の規模により様々である。

したがって、住民は地震等が発生した場合は、災害から自らを守り、お互いに地域で助け合う意識を高めるため、次の事項を事前、事後に行うものとする。

- (1) 家から最も近い避難所を2箇所以上確認しておき、避難所に至る経路についても複数の道路を設定しておくものとする。
- (2) 避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- (3) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- (4) 避難行動要支援者に対しては日頃から行政区（自主防災組織）等の構成員から地域支援者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ周知徹底しておく。

8 地区防災計画の提案

(1) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

また、地区居住者等は必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という）を作成し、これを素案として市防災会議に提案することができる「地区防災計画制度」を活用するなど、市と連携した防災活動を行うものとする。

(2) 地区防災計画の内容

地区防災計画で定める主な内容は、以下のとおりである。

- ①計画の対象範囲、活動体制
- ②地区居住者等が共同して行う防災訓練
- ③地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄
- ④災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援
- ⑤その他の当該地区における防災活動

(3) 計画提案の手続き

地区居住者等が共同して計画提案を行おうとする場合は、その全員の氏名及び住所を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて市防災会議に提出するものとする。

- ①地区防災計画の素案
- ②計画提案を行うことができる者であることを証する書類

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3 文教教育

市教育委員会は、私立学校設置者(幼稚園)とともに県教育委員会の指導・助言を受け、学校及びその他の教育機関(以下「学校等」という。)における幼児・児童・生徒等(以下「児童生徒等」という。)及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずるものとする。

1 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

市教育委員会は、災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

2 学校等施設・設備の災害予防措置

市教育委員会は、災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- (2) 校地等の選定・造成をする場合は、がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

3 文化財保護

防災施設・設備(収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針)の整備の促進を図る。なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

※資料編・指定文化財一覧

第2節 耐震化・不燃化

第1 計画の方針

地震等による建設物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化の推進を図る。特に既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震化を推進していくものとする。また、災害復旧時の根幹となる道路等の公共施設についても、あらかじめ被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

第2 建築物の耐震化の推進(県と連携し推進)

1 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

(1) 耐震診断マニュアルの作成

既存の耐震診断基準等の有効的な活用を図るため耐震診断技術マニュアル(木造編、鉄骨造編、鉄筋コンクリート造編)を整備し、市内の建築士による耐震診断の促進を図る。

(2) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

茨城県耐震改修促進計画に基づき県との連携を図りながら、住宅、多数の者が利用する建築物、公共施設の耐震化を推進する。特に市有施設については、耐震改修プログラムを策定し、計画的な耐震化を図る。

(3) 耐震診断基準の周知

市内の建築士による耐震診断の促進を図るため、県と連携し(財)日本建築防災協会発行の耐震診断基準及びその講習会等の案内・周知を行う。

(4) 住宅の耐震化の促進

地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、県が養成した木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

(5) 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、市民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

(6) 所有者等への指導等

特に、定期報告対象建築物(主に不特定多数の者が利用する建築物)の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

(7) 補助事業の推進

市が平成25年度から実施する補助事業である耐震設計をはじめ、耐震改修、耐震建て替えの各事業の推進を図る。

※耐震改修促進の担当課 開発指導課

2 応急危険度判定体制の充実

(1) 判定士の養成

余震等による2次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士を県で3,000人確保することを目指し、県と連携して推進を図る。

(2) 動員体制の整備

災害発生時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、市の応急危険度判定コーディネーターの養成、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。

3 被災宅地危険度判定体制の充実

(1) 判定士の養成

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を行う被災宅地判定士の養成を県と連携し推進する。

(2) 動員・実施体制の整備

災害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備推進を図る。

4 建築物の落下物対策の推進

(1) 一般建築物の落下物防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講ずる。

- 1) 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。
- 2) 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者または管理者に対し改修を指導する。
- 3) 建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。
- 4) 体育館等の大空間の建築物の所有者または管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

(2) ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀(石塀を含む)の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

- 1) 市は、市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。
- 2) 市は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- 3) 市は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- 4) 市は、ブロック塀を新設または改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(3) 自動販売機の転倒防止対策

市は、自動販売機の設置者、管理者に転倒危険性の点検及び対策を指導し、自動販売機転倒による人的被害、道路通行障害等の発生を防止する。

第3 建築物の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集し災害により多くの被害が生じるおそれのある38.4haに及ぶ地域において準防火地域の指定を行っている。

市は、建築物が密集し災害により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率が500%以上の商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

第4 建築物の液状化被害予防対策の推進

「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」においては以下の対策の推進が必要とされている。

- (1) 地盤改良、基礎杭の打設等の施設対策の推進
- (2) 液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備
- (3) 大規模開発での液状化対策にむけた連携、調整
- (4) 液状化による被害軽減のための調査研究

1 液状化予防対策

- (1) 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。
(根拠指定：建築基準法施行令第42条)
- (2) 小規模建築物(階数が3以下)を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

2 液状化対策工法

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導するものとする。

- ・ 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- ・ 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ・ 基礎杭を用いる。

市は、これらの内容を踏まえて、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を未然に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

また、地盤の液状化のおそれが予想される地域においては、建築物等の被害を未然に防止するため、地盤の液状化に関する知識の普及に努めるとともに、必要な対策を講ずるよう指導するものとする。

第5 防災対策拠点施設の耐震性の確保等

1 防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

災害時において災害対策本部が置かれる市役所や総合支所、避難所となる学校等施設、また病院等不特

定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

2 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物(以下「特定建築物」という。)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

市は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

また、市は、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

第6 土木施設の耐震化の推進

1 道路施設の耐震性の向上

緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、また円滑な消防活動の実施及びライフラインの安全性の向上のため、停車帯、路肩の整備、歩道等の拡幅の整備等を推進し、円滑な道路交通の確保に努めるものとする。

橋梁部については、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を推進する。

2 海岸、河川、砂防の耐震化の推進

市は、河川、砂防及び海岸管理関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い、適切な対応策を実施するよう県、国に要請していくとともに、当該施設の耐震化の状況に関する情報を入手し常に状況を把握するものとする。

3 ため池の耐震化の推進

市は、受益者の協力のもとにため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、耐震事業化の推進に努める。

第7 港湾・漁港の耐震化の推進

1 港湾

港湾の機能は麻痺することを回避し、大規模地震時等において復旧、復興の拠点として機能しうよう、鹿島港の整備を県に要請する。

(1) 耐震強化岸壁を含めた外港公共埠頭の整備

(2) 北公共埠頭全体の早期完成

2 漁港

漁港空間の持つ特性を活かしながら、災害時はもとより住民の生活や経済活動の復興にも貢献していくため、緊急物資を受入れる拠点として、又は被災地の復興支援拠点として活用できるよう、波崎漁港の整備を県に要請する。

(1) 地震・津波で被災を受けにくい構造など、漁港施設の耐震化

第8章 防災教育・防災訓練

[担当課] 行政改革推進課，防災安全課

[関係機関] 教育委員会

第1節 防災教育

第1 計画の方針

災害による被害を最小限にとどめるためには，市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め，災害から自らを守り，お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また，行政による「公助」，個々人の自覚に根ざした「自助」，地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる市民運動の展開が必要である。このため，市，防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。その際，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また，市及び防災関係機関は，市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり，災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努める。

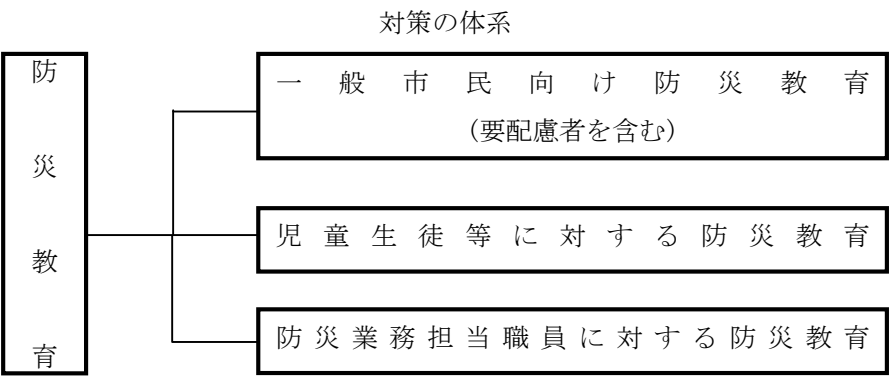
第2 留意点

1 体験重視の教育

テキスト中心の教育では十分な教育効果が得られにくいいため，できるだけ体験・参加型の教育が必要である。

2 幅広い教育

防災はすべてに関連のあるテーマであるため，学校教育，社会教育のあらゆる機会を通じて幅広い層に対する教育を実施していく必要がある。特に災害時の地域活動の中心となる自主防災組織，事業所を通じた教育が必要である。



第3 一般市民向けの防災教育

市民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努めることが求められるため、市及び防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、要配慮者においても積極的な訓練参加など、自助・共助・公助の啓蒙・徹底を図るものとする。

1 普及啓発すべき内容

市、防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果やハザード・マップ等などを示しながらその危険性を周知させるとともに、「迅速な避難」や「地域が協力し合った避難」を実現するため、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

(1) 普及すべき防災知識の内容

- 1) 災害時の危険性
- 2) 家庭での予防・安全対策
- 3) 特別警報・警報・注意報等の内容と発表時にとるべき行動
- 4) 避難場所及び避難路の位置、避難時や避難場所での行動
- 5) 避難準備(避難行動要支援者避難)情報、避難指示及び避難勧告の内容と早期避難の重要性
- 6) 自主防災組織等の地域での防災活動
- 7) 避難行動要支援者への支援協力
- 8) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報
- 9) 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずること

(2) 「自助」「共助」の推進

- 1) 概ね3日分に相当する量の食糧、及び飲料水、その他の生活必需物資等の備蓄非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるよう努める。
- 2) 家具・ブロック塀等の転倒防止対策、寝室等における家具の配置などについても見直しを推進する。
- 3) 災害時の家族内の連絡体制の確保、発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・システム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。
- 4) 地域で実施する防災訓練への積極的参加、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。
- 5) 気象庁は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせるために、緊急地震速報(警報)を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。市は、広報誌やホームページ等を通じて、緊急地震速報の活用を推進する。

(注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

- (3) 市は、水戸地方气象台や都道府県、その他防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害等が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説について、住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。

(4) 市は、緊急地震速報による大きな揺れの到達に先立ち気象庁から発表される「緊急地震速報」について、水戸地方気象台等が行う講習会等を利用してその特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。

(5) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努めるものとする。

(6) 防災関連設備等の準備

- 1) 非常用持出袋
- 2) 消火器等消火資機材
- 3) 住宅用火災警報器
- 4) その他防災関連設備等

(7) 避難場所等の周知

市は、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路・避難経路に関する事項、その他円滑な避難の確保のために必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

2 普及啓発手段

(1) 広報紙、パンフレット、避難マップの配布

市及び防災関係機関は、広報紙、パンフレット、避難マップ等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(2) 講習会等の開催

市及び防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(3) その他メディアの活用

- 1) テレビ・ラジオ局の番組の活用
- 2) ビデオ、フィルムの製作、貸出
- 3) データ放送の活用
- 4) インターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等)の活用
- 5) 地震体験車等の教育設備の貸出

3 防災基地の整備

防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地に防災教育の機能を有する設備の整備に努めるものとし、平常時の恒久的な防災教育の拠点とする。

第4 児童生徒等に対する防災教育

1 児童生徒等に対する防災教育

(1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)においては、各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

(2) 地理的要件など地域の実情に応じ、津波、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育

を行う。

- (3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、高学年が低学年を連れて避難するなど、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

2 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布および避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

取り組み事例

波崎小学校は、茨城県教育委員会の地域との連携による学校の防災力強化推進事業のモデル地区に選ばれており、県内では他に大貫小学校（大洗町）、東小沢小学校（日立市）、白山小学校（取手市）、江戸崎小学校（稲敷市）の4校がモデル地区となっている。

具体的な取り組みとして、チャレンジサバイバル（避難所生活体験）や講演会（東日本大震災 その時、釜石市は！ そして復興へ！）を開催した。



段ボール等を利用した生活スペースづくり



簡易ろ過装置で水づくり

第5 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、講習会、研修会等を毎年出水期前あるいは防災週間に実施し、防災教育の普及徹底を図る。職員に対する防災教育は、防災教育の内容を周知徹底させることを基本とし、次の項目について教育する。

- 1 気象・災害についての一般的知識
- 2 災対法を中心とした法令等の知識
- 3 災害対策本部の組織・任務分担
- 4 非常配備の基準・連絡方法
- 5 被害の調査方法・報告要領

第6 防災業務担当職員に対する防災教育

応急対策を実施する防災業務担当職員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

1 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災業務担当職員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

2 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

第2節 防災訓練

第1 計画の方針

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと災害発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2 留意点

1 実践的な訓練の実施

訓練実施の際にはリアリティーが大切である。安全性の確保は前提であるが、その範囲内で実践的な訓練環境を作り出し、体験することにより、災害対応力の強化を図る必要がある。

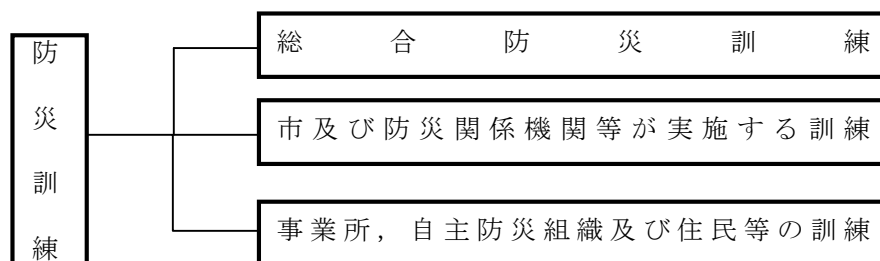
2 図上訓練による対策検証

具体的な状況想定に基づく図上での対策シミュレーションの実施は、市及び防災関係機関等の職員や事業所、市民など防災要員の計画内容の習熟に効果的であるばかりでなく、計画自体の検証、関係機関間での役割の明確化等の副次的な効果が高い。

3 地域の実状に即した訓練の実施

災害の被害は地域によりその様相が大きく異なる。そこで地盤，土地利用，建築物状況，道路状況，人口流動及び防災施設状況等の地域の特性を踏まえた訓練計画を作成していく必要がある。

対策の体系



第3 防災訓練

1 総合防災訓練

(1) 訓練種目

- 1) 災害対策本部設置，運営
- 2) 交通規制及び交通整理
- 3) 避難準備及び避難誘導，避難所の運営
- 4) 救出・救助，救護・応急医療
- 5) ライフライン復旧
- 6) 各種火災消火
- 7) 道路復旧，障害物排除

- 8) 緊急物資輸送
- 9) 無線による被害情報収集伝達
- 10) 要配慮者の支援(避難所への避難等)
- 11) 応急給水活動

また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(2) 訓練参加機関

市が主催して実施し、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者も含めた一般住民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他県との合同の訓練も含め実施する。

(3) 訓練結果の評価

訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行うものとする。

(4) 防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限するものとする。

2 市及び防災関係機関等が実施する訓練

(1) 避難訓練

1) 市による避難訓練

災害時における避難勧告及び立ち退き等の円滑、迅速、確実に期するため、市が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業所や要配慮者も含めた住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。

2) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

3) 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、定期的、継続的に非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(3) 通信訓練

市は、県と連携して災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。さらに、機器操作の簡易マニュアルの作成など通信訓練の実用性を高める。

(4) 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで河川危険箇所等洪水のおそれのある地域で実施する。

実施については、関係機関と緊密な連絡をとるものとし、また、必要と認める場合は他の関連する訓練と併せて実施する。

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 事業所(防火管理者)における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的の実施するものとする。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめ、鹿島地方事務組合消防本部等防災関係機関は、防災訓練に際して要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練、その他の自発的な防災活動への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

4 自主防災組織等による訓練

自主防災組織や事業所等は、初期消火、初期救出の重要性の認識の上に、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、非常時に有効な実践的訓練の推進を図る。

市は、訓練の際に防災関係に従事する市職員を派遣し、指導にあたるものとする。

非 常 時 に 有 効 な 訓 練 例
(1) 消火器、消火栓、可搬ポンプの取り扱い訓練
(2) 倒壊家屋等からの救出訓練
(3) 負傷者の手当及び救命訓練
(4) 飲料水の確保訓練(浄水器の使用)
(5) 炊き出し訓練
(6) 要配慮者の救出訓練

第9章 防災組織の活動

[担当課]、社会福祉課、防災安全課

[関係機関] 社会福祉協議会

第1節 防災組織等育成・連携

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含めた住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

第1 自主防災組織の育成・連携

1 自主防災組織の整備

本市においては、既に57の自主防災組織が結成されているが、それに加え、新たな自主防災組織結成へ向けた普及・啓発を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携・支援を積極的に行っていく。また、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ等の地域コミュニティによる民間防火組織の充実も図っていくものとする。

(1) 自主防災組織の編成

- 1) 市では平成24年4月1日現在57(波崎地区52, 神栖地区5)の自主防災組織が組織されている。今後、地域既存のコミュニティである自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けをするなど、更なる組織率の向上を図るものとする。
- 2) 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。
- 3) 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。

(2) 自主防災組織の活動内容

1) 平常時	ア 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 イ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険個所の点検・把握等 ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等 オ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

2) 発災時	ア 初期消火の実施 イ 情報の収集・伝達 ウ 救出・救護の実施及び協力 エ 集団避難の実施 オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力 カ 要配慮者の安全確保等

2 協力体制の整備

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

3 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

4 リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

5 女性参画の強化

プライバシーの保護の観点からも、今後は女性の参画を積極的に呼びかける。

第2 事業所防災体制の強化

1 防火管理体制の強化

学校・病院等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

また、複数の用途が存在し、管理権原者が複数名いる建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導するものとする。

2 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため、消防機関は危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導するものとする。また、県は社団法人茨城県高圧ガス保安協会鹿南支部に対し、防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し指導助言を与え、その育成強化を図るものとする。

第3 ボランティア組織の育成・連携

1 防災ボランティアの定義

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア(医療・防疫、語学、アマチュア無線)とに区分し、次の表に示す県、関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。

また、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

区 分	活 動 内 容	養成・登 録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一 般	炊き出し，食事の配布，水汲み，清掃，救援物資の仕分け・配布，情報の収集・提供，介護，手話等	養成有り 登録有り	県 (保健福祉部) 市	県社会福祉協議会 市社会福祉協議会
医 療 ・ 防 疫	医療活動(医師・看護師，臨床検査技師，診療放射線技師，作業療法士)，調剤業務，医薬品の仕分け・管理，消毒等の防疫指導(薬剤師)，健康管理・栄養指導(保健師，助産師，栄養士)，歯科診療(歯科医師，歯科衛生士，歯科技工士)，メンタルケア(精神保健福祉士，臨床心理士)，偉業類似行為業務の提供(あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師)	養成無し 登録無し	県 (保健福祉部)	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会
語 学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県 (生活環境部)	国際交流協会
ア マ チ ュ ア 無 線	非常通信	養成無し 登録無し	県 (生活環境部) 市	茨城地区非常通信 協議会 市社会福祉協議会

なお，一般ボランティアについての取り扱いについては，次のとおりとする。

2 一般ボランティアの担当窓口の設置

- (1) 市は，災害発生時におけるボランティア活動を支援するため，あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を市保健福祉会館に設置する。
- (2) 市社会福祉協議会は，災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし，災害発生時にはその活動が円滑に行われるよう，あらかじめその機能を整備するものとする。

3 「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立

市社会福祉協議会は，「受入れ窓口」の円滑なボランティア活動を促進するため，以下の点に留意する。

- (1) 体制整備を強化するとともに，市社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し，災害時の体制強化を図るものとする。
- (2) 災害発生時に，その活動が円滑に行われるよう，被災者のニーズの集約を図る活動体制等，あらかじめその機能を整備する。
- (3) 県及び市，県・市社会福祉協議会は，ホームページ等で「ボランティアの受入れ窓口」の開設を，広く全国に告知する。

4 一般ボランティアの養成・登録

市社会福祉協議会は，一般ボランティアの養成・登録にあたり，次の対策を実施する。

(1) コーディネートシステムの構築

災害時にボランティアの受入れ，調整，紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシステムをあらかじめ調整し，関係機関等と共同でマニュアルを作成する。その際，コーディネーターが行う業務は次の通りとする。

- 1) 紹介先，紹介人数，活動内容等のボランティアの調整

2) 1)に基づくボランティアの派遣

3) ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

(2) ボランティアリーダーの養成

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・行政との連携調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から市社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等を対象に、県社会福祉協議会による、災害時における対応のノウハウに関する研修を受けるものとする。

(4) 一般ボランティアの登録

県社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。

5 一般ボランティアの活動環境の整備

市及び市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

(1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

(2) 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

(3) ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

第4 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するためのBCP(事業継続計画)を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

また、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP(事業継続計画)策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に努める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。

また、企業等においては、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよ

う、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。さらに、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第5 災害教育の伝承

1 資料の収集及び公開

市は、国・県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

2 石碑の継承

市は、災害に関する石碑等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

3 伝承の取組

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。…

第10章 要配慮者支援のための備え

[担当課] 防災安全課, 行政改革推進課, 市民協働課, 社会福祉課, こども課, 障がい福祉課, 長寿介護課,
地域包括支援課

[関係機関] ー

第1節 要配慮者対応

近年の災害では、要配慮者(災害時に避難に時間を要する高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など)と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市及び要配慮者を入所させる要配慮者関連施設は、風水害、地震災害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

第1 要配慮者の範囲

災害時において、避難行動や避難生活で配慮を要する者を要配慮者と定義する。

また、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者と定義する。避難行動要支援者の範囲は以下に示すとおりとする。

- ・ 次のいずれかの要件を満たすものであって、災害発生時に自ら避難することが困難な在宅の単身世帯、高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯等に属するもの
 - ①介護保険の要介護認定3～5を受けている者
 - ②身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者
 - ③療育手帳マルA・Aを所持する知的障害者
 - ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する障害者
 - ⑤その他支援が必要と認められる者

第2 避難行動要支援者の支援体制の確保

1 避難支援等関係者の情報の共有

避難支援等に携わる関係者(避難支援等関係者)である各行政区、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、消防本部、警察署等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た者については、あらかじめ避難行動要支援者名簿の情報を提供する。

災害時に、特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で名簿の情報を提供する。

2 避難行動要支援者名簿の作成

長寿介護課、障がい福祉課等の関係部局で把握している要介護者や障害者等の情報及び登録申し出者の情報を集約し、避難行動要支援者の要件に該当する者を抽出する。なお、名簿の作成に必要と認めるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を依頼する。

関係部局の情報から抽出した避難行動要支援者の要件に該当する者に対し、郵送や個別訪問等の実施などにより、避難行動要支援者名簿への掲載及び避難支援等関係者への名簿情報の提供について同意の有無を確認し、同意を得られた者を避難行動要支援者名簿の同意分、同意の得られなかった者を避難行動要支援者名簿の同意なし分とする。

避難行動要支援者名簿には次に掲げる事項を記載又は記録する。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由（要介護・障害の種類及び区分、家族構成など）
- ⑦その他

新たに転入してきた要介護者や障害者等、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者については、転入手続きや認定手続きの際に、避難行動要支援者名簿への掲載及び避難支援等関係者への情報提供について同意の確認を行う。

転居や死亡、社会福祉施設等への入所・入院など、避難行動要支援者名簿から削除すべき者については、年1回、避難行動要支援者名簿を更新する際に反映する。

3 名簿情報の漏洩の防止

避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の情報提供に際しては、個人情報に関する条例等に基づき、避難支援等関係者が適正に情報管理を図るよう以下の措置を講ずる。

- 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する
- 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する
- 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する
- 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する
- 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する
- 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する
- 名簿情報の取扱状況を報告させる
- 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する

第3 要配慮者関連施設の安全体制の確保

1 防災組織体制の整備

- (1) 施設管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図るとともに、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。なお、名簿等の作成にあたっては、本人又は家族の同意を得る等プライバシーの保護に十分配慮するものとする。
- (2) 市は、要配慮者関連施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。

2 緊急応援連絡体制の整備

市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確

保について必要な援助を行う。

3 防災資機材の整備，食料等の備蓄

市は，要配慮者の避難所となる要配慮者関連施設に対し，防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

4 防災教育，防災訓練の実施

市は，施設管理者に対し，防災知識及び意識の普及，啓発を図るとともに，防災関係機関，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

第4 避難支援体制の構築

(1) 避難支援プランの作成

市は，災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導や安否確認等の支援を迅速に行えるよう，防災関係課と福祉関係課との連携の下，防災関係機関及び福祉関係者と協力して，避難支援プランの「全体計画」と「個別計画」の作成及び情報の更新を行う。

(2) 避難支援体制の整備

市は，避難行動要支援者を収容できる避難所の確保，人材の育成・啓発・訓練などにより，災害時に必要な避難支援が実施できる体制の整備に努める。また，行政区，民生委員・児童委員，自主防災組織等との連携により，避難行動要支援者の避難支援に係る協力体制の整備に努める。

第5 災害時の情報伝達

(1) 情報伝達体制の整備

市は，要配慮者が迅速に避難できるよう，防災関係課と福祉関係課との連携の下，防災関係機関及び福祉関係者と協力して，要配慮者及び避難支援者等に対して確実に情報を伝達できる体制の整備に努める。

(2) 情報伝達手段の充実

市は，災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため，聴覚障害者や視覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して，インターネットや携帯電話，FAXなど障害の状況に応じた伝達手段の活用を検討する。

また，市は現在ひとり暮らしの高齢者のために，緊急通報装置付きの電話機を設置する「ひとり暮らし老人緊急通報システム」を行っており，平成26年12月までに226台を設置しているが，尚一層の充実に努めるものとする。

※資料編・神栖市ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業にかかる協定

第6 防災知識の普及・啓発，避難訓練の実施

市は，行政区，民生委員・児童委員，自主防災組織等の協力により，要配慮者やその家族を含めた避難訓練の実施に努める。また，市及び関係機関の実施する避難訓練への積極的参加を呼び掛け，避難路の確認等について周知を行う。さらに，平素の心得や災害時の避難方法等の防災知識等，要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。

第7 外国人に対する防災対策の充実

1 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人への安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

2 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

3 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

4 ライフラインカードの携行促進

市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、外国人登録の窓口等で血液型や既往症、宗教、連絡先などを記載するライフラインカードを配布し、外国人にその作成を勧めるとともに、携行の促進に努める。

5 外国人が安心して生活できる環境の整備

(1) 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。また、市は、県と連携して、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

(2) 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ホームページ等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

(3) 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(4) 語学ボランティアの確保

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

第11章 火災予防・消火・救護活動の備え

[担当課] 行政改革推進課，防災安全課，農林課

[関係機関] —

第1節 火災・消火・救護活動

第1 計画の方針

災害による火災および死傷者を最小限にとどめるため，消防力の充実強化，救助，救急体制の整備など，消防対応力・救急対応力の強化を図る。また，特に初期段階で重要となる地域住民，自主防災組織による初期消火，救出，応急手当能力の向上を図るものとする。

第2 出火予防

1 一般火気器具からの出火の予防

(1) コンロ，ストーブ等からの出火の予防

市は，住民に対し，地震を感じたら火を消すこと，対震自動消火装置の設置とその定期的な点検，火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

(2) 電気器具からの出火の予防

市は，住民に対し，地震を感じたら安全が確認できるまで，電気器具のプラグを抜き，特に避難など長期に自宅を離れる場合には，ブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

2 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所，教育機関，研究機関等は，地震による容器の破損が生じないように，管理を適切かつ厳重に行う。また，市はその旨を周知，指導する。

第3 消防力の強化

災害による火災の消火，人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために，消防本部の消防対応力を強化するとともに，消防車両・資機材の適正配備を行う。

1 消防水利の確保

防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか，ビル保有水の活用，河川・ため池の利用，プールの利用など水利の多様化を図る。

また，庁舎等の災害対策活動拠点及び学校等の避難拠点について，必要に応じ耐震性貯水槽の計画的整備を推進し，必要な水利の確保を図る。

2 消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え，災害時の活用が期待される可搬式ポンプ，水槽車等の整備を推進する。

また，停電による通信機能不能に備え，発電機や消防団無線の充実を図るとともに，署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

3 消防団の育成・強化

災害発生時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、災害時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

4 広域応援体制の整備

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、消防本部は、広域消防応援協定を締結する。また、複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておくものとする。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくことが重要である。

第4 救助力の強化

1 救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

2 救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

第5 救急力の強化

1 救急活動体制の強化

大規模な災害によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- (1) 救急救命士の計画的な養成
- (2) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- (3) 救急隊員の専任化の促進
- (4) 救急教育の早急かつ計画的な実施
- (5) 消防本部管内の医療機関との連携強化(緊急時の通信機能の確保)
- (6) 住民に対する応急手当の普及啓発
- (7) 救急受入体制の強化

2 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

3 集団救急事故対策

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

第6 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

1 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

2 救出・応急手当能力の向上

(1) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。また、市はこうした地域の取組を支援する。

※資料編・土木・建築業者一覧

(2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたりとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は防災訓練や広報紙等を通じ、住民に対する応急手当方法の普及啓発を図るものとする。

第7 消防組織の充実・強化

1 消防機関の充実・強化

消防体制を充実・強化するため「消防力の整備指針」に基づき消防組織を整備するとともに、予防・警防要員を確保し予防業務の万全を期するものとする。

本市には常備消防として鹿島地方事務組合消防本部が設置され、神栖消防署、鹿島港消防署及び波崎消防署が管轄している。

消防団は、市内に60の分団が設置されており、消防ポンプ車及び水槽付き消防ポンプ車が配備され災害等に備えている。引き続き災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備とともに、団員の確保、技術の向上等を推進し、消防力の充実・強化を図るものとする。

2 地域の初期消火力の向上

住民自ら守るという住民の防火意識を高揚し、自主防災組織の育成と普及に努めるものとする。育成を図るなかで消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資器材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進する。

また、工場、事業所等においても、自主防災体制の強化を図るとともに、消防署及び婦人防火クラブ等民間防災組織と連携強化を図り、まちぐるみでの防火組織体制の整備を推進するものとする。

第8 消防施設等の整備、強化

1 市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画をたて、その推進を図るものとする。特に、耐震性防火水槽など地震火災対策施設の整備を図るとともに、河川やプール等の自然水利と人工水利の適切な組み合わせによ

る水利の多元化を推進する。

※年次計画策定担当課 防災安全課

※資料編・消防団組織及び水利関係

2 化学消火薬剤の備蓄

鹿島地方事務組合消防本部は、危険物等に起因する大規模火災等に備え、県及び当組合が購入した化学消火薬剤を備蓄管理する。

第9 火災予防対策の徹底

1 建築同意制度の推進

市は、消防法(昭和23年法律第186号)第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

2 防火管理者の育成、指導

市は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努めるものとする。

消防本部は、資格講習会等により防火管理者を育成するとともに、出火防止、初期消火体制の強化等を指導し、防火管理制度の強化を図るものとする。

3 予防査察の強化指導

市は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施にあたっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。

4 危険物施設等の保安監督の指導

市は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

5 運搬対策

危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第28条、第29条、第30条で定める技術上の基準に従って行うよう指導する。

6 工場等の防災計画

工場、商店その他多数の従業員を擁する事業所においては、火災その他の災害が発生した場合を想定し、火災訓練及び避難訓練を随時実施するとともに、火災については早期鎮圧が最も必要とするので、消火器等を見やすい箇所に設置し避難階段等を設け、また、人命救助に必要な器具・資材を設備するものとする。

なお、地震対策については、施設の耐震性能を高めるために必要な補修等を推進するものとする。

7 林野火災対策

林野火災の多くが「たき火」「たばこ」「マッチ」等の不始末が原因となっていることから、出火防止の啓蒙宣伝を図るとともに、特に火災危険時期においては、火災の早期発見、通報及び警戒並びに標識等の

適切な配置による火気取扱いについての注意を喚起し、火災防止対策に万全を期するものとする。

- (1) 空地の管理者等に対する枯草の刈取りの指導徹底
- (2) 出火防止の広報の実施

8 防火思想、知識の普及徹底

春秋火災予防運動を実施し、次の行事を行い、住民の防火思想の普及徹底を図るものとする。

- (1) ポスターの掲示，懸垂幕，広報紙の配布，広報車の巡回等による火災予防の周知徹底
- (2) 危険物事業所，防火対象物の所有者，管理者，占有者に対し，早期通報，初期消火の体制確立の指導と避難訓練の積極指導
- (3) 消防本部による防火対象物の予防査察及び消防団員による家庭防火診断
- (4) 消防団員の特別警防訓練
- (5) 消防本部による防火対象物を念頭に置いた総合防災訓練を年2回以上実施

第10 火災原因調査

火災予防対策を推進するため、消防や警察が行う火災原因調査に協力するとともに、原因を積極的に把握し、今後の火災予防に努めるものとする。

第11 統計及び消防情報

市は、消防本部が行う、普通火災について毎月県に提出する月報や、特殊火災、大火(損害額1億円以上焼損面積3,000㎡以上、負傷者10名以上、覚知後3時間を経過しても火勢を鎮圧できない林野火災)、死者を生じた火災等の場合は、「火災・災害等即報要領」に基づき報告する即時情報を積極的に把握するものとする。

また、近時、機動化、科学化した各種消防情勢など消防本部が行う広報に協力し、将来への火災予防対策に万全を期する。

第12 消防地理及び消防水利等の調査並びに資機材の点検

1 消防地理及び消防水利等の調査

市は、火災が発生した場合に適切な防ぎょ活動が実施できるよう次の事項について調査しておくものとする。

- (1) 消防地理
 - 1) 地形、地物
 - 2) 道路、橋梁
 - 3) 河川、水路
 - 4) 避難場所
 - 5) その他防ぎょ上注意を要する箇所
- (2) 消防水利
 - 1) 消火栓
 - 2) 防火水槽
 - 3) 河川水

- 4) 池水
- 5) プール
- 6) その他消防水利として利用できるもの

2 資機材の点検

(1) 通常点検

各分団は毎月2回以上消防ポンプの機械器具の点検，清掃，調節，潤滑油の補給等を行い，試運転及び放水試験をなし不良箇所の早期発見に努める。

(2) 特別点検

火災予防週間及び出初式等行事又は災害期前においては消防ポンプ性能点検を実施する。

第12章 危険物施設の備え

〔担当課〕 防災安全課，行政改革推進課，市民協働課，環境課

〔関係機関〕 ー

第1節 災害予防

市内において危険物等(石油類，高压ガス，火薬類，毒劇物及び放射性物質(放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質)をいう。以下同じ。)の漏洩・流出，飛散，火災，爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し，又は発生するおそれがある場合に，関係機関，関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。

なお，石油コンビナート等特別防災区域における危険物等災害に対する対策については，「茨城県石油コンビナート等防災計画」に，海上への危険物等の流出による災害については，第18章「海上災害への備え」に定めるところによるものとする。

第1 危険物等災害の予防対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており，市は，これらの法令に基づき規制の強化，事業所に対する指導の強化を行なう。

また，危険物施設の被害，機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し，マニュアルに基づく訓練，啓発などの実施励行による，防災意識の高揚を図る。

1 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は，消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し，危険物施設の保全に努めるとともに，設置地盤の状況を調査し，耐震化に努めるものとする。

2 大規模タンクの耐震化

市は，貯蔵タンクの管理者等に対して，貯蔵タンクの不等沈下，移動，配管の切断，亀裂等の事故防止のため，タンクの設置される箇所の地盤調査，工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また，既設タンクについては，事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。また，万一の漏えいに備えた，防油堤，各種の安全装置等の整備に努める。

3 津波に対する安全確保

危険物施設の管理者等は，施設の津波に対する安全性の確保に努めるものとする。

市は，火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保，護岸等の耐津波性能の向上，緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

4 保安体制の確立

市は，県及び鹿島地方事務組合消防本部と連携して，危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し，施設の安全性の確保に努めるものとする。危険物等災害が生じた場合に，その原因の徹底的な究明に努め，原因究明を受けて必要な場合には，法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど，危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

※資料編・危険物施設の現況

5 保安教育の実施

- (1) 市は、危険物の貯蔵・取扱いを行う者(以下本節において「事業者」という。)及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。
- (2) 事業者は、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

6 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第2 災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備するものとする。

また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。
- (2) 緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備するものとする。

2 職員の活動体制の整備

市は、非常参集体制の整備を図るとともに、職員初動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

3 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

なお、市では、既に締結している協定を活用し、今後はより具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定実施細目

※資料編・銚子市・波崎町消防相互応援協定

※資料編・災害時における相互応援協定書

※資料編・災害時における業務協定書

※資料編・全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定書

※資料編・神栖町と鹿島東部コンビナートとの消防に関する応援協定書

※資料編・神栖町と鹿島東部コンビナートとの消防に関する応援協定附属書

※資料編・神栖町と西部地区保安対策協議会会員企業との消防に関する応援協定書

※資料編・神栖町と西部地区保安対策協議会会員企業との消防に関する応援協定附属書

※資料編・神栖町と鹿島臨海工業地帯高松地区防災協議会会員企業との消防に関する相互応援協定書
※資料編・神栖町と鹿島臨海工業地帯高松地区防災協議会会員企業との消防に関する相互応援協定附属書

4 救助・救急、医療及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるものとする。

5 緊急輸送活動体制の整備

災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図るものとする。

6 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

市は、県、防災関係機関及び事業者と連携して、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

7 避難収容活動体制の整備

あらかじめ、避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行うものとする。

※資料編・避難場所一覧

8 防災関係機関等の防災訓練の実施

災害時の防災活動の実効を期するため、進出企業は各自に少なくとも年2回以上、また鹿島東部コンビナート各社相互応援協定に基づく想定訓練を年2回以上実施するものとする。

9 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第3 防災知識の普及、住民の訓練

- (1) 危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。
- (2) 防災の見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外国人、乳幼児等要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の職員初動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- (3) 危険物取扱者に対して、関係法令と取扱いの技術上の指導について、講習会等を開催し指導の徹底を図る。
- (4) 鹿島地方危険物安全協会は危険物安全週間を催し、関係者に対し防災知識の普及を図る。
- (5) 鹿島東部コンビナート保安対策連絡協議会、鹿島西部地区保安対策協議会、高松地区防災協議会、鹿島港災害対策協議会は、県、市及び消防本部の指導のもと、災害想定訓練、自主保安体制の確立に努める。

第4 石油类等危険物施設の予防対策

石油类等危険物(消防法第2条第7項に規定されているもの)施設に関する予防対策は、共通事項に定め

るほか次のとおりとする。

1 施設の保全

消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

2 石油貯蔵タンクの安全対策

(1) 地盤対策

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するものとする。

(2) 防災設備の強化

事業者は、耐震、耐風等に関する事故防止に努めるとともに、消防法に定める技術上の基準に適合するよう、防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図るものとする。

(3) 防災管理システムの強化

貯蔵タンクにおける貯蔵取扱い上の安全管理については、特に次に掲げる事項に留意するほか、消防法に定める技術上の基準に適合するよう指導するものとする。

- 1) 漏洩、流出防止及び事故発生感知のための警報装置の整備の推進
- 2) 配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の整備の推進
- 3) 消火設備の設置と維持管理の徹底

3 保安体制の確立

事業者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るものとする。

消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

第5 高圧ガス・火薬類の予防対策

高圧ガス(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定されるもの)及び火薬類(火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定されるもの)の予防対策は共通事項に定めるほか、次のとおりとする。

1 一般高圧ガス(毒性ガスを除く高圧ガス)・火薬類対策

(1) 施設の現状の把握

鹿島地方事務組合消防本部は、市における高圧ガス・火薬類取扱施設等の現況を把握し高圧ガス・火薬類取扱施設等のデータベースを作成し、当該施設等の状況を常に把握するものとする。なお、データは鹿島地方事務組合消防本部、市、県、その他関係機関と共有するものとする。

(2) 自主保安体制の確立

鹿島地方事務組合消防本部は、火薬類、高圧ガス関係事業所等に災害発生の防止が事業所の責任であることを自覚させ、保安管理体制を強化し、各種災害の防止を図るよう指導する。

2 毒性ガス対策

(1) 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

- 1) 事業者は、市又は県等が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するものとする。

また、被害を最小限に止めるため、事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等を設置するものとする。

- 2) 市は、事業者と日頃から連携を密にし、発災時の近隣住民の避難のために、必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備を図るよう助言するなど、対策を講じるものとする。

また、関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するよう働きかけるなどして、発災時における応急対策の協力体制の整備に努めるものとする。

- 3) 市は、毒性ガス漏洩を想定し、住民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておくものとする。また、事業者との緊急連絡体制を整備するものとする。

(2) 水産加工場からの漏洩

本市に存在する水産加工場が冷凍機に使用するアンモニアが漏洩し、近隣地域に被害を及ぼす可能性もあるため、施設の管理者は漏洩の防止に万全を期すものとする。

(3) 鹿島臨海工業地帯からの漏洩

鹿島臨海工業地帯から有毒ガスが漏洩し、市に被害を及ぼす可能性もあるため、「茨城県石油コンビナート等防災計画」等と十分調整し、万全の対策を講ずるよう努める。

第6 毒劇物取扱施設の予防対策

市は、毒劇物(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定されているもの)を取扱う施設の把握に努めるものとする。

第7 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

市及び消防本部等消防機関は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行うものとする。

第13章 農地農業の備え

[担当課] 防災安全課，行政改革推進課，市民協働課，農林課

[関係機関] ー

第1節 農地計画・沈下

第1 計画の方針

水害等の災害は冠水により農作物に甚大な被害を及ぼすため，災害防除のための対策を講じて営農体制を確立するものとする。

第2 農地計画

1 ため池等整備事業

築造後における自然的，社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池(災害防止用のダムを含む。以下同じ。)，頭首工，樋門，水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。

2 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において，立地条件の変化により，湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域)で，これを防止するために排水機，排水樋門，排水路等の新設又は改修を行う。

3 水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため，用排水路の新設，改修又は水質浄化施設の整備を行う。

4 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため，地下水の採取が法令等により規制されている地域において，地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

第3 農業計画

1 資材の確保

(1) 防除器具の整備

市有等の病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し，円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう全農いばらき等を通じて必要量の備蓄を行う。

(3) 飼料

災害に備え，最低数日間の飼料を備蓄する。

2 家畜対策

- (1) 低湿地畜舎は周囲の土盛り排水路の整備を行う。
- (2) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の留保を図る。
- (3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

第14章 ライフラインにおける備え

[担当課] 防災安全課，行政改革推進課，市民協働課

[関係機関] ー

第1節 耐震化・耐浪化

第1 計画の方針

電力，電話，上下水道等のライフライン施設は，災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。従って，これらの施設について，発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん，事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。このため，耐震性を考慮した設計指針に基づき，耐震性の強化及び代替性の確保，系統多重化等により津波による浸水被害の軽減も含めた諸施策を実施して，被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

特に，3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

第2 電力施設の耐震化(東京電力株式会社(茨城支店))

1 電力施設の現況

(1) 変電設備

機器の耐震は，変電設備の重要性，その地域で予想される地震動などを勘案するほか，電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。建物については，建築基準法(昭和25年法律第201号)による耐震設計を行っている。

(2) 送電設備

1) 架空線

送電用鉄塔の地震力の影響は，建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に示されている水平震度法によって設計した場合，鉄塔並びに基礎は氷雪，風圧及び不平均張力による荷重の方が大きいため，これに基づき設計を行う。ただし，軟弱地盤の特殊基礎については地震力について配慮する。

2) 地中線

終端接続箱，給油装置については，電気技術基準である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞動は「トンネル標準示方書(土木学会)」等に基づき設計を行う。また，地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(3) 配電設備

1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため，同基準に基づき設計を行う。

2) 地中電線路

地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を設計するなど耐震性を配慮した設計とする。

(4) 通信設備

屋内設置装置については，構造物の設置階を考慮した設計とする。

2 耐震化の方針

電気施設は、過去の地震災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験など、各設備ごとに科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定め施工を行う。

3 事業計画

全体計画及び実施計画は、「電力施設の現況」に順じ実施するよう努める。

第3 電話施設の耐震化

(東日本電信電話株式会社(茨城支店), 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(茨城支店))

1 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及びその付帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施している。

- (1) 地震等に備えて、主要な電気通信設備等について耐震対策及び耐火構造化を行う。
 - 1) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。
 - 2) 暴風又は豪雨のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。
 - 3) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行うこと。

2 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合において、通信を確保するため、次により通信網の整備を行っている。

- (1) 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
- (2) 主要な中継交換機を分散設置とする。
- (3) 大都市等において、とう道(共同溝を含む。)網を構築する。
- (4) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

3 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失あるいは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を行う。

4 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画表を作成し現行化を行う。

第4 上水道施設の耐震化(市水道課)

市は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

1 配水池・貯水槽の緊急補強又は更新

配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため

補強又は更新を図る。

2 配水管等の更新

老朽化した配水管等を耐震性に優れた耐震管へ計画的に更新を推進する。

3 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう要請する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

4 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を貯留できるよう配水池容量を拡大するとともに、配水池等に緊急遮断弁を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。また、津波等による配水場の浸水に対応するため、応急的ポンプ設備を確保する。

第5 下水道施設の耐震化(市下水道課)

1 既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

(1) 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

(2) 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

(3) 耐震化の具体例

- 1) 可とう性・伸縮性を有する継手の採用
- 2) 地盤改良等による液状化対策の実施

2 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

3 津波による浸水への対応

津波等によるポンプ場の浸水に対応するため、仮設汚水ポンプ施設等を確保する。

第15章 観光客への備え

[担当課] 防災安全課，行政改革推進課，市民協働課，商工観光課

[関係機関] ー

第1節 観光客対策

第1 主旨

観光客は市内の地理に不案内であるため，旅館，ホテル，民宿等では避難誘導などの適切な防災的措置が講じられる必要がある。市の観光は，海洋性レクリエーションが中心の観光もあり，大規模なイベントも行われることから，特に津波に対しては重点的に対策の推進が望まれる。そのためにも，概ね以下の項目について市と旅館，民宿，観光協会等が協力し，防災対策を進める必要がある。

- (1) 水防上の危険地域等災害危険地域における監視体制及びパトロール体制の整備
- (2) 災害時における避難誘導體制の整備
- (3) 各イベントごとの災害時における避難誘導體制の整備
- (4) 市と旅館，民宿等との間の双方向通信連絡手段
- (5) 旅館業組合と観光事業者間における人員確認体制の整備
- (6) 避難した観光客への食糧配布，医療救護活動等の応急活動及び活動用資機材，物資の備蓄
- (7) 防潮堤への避難路等の防災施設の建設，整備
- (8) 観光事業者への啓発(整備の必要性等)
- (9) 避難経路や避難施設の案内板の整備
- (10) 外国人観光客を考慮し看板等の表示物の整備

看板等の表示物は，判りやすい絵文字や外国語(英文等)併記とする。

なお，絵文字はISO等の世界標準化されたものが望ましい。また，観光客については，移送経路の安全確認，移送手段の確認後できるだけ早く移送する必要がある。そのため，道路の被害等を考慮して銚子海上保安部，鹿島海上保安署や各関係機関から情報を収集し，安全が確保された後，各漁港等より輸送するための事前の体制を検討していくものとする。

第16章 水害への備え

[担当課] 防災安全課，行政改革推進課，市民協働課，農林課

[関係機関] ー

第1節 治水・海岸保全・洪水対策

第1 治水計画

鹿嶋市から神栖市に至る鰯川及び利根川沿岸の低地は，急速な後背地域の開発に伴い，集中豪雨の場合など一挙に増水し，さらに堤防等の破損を生ずる危険性がある。また，この地方特有の微粒砂質のため，平地においても多少の雨で流出し，各種建物，工作物等基礎回りを洗い出され，延いては基礎の破壊等の原因ともなりかねないから，設計時においてもこれらの砂防対策等について，充分配慮しなければならない。

また，高潮や津波等による災害を警戒・防御し，被害を軽減するため，河川海岸及び漁港等について，水防上必要な対策を実施するものとする。

1 河川改修

(1) 河川の概況

鹿島南部地域と千葉県を区割する利根川は他県から流下しており，その河口に位置する本市通過の流量は極めて多く，上流からの洪水を一手に受ける現況である。利根川流末に位置する霞ヶ浦，北浦沿岸は低湿地のため，ひとたび洪水となると数10日間に及び浸水することがしばしばあった。

(2) 利根川流域堤防整備

利根川の本市流域では，沿岸低地への浸水を防ぐため堤防整備が急務となっており，河川法(昭和39年法律第167号)に基づいた改修計画による堤防整備事業が計画されている。市においては事業の早期実施を実現するよう県に働きかけるものとする。

(3) 河川情報の整備

利根川流域には，その各所に国土交通省の水位観測所が設置されており，本市流域及びその上流域の水位情報が国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所より潮来土木事務所を通じて伝達される。

(4) 雨水施設(管渠・ポンプ)の整備

利根川氾濫時には，地形的な要因により沿岸低地を中心に浸水被害が出やすいが，近年では，農地の減少による土地の保水機能の低下がその被害拡大を助長する要因として現れている。これに対し，雨水排水路，下水等を整備し治水力を高めるものとする。

雨水施設の整備にあたっては，市公共下水道計画並びに市下水道事業雨水基本計画の調整を行う。

(5) 常陸川水門

1) 概要

常陸川水門は利根川本川洪水の常陸川への逆流を防止し，霞ヶ浦高水位の低下を図り，沿岸の家屋，耕地等の被害を防止するとともに，併せて干ばつ時の干塩害防止を目的に，利根川との合流点(本川18.5km)付近の茨城県鹿島郡波崎町宝山地先(当時)に昭和34年2月から同38年5月にかけて建設された。

水門の構造は常陸川の洪水を安全に流下させるための水門部と船舶の航行の安全を図るための閘門部からなり、水門部の純経間は28.5m×8門、閘門部は有効幅10m×長さ50m×1門、総幅265m、水門部の扉高6.65m、閘門部は扉高5.65mの規模を有している。その後、霞ヶ浦では茨城県を始め首都圏の水需要に応えるために、湖水を高度に利用する霞ヶ浦開発事業が昭和45年から着手され、これに伴って常陸川水門は湖水の調節機能を持つとともに湖水位の変動に対する船舶の便を確保する必要性から閘門部の改造が行われ、小型船舶専用の小閘門を設置するとともに、船舶の通航に伴う塩分遡上を防止するための貯塩水槽及び貯留した塩分を排除する除塩ポンプが新たに設置され、利水上の面からもその効果は大きいものとなっている。

2) 水門の操作

水門の開閉操作は、下流に設けられた管理所において商用電源及び自家発電により遠隔操作で実施されており、閘門内の除塩装置は塩分濃度に応じて自動運転を行っている。閘門部については、船舶利用者が操作できるようになっている。なお、管理所では水門の操作に必要な設備や監視装置のほか、流域内の雨量・水位等の水門観測データ、水質データ等の情報も速やかに得られるようになっている。

第2 海岸保全

1 高潮、津波、波浪に対する対策

神栖市内の海岸総延長は約47キロメートルに至っているが、高潮、津波及び波浪による海岸侵食等の災害予防のため、防波堤、堤防など海岸保全施設及び港湾施設等の整備を国土交通省及び茨城県とともに推進する。

2 地象・気象の情報収集

(1) 気象

国土交通省関東地方整備局、水戸地方気象台、鹿島港湾・空港整備事務所、潮来土木事務所並びに関係各機関から情報を収集する。

(2) 水位

国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所、利根川下流河川事務所及び潮来土木事務所並びに関係各機関から情報を収集する。

(3) 潮位、波高観測

鹿島港にあつては、国土交通省関東地方整備局、鹿島港湾・空港整備事務所及び各関係機関から、波崎漁港にあつては銚子地方気象台(銚子漁港検潮所)、関東地方整備局利根川下流河川事務所銚子出張所から、太田漁港にあつては関係各機関からその情報を収集する。

3 津波危機管理緊急対策事業

津波に対する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の防災機能の確保などのハード対策及び危険度情報の提供などソフト対策により、津波発生時における人命の最優先な防御を推進する。

なお、平成24年8月に県から発表された茨城県津波浸水想定図を踏まえ、避難所等の防災施設の配置の見直しや施設整備の優先順位を検討する。

第3 水防法に基づく洪水対策

1 浸水想定区域の指定

国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。本市は、利根川下流、霞ヶ浦が指定されている。

2 避難体制等の整備

(1) 市は、浸水想定区域については、市地域防災計画において、少なくとも浸水区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

1) 洪水予報等の伝達方法

2) 避難場所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3) 浸水区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められるものがある場合は、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法

(2) 市は、上記(1)の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪水ハザードマップ等)の配付その他必要な措置を講ずる。

(3) 市長は、避難指示、避難勧告、避難準備(要配慮者避難)情報(一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報)等について、国又は県及び水防管理者等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。さらに、水防団等と協議し、発生時の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。

(4) 市は、県等関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第17章 地盤災害への備え

[担当課] 防災安全課，行政改革推進課，市民協働課，都市計画課

[関係機関] －

第1節 土砂災害・斜面崩壊

第1 計画の方針

地震等の災害による被害を未然に防止するには，その土地の地盤，地形を十分に理解し，その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また，災害危険度の高い場所については，災害防除のための対策を実施して，住民の生命，財産の保全に努めるものとする。

第2 地盤災害危険度の把握

1 地盤情報の収集

市内の地形，地質，土質，地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し，地盤災害の危険度の把握に役立てる。

第3 土地利用の適正化の誘導

1 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保

都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに，これらの災害を周知する。また，災害に弱い地区については土地利用について，安全性の確保という観点から総合的な検討を行い，土地利用の適正化を誘導する。

2 土砂災害危険箇所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

危険箇所マップの作成等により，土砂災害危険箇所の周知を図るとともに，砂防法等の適切な運用を図る。

第4 斜面崩壊防止対策の推進

土砂災害から，住民の生命財産を守り，安全で快適な生活環境を確保するため，区域指定を行い，急傾斜地崩壊対策事業，地すべり対策事業，砂防事業を推進する。

また，地震が発生すると地盤の緩みが生じ，その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから，県の方針に沿って積極的に対応する。

ソフト対策については，危険箇所を地域防災計画に掲載し，危険区域に標識を設置する等を危険箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

※資料編・急傾斜地危険箇所

※資料編・海岸防災荒廃危険地区

第5 造成地災害防止対策の推進

1 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

2 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

(2) 人工崖面の安全処置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

第6 土砂災害防止法に基づく対策

急傾斜地の崩壊等の発生する危険のある区域における災害予防のため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

1 土砂災害計画区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、県は警戒区域のうち急傾斜地の崩落等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずると認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域を土砂災害特別警戒区域として指定を進めており、現在のところ市域においてはこれらの指定を受けていない。

2 警戒避難体制の整備

(1) 市は、警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2) 警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

(2) 市は、上記(1)の事項について住民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物(土砂災害ハザードマップ等)の配付その他必要な措置を講ずる。

(3) 市は、避難指示、避難勧告、避難準備(要配慮者避難)情報等について、県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

- また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。
- さらに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。
- (4) 市は、県等関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。
- また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第7 がけくずれ対策

本市には、がけくずれ災害が予想される危険な区域が2箇所ある。

これらの被害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、おおむね次のような対策を実施する。

1 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

市は、県が実施する危険箇所の実態調査の情報を基に、定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努めるものとする。

また、その他防災に必要な事項について市地域防災計画に定めておくものとする。

急傾斜地崩壊危険箇所

斜面区分	箇所名	位置	延長	勾配	高さ	保全人家戸数
自然斜面	知手中央1	知手中央7丁目	130	67	15	5
〃	知手中央2	知手中央5丁目	300	52	15	8

2 所有者等に対する防災措置の指導

防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整するものとする。

第8 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震や水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

第2節 液状化対策

第1 液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため、公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの情報収集の充実に努める。また、東日本大震災にも生じた液状化箇所を含め、今後液状化の恐れのある箇所について、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

第18章 海上災害への備え

[担当課] 防災安全課，行政改革推進課，市民協働課

[関係機関] ー

第1節 海上災害

市沿岸海上における船舶の衝突，乗揚，転覆，火災，爆発，浸水，機関故障等の海難の発生により多数の遭難者，行方不明者，死傷者等が生じた場合又は船舶からの危険物等の大量流出等により著しい海洋汚染，火災，爆発等が発生した場合に，市及び関係機関がとるべき対策について定める。

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・伝達体制の整備

市及び防災関係機関は，気象情報等の伝達並びに海上災害が発生した場合において，迅速・的確な応急対策がとれるよう，休日・夜間を含めた情報収集・伝達体制の整備を図るものとする。

また，災害時の情報通信手段について，無線通信ネットワークの整備・拡充，ネットワーク間の連携等，平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。

市は，緊急時の通報連絡体制を確立するとともに，災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして，緊急時の体制を整備するものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の活動体制の整備

市は，非常参集体制の整備を図るとともに，職員初動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には，防災関係機関相互の連携体制が重要であることから，市は，応急活動及び復旧活動に関し，他市町又は防災関係機関と相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお，市では，既に締結している協定を活用し，今後はより具体的，実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定実施細目

※資料編・銚子市・波崎町消防相互応援協定

※資料編・災害時における相互応援協定書

※資料編・災害時における業務協定書

※資料編・全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定書

※資料編・神栖町と鹿島東部コンビナートとの消防に関する応援協定書

※資料編・神栖町と鹿島東部コンビナートとの消防に関する応援協定付属書

※資料編・神栖町と西部地区保安対策協議会会員企業との消防に関する応援協定書

※資料編・神栖町と西部地区保安対策協議会会員企業との消防に関する応援協定付属書

※資料編・神栖町と鹿島臨海工業地帯高松地区防災協議会会員企業との消防に関する相互応援協定書

※資料編・神栖町と鹿島臨海工業地帯高松地区防災協議会会員企業との消防に関する相互応援協定付属書

(3) 茨城県沿岸排出油等防除協議会等への参画

海上保安部署，県，関係団体，事業者等からなる茨城県沿岸排出油等防除協議会や安全対策協議会に参画し，応急体制の整備を推進するものとする。

3 捜索，救出・救助及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急対策活動が行えるよう，市は，救急・救助用資機材，消火用資機材，船舶及び航空機等の整備に努めるものとする。

4 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

(1) 流出油防除資機材の整備

市は，油吸着剤，油処理剤等の流出油防除資機材，化学消火薬剤等消火機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。

(2) 回収油の一時保管等の検討

沿岸へ漂着した油を回収する際に備えて，回収方法，回収資機材の調達方法，回収油の一時保管方法等をあらかじめ定めておくものとする。

第2 防災関係機関の防災訓練の実施

大規模海難，危険物大量流出等の海上災害及び被害の想定を明らかにし，実践的で，県及び防災関係機関等と相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施し，専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるとともに，油防除能力の向上を図るものとする。

第3 災害復旧への備え

市は，県及び港湾管理者と連携して，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努めるものとする。

第19章 航空災害への備え

[担当課] 防災安全課，行政改革推進課，市民協働課

[関係機関] ー

第1節 航空災害

市内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に市及び関係機関がとるべき対策について定める。

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

市及び関係機関は，大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に備え，相互に情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

市は，緊急時の通報連絡体制を確立するとともに，発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進するものとする。

また，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については，第1章「情報通信の備え」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の活動体制の整備

市は，職員の非常参集体制の整備を図るとともに，必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には，防災関係機関相互の連携体制が重要であることから，市は，応急活動及び復旧活動に関し，他市町又は防災関係機関と相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお，市においては，既に締結している協定を活用し，今後は，より具体的，実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定実施細目

※資料編・銚子市・波崎町消防相互応援協定

※資料編・災害時における相互応援協定書

※資料編・災害時における業務協定書

3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、第4章「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、第5章「緊急輸送への備え」に準ずるとともに、市は、県及び警察と連携して、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。

6 防災訓練の実施

大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、防災関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努めるものとする。

第20章 鉄道災害への備え

[担当課] 防災安全課，行政改革推進課，市民協働課

[関係機関] ー

第1節 鉄道災害

市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により，地域住民に相当の被害が及ぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に，市及び関係機関がとるべき対策について定める。

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また，迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ，発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進するとともに，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については，第1章「情報通信の備え」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

職員の非常参集体制，応急活動のためのマニュアルの作成等，災害応急体制を整備するとともに，実践的な防災訓練を実施し，災害時の活動手順，関係機関との連携等について徹底を図り，体制の整備等，必要な措置を講じるものとする。

また，火災による被害の拡大を最小限とするため，初期消火体制の整備に努めるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には，防災関係機関相互の連携体制が重要であることから，市は，応急活動及び復旧活動に関し，他市町又は防災関係機関と相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお，市においては，既に締結している協定を活用し，今後は，より具体的，実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定実施細目

※資料編・銚子市・波崎町消防相互応援協定

※資料編・災害時における相互応援協定書

※資料編・災害時における業務協定書

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

市は、迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

医療活動への備えとしては、第4章「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、第5章「緊急輸送への備え」に準ずるとともに、市は、県及び警察と連携して、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画するよう努めるものとする。

6 防災訓練の実施

市は、防災関係機関と相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努めるものとする。

第21章 道路災害への備え

[担当課] 防災安全課，行政改革推進課，市民協働課，道路整備課，施設管理課

[関係機関] 社会福祉協議会

第1節 道路災害

市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や，道路構造物等の被災による大規模事故の未然防止，被害の軽減及び復旧のために市及び関係機関がとるべき対策について定める。

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

市は，大規模な道路災害が発生した場合に備え，県及び警察等と連携して，情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

その際，休日，夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また，市は，緊急時の通報連絡体制を確立するとともに，発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進するものとする。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については，第1章「情報通信の備え」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の活動体制の整備

市は，非常参集体制の整備を図るとともに，必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には，防災関係機関相互の連携体制が重要であることから，市は，応急活動及び復旧活動に関し，他市町又は防災関係機関と相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお，市においては，既に締結している協定を活用し，今後は，より具体的，実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定実施細目

※資料編・銚子市・波崎町消防相互応援協定

※資料編・災害時における相互応援協定書

※資料編・災害時における業務協定書

3 救助・救急，医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

市は，災害時に迅速に応急活動が行えるよう，救助・救急活動用資材，車両等の整備に努めるものと

する。

(2) 医療資機材等への備え

市は、応急救護用医療品、医療資機材の備蓄については、第4章「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

市は、県及び警察と連携して、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

6 防災訓練の実施

市は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、県及び関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

7 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

市は、大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。

第2 防災知識の普及

市は、県及び関係機関と連携して、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第22章 大規模な火事災害への備え

〔担当課〕 防災安全課，行政改革推進課，市民協働課

〔関係機関〕 －

第1節 大規模火災

市内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全対策の推進

高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図るものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

- 1) 災害応急対策の円滑な実施を図るため、市は、県、警察、消防機関等相互において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- 2) 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するものとする。

(2) 情報の分析整理

平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

(3) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については、第1章「情報通信の備え」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成し、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法的の習熟を図るよう定期的に訓練を行うものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。なお、市では、既に締結している協定を活用し、今後はより具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定実施細目

※資料編・銚子市・波崎町消防相互応援協定

※資料編・災害時における相互応援協定書

※資料編・災害時における業務協定書

3 消火活動への備え

同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、海水河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、第5章「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施するものとする。

市は、警察と連携して、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

5 避難収容活動への備え

市は、住民に対し避難場所・避難路の周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

※資料編・指定避難所・指定緊急避難場所一覧

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図るものとする。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

大規模災害を想定し、自主防災組織及び住民参加により、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

第3 防災知識等の普及

1 防災知識の普及

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより住民の防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

2 防災関連施設等の普及

住民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。

第2節 複合災害

第1 計画の方針

平成23年3月に発生した東日本大震災では、地震や津波等の自然災害に加え、原子力災害も発生する等未曾有の複合災害となった。今後予見される様々な複合災害について、具体的なシナリオと対策を検討するものとする。

第23章 災害に関する調査研究

〔担当課〕 防災安全課，行政改革推進課，市民協働課

〔関係機関〕 ー

第1 計画の方針

地震等による災害は，建物の倒壊や火災の延焼，ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため，災害に関する調査研究機関との連携を図りながら，地域の自然特性，社会特性等を正確に把握し，災害対策を総合的，効果的に推進していくものとする。

第2 留意点

1 調査研究に用いるデータ及び手法

実際の災害対策に資することを目的として行う調査研究であるため，できる限り最新のデータを用い，現実に即した成果が得られるよう努めるとともに，時間の経過に対応し，データを更新していくことが必要である。また，調査研究に用いる手法としては，科学技術等の進歩に対応し，その時点で最も有効な手法を活用していくよう努めることが必要である。

2 対策に資するための計画的な調査研究の実施

災害予防計画の一環として行う調査研究は，最終的には災害対策に資することを目的としており，そのために必要な基礎的調査や被害想定調査を行うものである。このため，解決すべき問題の優先順位を明確化し，計画的な調査研究を実施していくことが必要である。

第3 基礎的調査研究

市の自然条件並びに社会条件の把握は，震災に関する調査研究の基礎となるものであり，ハード，ソフト両面で全県の地域別データを調査，収集し，データベース化して，情報の利用を図る。

また，地震及び地震防災に関する観測，調査，研究を実施している官民の各研究機関との連携，観測データ及び研究成果の流通並びに情報の一元化等を行い，総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。

1 自然条件

(1) 地盤及び地質

ボーリング柱状図，表層地質図等

(2) 活断層の状況(活断層の分布，活断層の動態等)

活断層の分布及び活動状況等

(3) 地震観測

気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器のネットワーク化を図る。

2 社会条件

(1) ハード面

1) 建築物の用途，規模，構造等の現況

- 2) 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況
- 3) ガソリンスタンド等危険物施設の現況
- 4) 耐震性貯水槽等消防水利の現況等

(2) ソフト面

- 1) 昼夜間人口、要配慮者等の人口分布
- 2) 市民の防災意識等

3 震災事例

国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の震災事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

4 津波事例

本市において過去に発生した津波の記録を詳細にわたって再度調査・整理し、正確に把握するとともに、震災対策の立案に資する。

第4 防災アセスメントの実施

災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、市民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり、県や防災関係機関と協力し、実施していくものとする。その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行うものとする。

第5 被害想定調査の実施

1 被害想定の実施

災害に関する総合的な被害想定調査は、災害対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県や防災関係機関と協力し、実施していくものとする。このため、特に、予め震源の特定が困難である直下の地震については、市の中核機能に与える影響の想定を行う必要がある

2 継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果については、社会状況の変化等に応じるため、原則として3～5年ごとに見直しを図るものとする。

第6 震災対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の災害の実例から明らかである。したがって過去の災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。災害対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

- 災害に強いまちづくりのための調査研究
- 地震被害軽減のための調査研究
- 防災教育・訓練のための調査研究
- 応援・派遣に関する調査研究
- 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- 被災者生活救援のための調査研究
- 応急復旧・事後処理のための調査研究
- 震災復興のための調査研究

第 3 編 応急対策計画

第1章 初動対応

〔担当課〕 各課共通

[関係機関] 消防本部，消防団

第 1 節 組織・動員

第1 計画の方針

市及び防災関係機関は、市内において地震、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。災害発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、各部各班において状況に応じた所要人員の動員により所定の業務にあたることとし、職員初動マニュアルにもとづく初動対応についての訓練を重ねながら体制の更新を図っていくものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 組織計画に基づき実情に即した動員計画の整備 (1) 警戒動員（震度 5 弱） 各班の 4 分の 1 以内の人員 (2) 緊急動員（震度 5 強） 各班の 3 分の 1 以内の人員 (3) 非常動員（震度 6 弱以上） 全職員 2 時間に応じた動員の伝達方法 (1) 勤務時間内 庁内放送，庁内電話，使送 (2) 勤務時間外 電話，メール，伝令等 3 初動体制の確立 (1) 配備指令（本部長不在時の対応の確立）(2) 被害状況調査 (3) 防災関係機関への連絡 (4) 資機材等の準備 (5) 各部毎の計画に即した応急対策の実施 4 勤務時間外の対応 (1) 迅速な伝達の実施 (2) 自主参集の判断 5 災害情報の正確な把握と関係機関への迅速な連絡 6 災害時における各課職員の担当事務の周知 7 災害対策本部の設置場所 (通常)市役所 ⇒ (非常)本部長の定める場所 8 本部長の職務代理者の順位 (1) 市長 ⇒ (2) 副市長	各 課 共 通 消 防 本 部 消 防 団

第2 配備体制

1 各部・班の配備体制

動員は、災害対策本部長である市長が、災害の状況に応じて、各部長及び消防長に対し、次に定める動員計画に基づき動員の指令を行う。

災害時等非常配備基準（勤務時間外における気象注意・警報発令、災害発生時の初動体制）

動員体制		警戒動員（第1配備）		警戒動員（第2配備）		緊急動員		非常動員	
警戒レベル		第1段階		第2段階		第3段階 ※動員：1/4		第4段階 ※動員：1/3	
注：警戒レベル 災害の程度		大雨・洪水・強風 注意報発表		大雨・洪水・暴風 警報発表 ・水防警報発表 ・震度4の地震発生 ・津波注意報発表		・局地において災害が発生又は、その恐れがあると認めるとき （局地勢力所で洪水、交通遮断が発生） ・震度5弱の地震発生 ※「災害対策本部」を設置した場合…… 1/4 動員 ただし、災害警戒（本部）の場合…… 関係する部署のみ		・数地域に被害が発生又は、その恐れがあると認めるとき （局地災害が拡大し収束の見込みがないとき） ・震度5強の地震発生 ※ 津波警報発表 ※ 災害状況に応じ 1/2 を目安に増員	
各班の対応		警戒動員（第1配備）		警戒動員（第2配備）		警戒動員（第3段階 ※動員：1/4）		警戒動員（第4段階 ※動員：1/3）	
生活環境部	災害対策班	待機	情報収集	登庁	情報収集 関係機関への連絡調整 各班との連絡調整 各車との連絡調整	継続 部内の取りまとめ 災害対策本部の設置、運営に関すること 消防団の招集、配置及び連絡調整 県・関係機関との連絡調整、報告 防災無線の運用、維持 防災対策及び救助対策業務の総合企画 気象及び洪水情報等の授受及び伝達 消防対策、水防対策に関すること 他の部・課に属しないこと	継続 応援協定に基づく応援要請 自衛隊、警察その他関係機関の派遣要請	・市内で震度6以上の地震を観測したとき ・大津波警報が発表されたとき ・地震により市内に大規模な被害が発生したとき ・被害が拡大し緊急動員では対応し得ないとき	継続
	防災担当者 ・防災安全課（本庁）	待機	情報収集	登庁	情報収集 関係機関への連絡調整 各車との連絡調整	継続 部内の取りまとめ 災害対策本部の設置、運営に関すること 消防団の招集、配置及び連絡調整 県・関係機関との連絡調整、報告 防災無線の運用、維持 防災対策及び救助対策業務の総合企画 気象及び洪水情報等の授受及び伝達 消防対策、水防対策に関すること 他の部・課に属しないこと	継続 応援協定に基づく応援要請 自衛隊、警察その他関係機関の派遣要請		
	波神総合支所 （市民生活課 水産・地域整備 防災安全課 道路整備課）	待機	情報収集	登庁	情報収集 関係機関への連絡調整 各車との連絡調整	継続 部内の取りまとめ 災害対策本部の設置、運営に関すること 消防団の招集、配置及び連絡調整 県・関係機関との連絡調整、報告 防災無線の運用、維持 防災対策及び救助対策業務の総合企画 気象及び洪水情報等の授受及び伝達 消防対策、水防対策に関すること 他の部・課に属しないこと	継続 応援協定に基づく応援要請 自衛隊、警察その他関係機関の派遣要請		
	市民課	待機	情報収集	登庁 待機	情報収集	継続 部内の取りまとめ 災害対策本部の設置、運営に関すること 消防団の招集、配置及び連絡調整 県・関係機関との連絡調整、報告 防災無線の運用、維持 防災対策及び救助対策業務の総合企画 気象及び洪水情報等の授受及び伝達 消防対策、水防対策に関すること 他の部・課に属しないこと	継続 応援協定に基づく応援要請 自衛隊、警察その他関係機関の派遣要請		
総務部	環境班	待機	情報収集	登庁 待機	情報収集	継続 部内の取りまとめ 災害対策本部の設置、運営に関すること 消防団の招集、配置及び連絡調整 県・関係機関との連絡調整、報告 防災無線の運用、維持 防災対策及び救助対策業務の総合企画 気象及び洪水情報等の授受及び伝達 消防対策、水防対策に関すること 他の部・課に属しないこと	継続 応援協定に基づく応援要請 自衛隊、警察その他関係機関の派遣要請	全職員が直ちに登庁（その他の班を含む。）し、それぞれの役割に応じた災害対応業務を実施する。 （特種市地域防災計画 職員初動マニュアル参照）	継続
	環境課 廃棄物対策課	待機	情報収集	登庁 待機	情報収集	継続 部内の取りまとめ 災害対策本部の設置、運営に関すること 消防団の招集、配置及び連絡調整 県・関係機関との連絡調整、報告 防災無線の運用、維持 防災対策及び救助対策業務の総合企画 気象及び洪水情報等の授受及び伝達 消防対策、水防対策に関すること 他の部・課に属しないこと	継続 応援協定に基づく応援要請 自衛隊、警察その他関係機関の派遣要請		
	給水班 波神水道事務所	待機	情報収集	登庁 待機	情報収集	継続 部内の取りまとめ 災害対策本部の設置、運営に関すること 消防団の招集、配置及び連絡調整 県・関係機関との連絡調整、報告 防災無線の運用、維持 防災対策及び救助対策業務の総合企画 気象及び洪水情報等の授受及び伝達 消防対策、水防対策に関すること 他の部・課に属しないこと	継続 応援協定に基づく応援要請 自衛隊、警察その他関係機関の派遣要請		
	総務課 秘書課 議事課 市民生活課	待機	情報収集	登庁 待機	情報収集	継続 部内の取りまとめ 災害対策本部の設置、運営に関すること 消防団の招集、配置及び連絡調整 県・関係機関との連絡調整、報告 防災無線の運用、維持 防災対策及び救助対策業務の総合企画 気象及び洪水情報等の授受及び伝達 消防対策、水防対策に関すること 他の部・課に属しないこと	継続 応援協定に基づく応援要請 自衛隊、警察その他関係機関の派遣要請		
総務部	人事班	待機	情報収集	登庁 待機	情報収集	継続 部内の取りまとめ 災害対策本部の設置、運営に関すること 消防団の招集、配置及び連絡調整 県・関係機関との連絡調整、報告 防災無線の運用、維持 防災対策及び救助対策業務の総合企画 気象及び洪水情報等の授受及び伝達 消防対策、水防対策に関すること 他の部・課に属しないこと	継続 応援協定に基づく応援要請 自衛隊、警察その他関係機関の派遣要請	全職員が直ちに登庁（その他の班を含む。）し、それぞれの役割に応じた災害対応業務を実施する。 （特種市地域防災計画 職員初動マニュアル参照）	継続
	家庭調査班	待機	情報収集	登庁 待機	情報収集	継続 部内の取りまとめ 災害対策本部の設置、運営に関すること 消防団の招集、配置及び連絡調整 県・関係機関との連絡調整、報告 防災無線の運用、維持 防災対策及び救助対策業務の総合企画 気象及び洪水情報等の授受及び伝達 消防対策、水防対策に関すること 他の部・課に属しないこと	継続 応援協定に基づく応援要請 自衛隊、警察その他関係機関の派遣要請		
	出納班	待機	情報収集	登庁 待機	情報収集	継続 部内の取りまとめ 災害対策本部の設置、運営に関すること 消防団の招集、配置及び連絡調整 県・関係機関との連絡調整、報告 防災無線の運用、維持 防災対策及び救助対策業務の総合企画 気象及び洪水情報等の授受及び伝達 消防対策、水防対策に関すること 他の部・課に属しないこと	継続 応援協定に基づく応援要請 自衛隊、警察その他関係機関の派遣要請		
	会計課 監査委員事務局 納税課	待機	情報収集	登庁 待機	情報収集	継続 部内の取りまとめ 災害対策本部の設置、運営に関すること 消防団の招集、配置及び連絡調整 県・関係機関との連絡調整、報告 防災無線の運用、維持 防災対策及び救助対策業務の総合企画 気象及び洪水情報等の授受及び伝達 消防対策、水防対策に関すること 他の部・課に属しないこと	継続 応援協定に基づく応援要請 自衛隊、警察その他関係機関の派遣要請		

連絡調整部	連絡班	政策企画課		待機	情報収集	登庁	継続
	住民対策班	市民協働課		登庁 待機	情報収集	登庁	部内の取りまとめ 災害救援等)に関し、住民組織への協力要請。 災害弱者（外国人）に関すること 災害情報の取集及び被害状況報告の受理並びに災害調査報告 災害情報の発表、災害広報 輸送機関との連絡 災害地の写真、ビデオ等撮影取材に関すること 記録の編集、保存 本部長、副本部長との連絡調整 行政委員との連絡 災害時の市民からの相談等 災害复旧、被災者に関すること 防災助労者の表彰 登庁 災害対応策に伴う予算措置 災害に伴う財政計画 災害時の市有財産の維持管理及び被害状況の報告 庁用物の設置 車両の配備 庁舎設備機器の維持管理
	財政管財班	財政課 契約管理課		待機	情報収集	登庁	継続
医療福祉部	救助福祉班 (福祉事務所)	・社会福祉課 ・こども課 ・障がい福祉課 ・国民年金課 ・基幹介護課 ・地域包括支援課 ・市民生活課		待機	情報収集	登庁	継続
	医療班	健康増進課		待機	情報収集	登庁	継続
施設復旧部	都市住宅班	都市計画課 防災危機課 水産・地域整備課		待機	情報収集	登庁	継続
	施設復旧班	道路整備課 施設管理課		登庁 待機	情報収集	登庁	継続
	下水道班	下水道課		登庁 待機	情報収集	登庁	継続

116

116

- 116

116

116

- 116



116

※ BCP（業務継続計画）の検討時に、災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務や、初動対応にかかる業務の洗い出しを行い、動員数の見直しを行う。

2 動員の伝達方法

生活環境部長は、災害対策本部の設置及び活動体制について、市長の命を受けたときは、直ちに応急対策実施のため必要な職員の動員を行うものとする。

(1) 勤務時間中における動員の伝達

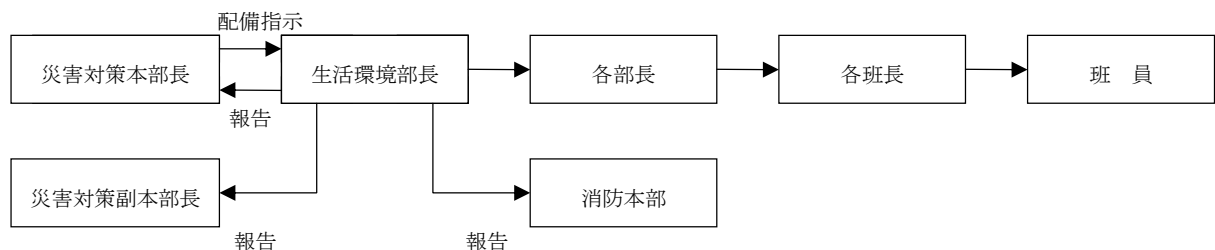
1) 庁内放送により職員に対し、次の放送文に準じ一斉に動員の伝達をする。波崎総合支所にも電話等により庁内放送を行うよう、伝達をする。

○ 庁内放送文(例)

「市長の緊急命令を伝達します。(2回繰返す。)〇〇災害で市内〇〇方面に被害が発生した模様である。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、〇〇体制により応急対策を実施することとした。職員は、既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰返します。」

2) 各部長は、事務局にそれぞれ所管職員のうちから指名する本部連絡員を派遣するとともに、各班長に指示し部内の配備体制を整える。

3) 庁内放送設備が使用できない場合には、電話連絡又は本部連絡員により速やかに各部長や各班長に動員の伝達をする。



なお、警戒体制の伝達については、生活環境部長の指示に基づき、防災安全課長が行う。

(2) 勤務時間外における動員の伝達

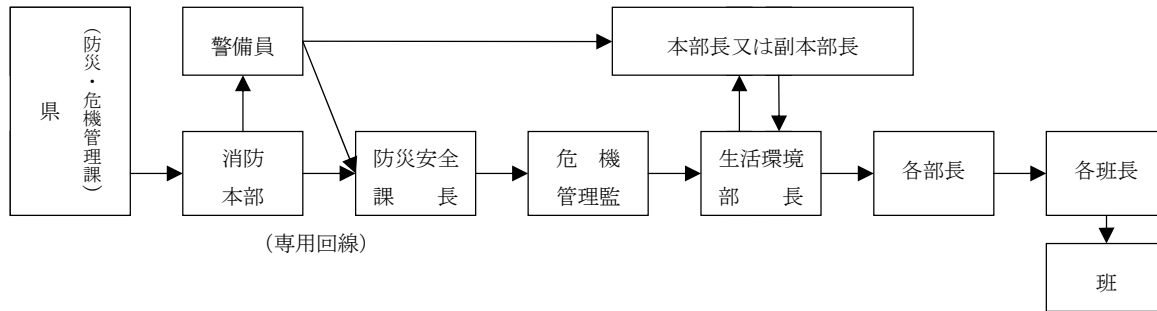
1) 県からの気象予警報、災害情報を消防本部より経由して受領した当直者(警備)は、一般加入電話、携帯電話等により防災安全課長と本部長又は副本部長に報告し、本部長より配備決定の指示を受けた生活環境部長が、速やかに各部長に動員の伝達をする。

なお、大規模災害・自然災害の際は、消防本部から専用回線により、防災安全課長自宅へ通報され、その後、危機管理監、生活環境部長を経由して市長へと報告され、その段階で配備の指示が行われるものとする。

2) 各部長は、各班長に動員の伝達をする。

3) 各班長は、班員への伝達など必要な措置をとる。

4) 関係者の動員は、電話、メール、携帯電話等、最も速やかに行える方法をとる。



5) 市防災行政無線による伝達

幹部への伝達は、上記並びに市防災行政無線戸別受信機により伝達を行う。

6) 動員状況の報告

各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、各部長に報告するものとする。

各部長は動員状況を常に把握し、逐次本部長に報告するものとする。

7) 報告事項

ア 部・班名

イ 動員連絡済人員数

ウ 動員連絡不可能人員数及び同地域

エ 登庁人員数

オ 登庁不可能のため最寄りの施設に非常参集した人員

カ その他必要と思われる事項

第3 動員計画

1 各部・班の動員計画

各部長は、別に定める職員初動マニュアルをもとに部内各班の実情に即した動員計画をあらかじめ定めておくものとする。

2 自主参集

職員は、勤務時間外に強い地震(震度5弱及び5強)を感じた場合は、テレビ、ラジオ等を視聴し、状況把握に努めるほか、災害時等非常配備基準及び災害対策本部緊急動員名簿に沿って、自主的に登庁することを基本とするほか、招集を受けたとき直ちに登庁しなければならない。

職員は、次の場合、招集の連絡を受ける前であっても、状況判断により直ちに登庁するものとする。

- (1) 警報の発表を覚知した場合で災害発生のおそれがあると判断した場合
- (2) その他災害が発生し、若しくは発生するおそれがあると自ら判断した場合

3 義務登庁

勤務時間外に大規模な地震(震度6弱以上)が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、職員は、積極的に登庁するものとする。

4 非常時の措置

職員は、速やかにあらかじめ定められた課所への登庁を目指すこととし、その際、身分証明書、食料(3食分程度)、飲料水(水筒)、ラジオ等の携行に努めるものとする。また、災害により勤務課所への登庁が不能となった場合は、次に基づき行動するものとする。

- (1) 参集場所

交通・通信が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となった場合は、登庁可能な最寄りの公民館、学校等の市施設に参集し、当該機関の長の指示を受け災害応急対策に従事する。

(2) 参集した場合の措置

- 1) 職員は、当該機関等の長に自己の所属課所、職氏名及び勤務課所へ参集できない理由を報告する。
- 2) 当該機関等の長は加入電話や携帯電話が利用できる状態になったときは、前記1)により報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

(3) 勤務場所への復帰

当該機関等の長は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともに、その旨を当該職員の所属長に連絡するものとする。

時系列的事項		実施内容
1 ↓	登庁準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 ↓	人命救助	職員は、近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
3 ↓	登庁	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2) 災害その他により、災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの市施設等に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4 ↓	被害状況の収集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5 ↓	被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を各対策部長に報告する。 (2) 各対策部長(又は次席者)は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
6 ↓	緊急対策班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務(※)にあたる。
7 ↓	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

※ 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- 1) 災害対策本部の設置
- 2) 被害状況調査
- 3) 地震等情報調査
- 4) 関係機関等への情報伝達
- 5) 防災用資機材の調達・手配
- 6) 広報車等による住民への情報伝達
- 7) 支援物資調達準備計画の策定
- 8) 安全な避難場所への誘導
- 9) 避難所の開設

5 応援及び協力要請

- (1) 各班において災害応急対策活動を実施するにあたり、所属部内各班が相互応援協力しても、なお

かつ職員に不足を生ずるときは、所属部長を通じ生活環境部長に他部からの応援を要請するものとする。

(2) 関係部長から前項の要請を受けた生活環境部長は、人事班に指示し、直ちに他部との調整を行い、応援協力体制を整えるものとする。

第4 災害対策本部の設置

市は、神栖市災害対策本部条例(昭和37年神栖町条例第14号)の定めるところにより神栖市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

※資料編・神栖市防災会議委員名簿

※資料編・神栖市防災会議条例

※資料編・神栖市災害対策本部条例

1 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次のような場合に設置する。

- (1) 気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく暴風、大雨、洪水、高潮、津波等の警報等が発表され、大規模な災害が市内に発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 災害救助法の適用を要する災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 本部の設置に関する指示及び伝達

生活環境部長は、本部設置及び活動体制について市長の命を受けたときは、副本部長(副市長、教育長、消防長)及び各部長に連絡するものとする。

3 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所内に置く。ただし、市役所が災害のため使用不能となった場合は、本部長の定める場所に災害対策本部を置くものとする。その際、速やかにその旨を防災関係機関に連絡するものとする。

4 廃止基準

本部長は、次の要件に該当するときは、災害対策本部を廃止する。

- (1) 予想された災害の危険が解消したとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) 本部長が適当と認めたとき。

5 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表に定めるところにより通知又は公表する。

通知又は公表先	通 知 又 は 公 表 の 方 法	担 当
庁 内 各 部 班	庁内放送、電話、口頭その他迅速の方法	防災安全課
県、指定公共機関	電話、県防災行政無線、文書その他迅速な方法	〃
一 般 住 民	防災行政無線、広報車、ホームページ、メールマガジン、 ツイッター、電話、携帯電話、口頭など	市民協働課

報 道 機 関	電話，文書又は口頭	〃

第5 災害対策本部の組織と編成

1 本部の編成

災害対策本部には部，班を設け，部には部長，班には班長を置く。

- (1) 本部を設置した場合は，本部長，副本部長は，直ちに指揮監督にあたる。
- (2) 部長は，本部長の命を受け，班の事務を管理し，所属部員を指揮監督する。班員は，上司の命を受け，担当事務に従事する。
- (3) 災害対策本部組織図及び分掌事務

災害対策本部の組織図及び分掌事務は，別表のとおりとする。

2 本部会議

- (1) 本部長，副本部長及び各部長をもって組織し，災害予防，災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。なお，各部長は，災害情報，被害状況及び災害応急対策の状況その他必要な事項について，随時，本部会議に報告するものとする。
 - 1) 救助法に関すること。
 - 2) 本部の活動体制に関すること。
 - 3) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
 - 4) 応援要請に関すること。
 - 5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
 - 6) 災害広報に関すること。

(2) 招集

本部長が必要の都度招集する。なお，招集の伝達は，庁内放送又は事務局を通じて行う。

3 事務局の設置

- (1) 災害対策本部に事務局を設置する。事務局は防災安全課に置き，分掌事務は次のとおりとする。
 - 1) 本部会議に関すること。
 - 2) 各部への本部長の命令伝達に関すること。
 - 3) 県等関係機関への連絡及び周知並びに情報の収集及び報告に関すること。
 - 4) 国，県への要望，陳情等に関すること。
 - 5) その他災害応急対策の実施に必要な事項に関すること。

(2) 事務局の組織は，次のとおりとする。

職	職に充てる者	職 務
事務局長	危機管理監	事務局の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。
事務局次長	防災安全課長	事務局長を補佐し，事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けるときは，その職務を代理する。
事務局付	防災安全課長補佐	事務局長が特に命ずる事項を処理する。
班員	防災安全課員	担当事務に従事する。

- (3) 事務局長は，災害対策本部が設置されたときは，直ちに局務を開始するものとする。

4 本部長の職務代理者の決定

市長が不在かつ連絡不能な場合の職務代理者は，次のとおりとする。

第1順位 副市長

第2順位 生活環境部長

5 現地災害対策本部の設置

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、神栖市災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

(1) 現地災害対策本部の組織

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

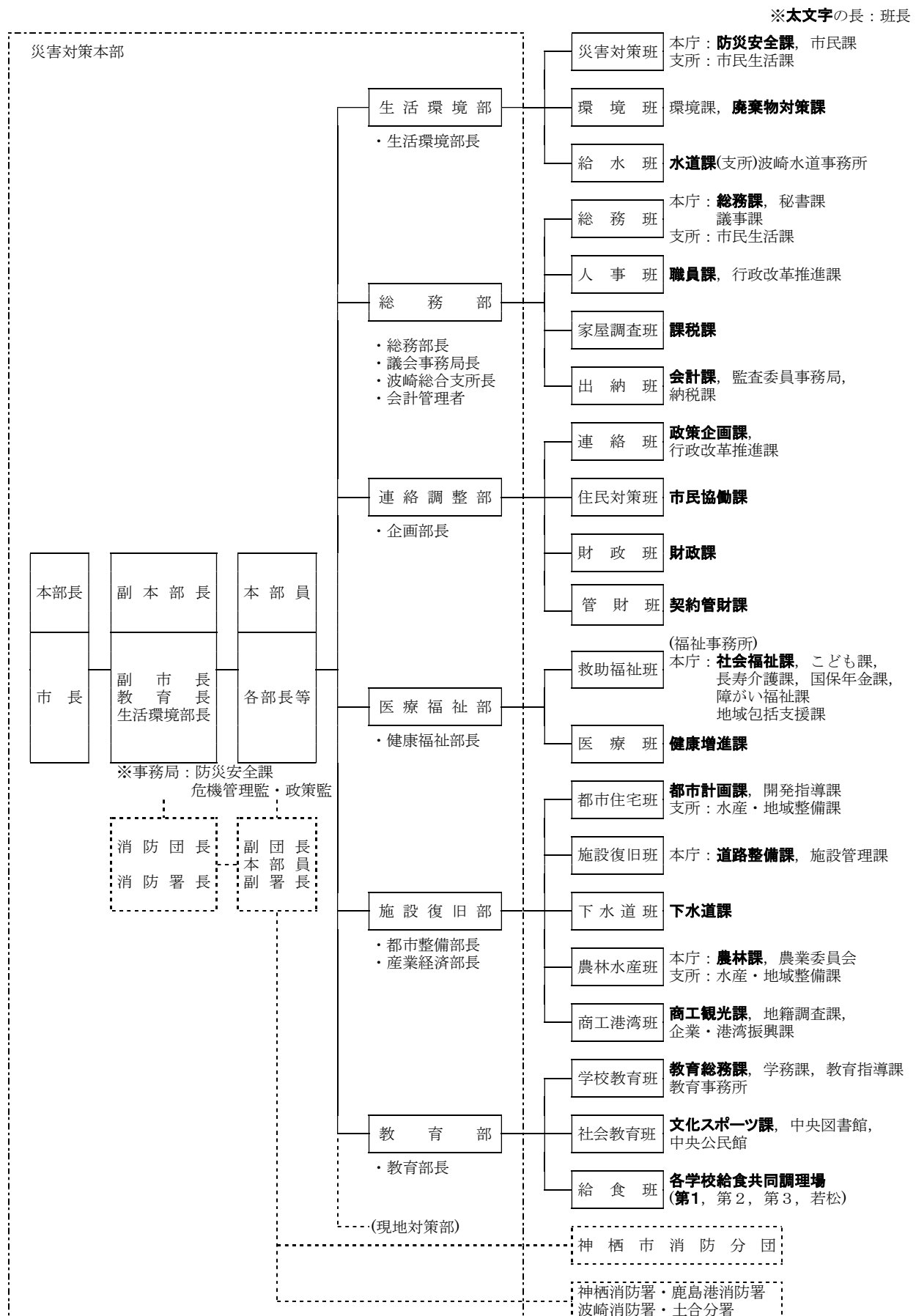
(2) 現地災害対策本部の設置基準

- 1) 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- 2) 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

(3) 現地災害対策本部の分掌事務

- 1) 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること。
- 2) 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること。

別表 1 災害対策本部組織図



2 災害対策本部事務分掌

部 名	班 名	班 員	分 掌 事 務
生活環境部 部長： 生活環境部長 生活環境部次長	災害対策班 班長： 防災安全課長	防災安全課 市民課 (支所) 市民生活課	1 部の災害対策活動の総括に関すること。 2 災害対策本部に関すること。 3 防災対策及び救助対策業務の総合企画に関すること。 4 各班への本部長の命令伝達に関すること。 5 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 6 各部並びに部内各班の連絡調整に関すること。 7 各班の被害調査及び活動内容等の取りまとめ及び関係機関への報告等に関すること。 8 消防団に関すること。 9 気象及び洪水の情報の授受及び伝達に関すること。 10 自衛隊、警察その他関係機関の派遣要請に関すること。 11 消防対策に関すること。 12 特殊標章等又は身分証明書に関すること。 13 防災行政無線の管理、運用に関すること。 14 災害対策要員の雇上げに関すること。 15 交通安全の保持に関すること。 16 その他他の部班に属しないこと。
	環境班 班長： 廃棄物対策課長	環境課 廃棄物対策課	1 災害地の清掃に関すること。 2 ごみの収集、運搬及び処理に関すること。 3 環境衛生施設等との連絡調整に関すること。 4 災害時における公害防止に関すること。 5 災害時におけるねずみ族昆虫等の駆除に関すること。 6 遺体の収容及び処理に関すること。 7 物資の仕分けに関すること。 8 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 9 所管施設の安全対策及び応急復旧に関すること。 10 他の班の応援に関すること。
	給水班 班長： 水道課長	水道課 (支所) 波崎水道事務所	1 飲料水の確保及び応急給水に関すること。 2 配水設備の防備及び応急措置に関すること。 3 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 給水機器及びその修理資材の確保に関すること。 5 水道施設の復旧に関すること。 6 他の班の応援に関すること。

部 名	班 名	班 員	分 掌 事 務
総務部 部長： 総務部長 議会事務局長 波崎総合支所長 会計管理者	総務班 班長： 総務課長	総務課 秘書課 議事課 (支所) 市民生活課	1 部の災害対策活動の総括に関すること。 2 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関すること。 3 避難住民の運送に関すること。 4 現地対策本部の支援に関すること。 5 議会への連絡調整に関すること。 6 市民の苦情，陳情，相談等の処理及び被災者のニーズの把握に関すること。 7 他の班の応援に関すること。
	人事班 班長： 職員課長	職員課 行政改革推進課	1 職員の動員及び派遣に関すること。 2 公務災害補償その他被災職員に対する給付及び援助に関すること。 3 防災功労者の表彰に関すること。 4 職員の派遣及び被派遣職員に関すること。 5 他の班の応援に関すること。
	家屋調査班 班長： 課税課長	課税課	1 被害家屋の調査に関すること。 2 り災証明に関すること。 3 他の班の応援に関すること。
	出納班 班長： 会計課長	会計課 監査委員事務局 納税課	1 災害関係費の出納に関すること。 2 物品の調達及び保管並びにあっせん・供給に関すること。 3 救援物資等の運送に関すること。 4 監査委員への連絡調整に関すること。 5 他の班の応援に関すること。
連絡調整部 部長： 企画部長	連絡班 班長： 政策企画課長	政策企画課 行政改革推進課	1 部の災害対策活動の総括に関すること。 2 要配慮者(外国人)に関すること。 3 無線ボランティアの活用に関すること。 4 他の班の応援に関すること。 5 被害状況報告の受理並びに災害調査報告に関すること。 6 災害見舞視察者の応接に関すること。 7 本部長・副部長との連絡調整に関すること。
	住民対策班 班長： 市民協働課長	市民協働課	1 災害情報の収集に関すること。 2 災害情報の発表，災害広報に関すること。 3 行政委員との連絡に関すること。 4 他の班の応援に関すること。 5 災害救護等に関し，住民組織への協力要請に関すること。 6 記録の編集，保存に関すること。 7 報道機関との連絡に関すること。
	財政班 班長： 財政課長	財政課	1 災害応急対策に伴う予算措置に関すること。 2 災害に伴う財政計画に関すること。 3 他の班の応援に関すること。

部 名	班 名	班 員	分 掌 事 務
連絡調整部 部長： 企画部長	管財班 班長： 契約管財課長	契約管財課	1 災害時の市有財産の維持管理及び被害状況の報告に関する こと。 2 庁用物の調達に関すること。 3 車両の配備に関すること。 4 庁舎設備機器の維持管理に関すること。 5 他の班の応援に関すること。
医療福祉部 部長： 健康福祉部長	救助福祉班 班長： 社会福祉課長	社会福祉課 こども課 長寿介護課 国保年金課 障がい福祉課 地域包括支援課	1 部の災害対策活動の総括に関すること。 2 要配慮者の安全確保対策に関すること。 3 救助隊の分担事務に関すること。 4 ボランティアの受入れに関すること。 5 被災者の保護に関すること。 6 災害救助法の適用に関すること。 7 日本赤十字社の派遣要請等に関すること。 8 被災者の応急相談に関すること。 9 保育園児の避難等に関すること。 10 避難所の設置に関すること。 11 炊出し、救助用食料及び応急救助物資の配給に関する こと。 12 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関するこ と。 13 所管施設の安全対策及び応急復旧に関すること。 14 災害見舞金に関すること。 15 被災者の名簿作成に関すること。 16 義援金品の取扱いに関すること。 17 災害弔慰金の支給等に関すること。
	医療班 班長： 健康増進課長	健康増進課	1 医療及び助産に関すること。 2 予防接種に関すること。 3 現地対策本部の運営に関すること（医療福祉部の所管 に属する事務に関するものに限る。）。 4 各医療機関との連絡に関すること。 5 医療ボランティアの活用に関すること。 6 その他医療一般に関すること。 7 被災者の収容に関すること。 8 災害時の感染症対策に関すること。 9 食品の衛生に関すること。 10 防疫薬剤の調達及び配布に関すること。 11 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関するこ と。 12 所管施設の安全対策及び応急復旧に関すること。 13 他の班の応援に関すること。

部 名	班 名	班 員	分 掌 事 務
施設復旧部 部長： 都市整備部長 産業経済部長	都市住宅班 班長： 都市計画課長	都市計画課 開発指導課	1 部の災害対策活動の総括に関すること。 2 災害復興都市計画に関すること。 3 市有建築物の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 応急仮設住宅の設営に関すること。 5 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 6 応急措置のため、土地収用等に関すること。 7 他の班の応援に関すること。
	施設復旧班 班長： 道路整備課長	道路整備課 施設管理課	1 障害物の除去に関すること。 2 応急、復旧用資機材の調達に関すること。 3 所管公共土木施設の安全対策及び応急復旧に関すること。 4 施設、設備等の応急修理に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 水防対策に関すること。 7 輸送関係機関との連絡及び輸送の安全確保に関すること。 8 交通遮断箇所及び交通迂回路の調査に関すること。 9 他の班の応援に関すること。
	下水道班 班長： 下水道課長	下水道課	1 公共下水道の応急復旧に関すること。 2 排水に関すること。 3 仮設トイレの設置に関すること。 4 他の班の応援に関すること。
	農林水産班 班長： 農林課長	農林課 農業委員会事務局 水産・地域整備課	1 農地、農水産物、農道、山林等の災害調査に関すること。 2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 3 所管施設の安全対策及び応急復旧に関すること。 4 農畜水産業団体等の協力の要請に関すること。 5 災害農作物の技術指導及び被害農家の応援救助に関すること。 6 応急救助物資の調達に関すること。 7 救助用食料の調達に関すること。 8 水難救助に関すること。 9 漁港及び水産施設に係る対策に関すること。 10 災害時における死亡家畜及び家さんの処理に関すること。 11 漁港の応急使用に関すること。

第3編 応急対策計画
第1章 初動対応

部 名	班 名	班 員	分 掌 事 務
施設復旧部 部長： 都市整備部長 産業経済部長	商工港湾班 班長： 商工観光課長	商工観光課 地籍調査課 企業・港湾振興課	1 生活必需品の調達に関すること。 2 被災地の商工業の指導に関すること。 3 中小企業資金の貸付等に関すること。 4 被災者の雇用促進に関すること。 5 被災港湾に係る調査及びこれに対する対策に関すること。 6 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 7 所管施設の安全対策及び応急復旧に関すること。
教育部 部長： 教育部長	学校教育班 班長： 教育総務課長	教育総務課 学務課 教育指導課 教育事務所	1 部の災害対策活動の総括に関すること。 2 避難所(学校)の維持管理に関すること。 3 児童・生徒の安全確保及び避難誘導に関すること。 4 教育関係被害状況の調査及び報告に関すること。 5 教育関係災害復旧救助予算の要求に関すること。 6 学校、幼稚園の災害対策に関すること。 7 学用品の給与に関すること。 8 所管施設の安全対策及び応急復旧に関すること。 9 被災児童・生徒の教育対策に関すること。
	社会教育班 班長： 文化スポーツ課長	文化スポーツ課 中央図書館 中央公民館	1 文化財等の災害対策に関すること。 2 避難所(所管施設)の維持管理に関すること。 3 災害対策活動に協力する社会教育・体育団体等の連絡調整に関すること。 4 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 5 所管施設の安全対策及び応急復旧に関すること。 6 他の班の応援に関すること。
	給食班 班長： 学校給食共同調理場長(第1)	学校給食共同調理場	1 応急給食の支給に関すること。 2 学校給食対策に関すること。 3 学校保健衛生に関すること。 4 所管施設の安全対策及び応急復旧に関すること。 5 他の班の応援に関すること。

第6 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

動員は、災害警戒本部長である生活環境部長が、災害の状況に応じて、動員の指令を行う。なお、本部長の職務代理者は、危機管理監とする。

第2章 情報収集・伝達

[担当課] 各課共通

[関係機関] 消防本部，消防団

第1節 情報収集・伝達

第1 計画の方針

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な気象等に関わる警報，注意報及び情報，地震・津波情報，被害情報，措置情報，災害応急対策に必要な命令の伝達等を防災関係機関相互の連携のもと，迅速かつ的確に収集・伝達する。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害情報の伝達システムの周知徹底 2 通信途絶時の備え(ラジオ等の配備) 3 異常現象の発見者の速やかな通報とそれを受けた市長の関係機関・住民等への周知	市 民 協 働 課
1 被害状況の調査担当者 ⇒ 被害調査員(地区受け持ち職員) 2 各担当課における被害状況の段階別収集内容の把握 3 被害状況の取りまとめ ⇒ 生活環境部災害対策班	各 課 共 通 消 防 本 部 消 防 団

第2 特別警報・警報・注意報等

1 特別警報・警報・注意報の概要と種類・発表基準

大雨や強風などの気象現象によって，災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が，重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が，重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が，市町村ごとに発表される。また，大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは，重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう，市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている警報・注意報の概要と発表基準は次のとおりである。

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が起こるおそれがあるときや、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

(3) 特別警報・警報・注意報の発表基準

特別警報発表基準

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。

警報・注意報の種類と発表基準(神栖市)

平成 26 年 10 月 9 日現在

神栖市	府県予報区	茨城県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	鹿行地域		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量50mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	107
	洪水		雨量基準	1時間雨量50mm
			流域雨量指数基準	—
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦[白浜], 利根川下流部[横利根]
	暴風		平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ30cm
	波浪		有義波高	6.0m
	高潮		潮位	1.2m(暫定基準)
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量30mm
			土壌雨量指数基準	85
	洪水		雨量基準	1時間雨量30mm
			流域雨量指数基準	—
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦[白浜], 利根川下流部[横利根]
	強風		平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
			平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	風雪		平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	2.5m
	高潮		潮位	0.7m(暫定基準)
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	陸上 100m 海上 500m
			最小湿度 40%で、実効湿度 60%*	
	乾燥			
	なだれ			
	低温		夏期:最低気温15℃以下が2日以上継続 冬期:最低気温-7℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着水・着雪		著しい着水(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

*1 湿度は水戸地方気象台の値。

※「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」に伴い、高潮警報・注意報について通常より引き下げた暫定基準を適用している。

- (注)
- 1) 発表基準欄に記載した数値は、茨城県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。
 - 2) 警報、注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報、注意報が発表される時は、これまで継続中の警報、注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報、注意報に切り替えられる。
 - 3) 大地震や火山活動等の災害により地盤が脆弱となり、雨による土砂災害等の発生の可能性が通常より高いと考えられる地域では、警報・注意報の発表基準を暫定的に引き下げて運用することとしている。

2 気象情報

水戸地方気象台は、警報・注意報とは別に気象現象の推移や防災上の注意を報じるために気象情報を発表する。

- (1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警

報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(2) 土砂災害警戒情報

茨城県と水戸地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、全県に対して発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(5) 潮位情報

大潮など干満による潮位が通常より高い状態にある時に発表する。

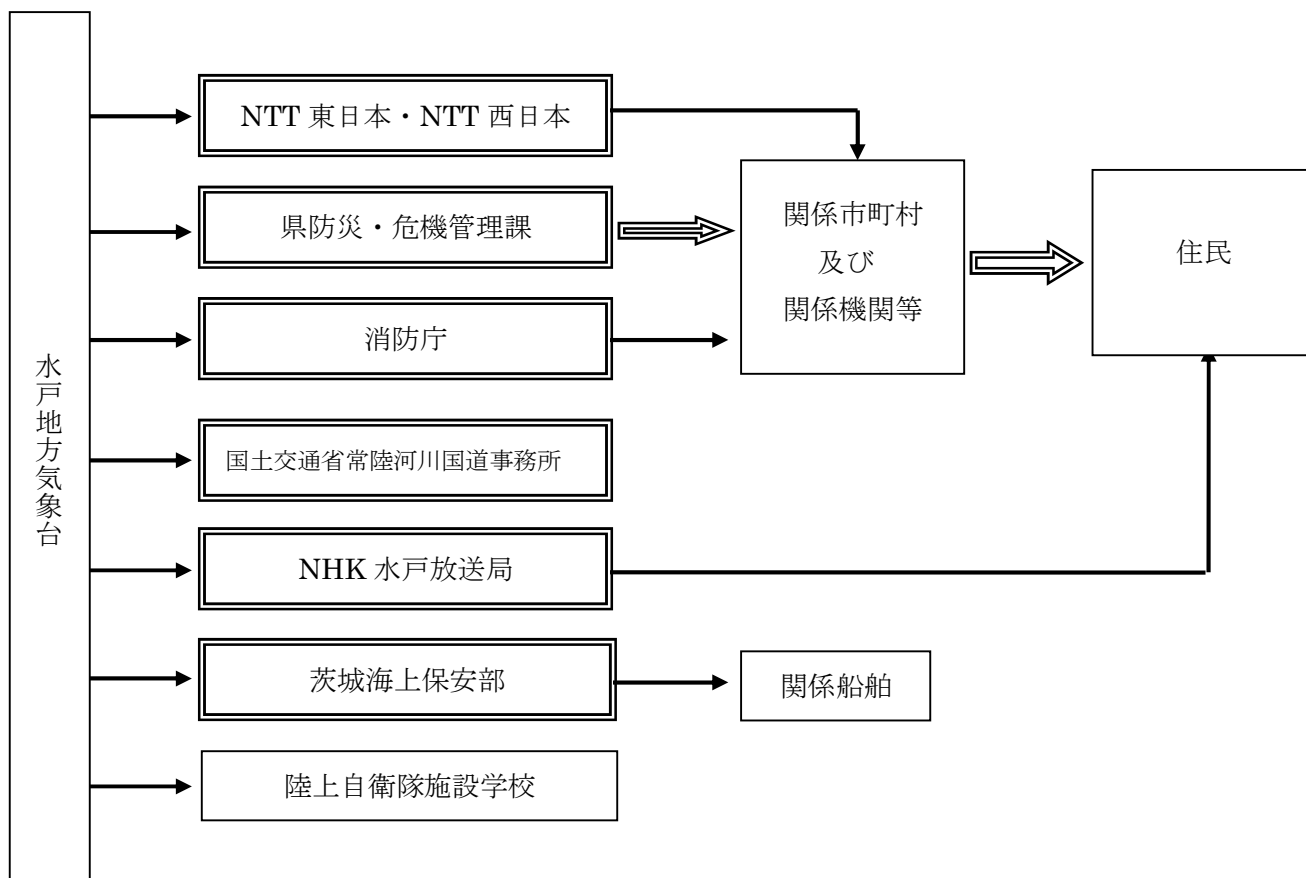
3 特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報の伝達経路

(1) 特別警報・警報・注意報

発表機関：水戸地方気象台・鉾子地方気象台

1) 水戸地方気象台関係

水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する。



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(注)1 水戸地方気象台からN T Tに通報された警報は、N T Tの通信系統により市に伝達される。

この場合、警報の種類だけで内容については伝達されない。

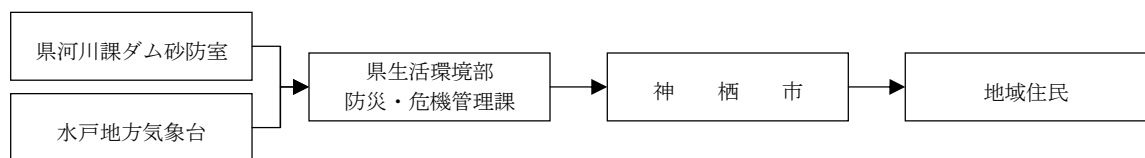
警報の種類：暴風・暴風雪・大雨・大雪・波浪・高潮の各特別警報・警報及び洪水警報

2 水戸地方気象台からNHK水戸放送局に防災情報提供システムを通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨城放送(I B S)もこれに準じている。

放 送 局 名	コール・サイン	周 波 数	備 考
NHK東京第1放送	J O A K	594K H z	300KW
NHK東京テレビジョン放送 (総合)	J O A K—T V	東京 26 C H 常陸鹿島 26ch 東京 27 C H	U H Fサテライト 局は他に 32 局ある
NHK水戸FM放送(水戸)	J O E P—F M	83.2MK z	1 K W
茨城放送水戸放送局	J O Y F	1,197K H z	5 K W

(2) 土砂災害警戒情報

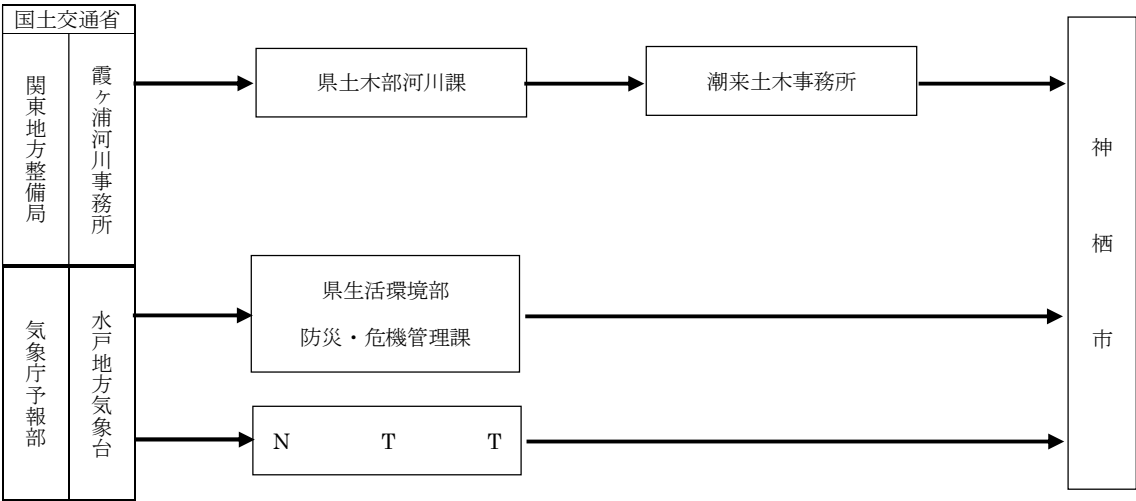
発表機関：水戸地方気象台・茨城県



第3 国が管理する洪水予報河川の洪水予報

1 水戸地方気象台と常陸河川国道事務所、霞ヶ浦河川事務所及び下館河川事務所は、共同で下表の河川の洪水予報(注意報・警報又は情報)を発表する。これらの洪水予報は、担当の河川(国道)事務所が県(土木部河川課)に通報し、県は各土木事務所を通じて市に伝達する。

また、水戸地方気象台は、県(生活環境部防災・危機管理課)ほか関係防災機関(N T Tへは警報のみ)及び報道機関に通報する。さらに、洪水警報の表題のみN T Tの通信系統により市に伝達する。



2 気象庁・水戸地方気象台と国土交通省関東地方整備局・霞ヶ浦河川事務所は、共同で下表の河川の洪水予報(注意報・警報又は情報)を発表する。これらの洪水予報は、関東地方整備局が県(土木部河川課)に通報し、県は各土木事務所を通じて市に伝達する。

また、水戸地方気象台は、県(生活環境部防災・危機管理課)のほか関係防災機関(N T Tタウン情報株式会社へは警報のみ)及び報道機関に通報する。さらに、洪水警報の表題のみN T Tタウン情報株式会社の通信系統により関係市町村に伝達する。

河 川 名	担 当 官 署	
利根川(上流部・中流部・下流部)	国土交通省関東地方整備局	気象庁予報部
霞ヶ浦・北浦	霞ヶ浦河川事務所	水戸地方気象台

3 上記1及び2の伝達先等(茨城県内関係のみ)は、下表のとおりである。

担 当 官 署	伝 達 先	伝達方法
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県(土木部河川課)	F A X又は専用電話
	(財)河川情報センター	専用回線F A X
水戸地方気象台	常陸河川国道事務所	専用回線
	陸上自衛隊施設学校	
	県(生活環境部防災・危機管理課)	
	N H K水戸放送局	
	N T T	
	茨城県警察本部	インターネット
	茨城放送	

第4 火災気象通報

水戸地方気象台は、消防法に基づき、気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災気象通報をもってその状況を知事に通報するものとする。

火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

実 施 基 準
1 実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合 2 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

第5 津波予報、地震・津波情報の収集・伝達

市は、気象庁の発表する津波・地震情報を一刻も早く入手して地震発生後の初動体制をとることとする。

1 発表基準と伝達内容

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、求められる地震規模(モーメントマグニチュード)を元に正確な地震規模を想定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるま

	のおそれがある場合				で海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する必要がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

1) 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さ

		い場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点(推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

2) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

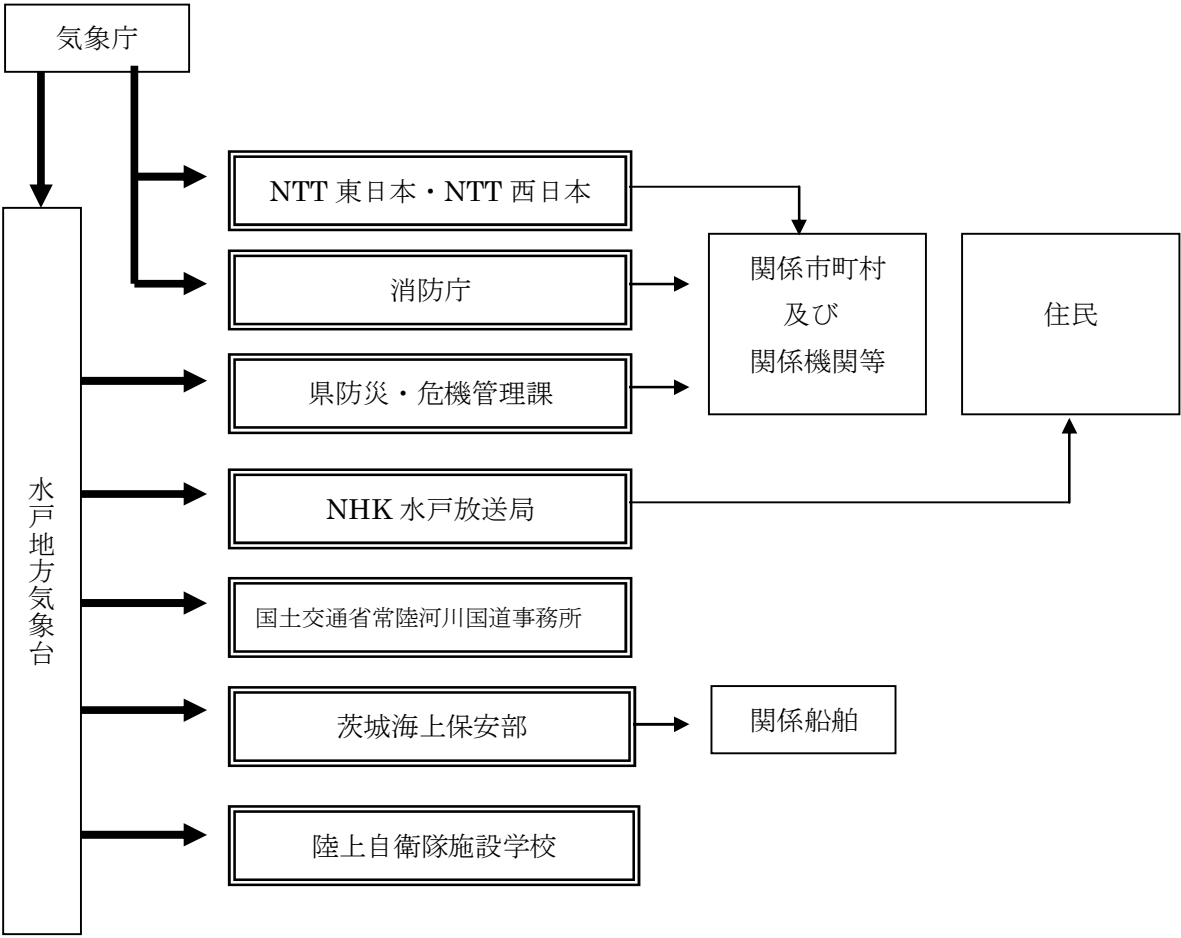
(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達経路



(5) 住民等への伝達

1) 市は、県、鹿嶋警察署、NTT又はテレビ、ラジオ放送により津波警報等の発表を知ったときは、直ちに海浜にいる者、海岸沿いの住民等に呼びかけ、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

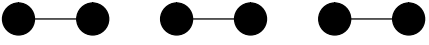
その際、手段として、鐘又はサイレンを用いる場合は、その標識は次のとおりとする。なお、標識のみでは、住民・観光客等に正確に伝えることができないため、防災行政無線、広報車、ハンドマイク等を併用するものとする。

2) 津波予報の伝達のため使用する鐘音及びサイレン音は、次による。ただし、津波注意報の「津波なし」は標識を用いない(昭和51年気象庁告示第3号)。

3) 津波注意報

標識の種類	標	識
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒) (約2秒)
津波注意報 及び津波警報 解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分) (約3秒)

4) 津波警報

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (短声連点) (約2秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(6) 住民等の対応

強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜にある者、海岸付近の住民等は、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

(7) 市長の判断による措置

近海で地震が発生した場合、津波警報等発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。したがって、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、海面監視等を実施し、自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

2 津波情報の収集

(1) 津波情報の発表基準

- 1) 大津波警報・津波警報又は大津波注意報が発表されたとき。
- 2) その他津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2) 津波情報の種類と内容

- 1) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- 2) 各地の満潮時刻、津波到達予想時刻に関する情報
- 3) 津波観測に関する情報
- 4) 沖合津波観測に関する情報
- 5) その他

3 地震情報の収集

- (1) 関係機関は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達するものとする。

気象庁が発表する地震情報は次のとおり。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報・津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を

		付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

(2) 緊急地震速報

1) 緊急地震速報を見聞きした場合には、あわてずに次のとるべき行動により身の安全を確保する。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

4 津波情報及び地震情報の伝達

(1) 市長は、水戸地方気象台から県防災・危機管理課を経由して受領した情報を関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

- (2) 市長は、情報の伝達を受けたときは、市地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。
- (3) 市は、防災関係機関と積極的に連絡を取り、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

第6 水防警活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報

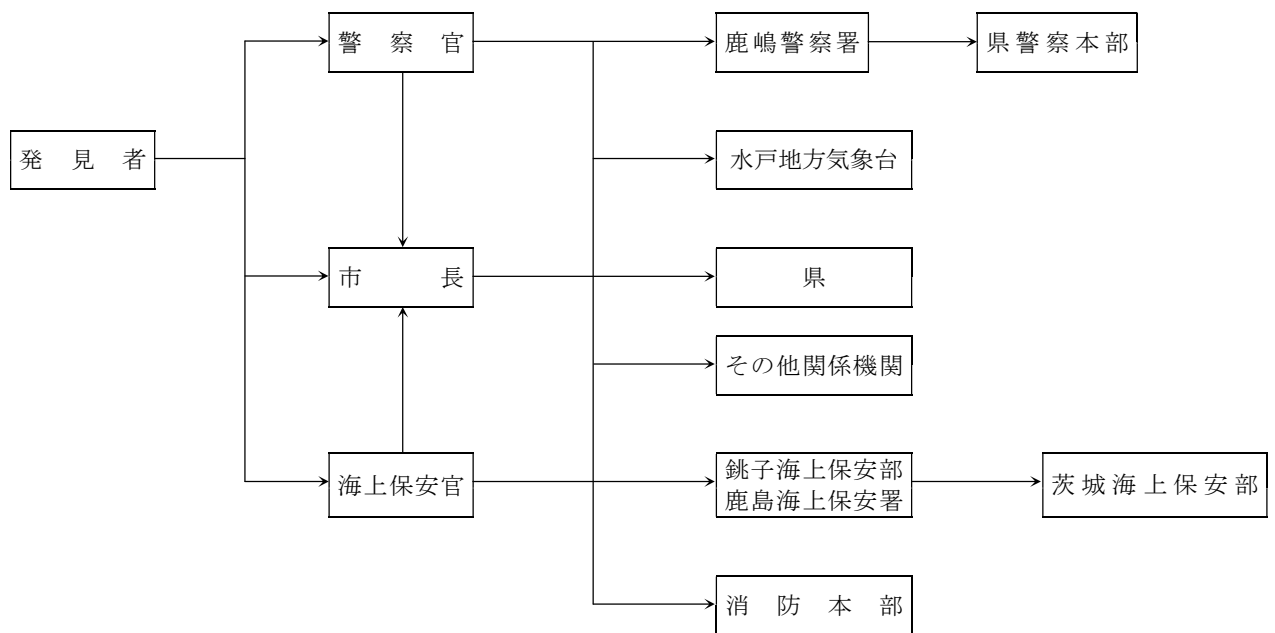
水戸地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときはその状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。(平成23年12月 水防法改正 第1章第10条)

発表する注意報、警報の種類及び発表基準は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、次のとおり一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報又は大津波警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

第7 異常現象の発見者の通報と措置

- (1) 地割れ、海面の急激な低下など、災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、速やかにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- (2) 住民から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。
- (3) 発見者等から通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく、県、水戸地方気象台及びその他防災関係機関に通報すると同時に、住民その他関係団体にも周知させるものとする。



第8 在港船舶への情報伝達

災害により在港船舶が被害を受けるおそれがある場合，気象予警報，その他災害防止上必要と思われる情報を伝達し，被害の未然防止に努める。

1 気象情報の伝達周知

各漁業協同組合は，警報等の情報を受けた場合，それぞれ最寄在港船舶に対し，気象予警報の伝達周知を図る。

2 その他の情報の伝達

前記のほか，特に船舶の災害防止上必要と思われる情報については，海上保安官が直接あるいは気象通知組織を経由して伝達周知を図る。

第9 災害情報の収集・伝達

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 各課等の被害報告(被害状況の取りまとめ：生活環境部災害対策班) 各班長 ⇒ 各部長 ⇒ 生活環境部長 ⇒ 市長 2 知事への被害報告 (1) 即報……災害発生直後に報告 (2) 確定報告……応急対策完了後 10 日以内に報告 3 報告系統 (1) 通常：市 ⇒ 鹿行県民センター ⇒ 県 (2) 非常：市 ⇒ (直接) ⇒ 県 (3) 県と連絡ができない場合：市 ⇒ 消防庁	各 課 共 通 消 防 本 部 消 防 団

1 被害状況等の収集

(1) 収集すべき情報

市は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- 1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- 2) 降雨、降雪、河川水位及び潮位の状況
- 3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難状況
- 4) 人畜、建物、農地、河川、道路等の被害状況
- 5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- 6) 消防、水防等の応急措置の状況
- 7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- 8) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- 9) 医薬品その他衛生材料の補給の要否
- 10) その他法令に定めがある事項

(2) 報告及び収集の実施者

- 1) 各班長は、災害が発生した場合は、直ちに「被害概況即報」に掲げる被害のうち所管に係る被害状況を収集し、所管部長及び生活環境部に報告するものとする。被害の分類認定基準は、別表のとおりである。

なお、被害状況の整理・分析及び取りまとめは、生活環境部災害対策班が行うものとする。

- 2) 被害状況等の収集及び報告のとりまとめ担当課は、次のとおりとする。

調 査 項 目	担 当 課
人 的 被 害	障がい福祉課・社会福祉課・地域包括支援課
住 家 被 害	課 税 課
庁 舎 等 公 共 建 物 被 害	財 政 課
文 教 施 設 被 害	教 育 委 員 会
農 林 ・ 畜 産 及 び 農 林 業 施 設 被 害	農 林 課
公 共 土 木 施 設 被 害	施 設 管 理 課
道 路 被 害	道 路 整 備 課 ・ 施 設 管 理 課
水 道 被 害	水 道 課 ・ 波 崎 水 道 事 務 所

下	水	道	被	害	下	水	道	課					
商	工	関	係	被	害	商	工	観	光	課			
医	療	施	設	被	害	健	康	増	進	課			
福	祉	施	設	被	害	障がい福祉課・社会福祉課・地域包括支援課							
火	災		被		害	防	災	安	全	課			
市	営	住	宅	被	害	都	市	整	備	課			
公	園	施	設	関	係	の	被	害	施	設	管	理	課

3) 消防団による情報収集

消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

4) 避難所からの収集

医療福祉部救助福祉班から、避難状況、避難所参集途上の被災状況、住民の避難状況等を収集する。

※資料編・火災・災害等即報要領報告様式

(3) 郵便局に対する協力要請

市は、市内郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、郵便局が収集した被災状況等の情報により、市内の被災状況等を把握する。

※資料編・災害時における神栖町内郵便局、神栖町間の協力に関する覚書

※資料編・災害時における相互協力に関する覚書

(4) 地理空間情報の活用

情報の収集・伝達にあたっては、可能な限り、地図や写真などの地理空間情報の活用に努める。

第10 知事等への報告

1 災対法に基づく報告

(1) 市長は、災対法第53条に基づき、知事に次の区分により、災害発生及びその経過に応じ逐次報告を行うものとする。



1) 即報

市は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害状況等報告要領」に基づき県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する場合には消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

※資料編・茨城県被害状況等報告要領

2) 確定報告

確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、「茨城県被害状況等報告要領」を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

3) その他の報告

災害の報告は1), 2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

(2) 報告の基準

報告は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生したとき行うものとする。

- 1) 市災害対策本部が設置されたとき。
- 2) 救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- 3) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
- 4) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
- 5) 地震が発生し、震度4以上を記録したとき。

(3) 報告様式

生活環境部は、各課(又は部)の被害報告を一括整理し、「被害状況即報」により報告するものとする。
なお、災害の具体的な状況及び個別の災害現場の概況等を報告する場合又は災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、「災害概況即報」を用いて報告するものとする。

2 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、無線又は有線による電話若しくはファクシミリ等のうち、最も迅速確実な手段を使うものとする。
- (2) 有線が途絶した場合は、県防災行政無線電話等を利用し、県に対し報告又は連絡するものとする。
- (3) 通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。
- (4) 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとるものとする。

なお、県に報告することができない場合には、国(消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

3 情報収集活動の応援要請

災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

4 異常通報時の措置

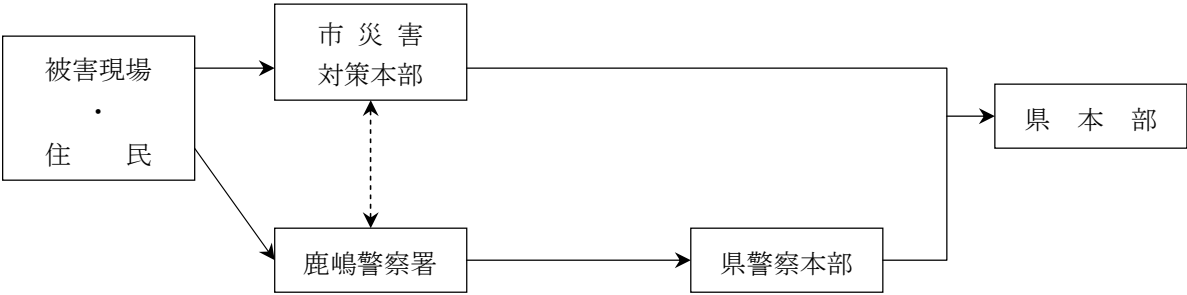
地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告するものとする。

※資料編・火災・災害等即報要領報告様式

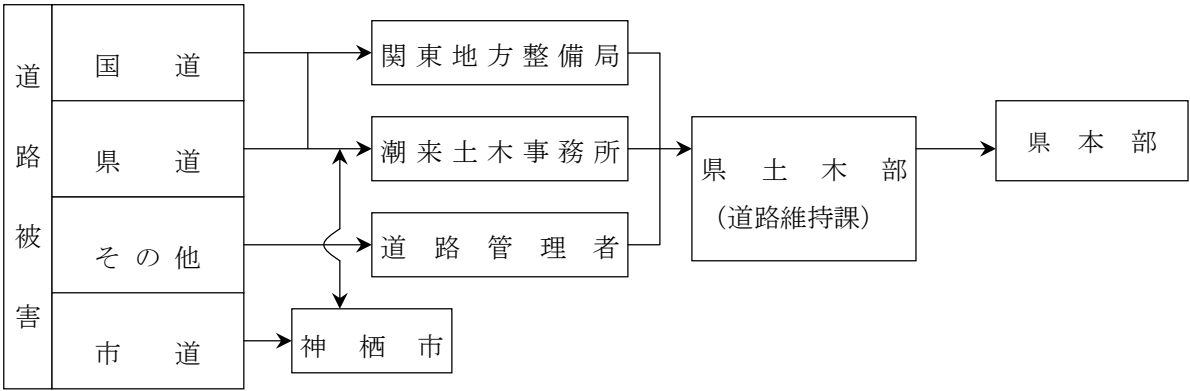
第11 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

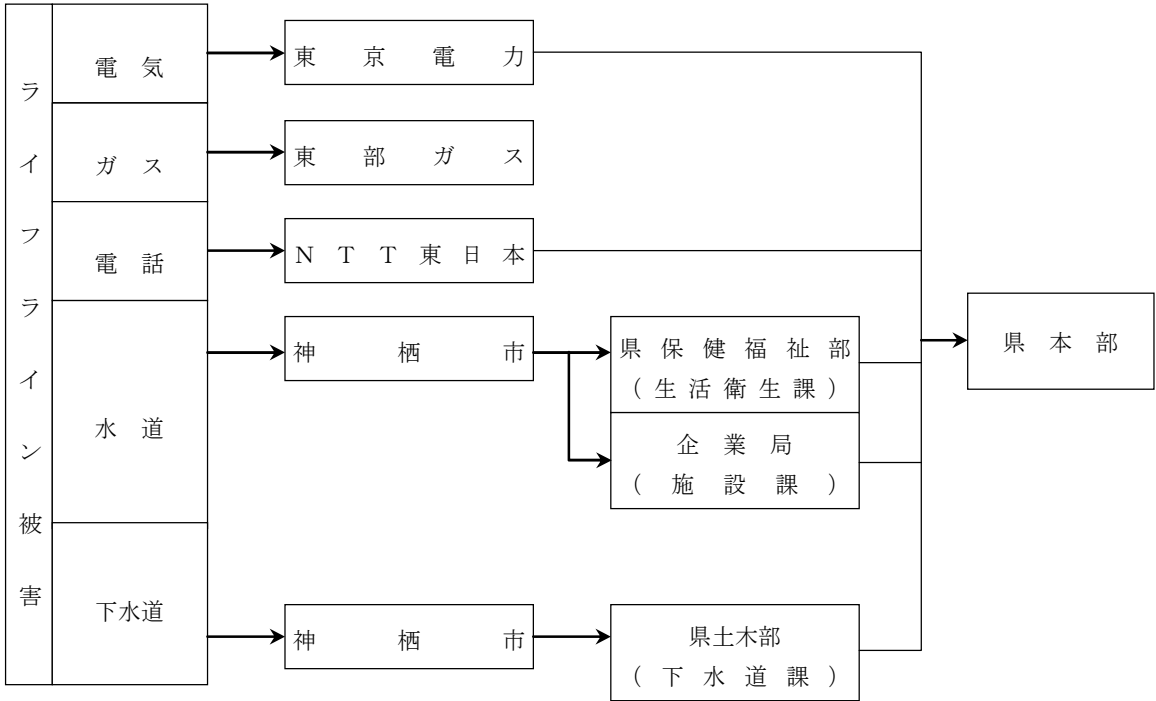
(1) 情報収集・伝達系統1(死者、負傷者、建物被害、その他の被害)



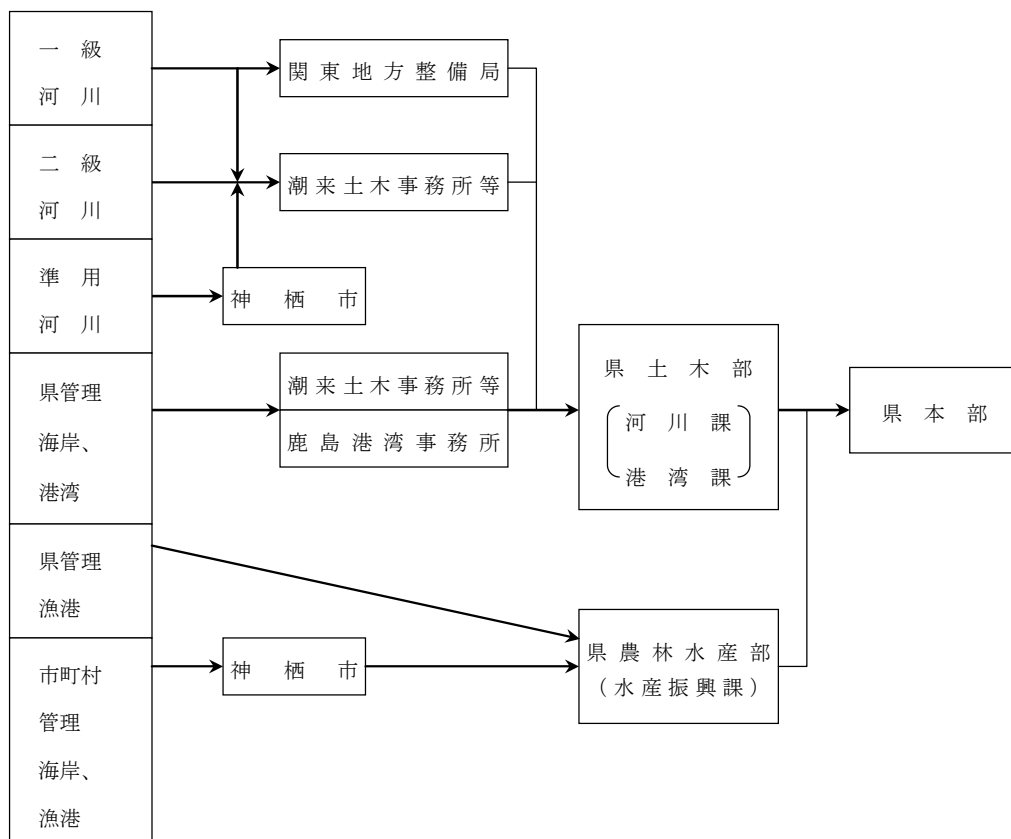
(2) 情報収集・伝達系統2(道路被害)



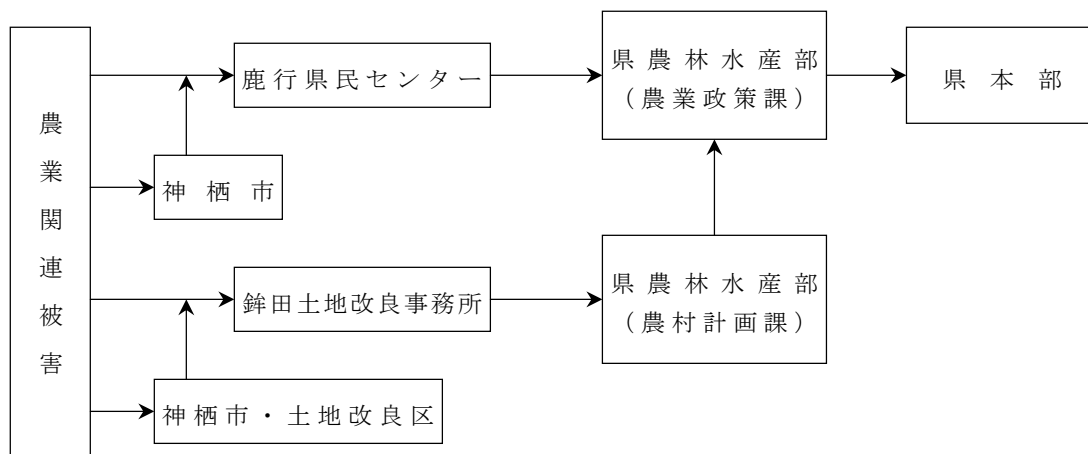
(3) 情報収集・伝達系統3(ライフライン被害)



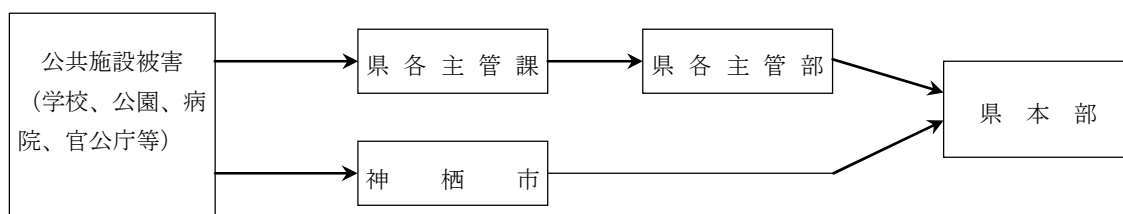
(4) 情報収集・伝達系統4 (河川, 海岸, 港湾, 漁港, ダム)



(5) 情報収集・伝達系統5 (農作物, 農地, 農業施設, 産地)



(6) 情報収集・伝達系統6 (その他公共施設)



別表

被害の分類認定基準

人及び住家その他被害程度の認定は、次の基準によるものとする。

1 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告すること。

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1箇月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1箇月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、また、砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、

けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

- (9) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸となる。
- (10) 「がけ崩れ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50m³を超えと思われるものは報告するものとする。
- (11) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (12) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (13) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (14) 「電話」とは、災害により通話不能となった電信電話の回線数とする。
- (15) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (16) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (17) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (18) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (19) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (20) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- (21) 「火災発生」とについては、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)により補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (6) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (7) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (8) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (9) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
- (10) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

6 その他

参考になる事項

第1 計画の方針

市は、県及び防災関係機関と相互に協力して、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保するものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 市の通信施設の利用 (1) 通常 ⇒ 1) 電話, 2) 電報, 3) F A X, 4) 防災行政無線 (2) 非常 ⇒ 上記のほか, 1) 非常・緊急通話(災害時優先電話) 2) 非常・緊急電報 2 1で不足する場合 ⇒ (1) 他機関の通信施設の利用 (2) 急使の派遣(自動車, オートバイ, 自転車等) (3) 放送の要請(知事を通じて) (4) アマチュア無線の協力要請	防 災 安 全 課 行 政 改 革 推 進 課

第2 関係機関等との連絡方法

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により防災関係機関等に報告又は通報するものとする。

連 絡 機 関	連 絡 方 法
市 ↔ 県	県防災行政無線，電話，電報
市 ↔ 警 察 署 交 番	電話，防災行政無線，使送
市 ↔ 消防本部	電話，防災行政無線，使送
市 ↔ 消 防 団	電話，防災行政無線，使送
市 ↔ 住 民	電話，防災行政無線，広報車，インターネット，メール マガジン，ツイッター
消 防 署 ↔ 消 防 団	電話

第3 公衆電気通信設備の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 8 条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

1 非常・緊急通話用電話の指定

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、市は、あらかじめNTT東日本茨城支店長に対し、電話番号を指定し届出て、既に災害時優先電話としての承認を受けている。

市内における災害時優先電話の設置状況は、次のとおりである。

災害時優先電話一覽

設 置 場 所	電 話 番 号
防 災 安 全 課	(0299) 92—1234 (0299) 92—1349

2 非常・緊急通話の利用

- (1) 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的かかりやすいが、それでも困難な場合は次によるものとする。
- (2) 原則的に「災害時優先電話」により、市外局番なしの「102」をダイヤルしオペレーターへ次のことを告げ通話を申し込むこととする。
 - 1) 非常扱い通信又は緊急扱い通話の申し込みであること。
 - 2) 「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称等
 - 3) 相手の電話番号及び通信内容等

なお、相手等の通信設備の被害状況などによってつなぐことのできない場合もある。
- 4) 非常・緊急通話の内容及び利用し得る機関の範囲は、次のとおりである。

非常・緊急通話の内容等

区分	通 話 の 内 容	機 関 等
非常 通 話	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む。)の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間(海上保安機関を含む。) 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急 通 話	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間

緊急通話	5 水道，ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関(前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。)相互間

3 非常・緊急電報の利用

- (1) 電話により非常・緊急電報を依頼する場合は，115番をダイヤルし，自己の電話番号及び発信責任者名を電報サービス取扱所に伝えて申し込む。
- (2) 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は，次のとおりである。

非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲

区分	通 話 の 内 容	機 関 等
非常電報	1 気象，水象，地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって，緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 洪水，津波，高潮等が発生し，若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設(道路，港湾等を含みます)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し，緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し，緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し，緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関(海上保安機関を含む。以下同じ)相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災，事変その他の非常事態が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1 気象，水象，地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって，緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災，集団的疫病，交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し，又は発生するおそれがある場合において，その予防，救援，復旧等に関し，緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間

緊急電報	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	電報サービス契約約款の別記 11（新聞社等の基準）の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と電報サービス契約約款の別記 12（医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院）の病院相互間
	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の (3) までに掲げるものを除く。）相互間

4 電話の輻輳対策

大規模災害時における電話の輻輳に対処するため、NTT東日本による地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする災害用伝言ダイヤル“171”又は携帯電話各社による災害用伝言板サービスなどの周知徹底に努めるものとする。

第4 公衆電気通信設備が利用できない場合

1 他機関の通信設備の使用等

市長は、災害に関する予警報の伝達等災対法第 55 条及び第 56 条に定める緊急通信の必要があるときは同法第 57 条の規定により、また、災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第 79 条の規定により、それぞれ有線電気通信法(昭和 28 年法律第 96 号)第 3 条第 4 項第 3 号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

NTT等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼するものとする。

自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

(1) 使用又は利用できる通信設備

○警察通信設備	○海上保安通信設備	○自衛隊通信設備
○消防 //	○気象 //	
○水防 //	○鉄道 //	
○航空 //	○電力 //	

(2) 事前協議

市長は、災対法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用については、予め当該機関と使用協定を締結するなどの措置を講じておくものとする(災害が発生した場合の災対法第 79 条に基づく優先使用を除く。)。

2 非常通信の利用

市長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 52 条第 4 項の規定による非常通信を利用するものとする。なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

(1) 通信の内容

非常通信における通報(以下「非常通報」という。)の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- 1) 人命の救助に関するもの
- 2) 天災の予報(主要河川の水位を含む。)及び天災その他の災害の状況に関するもの
- 3) 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- 4) 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令
- 5) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8) 遭難者救護に関するもの
- 9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資料の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- 11) 災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(2) 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶、アマチュアなどの総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能(通信範囲)を十分把握しておくものとする。

(3) 頼信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙(なければどんな用紙でもよい。)に電文形式(片仮名)又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- 1) あて先の住所・氏名(職名)及び分かれば電話番号
- 2) 本文はできる限り簡潔に記載し字数は200字以内(平文の場合は片仮名換算)にする。
- 3) 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。従って次のますをあけない。
- 4) 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目(例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送らりたい。」のように)を記入する。
- 5) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

3 放送の利用

市は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を、知事を通じてNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。

4 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

※資料編・防災相互通信用無線局一覧

5 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

6 自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関(海上保安機関及び航空保安機関を除く。)は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣(通信支援)の要請を依頼することができる。

なお、自衛隊の派遣要請の手続き等については、第13章「自衛隊への派遣要請」に規定するとおりである。

7 アマチュア無線ボランティアの活用

(1) 受入れ体制の確保

市社会福祉協議会は、災害発生後直ちに「ボランティア受入れ窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、アマチュア無線ボランティアを確保すると共に、社会福祉課と市社会福祉協議会との情報の共有化を図る。

(2) アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

市は、災害発生後、県のボランティア「担当窓口」(県防災・危機管理課)の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、市内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

第3節 広報

第1 計画の方針

災害時における住民の適切な行動と民心の安定及び秩序の維持を図るため、市は、災害及び応急対策の状況等を迅速・的確に周知するよう広報活動を行うとともに、災害が終息してからは、民心の安定と速やかな復旧を図るため、あらゆる人への広聴活動を展開し、災害地住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害状況調査結果及び応急対策状況の正確な把握 2 広報車両、ハンドマイク、掲示板等の確保 3 広報事項の整理(被災者等のニーズに応じた広報の提供) 4 問い合わせ電話への対応 5 広報内容 ⇒ (1) 災害発生状況及び気象情報 (2) 火災、犯罪等防止の呼びかけ (3) 応急対策状況及び交通情報 (4) 住民のとるべき措置 (5) 避難の指示・勧告 (6) 避難所、救護所の開設状況 (7) ライフラインの被害状況等 (8) 救援物資等の状況等 6 広報活動 (1) 災害発生前 ⇒ 被害の防止等に必要な注意事項 (2) 災害発生後 ⇒ (1) 災害状況と被害の推移 (2) 避難準備及び避難の指示 (3) 沈着な行動の要請 7 各種情報に最も有効な伝達手段 (1) 被害状況 広報車、防災行政無線、インターネット、メールマガジン、ツイッター (2) 生活情報 広報車、防災行政無線、立看板・掲示板、情報紙、新聞折り込み、インターネット、メールマガジン、ツイッター (3) 安否情報 立看板・掲示板、情報紙、新聞折り込み、インターネット、メール、ツイッター	防 災 安 全 課 市 民 協 働 課

第2 実施責任者

災害時の広報活動は、連絡調整部連絡班及び住民対策班が行う。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後連絡班に報告する。

第3 広報手段

1 市の広報

防災行政無線、広報車、電話等を通じて効果的かつ迅速に広報するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やビラの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

対 象 機 関	方 法
報 道 機 関	口頭、文書、電話、FAX、メール
各 関 係 機 関	電話、メール、広報車、防災行政無線、連絡員の派遣
一 般 住 民， 被 災 者	広報車、広報紙、防災行政無線、サイレン、口頭、ホームページ、メールマガジン、ツイッター、災害用ブログ、近隣FM放送局
庁 内 各 課	庁内放送、庁内電話、口頭
その他必要とするもの	立看板、掲示板、チラシ(新聞折込み)、ハンドマイク、ビラ、インターネット

第4 広報内容

1 被災地住民に対する広報内容

連絡班は、消防機関、警報機関等の協力を得て、利用できるすべてを活用して次の事項等について広報を実施する。また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、データ放送等によるものとする。

- (1) 火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等)
- (2) 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- (3) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (4) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (5) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (6) 公的な避難所、救護所の開設状況
- (7) 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- (8) バスの被害状況、運行状況
- (9) 救援物資、食料、水の配布等の状況
- (10) し尿処理、衛生に関する情報
- (11) 被災者への相談サービスの開設状況
- (12) 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
- (13) 臨時休校等の情報
- (14) ボランティア組織からの連絡
- (15) 地域住民のとるべき措置
- (16) 避難の指示、勧告
- (17) ライフラインの被害状況、復旧状況
- (18) 救援物資、食料、水の配布等の状況
- (19) 全般的な被害状況
- (20) 防災関係機関が実施している対策の状況

2 被災地外の住民に対する広報内容

市は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- (1) 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容

- (2) 流言・飛語の防止の呼びかけ
- (3) 治安状況，犯罪防止の呼びかけ
- (4) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人，親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- (5) ボランティア活動への参加の呼びかけ
- (6) 地域住民のとるべき措置
- (7) 避難の指示，勧告
- (8) ライフラインの被害状況，復旧状況
- (9) 救援物資，食料，水の配布等の状況
- (10) 全般的な被害状況
- (11) 防災関係機関が実施している対策の状況

第5 広報活動

一般住民に対する災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくとりまとめて広報を行う。

また，広報車を利用する際は，地区毎に分担を定め，効果的な広報を行うとともに，災害発生時には地区毎の被害状況や電気，水道等の復旧状況についても適切な広報を行い，民心の安定を図るものとする。

1 災害発生前の広報

災害に対するあらゆる情報を収集して災害の規模，動向，今後の予想を検討し，これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ広報活動を実施するものとする。

2 災害発生後の広報

- (1) 災害状況を迅速かつ的確に把握し，被害の推移，避難準備及び避難の指示，応急措置の状況と民心の安定と激励を含め，沈着な行動を要請する。
- (2) あらゆる広報機材を利用し，また防災関係機関と連携して迅速に行うものとする。
- (3) GIS等の活用を図りデータの集約と誰が見ても速やかに行動できる情報発信に努める。
- (4) 新聞配達業者との災害時の応援協定について，関係機関と協議し，広報の手段として，新聞の折り込みチラシの活用を図る。

※折り込みチラシ応援協定担当課，契約管財課

第6 他の機関への協力要請

広域広報が必要と認められるとき又は自機関では十分な対応ができないと認められるときは，必要に応じて，県，自衛隊，放送機関等に広報協力要請を行う。

1 県，自衛隊への要請

市は，必要な広報を自力で行うことが困難な場合は，県，自衛隊等に対し，その所有する広報車両，防災ヘリコプター等による広報を要請する。なお，自衛隊への要請は県を通じて行う。

2 放送機関への要請

市は広域広報その他放送機関による広報の必要が認められた場合，NHK水戸放送局，(株)茨城放送や地域のFM放送局等に広報に関する協力を依頼する。その他，放送機関への協力要請は県を通じて行う。

3 インターネット事業者への要請

市は、インターネットポータルサイト・サーバー運営業者等に広報に関する協力を要請し、エリアメールや市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用した情報提供に努める。

第7 報道機関に対する協力及び発表

1 報道活動への協力

市は、報道機関から災害関係資料等の提供依頼があった場合には可能な範囲で提供するものとする。

2 報道機関への発表

- (1) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。
- (2) 発表は、原則として連絡調整部連絡班長が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ連絡班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- (3) 災害が県内広域にわたる場合における発表は、鹿行県民センターに情報伝達し、その指示に従う。
- (4) 連絡班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第8 広報資料の作成

被害状況の確認、記録の保存のため、連絡班は、災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集するほか、各関係機関と緊密な連絡をとり、また情報の提供を求めて資料の作成にあたる。資料の作成にあたっては、避難所等での外国人の利用に留意し、外国語併記など誰もが判りやすい表現となるよう努める。

- (1) 広報担当者、他班及び関係機関の撮影した災害写真や動画等
- (2) 災害応急対策活動取材した写真や動画等
- (3) 各関係機関及び住民等が撮影した災害及び応急対策の写真や動画等

第9 庁内連絡

災害対策班は、災害情報及び被害状況の推移について庁内放送を利用し、職員に周知させるものとする。また、各班に対し実施すべき事項及び伝達事項を併せて放送するものとする。

第3章 消防・消火活動

〔担当課〕 防災安全課

〔関係機関〕 消防団，消防本部

第1節 消防・消火活動

第1 計画の方針

災害時における消防活動を迅速かつ円滑，適切に実施するため活動体制の整備，危険区域の調査，応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。また消防団の活動体制の整備充実及び消防相互応援体制等の促進に努め，住民の生命及び財産を保護し，被害を軽減するものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 消防資機材の現況把握	防 災 安 全 課 消 防 団 消 防 本 部
2 災害覚知した場合の消防団員の自主出動の徹底	
3 消防団員の招集集合場所 機庫又は現場	
4 消防団員の招集 消防団長が出動命令 ⇒ 市 ⇒ 分団長 ⇒ 団員	
5 消防相互応援協定に基づく応援要請の実施	

第2 消防活動体制の整備

市は，その地域における地震，台風，水火災等の災害を防御し，これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立しておくものとする。

第3 危険区域の調査及び被害想定図の作成

市は，その区域内における危険地域のうち，おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し，必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図るものとする。

- (1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- (2) がけ崩れ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域(高層建築物，地下街，危険物及び放射線関係施設等)

第4 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると，地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは，地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- (1) 火災が，不意に，同時に多数発生すること。
- (2) 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し，火の始末，初期消火をすることが困難であること。

(3) 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。

(4) 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ大問題である。このため消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第5 被害情報の早期把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員、消防団員、地域住民等からの情報等を総合し、被害の状況を的確に把握し、初動体制を整えるとともに、消防本部等防災関係機関に災害の状況を報告するものとする。

第6 消防活動

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。また、同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

1 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

2 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

3 火災現場活動の原則

(1) 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第7 救助・救急要請への対応

災害発生後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、次の組織的な対策をとるものとする。

(1) 救助・救急活動は、他の防災機関との連携の上実施するものとし、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるものとする。

(2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

第8 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行うものとする。

※資料編・土木・建築業者一覧

第9 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、消防団、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージ*を行う。

応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。

※トリアージ：負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること

第10 自主防災組織等による消火活動

1 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を行うとともに、近隣へ呼びかけるものとする。また、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

2 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し、又は単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

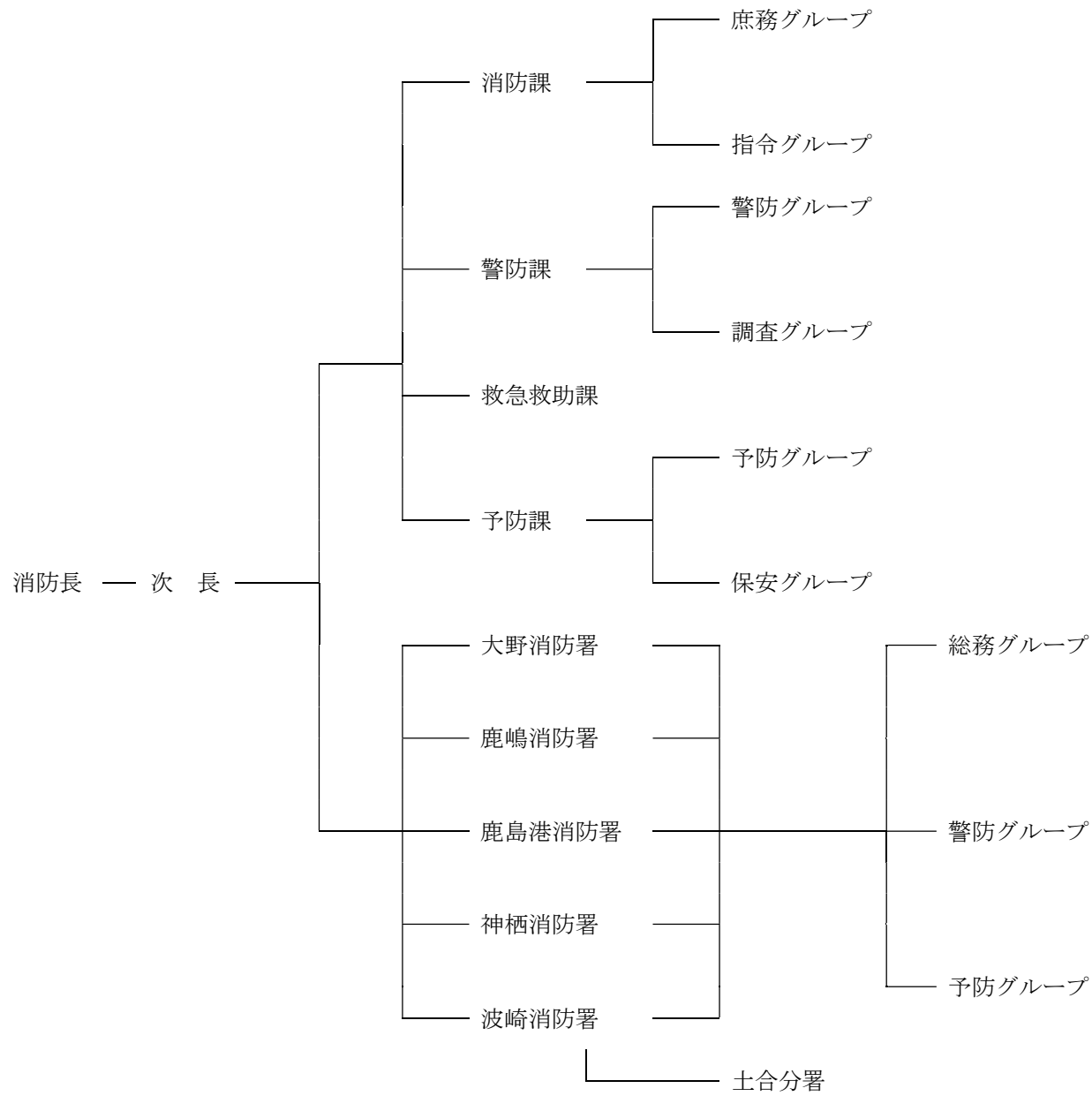
3 救助・救急活動

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するものとする。

第11 消防組織

神栖市区域における消防事務を処理する消防本部(署)及び消防団の組織は、次のとおりである。

1 消防本部の組織



2 神栖市消防団の組織及び分担区域

名 称	区 域	名 称	区 域
神栖市消防団本部	神栖市全域	第 19 分団	知手
第 1 分団	日川	第 20 分団	奥野谷
第 2 分団	萩原	第 21 分団	神栖・泉町
第 3 分団	芝崎	第 22 分団	浜松
第 4 分団	石神	第 23 分団	知手中央仲町
第 5 分団	高浜	第 24 分団	奥野谷浜
第 6 分団	息栖	第 25 分団	知手浜
第 7 分団	息栖原	第 26 分団	日川浜

第8分団	賀・立野	第27分団	横瀬
第9分団	筒井	第28分団	大野原
第10分団	下幡木	第29分団	新港・亀の甲団地
第11分団	鰐川	第30分団	横瀬団地
第12分団	平泉	第31分団	一貫野
第13分団	深芝	第32分団	知手中央東町
第14分団	居切	第33分団	知手浜東団地
第15分団	田畑	第34分団	二本松，若の松，北若松， 柳川団地
第16分団	木崎	第35分団	相生，高砂
第17分団	溝口	第36分団	西須田，須田浜，須田団地
第18分団	柳堀	第37分団	東須田，仲須田
第38分団	東押揚，西押揚，東宝山， 西宝山，太田新町	第50分団	松本，芝，舎利浜
第39分団	日和山	第51分団	仲舎利，内出
第40分団	十町歩	第52分団	荒波，石津
第41分団	西松下	第53分団	別所
第42分団	東松下，土合西3丁目，土 合西4丁目	第54分団	高野
第43分団	押植，土合北，土合本町	第55分団	本郷
第44分団	川尻	第56分団	浜新田，本新町，海老台
第45分団	上中	第57分団	東明神前，明神前
第46分団	西前宿	第58分団	東仲島東，東仲島西，西仲 島，東明神町
第47分団	東海，土合西1丁目，土合 西2丁目	第59分団	東町，仲町，西町
第48分団	清水，土合南，土合中央	第60分団	第56分団から第59分団の 区域
第49分団	仲新田，土合東		

第12 消防団員の招集

1 火災警報発令時

火災警報が発令された場合，分団長は各分団毎に若干名をそれぞれの分団機械器具置場(以下「機庫」という。)に待機させる。

2 通常災害時

消防団長は市を通じて各分団長に出動命令を伝達し，団員を現場へ参集させる。

3 非常災害時

非常災害等が発生した場合は，消防団長をはじめ幹部は本部に参集して情報を収集し，団員は機庫又は現場に集結する。

第13 出動時の基準

1 出動時の基準

最も効果的な部隊の運用をもって最大の効果を発揮し、もって被害を最小限度に止めることを目的として、火災の規模に応じ第1次出動及び第2次出動、第3次出動並びに第4次出動(特命出動)に区分する。

(1) 第1次出動	通報時の状況から判断して火災規模の比較的小さいと認められる場合で、かつ火災の初期と判断される場合
(2) 第2次出動	1) 通報時の状況から判断して火災規模が比較的大きいと判断される場合 2) 火災警報発令下における火災発生の場合 3) 到着隊からの要請又は現場における最高責任者において第2次出動を要すると判断される場合
(3) 第3次出動	1) 火災警報発令中で、かつ強風が吹いているときの火災発生の場合 2) 指定危険物、建物、山林原野火災の場合 3) 到着隊からの要請又は現場における最高責任者において第3次出動を要すると判断される場合
(4) 第2次出動 (特命出動)	1) 強風下における密集地区の火災で延焼阻止が著しく困難であると認められる場合 2) 危険物貯蔵施設における火災の発生で消火が著しく困難であると認められる場合 3) 到着隊からの部隊要請があった場合 4) 特殊技術又は薬剤等を用いなければ消火が困難であると判断された場合又は大部隊の編成がなければ消火が不可能であると判断される場合

2 出動時の分団数

第1次出動 (地元分団+3箇分団)	4箇分団
第2次出動 (地元分団+第1次出動分団+2箇分団)	6箇分団
第3次出動 (地元分団+第1, 2次出動分団+2箇分団)	8箇分団
第4次出動 (全分団)	60箇分団

※火災外の出動

水防、水難その他の災害の発生時における出動は、別に定める。

3 出動時の注意事項

- (1) 発生区域内所属分団は出動する。
- (2) 分団における出動区域は、最も近い分団に準じて出動する。
- (3) 出動に際しては、発生区域のポンプを出動させること。
- (4) 他市町村より出動要請を受けた場合は、すべて応援協定要領に基づき出動すること。

第14 火災警報通報

市長は、消防法第22条第3項の規定により、水戸地方气象台から県を通じて火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令するものとする。

1 火災警報発令基準

火災警報の発令基準は、次のとおりである。

発	令	基	準
(1)	実効湿度が 60%以下で、最低湿度が 40%以下になり、最大風速 7 mを超える見込みのとき。		
(2)	平均風速 10m以上の風が、1 時間以上連続して吹く見込みのとき。		
(3)	気象の状況が火災予防上、特に危険であると認めるとき。		

2 火災警報発令中の火の使用制限

火災警報発令中の火の使用制限は、次の各号によるものとする。

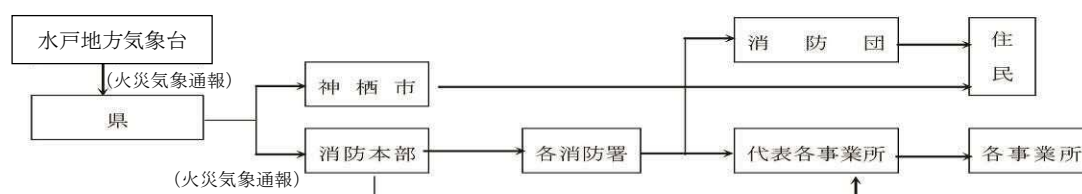
- (1) 山林、原野での火入れ
- (2) 花火の打ち上げ
- (3) 屋外におけるたき火及び火遊び
- (4) 引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物付近での喫煙
- (5) 裸火の使用

3 警戒広報

警戒広報は、火災警報が発令されたとき、及びその他に警戒を必要とするときに行うものとする。

(1) 広報担当	警戒広報は、消防本部(署)広報車又は防災行政無線等により、市街地、密集地又は管内全域の住民に伝達する。
(2) 協力	広報のため必要があるときは、連絡班がこれに協力するものとする。
(3) 通報	火災警報等が発令されたときは、火災警報等、通報要綱に基づき関係機関に通報するものとする。

4 火災警報発令系統図



5 火災警報の解除

気象状況が平常気象に復したとき、又は降雨、降雪等により、火災の危険が少なくなったときは、火災警報を解除する。

6 住民に対する周知の方法

住民に対する周知の方法は、防災行政無線、サイレン、旗、吹き流し、掲示板及び広報車等で行うものとする。

第15 応援協力体制の確立

1 応援派遣要請

市は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、鹿島地方事務組合消防本部、香取広域市町村圏事務組合との消防相互応援協定に基づき、消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対し、電話等に

より他都道府県への応援要請を依頼する。

2 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定実施細目

※資料編・銚子市・波崎町消防相互応援協定

※資料編・災害時における相互応援協定書

※資料編・災害時における業務協定書

第16 救急業務

消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが激増の傾向にある。特に、休日、夜間等における件数が多く、救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとしている。

市内緊急医療体制

神 栖 市	白 十 字 総 合 病 院	神栖市賀 2148	内，外，整，脳外， 泌，産，児，耳，眼， 皮，循，呼，消，こう 門，気管，リウマチ， リハ，放，麻，歯，小 児歯，	(0299)92—3311	輪番制病院
	神栖済生会病 院	神栖市知手中央 7 —2—45	内，外，児，甲，整， 皮，泌，婦，眼，耳， 形，専門外来，	(0299)97—2111	輪番制病院
	鹿島労災病院	神栖市土合本町 1 —9108—2	内，神，外，整，脳 外，皮，泌，眼，耳， リハ，放，麻，病， 歯，和，消，救，診内 外来	(0479)48—4111	災害拠点病 院 輪番制病院

また、火災及び事故によって、集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策として、下記事項に留意して、救急医療体制の整備に努め、救急医療の確保を図るものとする。

1 通報

災害発生の第一報の受信機関から、医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡の迅速・適正化を図る。

2 医師等医療関係者の出勤

市長は、事故の通報を受信したときは、直ちに規模・内容等を考慮して、鹿島医師会長に対して医師等の出勤を要請する。

3 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮をはらうものとする。

4 傷病者の収容

傷病者の収容施設については、医療施設のほか、学校、公民館等の収容可能な施設をあらかじめ明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮しておくものとする。

5 医療資器材等の確保

傷病者に対しては、大量の医療資器材を必要とするので、市においては、これの確保計画、その運用及び医療施設に対する供給等に関してあらかじめ鹿島医師会等と協議して、円滑な運用を図るものとする。

なお、災害長期化に対処して、現場における臨時の診療所設置に必要な天幕、医療資器材等の確保についても配慮する。

6 民間の協力

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における民間人の通報・連絡・傷病者の移送等において、十分な協力が得られるよう連携が不可欠であるため、あらかじめ配慮するものとする。

7 費用

救急医療活動は、鹿島医師会等の民間活動に待たなければならない現状であるので、市長の要請により出動した医師等に対する謝金・手当・不慮の死傷の場合における補償費・医療材料等の消耗品費その他救急医療活動に伴う直接・間接の所要経費の負担及び支払方法並びにその支払責任者を明確にしておくとともに、災害の規模・態様に応じ隣接の地方公共団体の協力を得た費用負担区分についても明確にするよう配慮するものとする。

※資料編・災害時の医療救護についての協定

※資料編・医療救護活動実施細目

※資料編・医療救護に係る費用弁償についての覚書

第17 消防通信体制の確立

災害時における市町村間の相互応援が円滑に行われるよう、通信体制の整備を図るものとする。特に、消防無線通信については、全県共通波の活用を図ることとし、この運用等にあたり県は、必要な指導助言を行うよう努めるものとする。なお、有線通信についても、市は相互に専用線の確保に努めるものとする。

第18 惨事ストレス対策

消防機関は、カウンセリングなどにより職員等の「心のケア」を行うなど惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第4章 避難生活の確保・被災者支援

[担当課] 各課共通
[関係機関] 消防団

第1節 避難・誘導

第1 計画の方針

市域内において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にある住民に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示をし、安全な場所に避難させる等人命の保護及び災害の拡大防止を図る。

市は、避難勧告又は指示等を行う際に、必要があると認めるときは、国又は県に必要な助言を求めるものとする。

また、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 住民に対する避難勧告、指示の有効な広報手段の選定 2 避難勧告、指示の内容 ・周知事項 ⇒ (1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) 避難理由 (5) 避難時の留意事項等 3 避難の誘導の留意事項 (1) 安全な避難経路の選定 (2) 要配慮者の優先避難 4 避難所の開設と管理 (1) 避難住民の管理 ⇒ 連絡員(職員の派遣) (2) 防疫措置等の準備 5 避難状況に応じ要配慮者用の避難所(福祉避難所)の開設準備	各 課 共 通 消 防 団

第2 実施責任者

1 避難の勧告・指示・準備(要配慮者避難)情報

避難命令を発すべき権限のある者は次のとおりであるが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長(市長)を中心として、相互に緊密な連携を保ち実施するものとする。

また、市長は、避難準備(要配慮者避難)情報を適切に出すよう努める。

実施責任者	災害の種類	要 件	根拠法令等
市長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災対法第 60 条
市長 (避難準備)	災害全般	災害が発生するおそれがある場合において、事態の推移によっては人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため避難勧告や避難指示発令の可能性があると認めるとき。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン
知事 (勧告・指示)	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災対法第 60 条
警察官 (指示・措置)	災害全般	1 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災対法第 61 条
		2 人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号)第 4 条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水、高潮	洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 29 条
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 94 条

2 避難所の設置

- (1) 避難所の設置は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 市のみで避難所の設置が困難な場合は、近隣市、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第3 避難勧告、指示、準備(要配慮者避難)の基準

1 発令時の状況・住民に求める行動

避難の勧告、指示、準備(要配慮者避難)は、原則として次のような事態になったときにこれを行うものとする。

なお、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

配備体制	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	- 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	- 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害の発生した状況	- 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 - 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

2 発令時の基準

市は、災害の種別毎かつ避難のための準備や移動に要する時間を考慮し、避難勧告等を発令するものとする。

なお、災害の種別・規模等により、発令の範囲は様々であり、迅速な情報収集のもと速やかに発令を判断するものとする。

(1) 水害の判断基準

避難準備情報	次のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。 1：利根川の横利根水位観測所の水位が避難判断水位である 4.30m に到達し、かつ、上流域の須賀水位観測所の河川水位が上昇している場合 2：利根川の横利根水位観測所の水位が避難判断水位である 4.30m に到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 3：北浦の白浜観測所の水位が避難判断水位である 2.50m に到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 4：漏水等が発見された場合
避難勧告	1～5のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。 1：利根川の横利根水位観測所の水位が氾濫危険水位である 4.40m に到達した場合 2：利根川の横利根水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、氾濫注意情報（又は氾濫警戒情報）の水位予測により、水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：北浦の白浜観測所の水位が氾濫危険水位である 2.60m に到達した場合 4：北浦の白浜観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、氾濫注意情報（又は氾濫警戒情報）の水位予測により、水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 5：異常な漏水等が発見された場合
避難指示	1～5のいずれか1つに該当する場合に、水害の危険のある区域もしくは全市を対象に避難指示を発令するものとする。 1：利根川の横利根水位観測所の水位が堤防天端に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）。または、無堤区間の水位上昇により、越水・溢水のおそれのある場合

	2：霞ヶ浦及び北浦の危険箇所において、水位が危険箇所の溢水位（現況堤防高等）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3：異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4：決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合 5：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合

注) 国土交通省では直轄管理河川における基準水位の見直しを予定しており、見直し結果をもとに随時更新を行う。

＜指定河川洪水予報：発表官署 利根川下流部 関東地方整備局気象庁予報部＞

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市・住民に求められる行動
利根川はん濫発生情報（洪水警報）	はん濫の発生（レベル5）	[市]新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 [住民]新たにはん濫が及ぶ区域では避難を検討・判断
利根川はん濫危険情報（洪水警報）	はん濫危険水位（レベル4）に到達	[住民]避難を完了
利根川はん濫警戒情報（洪水警報）	一定時間後にはん濫危険水位（レベル4）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル3）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	[市]避難勧告等の発令を判断し、状況に応じて発令 [住民]避難を判断
利根川はん濫注意情報（洪水注意報）	はん濫注意水位（レベル2）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	[市]避難準備情報の発令を判断し、状況に応じて発令 [住民]はん濫に関する情報に注意

※水位危険度レベル レベル1 水防団待機水位、レベル2 はん濫注意水位、レベル3 避難判断水位
レベル4 はん濫危険水位、レベル5 はん濫の発生

(2) 土砂災害の判断基準

避難準備情報	1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 2：パトロール等により気象や現地の状況等を判断し、数時間後に避難経路等に事前通行規制等が必要となることが予想される場合 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 4：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告	1～3のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 2：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 3：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合
避難指示	1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3：土砂災害が発生した場合 4：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

注) 市内には茨城県により土砂災害警戒区域が指定された区域があり、当該区域またはその周辺とするなど、範囲を限定した発令となる。

(3) 高潮災害の判断基準

避難勧告	1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。 1：市内の海岸の潮位が2時間後に（TP）+1.20mに到達されると予想され、高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2：高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合 3：高潮注意報が発表されており、当該注意報に警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性のある旨、気象情報や記者会見等により周知された場合
避難指示	1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1：高波波浪によるうちあげ高が、高潮波浪7.2m、津波4.0mを越えるおそれがある場合 2：海岸堤防の倒壊の発生 3：水門等の異常（水門等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど） 4：異常な越波・越流の発生

注)高潮にかかる警報・注意報の発表基準（潮位）は、東北地方太平洋沖地震に伴い通常より引き下げた暫定基準となっている。

注)発令の判断には、上記判断基準に加え、気象台のホットラインによる判断支援を活用する。

(4) 津波災害の判断基準

避難指示	1～2のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1：大津波警報、津波警報の発表（ただし、避難の対象区域が異なる） 2：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

第4 避難勧告、指示、準備の伝達方法

避難の勧告又は避難の指示を発令した者及び避難準備(要配慮者避難)情報を出した者は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、直ちに次の方法により当該地域の住民に伝達広報を行い周知徹底を図るものとする。

1 防災行政無線の利用

関係地域に対して避難の勧告、指示の周知徹底を図るため、防災行政無線により伝達する。

2 広報車による伝達

市、消防機関、鹿嶋警察署等の広報車により、関係地域を巡回して伝達する。

3 警鐘、サイレン等

警鐘、サイレン等を鳴らして伝達、周知する。

4 行政委員による伝達

当該区域の行政委員(区長)を通じて住民に伝達する。

5 伝達員による戸別訪問

その他上記による伝達が不可能な場合あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風雨の場合には、警官、消防団等に協力を依頼し、戸別訪問により伝達、周知させる。

6 放送による伝達(ラジオ、テレビ等による放送)

必要によりNHKその他民間放送局に対して勧告、指示を行った旨をFAXで通知し、関係住民に伝達すべき事項についての放送の協力依頼を行う。なお、この場合は県を通じ依頼するものとする。

7 インターネットの活用等

インターネットポータルサイト・サーバー運営業者等の協力を得て、エリアメールや市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどの多様な情報ツールを活用し、住民等への周知を行う。

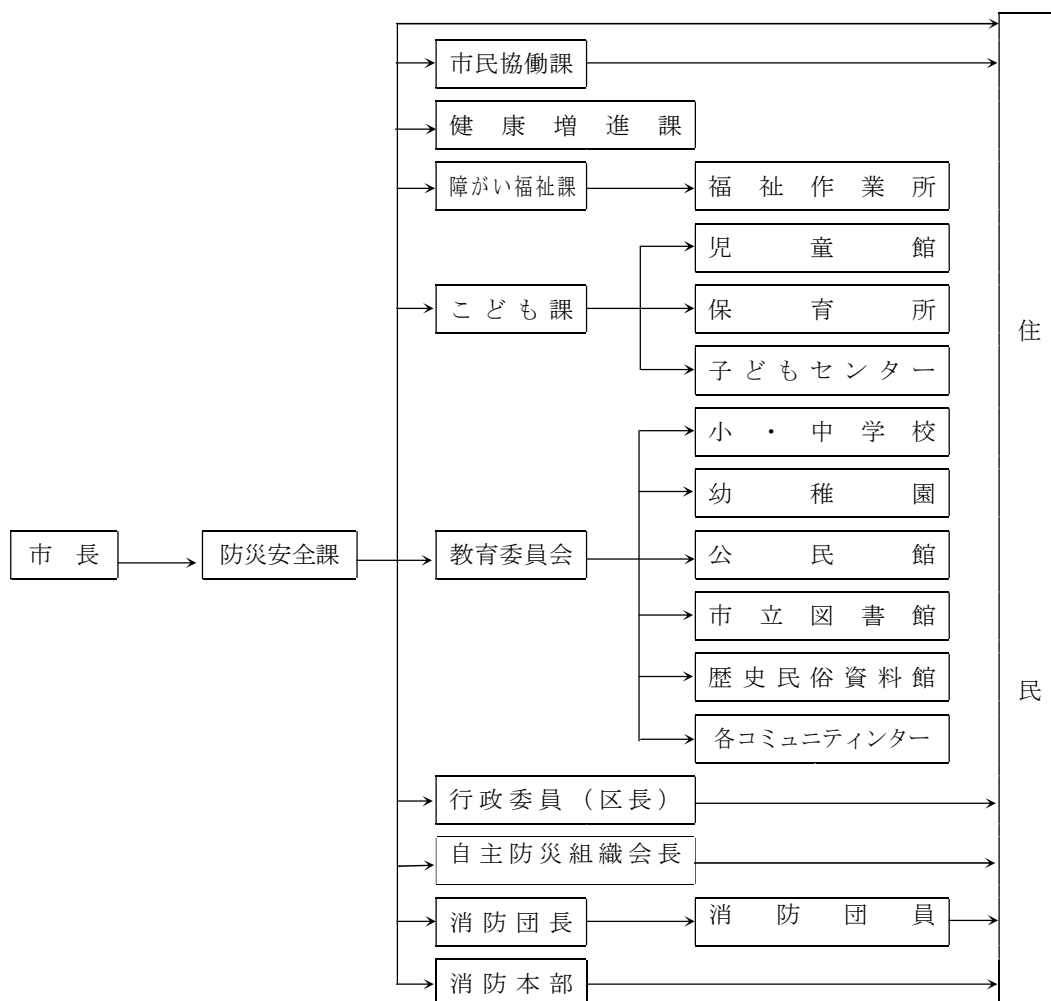
8 要配慮者への通知・警告

避難のための立退きの準備その他の措置について必要な通知又は警告をするにあたっては、避難行動要支援者に配慮し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、多様な情報伝達手段を活用して、分かりやすい情報伝達を行う。

<情報伝達手段>

- 防災行政無線・広報車・警鐘・サイレン等
- 行政委員
- 警察官・消防団等への要請
- ラジオ、テレビ放送

避難勧告・指示の伝達系統図



第5 避難の勧告、指示、準備(要配慮者避難)情報の内容

避難の勧告、指示、準備(要配慮者避難)情報の内容、避難の勧告、指示をする場合及び避難準備(要配慮者避難)情報を出す場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難（避難準備）対象地域
- (2) 避難先及びその場所名
- (3) 避難経路
- (4) 避難勧告又は指示及び避難準備の理由
- (5) 避難時における火気の確認
- (6) 避難の身仕度
- (7) その他必要な事項

第6 知事への報告

市長は、避難の勧告又は指示を行ったときは、速やかに知事に報告するものとする。

第7 関係機関への連絡

1 施設の管理者への連絡

市内の避難場所として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

2 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に勧告・指示の内容を伝えとともに協力を求める。

3 近隣市町村への連絡

地域住民が避難のため、近隣市町村内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、近隣市町村に対しても連絡しておくものとする。

第8 広域的避難収容及び広域一時滞在

1 広域避難収容に関する支援の要請

市長は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び避難所等への収容が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

2 広域一時滞在

また、市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村における一時的な滞在の必要があると認めるときは、被災市民の受入について、当該市町村長に協議するものとする。また、県外の他市町村における一時的な滞在の必要があると認めるときは、県知事に対して、当該他都道府県知事と協議することを求めるものとする。

3 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行

国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとする。

第9 在港船舶対策

災害により在港船舶に被害が及ぶおそれがある場合、在港船舶に対し避難の勧告又は指示を行い、一時的に安全な場所に避難させ保護するために必要な措置をとる。

1 緊急対策

(1) 台風、旋風その他の異常気象又は天災地変等により、その災害が在港船舶に及ぶおそれのあるときは、銚子海上保安部(波崎漁港)は次の事項に関し緊急対策を実施する。

- 1) 船舶の出入港制限
- 2) 船舶の移動、避難
- 3) その他必要措置

(2) 船舶の出入港制限、船舶の移動、避難については銚子海上保安部(波崎漁港)が関係機関の意見を参考として決定、指示する。

(3) 船舶の避難に関しては、その方法、避難先について海上保安官によりその都度伝達し、必要に応じ保船指導を実施する。

2 交通制限等の実施

銚子海上保安部(波崎漁港)は、特に必要と認めるときは、直ちに船舶の移動命令を発し、交通制限を実施する。

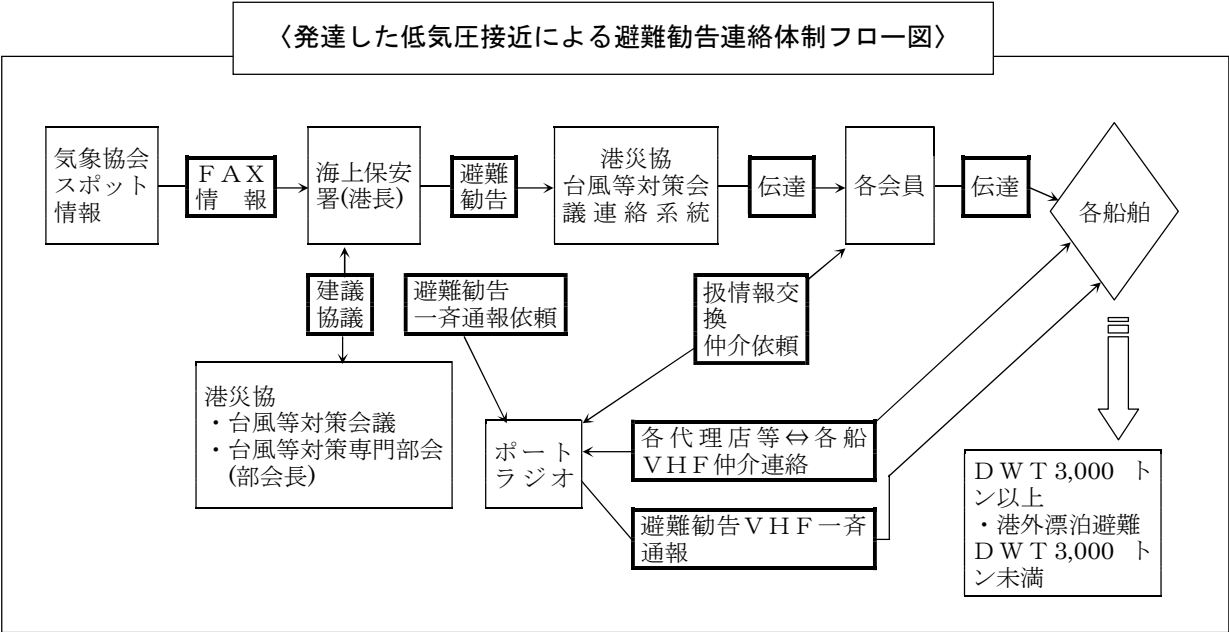
3 低気圧接近時の避難勧告基準等(鹿島港)

平成19年2月28日の港災協臨時総会で決定された「低気圧接近時の避難勧告基準等について」の内容は、次のとおりである。

〈低気圧接近時の避難勧告基準等について〉

1 勧告基準等	日本気象協会から提供される鹿島港の海象予測が 北～東寄り(0度～120度)の波高4メートル以上であって且つ平均風速10m/s以上の場合、本予測となる24時間以上前までに、対象船舶に対し避難勧告を行う。 なお、上記基準にかかわらず、港長及び部会長が協議のうえ、必要と認めるときは、同様の勧告を行う。
2 対象船舶	勧告は、「鹿島港災害対策協議会台風等対策会議連絡系統図」に基づき、船舶代理店等を経由して伝達する。
3 勧告の伝達	勧告は、「鹿島港災害対策協議会台風等対策会議連絡系統図」に基づき、船舶代理店等を経由して伝達する。
4 対象船舶が講ずべき措置	(1) 着岸係船中の場合は、できるだけ速やかに離岸に関する諸手配を実施し、港外の安全な海域において漂泊避難する。 (2) 港外錨泊中の場合は、機を逸することなく抜錨し、安全な海域にて漂泊避難する。
5 対象船舶以外の船舶が講ずべき措置	(1) 鹿島港内及び港外において錨泊中の船舶は、代理店等と調整し、岸壁において係船避泊又は他の港や泊地等に避難する。 (2) 係船避泊する船舶は、係留索の増しもやい、機関の準備、厳重な見張り等の安全対策を実施する。
6 その他	(1) 避難優先順位(管制を含む)については、港長、水先人及び曳船運航者において調整を行い決定する。 (2) 鹿島港仕向けの船舶がある代理店等は、当該船舶に連絡を行い、他の港又は泊地等に避難するよう調整する。 (3) 勧告の解除については、風速10m/s以下となった時を目安として、港長及び部会長が協議して、別途港長から「鹿島港災害対策協議会台風等対策会議連絡系統図」に基づき伝達する。

	(4) 台風対策における第2警戒体制の避難勧告発令時においても、低気圧接近時の避難勧告と同様に、港外錨泊中の船舶は抜錨し安全な海域に避難、港内及び港外で錨泊中のDWT3,000 トン未満の船舶は、港内において風浪を避けることができる岸壁にて係船避泊するか、他の港や泊地に避難するよう勧告する。



第10 避難措置の周知

避難勧告又は避難指示を実施した者及び避難準備(要配慮者避難)情報を出した者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。なお、避難措置を行うにあたっては、要配慮者に特に配慮する。

1 住民への周知徹底

避難の措置を行うにあたっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。この場合、文書(点字版を含む。)や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに情報の混乱を防止する。

また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

2 関係機関相互の連絡

市は、避難の措置を行ったときは、その内容を県、県警察本部、自衛隊及び海上保安部署に連絡するものとする。

第11 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

警戒区域の設定基準

設定権者	災害の種類	根拠法
市長	災害全般	災対法第63条
警察官	〃	〃
消防職員 又は消防団員	水災を除く災害全般	消防法第23条の2, 第28条
		〃 第36条
水防団長 水防団員	水災	水防法第21条
自衛官	災害全般	災対法第63条

第12 避難の誘導

1 避難誘導の方法

市、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、あらかじめ避難行動要支援者避難支援プランを策定し計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、緊急輸送道路等を含む安全な経路を選定すること。
- (2) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (3) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (4) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図ること。
- (5) 避難誘導は、収容先での救援物資の配給等を考慮して、できれば行政区等の単位で行うこと。
- (6) 避難は徒歩での避難を基本とする。ただし、地域によっては、要配慮者の避難や福祉避難所等への距離など地域の課題が異なる為、避難行動要支援者避難支援プラン策定時に検討することとする。
- (7) 高層階から避難する際は、エレベーターの利用は行わないものとする。

2 住民の避難対応

(1) 避難の優先

避難にあたっては、子ども、妊産婦、病弱者、高齢者、障害者等の避難を優先する。

(2) 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等)、手拭、ティッシュペーパー等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

3 災害応急対策に従事する者の安全確保

要配慮者の避難支援などについては、消防職団員、警察官、民生委員、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として実施する。特に、津波が発生するおそれがある場合は、予想される津波到達時間も考慮して実施する。

第13 避難の勧告、指示の解除

市長は避難の勧告、指示のあった後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難準備(要配慮者避難)情報の解除、避難の勧告、指示の解除を行うものとする。解除の伝達

方法については避難の勧告，指示に準じて行う。

第14 学校等における避難計画

保育所，幼稚園及び学校における園児，児童，生徒の集団避難については，次の避難計画のとおりとし，慎重にして安全な避難の実施を期するものとする。

1 実施責任者

実施責任者は，小・中学校は校長，幼稚園は園長，保育所は所長とする。

2 避難の順位

避難順序は，秩序正しく非常出入口に近いところから低学年あるいは年少者を最初に避難させる。

3 避難誘導責任者及び補助者

避難誘導責任者は，小・中学校にあつては教頭，幼稚園・保育所等にあつては上席職員とし，補助員はその他の教職員とする。

4 避難誘導の要領，措置

- (1) 避難誘導にあたっては，教職員を必ず付けて誘導する。
- (2) 避難はまず屋外運動場等広場を目標とし，状況判断のうえ第2目標へ誘導する。
- (3) 状況により校外への避難が必要である場合は，市その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。
- (4) 避難にあたっては，充分状況判断のうえ，履物，学用品等の携行を考慮する。
- (5) 実施責任者は，避難誘導の状況を逐次教育長又は市長に報告し，教育長は市長又は保護者に通報する。
- (6) 災害時には，人命尊重を第一に考えて行動する。
- (7) 校長等は，下校途中における危険を防止するため，児童生徒等に必要な注意を与えるとともに，状況に応じ，通学区域毎の集団下校，または教員による引率等の措置を講ずる。

なお，通学路の安全について，日頃から点検に努めるものとする。

5 児童生徒等の帰宅，引き渡し，保護

- (1) 児童生徒等を帰宅させる場合，道路の状況，交通機関の運行状況，火災や崩落，津波等の発生などの状況を十分把握した上で，児童生徒等の安全に配慮し，下校の方法を決定する。
- (2) 災害の状況によっては，教職員の引率あるいは通学区域毎の集団下校又は保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (3) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は，学校又は避難所において保護する。

6 避難等の具体的計画

実施責任者は，災害時の職務の担当，避難の指示の方法，具体的な避難の場所，経路，誘導の方法等について計画をたて，明らかにしておく。実施責任者は，毎年2回以上避難訓練をするとともに，必要があるときは避難計画を修正する。

第2節 避難所の設置

第1 計画の方針

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を収容する場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所を開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

また、災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する対策が必要であり、被災者の心身の健康の確保に努める。

市は、高齢者等要配慮者に配慮するとともに、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 避難所の開設 (1) 1)避難状況の把握 ⇒ 2)職員の派遣 (2) 登録窓口の設置 (3) 学校等における長期避難時の留意事項 1) 避難者と児童・生徒との住み分け 2) 避難者のプライバシーの確保 3) 衛生環境の維持 ⇒ ア 仮設トイレの設置 イ 移動入浴車の活用等 4) 健康管理の実施 ⇒ 相談窓口の設置 2 住民の避難時の確認事項 (1) 複数の避難所・避難経路の確認 (2) 避難経路上の危険物の事前確認 (3) 要配慮者の避難支援	各 課 共 通 消 防 本 部 消 防 団

第2 避難所の開設

1 実施責任者

避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、本部長(市長)が行う。

2 避難所の開設

(1) 市長は、避難の勧告又は指示を行った場合は、直ちに避難所を開設する。

※資料編・指定避難所・指定緊急避難場所一覧

(2) 避難所は、指定避難場所の学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又はテントの設営等により実施、あるいは知事及び隣接市町村長と協議し、避難者の収容を委託するか、又は建物、土地を借り上げるなどの方法を講ずる。また、避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、県は、茨城県動物指導センターや獣医師会など関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。

なお、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- 1) 避難所開設の目的
- 2) 箇所数及び収容人員
- 3) 開設期間の見込み

(3) 市は、高齢者等要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

(4) 救助福祉班長は、市長から指示を受けた場合は、直ちに避難所開設に必要な準備を行う。

- 1) 給水、給食の措置
- 2) 毛布、寝具、衣類、生活必需品の支給
- 3) 負傷者に対する応急救護

(5) 避難所には、市の避難所であることを明記した標識を掲げるものとする。

(6) 市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への県へ協力を要請する。

3 対象者

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に災害に遭遇（旅館の宿泊者、通行人等）した者
- (3) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

4 避難所の開設期間

災害発生日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受けるものとする。

5 費用

「茨城県災害救助法施行細則」の定めるところによる。

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1, 第2)

第3 避難所の運営

市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮するものとする。

1 連絡員の駐在

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに避難所ごとに連絡員として職員を派遣し、駐在させ、避難住民の管理にあたらせる。

2 避難所リスト及び避難者名簿の作成

市は、避難所の状況を把握し、支援を漏れなく実施するため、開設している避難所をリスト化しておくものとする。また、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の給貸与や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を行うこととする。

避難者の数や状況の把握は、食料の配給等において重要となることから、避難者一人一人に氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記帳してもらい、避難者名簿を作成するものとする。

3 登録窓口の設置

市は、発災後、避難所を開設した場合には避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう、避難所に登録窓口を設置する。

4 避難者等の調査の実施

市は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定など被災者に関わる事項の調査を効率的に実施し、必要があれば県に調査を要請する。

5 避難者と児童生徒との住み分け措置

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童生徒との住み分けを行い、学校機能の早期回復に配慮する。

6 要配慮者に対する支援対策

市は、要配慮者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を設置する。避難所に部屋が複数ある場合には、高齢者や身体等に障害のある要配慮者のための場所を確保する。体育館等の場合には、安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。また、必要により福祉避難所等の要配慮者用の施設を開設し、介護の体制を整備する。

(1) 発災時、要配慮者に対して、次のような一定の支援が図られるよう平常時から自主防災組織、地区代表者等と連携体制を構築しておくものとする。

①避難所内での要配慮者用スペースの確保

②必要な育児・介護・医療用品の調達

③在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援との連携

(2) 被災生活が長期にわたると想定される場合、要配慮者の希望に応じて被災地外の適切な施設等に避難させることについて、他の市町村等との協定の締結を検討するものとする。

7 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほどプライバシーの確保が重要となるので、パーテーションの設置等避難者への配慮を行う。

8 居住環境・衛生環境の維持

市は、被災者が健康状態を損なわずに生活できるよう、避難所の温度管理や清潔保持に留意するとともに、生活に必要な各種物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理、移動入浴車の活用等による入浴の提供などを実施する。また、医療福祉部救助福祉班は、避難所内の防疫等衛生面について医療班等との連絡を保ち、十分注意を行う。なお、詳細は第10章「清掃・防疫・障害物の除去」に準じるものとする。

9 自治組織の確立

避難所の開設が長期間になることが予想される場合あるいは避難人員が多数にのぼる場合は、避難所の維持、管理あるいは運営等のための補助者として、避難住民からなる自治組織を作り協力を得るよう努めるものとする。

10 被災者への情報提供等

被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、避難所外被災者の情報入手を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン等の通信手段を確保するものとする。その際、被災者の必要性に即した情報提供に配慮するものとする。

1 1 愛玩動物の適正飼養

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。また、茨城県動物指導センター、獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会、動物愛護関係 NPO 法人、動物愛護推進員及び動物関係団体等で構成される茨城県災害時動物救護本部は、動物用医薬品・ペットフードとの支援物資を調達するとともに、負傷動物や救護動物を収容する一時保管施設を被災地に近い場所に設置し、愛玩動物の救護に努める。

1 2 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- (1) 自治組織の結成とリーダーへの協力
- (2) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- (3) 要配慮者への配慮
- (4) プライバシーの保護
- (5) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

1 3 健康管理

(1) 被災者の健康状態の把握

- 1) 市は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康(身体・精神)状態の把握及び健康相談を行う。
- 2) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。
- 3) 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。
- 4) エコノミークラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。
- 5) 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。
- 6) 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- 7) 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(2) 病気の予防

市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う等、感染症や食中毒の予防に必要な知識を普及する。

(3) 要配慮者の把握

市は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(4) 関係機関との連携の強化

市は、支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

1 4 精神保健、心のケア対策

市は、被災により生じた要保護児童や要援助老人等の発見と把握に努め、親族の引渡しや福祉施設へ

の受入れ等の保護を行う。また、被災者の心理的ケアに対応するため、「心のケア」や「PTSD」（心的外傷後ストレス障害）に対するパンフレットを被災者に配布し、各種相談所、避難所等において心のケア活動を行うとともに、避難所の閉鎖後も継続して心のケアに対する相談窓口を設置する。

(1) 心のケア活動の実施

1) 保健所及び市は、連携して次のことを実施する。

ア 第1段階

- ・心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動

※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療

イ 第2段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

- ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応

ウ 第3段階

- ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動
- ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

第3節 福祉避難所の開設

1 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩したりしやすいので、市は、要配慮者に配慮した福祉避難所を予め指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する。

2 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

3 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、避難支援プラン「個別計画」の作成を通して、周知を徹底する。

4 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

5 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、次の施設を福祉避難所として開設し、要配慮者を受け入れるものとする。

また、民間の福祉施設等との協定についても検討する。

福祉避難所開設予定施設

施設名	所在地	電話番号
神栖市保健福祉会館	神栖市溝口 1695	0299-91-1700
はさき福祉センター	神栖市土合本町 3-9809-158	0479-48-5150

6 福祉避難所開設の報告

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設し、下記の事項を県に報告するものとする。

- (1) 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- (2) 福祉避難所開設の目的
- (3) 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等）
- (4) 開設期間の見込み

7 福祉避難室の開設

状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設するものとする。

第4節 災害救助法による避難所の設置

災害救助法を適用した場合の避難所の設置は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

1 対象者

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者
- (3) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

2 実施方法

避難所は、学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地、旅館、工場等の既存の建物を利用することとし、これらの中から市地域防災計画に定めた場所に収容し保護するものとする。

なお、既存の建物がない場合又は既存の建物だけでは収容できないときは、仮設物を設置し収容保護する。さらに、平成24年8月に県より発表された新たな津波浸水想定を検証し避難所の配置の見直しを行う。

3 費用の範囲及び限度額

(1) 費用の範囲	1) 賃金職員等雇上費 2) 消耗器材費 3) 建物、器物等使用謝金 4) 燃料費 5) 仮設便所及び炊事場の設置費等 6) 衛生管理費
(2) 限度額	1) 基本額 避難所設置費 1人1日あたり300円以内 2) 加算額 冬期(10月～3月)についてはその都度定める額

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区の状況において、また地震の規模により様々である。したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行うものとする。

- (1) 家から最も近い避難所を2箇所以上確認しておき、避難所に至る経路についても複数の道路を設定しておくものとする。
- (2) 避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- (3) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- (4) 避難行動要支援者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ周知徹底しておく。

第5節 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報提供

第1 計画の方針

災害時に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくためには、きめ細やかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

第2 ニーズの把握

1 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- (1) 家族、縁故者等の安否
- (2) 不足している生活物資の補給
- (3) 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等)
- (4) メンタルケア
- (5) 介護サービス
- (6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

2 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居)、障害者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、避難所や在宅生活に必要な粉ミルク、哺乳びん、車椅子等の福祉用品、おむつ等の生活必需品、ホームヘルパーや手話通訳等のニーズを把握し、適切な調達と供給による円滑な生活支援を行う。なお、障害者、寝たきりの高齢者等一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については、福祉避難所への移送を検討するものとする。また、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- (1) 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- (2) 病院通院介助
- (3) 話相手
- (4) 応急仮設住宅への入居募集
- (5) 縁故者への連絡
- (6) 母国との連絡

第3 相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

市は、2に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、市、県、防災関係機関その他団体の設置

する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

2 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- (1) 生命保険、損害保険(支払い条件等)
- (2) 家電製品(感電、発火等の二次災害)
- (3) 法律相談(借地借家契約、マンション修復、損害補償等)
- (4) 心の悩み(恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等)
- (5) 外国人(安否確認、母国との連絡、避難生活等)
- (6) 住宅(仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事)
- (7) 雇用、労働(失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等)
- (8) 消費(物価、必需品の入手)
- (9) 教育(学校)
- (10) 福祉(身体障害者、高齢者、児童等)
- (11) 医療・衛生(医療、薬、風呂)
- (12) 廃棄物(ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体)
- (13) 金融(融資、税の減免)
- (14) ライフライン(電気、ガス、水道、下水道、電話、交通)
- (15) 手続き(り災証明、死亡認定等)
- (16) 複合災害に関する相談(例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等)

第4 生活情報の提供

1 テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。
なお、聴覚障害者のためにデータ放送による情報の提供に努める。

2 インターネットの活用

市ホームページ、ツイッター、災害用ブログ等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

3 ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

4 震災ニュースの発行

県と連携して、様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

5 広報車、掲示板の活用

地域や災害の状況に応じて、市が所有する広報車や地域の掲示板等を活用し、媒体の特性に応じた重層的な情報提供システムを構築する。

6 FM局等との連携

近隣FM局等の協力を得て被災者や支援者に必要な情報を提供を行えるよう、平常時より連携強化に努める。

第5 安否情報の提供

市は、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

第6 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第6節 食料の供給

第1 計画の方針

災害時に、住家の被害等により自宅で炊飯が出きず、また、食品の販売機構が麻痺し、食品の購入が困難な被災者に対し応急的に炊き出しを行い、又は住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害時の調達 (1) 米穀小売販売業者、生産農家に供給依頼 (2) 知事に米穀の調達要請 (3) 発災後3日分の食料確保を考慮した調達体制の確立	農 林 課 社 会 福 祉 課 農 業 委 員 会 学 校 給 食 共 同 調 理 場
2 救援物資集積場所 市役所車庫、神栖中央公園	
3 炊き出しの実施 (1) 予定場所 避難所(小・中学校等)内又はその近くの場所等 (2) 協力団体 神栖市女性の会、神栖市赤十字奉仕団、自主防災組織 (3) 炊き出しが困難な場合 炊飯業者からの購入	
4 調達体制の強化 (1) 市内小売業者のリストアップ (2) 業者等との協定締結の検討	
5 住民への備蓄推進についての広報実施	

第2 実施機関

- (1) 食料の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 市長のみの対応では困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第3 炊き出し及び食品の給与の対象者、期間

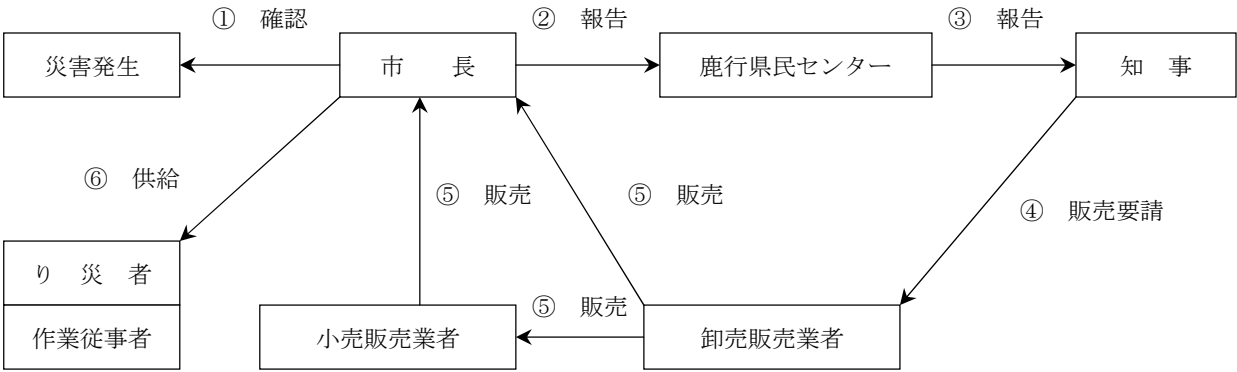
「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1, 第2)

第4 食料の調達

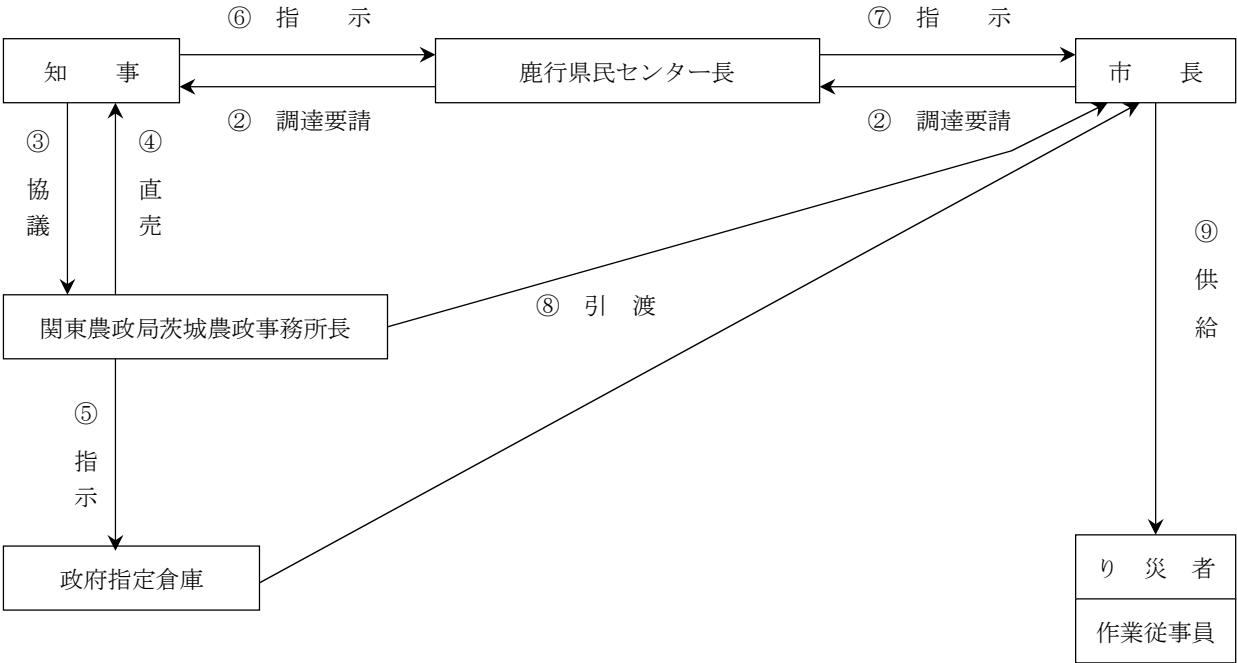
1 米穀

- (1) 市長は、販売業者から所要の米穀を購入し、被災者等に供給する。この場合の各関係機関の措置は、次のとおりである。
 - 1) 市長は、応急食料の供給を必要とする人員について鹿行県民センターを通し知事に報告する。
 - 2) 知事は、1)の報告に基づき、必要とする応急用米穀の数量等を卸売業者に通知し、手持精米の販売を要請する。

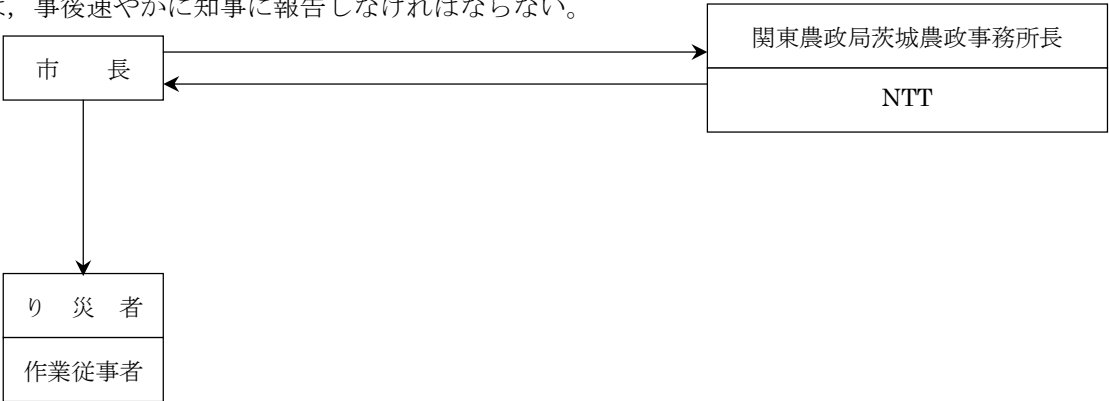


※資料編・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

(2) 知事は、災害の状況等により必要と認める場合は、市長の要請に基づき、関東農政局茨城農政事務所長と協議し、関東農政局茨城農政事務所長から米穀を買い受けるとともに、関東農政局茨城農政事務所長から直接市長に引渡すための措置を講じる。

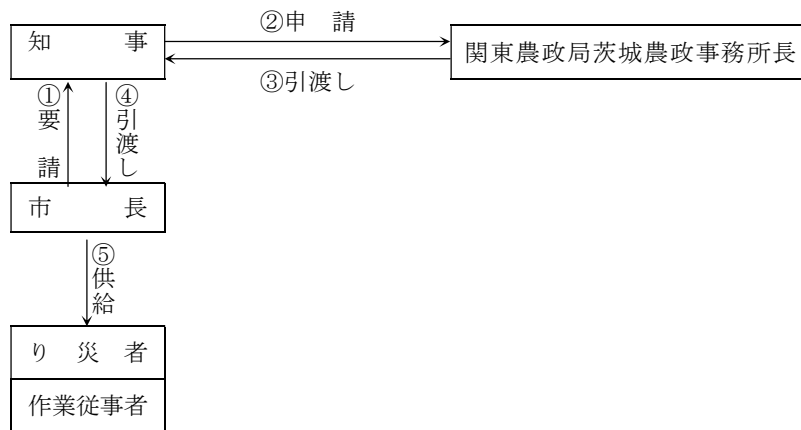


(3) 市長は、交通通信の途絶により(2)による引渡しを受けられない場合は、関東農政局茨城農政事務所支所長又は政府指定倉庫の責任者に対し食料の緊急引渡しを要請し、受領する。この場合市長は、事後速やかに知事に報告しなければならない。



2 乾パン

- (1) 市は、市役所倉庫及びコミュニティセンター3箇所の計4箇所において乾パン等の備蓄を行っている。
- (2) 知事は、災害の状況又は市長の申請により乾パンの供給が必要であると認める場合は、関東農政局茨城農政事務所長に対し供給の申請をする。関東農政局茨城農政事務所長は、現品到着後知事を経て市長に引渡す。



第5 食料品の集積地

市長は、県等から輸送される食料の集積場所として、神栖市役所防災備蓄倉庫（市役所車庫）及び神栖市総合防災備蓄倉庫（神栖中央公園）を救援物資集積場所とする。なお、その所在地についてあらかじめ知事に報告しておくものとする。また、市は、集積場所に管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

救援物資集積場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
神栖市役所防災備蓄倉庫	神栖市溝口 4991-5	(0299) 90—1111
神栖市総合防災備蓄倉庫	神栖市木崎 1203-9	

第6 食料品の供給

1 救援物資の供給

- (1) 物資等の調達、配送等は次の区分にて行う。

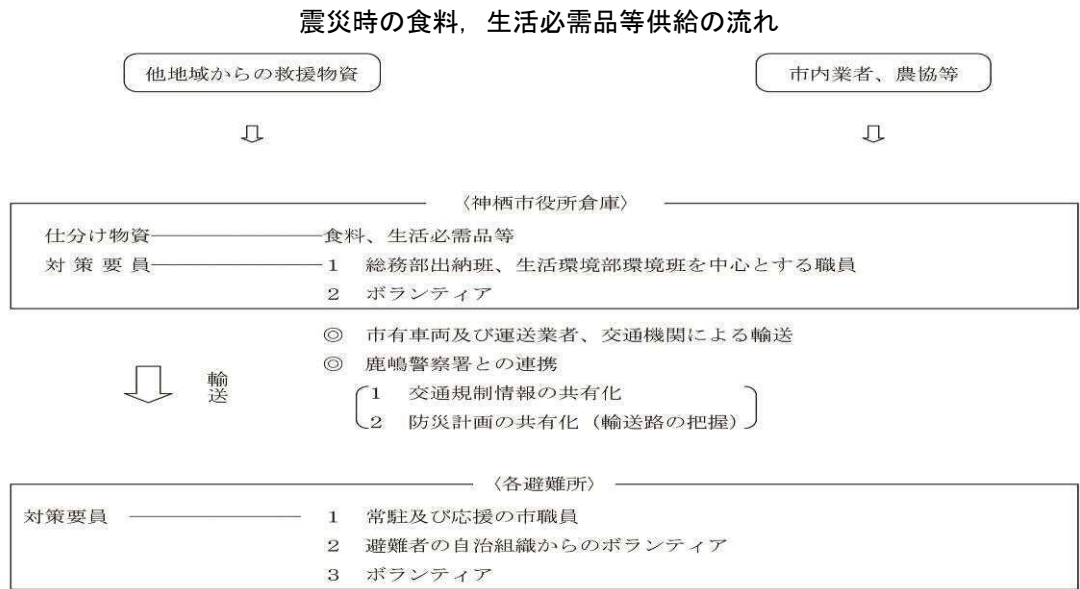
担 当 部(班)	調 達 等 の 内 容
連絡調整部（財政班） 総務部（家屋調査班）	市有車両の確保及び緊急車両の調達
施設復旧部（農林水産班）	食料の調達
施設復旧部（商工港湾班）	生活必需品の調達
生活環境部（環境班） 医療福祉部（救助福祉班）	調達・援助物資の支給，食料の配給，炊出しの手配
教育部（学校給食共同調理）	炊出しに伴う給食施設の管理

(2) 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員及びボランティアの協力を得て行うものとする。

(3) 避難所における供給計画

甚大な災害により、避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。

	食 料	生 活 必 需 品
第 1 段 階 (生 命 の 維 持)	おにぎり，パン等すぐに食べられるもの	毛布(季節を考慮したもの)
第 2 段 階 (心 理 面 ・ 身 体 面 へ の 配 慮)	温かい食べもの(煮物等)，生鮮野菜，野菜ジュース等	下着，タオル，洗面用具，生理用品等
第 3 段 階 (自 立 心 の 誘 発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ，食器類 テレビ，ラジオ，洗濯機等の設置



2 食料供給の配慮事項

- 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所等を選定し実施する。
- 配分漏れ又は重複支給の者がないようにするため、組又は班等を組織し、各組に責任者を定めるものとする。
- 高齢者、乳幼児に対する炊き出しその他による食品の給与は、温かなもの、軟らかなもの、粉ミルク等配慮したものを供与するものとする。

また、必要に応じて漬物及び野菜等の副食，味噌，醤油及び食塩等の調味料についても供与するよう配慮する。

(1) 炊き出し等における留意事項

1) 現場責任者

救助福祉班は、現場責任者を指名し、現場で混乱の起こらないようにするとともに、責任者は次の帳簿を整理し、正確に記入し保管する。

- ア 炊き出し受給者名簿
- イ 食料品、現品給与所
- ウ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿
- エ 炊き出し用品備品簿
- オ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払い証拠書類

2) 業者からの購入

市において直接炊き出しが困難な場合で、炊飯業者に注文することが実情に即すると認められる場合は、炊き出しの基準を明示し業者より購入し、配給する。

3 住民の協力

炊き出し等食料の配給にあたっては、神栖市女性の会、神栖市赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施できるよう協力体制を整備する。

第7 給与(配給)費用の限度額等

「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1, 第2)

第8 食料備蓄の推進

市は食料の備蓄に努めるものとするが、市民に対し「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に則り、3日分の食料の備蓄を図るよう、広報紙等で啓発するものとする。

第9 食料供給の記録

市は、食料を調達、供給した場合、これに係る情報を集約し、下記の項目について記録するものとする。

- (1) 調達、供給年月日
- (2) 調達、供給品目、数量
- (3) 調達、供給先
- (4) その他必要事項

第7節 生活必需品の供給

第1 計画の方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害時の調達(とりまとめ：施設復旧部商工港湾班) (1) 市内業者等に供給依頼 (2) 近隣市町村、県への応援要請	防 災 安 全 課 会 計 課 障 が い 福 祉 課
2 救援物資集積場所 神栖市役所倉庫、神栖中央公園	社 会 福 祉 課
3 仕分け・配送要員の確保	国 保 年 金 課
4 調達体制の強化 (1) 市内小売業者のリストアップ (2) 業者等との協定締結の検討	長 寿 介 護 課 市 民 生 活 課 商 工 観 光 課 農 業 委 員 会 地 域 包 括 支 援 課

第2 実施機関

- (1) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、市が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 市のみの対応では困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

第3 生活必需品の集積地

生活必需品の集積地としては、第6節第5「食料品の集積地」に準ずるものとする。
市は、衣料、生活必需品等の現時点での必要量と必要見込み総量を把握し、以下の方法により迅速に衣料、生活必需品等を調達する。

- (1) 市の備蓄在庫の放出
- (2) 商工会、市提携流通業者、当該製品製造業者への要請
- (3) 県、近隣市町村等への要請

市のみでは十分な衣料・生活必需品等の調達・供給ができないと認めたときは、県又は近隣市町村その他関係機関等に応援を要請する。

県、近隣市町村等への要請を行う場合、電話連絡又は文書により下記の事項について連絡をするものとする。

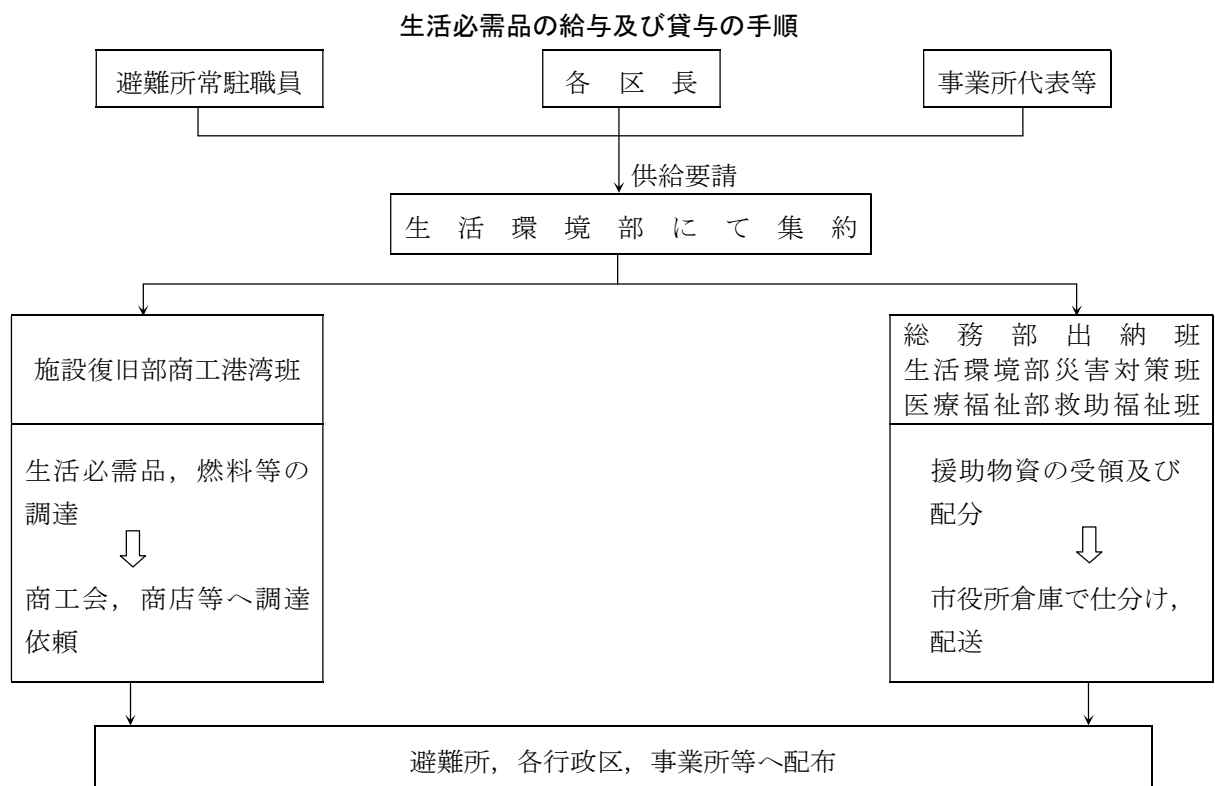
- 1) 調達理由

- 2) 必要品目と品目別必要数量
 - 3) 引渡を受ける場所及び引受責任者
 - 4) 荷受作業員の有無
 - 5) 経費負担区分
 - 6) その他必要と思われる事項
- (4) 義援物資の募集

※資料編・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

第4 生活必需品の供給

生活必需品の供給としては、第4章第6節第6「食料品の供給」に準ずるものとする。



なお、配分に際しては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目、数量等を明らかにして、り災者間に不公平が生じないよう適切に実施するものとする。

第5 災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

炊き出し食料の配給及び物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、必要により神栖市女性の会、赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

なお、市は、衣料・生活必需品等の供給の必要があると認める場合は、商工会及び市内の小売業者等から所要の物資を購入し、被災者に供給する。

1 対象者	「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。 ※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1, 第2)
2 被服, 寝具その他生活必需品として認められる品目	(1) 寝具(毛布等)
	(2) 日用品雑貨(石鹸, タオル, 歯ブラシ, 歯磨き粉, トイレトペーパー, ゴミ袋, 軍手, バケツ, 洗剤, 洗濯ロープ, 洗濯バサミ, 蚊取り線香, 携帯ラジオ, 老眼鏡, 雨具, ポリタンク, 生理用品, ティッシュペーパー, ウェットティッシュ, 紙おむつ等)
	(3) 衣料品(作業着, 下着(上下), 靴下, 運動靴等)
	(4) 炊事用具(鍋, 釜, やかん, 包丁, 缶切等)
	(5) 食器(箸, スプーン, 皿, 茶碗, 紙コップ, ほ乳ビン等)
	(6) 光熱材料(ローソク, マッチ, 懐中電灯, 乾電池, LPガス容器一式, コンロ等付属器具, 卓上ガスコンロ等)
	(7) その他(ビニールシート等)

第6 県, 近隣市町村への協力要請

市は, 多大な被害を受けたことにより, 市において生活必需品の給(貸)与の実施が困難と認めたときは, 県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

第7 物資の輸送

衣料・生活必需品等の輸送は, 原則として物資調達先の業者に依頼するものとし, 当該業者による輸送が不能な場合又は著しく遅れる場合, 総務部を経由して県トラック協会鹿行支部等輸送業者に応援要請をする等必要な措置を講ずるものとする。

第8 衣料・生活必需品の給与, 貸与の記録

市は, 物資の調達, 供給をした場合, これに係る情報を集約し, 下記の項目について記録するものとする。

- (1) 調達, 供給年月日
- (2) 調達, 供給品目, 数量
- (3) 調達, 供給先
- (4) その他

第8節 給水

第1 計画の方針

災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給し保護する。また、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保する。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 給水拠点の被災状況の早期把握 2 給水資器材、消毒薬品等の確保 3 給水体制の確立(①給水順位②給水量1人1日約3ℓ③給水方法等) 4 給水方法 (1) 給水車、ポリタンク等による輸送給水 (2) 知事、日本水道協会、近隣市町村への応援要請 5 水道施設の応急復旧の優先順位 (1) 配水施設等 (2) 給水施設	防 災 安 全 課 環 境 課 水 道 課 波崎水道事務所

第2 実施機関

- (1) 飲料水の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 市のみの対応では困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (3) 水道施設の応急復旧は、市が行う。

第3 飲料水の供給

1 対象者

「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1、第2)

2 飲料水供給の方法

市は、小・中学校及び各コミュニティセンターに設置してある手押しポンプの災害用井戸及び市内にある2基(2トン)、3基(1トン)の給水タンクにより応急給水を実施する。また、給水タンク用の車両を確保する。

3 検水の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸、プール、河川等の水を飲用しなければならない場合は、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるための検査を行い、必要があれば、県に検水の実施を要請するものとする。

4 給水量

飲料水の供給を行うときは、1人につき1日3ℓを基準とする。

5 給水の優先順位

給水は、医療機関、避難所、市役所、総合支所、炊き出し実施場所、社会福祉施設等緊急性の高いところから行うものとする。

6 飲料水の供給のための期間、費用等

「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1，第2)

第4 搬水給水の給水源

市における水道(上水道・簡易水道)の給水量は、次のとおりである。

市における給水拠点及び給水能力

(平成24年)

浄水場・配水場名称	所在地	電 話	給水能力
知手配水場	神栖市知手中央 5-3-5	0299-96-2391	8,752 m ³
鰐川配水場	〃 鰐川 300-127 他	—	4,400 m ³
土合配水場	〃 土合本町 4-9809-11	—	3,000 m ³
別所配水場	〃 波崎 4568-1	0479-44-4401	3,360 m ³

第5 住民による備蓄の推進

大規模災害の発生等の場合は、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での飲料水の備蓄を行うよう広報を行うものとする。

1 救援物資の集積場所

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、次のとおりである。

救援物資集積場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
神栖市役所防災備蓄倉庫	神栖市溝口 4991-5	(0299)90-1111
神栖市総合防災備蓄倉庫	神栖市木崎 1203-9	

第9節 被災者の把握

第1 計画の方針

災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被災者把握のための調査体制の整備 各関係部局の職員及びボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、各調査チームが調査した事項の調査結果を共用化できるようあらかじめ調査体制を整備しておくとともに、調査項目を整理しておく必要がある。	防 災 安 全 課 政 策 企 画 課
2 避難者把握のための窓口の明確化 避難者状況を迅速かつ的確に把握するため、避難所に登録窓口を設置するなどできる限り避難者自身でその所在を明らかにできるような体制を整備しておく必要がある。	市 民 協 働 課 社 会 福 祉 課 こ ど も 課 障 が い 福 祉 課
3 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握 市は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事や物資のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。	長 寿 介 護 課 地 域 包 括 支 援 課

第2 被災者把握の方法

1 登録窓口の設置

市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

2 避難者等の調査の実施

(1) 調査体制の整備

市は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

1) 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

2) 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。

(2) 調査の実施

市は、(1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

(3) 調査結果の報告

市は、調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

3 被災者台帳の作成

市は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成するものとする。

被災者台帳には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤住家の被害その他被害の状況
- ⑥援護の実施の状況
- ⑦要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧その他内閣府令で定める事項

また、次のいずれかに該当すると認められるときは、被災者台帳の情報を利用し、又は提供するものとする。

- ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ②市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で情報を内部で利用するとき。
- ③他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で利用するとき。

第10節 被災者支援

第1 計画の方針

災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住家を確保することができない者及び住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない者に対し、応急仮設住宅の建設又は居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 応急仮設住宅の設置場所の選定 (1) 公有地を優先 (2) 保健衛生、交通、教育等を考慮 2 応急仮設住宅入居者の選考 (1) 特定の資産のない被災者の実情を調査 (2) 要配慮者を優先 3 建設上の留意点 ⇒ 要配慮者に配慮した仮設住宅 4 大規模地震の発生 ⇒ 応急危険度判定士の派遣要請 5 応急修理の対象者の選考 (1) 自らの資力で応急修理ができない者 (2) 被災者の住家の実態調査 6 建設資材の確保 (不足の場合) ⇒ 県(土木部)に要請	施 設 管 理 課 地 籍 調 査 課 都 市 計 画 課 開 発 指 導 課

第2 応急仮設住宅の建設計画

1 実施機関

- (1) 応急仮設住宅の供与は市長が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行う。
- (2) 市のみの対応では実施が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 基本事項

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。また、建物の形式は軽量鉄骨組立方式とする。

(2) 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯がある場合に設置することとする。

(3) 設置場所

設置場所については、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、所有者等と賃貸契約を締結するものとする。

(4) 設置戸数、実施期間、供与期間及び費用等基準

「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1, 第2)

(5) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。

(6) 入居者の選定等

入居者の選定は、被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。

- 1) 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
- 2) 居住する住家がない者であること。
- 3) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者

ウ 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等

エ 特定の資産のない勤労者、中小企業者

オ アからエまでに準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先入居に努め、必要に応じて民生委員等の意見を徴するなど公平な選考を行うものとする。

(7) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ県の委任により市が行うことができる。

第3 建築物の応急危険度判定

1 判定士派遣要請

市は、余震等による二次災害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士(以下「判定士等」という。)の派遣を県に要請する。

2 応急危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

- 1) 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- 2) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- 3) 判定結果の責任については、市が負う。

(2) 判定の関係機関

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。

(3) 判定作業概要

- 1) 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- 2) 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」((財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- 3) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- 4) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。

- 5) 判定は、原則として「目視」により行う。
- 6) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

3 被災宅地危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

- 1) 危険度判定は、被災した市長が行うものとする。
- 2) 判定結果の責任については、市長が負う。

(2) 判定の関係機関

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。

(3) 判定作業概要

- 1) 判定作業は、市長の指示に従い実施する。
- 2) 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。
- 3) 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- 4) 判定調査票を用い、項目に従って調査の上判定を行う。

第4 住宅の応急修理計画

1 実施機関

- (1) 住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 市のみの対応では困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 住宅の応急修理

(1) 基本事項

修理戸数、修理時期及び費用等基準は「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

1) 修理対象世帯	応急修理は、市が、災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない世帯に対して行う。
2) 修理の範囲	応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。
3) 修理時期	応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。
4) 応急修理の方法	応急修理の対象とする住家の実態調査及び選定は、民生委員、行政委員その他関係者の意見を参考にして特に慎重に行い、応急修理は実情により市の直営又は建設業者との請負契約により市職員の監督指導のもとに実施する。 ※資料編・土木・建築業者一覧

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1, 第2)

(2) 資材調達

市において資材が不足した場合は、県(土木部)に要請し、調達の協力を求めるものとする。

第11節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動

第1 計画の方針

被災地域では一時的に社会生活が混乱し，それに乘じた犯罪行為の発生が予想されることから，社会秩序の維持が重要な課題となる。また，被災者の生活再建へ向けて，物価の安定，必要物資の適切な供給を図る必要があり，これらについて，関係機関は適切な措置を講じる。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 社会秩序の維持	防 災 安 全 課
2 物価の安定	市 民 課
3 物資の安定供給	市 民 協 働 課 商 工 観 光 課

第2 社会秩序の維持

関係機関は，自主防犯組織等と連携し，被災地に限らず，災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに，災害に乗じたデマ・流言やサイバー攻撃等に関する情報収集を行い，市民に対し適切な情報を提供し，社会的混乱の抑制に努める。

また，被災地付近の海上においては，海上保安庁が巡視船艇を配備し，速やかな安全確保に努めるものとする。

第3 物価の安定，物資の安定供給

市は，県と協力し生活必需品等の物価が高騰しないよう，また，買い占め・売り惜しみが生じないよう，監視するとともに，必要に応じ指導等を行うものとする。

第5章 要配慮者支援

[担当課] 防災安全課，政策企画課，市民協働課，社会福祉課，こども課，障がい福祉課，
長寿介護課，地域包括支援課

[関係期間] ー

第1節 要配慮者支援

第1 計画の方針

災害時に自力で避難が困難になる，視聴覚や音声・言語機能の障害からの的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる要配慮者に対し，避難誘導，安否確認，救助活動，搬送，情報提供，保健・福祉巡回サービスの実施，相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い，安全確保を図るとともに，必要な救助を行うものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 要配慮者の安全確保対策 (1) 関連施設入所者 施設管理者 (2) 在宅要配慮者 市	防 災 安 全 課 政 策 企 画 課
2 負傷者等への対策 (1) 搬送体制の確保 (2) 受入先との連携	市 民 協 働 課 社 会 福 祉 課 こ ど も 課
3 備蓄及び調達 (1) 必要数量の把握 (2) 配布場所及び配布時間などの配慮	障 が い 福 祉 課 長 寿 介 護 課 地 域 包 括 支 援 課
4 外国人に対する安全確保対策 外国語による広報等の検討	

第2 実施機関

- (1) 要配慮者関連施設入所者等に対する安全確保対策は，施設管理者が実施する。
- (2) 在宅要配慮者に対する安全確保対策は，市長が実施する。
- (3) 当該施設及び市のみの対応では困難な場合は，近隣市町村，県，国，その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第3 要配慮者関連施設入所者等に対する安全確保対策

1 救助及び避難誘導

施設管理者は，避難誘導計画に基づき，入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。
市は，施設管理者の要請に基づき，施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため，職員を派遣するとともに，近隣市町村に応援を要請する。また，近隣の要配慮者関連施設，近隣住民(自主防災組織)，ボランティア組織等にも協力を要請する。

2 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等確保するとともに、他の要配慮者関連施設に受入先を確保する。

3 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

4 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の要配慮者関連施設及び市等に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の要配慮者関連施設やボランティア等へ協力を要請する。

5 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

6 ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者関連施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

第4 在宅要配慮者に対する安全確保対策

1 安否確認、避難誘導

市は、各行政区や自主防災組織、民生委員、福祉関係機関、関係団体等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認や、避難誘導を実施する。

2 搬送体制の確保

市は、要配慮者の搬送手段として、自主防災組織等の協力を得るとともに、救急自動車や要配慮者関連施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

3 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

5 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケア

など各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

6 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

第5 外国人に対する安全確保対策

1 外国人の避難誘導

市は、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行うため、語学ボランティアの協力を得ながら広報車や防災行政無線などを活用した外国語による広報を検討する。

2 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住宅(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3 情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(2) インターネット等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、インターネット等を活用して外国語による情報提供に努める。

4 外国人相談窓口の開設

県は、(財)茨城県国際交流協会内に災害に関する外国人の「相談窓口」を開設し、総合的な相談に応じる。市においても、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

また、市は県と連携して「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第6章 応援要請・受入れ

[担当課] 防災安全課，職員課，契約管財課，社会福祉課，市民課，文化スポーツ課，障がい福祉課，社会福祉課，長寿介護課，国保年金課，地域包括支援課

[関係機関] 消防本部，社会福祉協議会

第1節 労務計画

第1 計画の方針

災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できない場合には，労務者等の雇上げ及び民間団体の協力により必要要員を確保する。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 労務供給の確保 (1) 賃金職員等の雇上げ ⇒ 公共職業安定所 (2) 民間団体への協力 ⇒ 神栖市赤十字奉仕団，神栖市女性の会等	防 災 安 全 課 職 員 課 契 約 管 財 課 社 会 福 祉 課
2 賃金職員等雇上げの範囲 ⇒ (1)被災者の避難(2)医療及び助産(3)被災者の救出(4)遺体の捜索・処理(5)物資の整理配分	市 民 課 文 化 ス ポー ツ 課

第2 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務の確保は，市長が実施する。ただし，災害の程度，規模等により，市において労務の確保ができないときは，必要な労務の応援を県に調達又は斡旋を要請する。

第3 雇上げの方法

災害応急対策，災害応急復旧等の作業を実施するために必要な賃金職員等の雇上げは，ハローワーク常陸鹿嶋を通じて行う。

第4 民間団体への協力要請

市は，円滑に災害応急対策を実施するため，神栖市赤十字奉仕団，神栖市女性の会等の民間団体へ協力要請を行うものとする。

第5 災害救助法による労務者の雇上げ

次の事項については，「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

- (1) 賃金職員等雇上げの範囲
- (2) 期間
- (3) 経費

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1，第2)

第2節 応援要請並びに応援計画

第1 計画の方針

市は、市内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合に備え、積極的に相互応援協定の締結に努めるとともに、災害時においては、迅速・的確な応援要請の手続き及び受入れ体制の確保に努めるものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 応援要請先 (1) 他市町村 (2) 県 (3) 指定地方行政機関 (4) 民間団体等 (5) 消防機関 2 応援要請文書に記載すべき事項 (1) 応援要請の理由 (2) 応援要請職員の職種別人員 (3) 応援を必要とする期間 (4) その他必要な事項 3 応援受入体制の確保 (1) 連絡窓口 防災安全課 (2) 受入施設の整備	防 災 安 全 課

第2 実施責任者

県、他市町村等への応援要請は、市長が行う。

第3 応援要請の実施

1 他市町村への要請

市長は、市の地域に係る災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定

※資料編・災害時等の相互応援に関する協定実施細目

※資料編・災害時における相互応援協定書

※資料編・全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定書

2 県への応援要請又は職員派遣のあっせん

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

1 応援要請時に記載する事項	(1) 災害の状況 (2) 応援(応急措置の実施)を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) (6) その他必要な事項
2 職員派遣あっせん時に記載する事項	(1) 派遣のあっせんを求める理由 (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員

	(3) 派遣を必要とする期間 (4) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は指定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

4 民間団体等に対する要請

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請するものとする。

※資料編・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

第4 応援受入体制の確保

1 連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

2 受入体制の確保

- (1) 連絡窓口の明確化
市長は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。
- (2) 受入施設の整備
防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

3 経費の負担

応援に要した費用は、次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。

- (1) 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費
- (2) 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

第5 消防機関の応援要請・受入体制の確保

1 応援要請

市長は、被災地の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

また、県境にある本市では、千葉県銚子市に対する応援要請が必要であると判断した場合には、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

なお、応援派遣要請を必要とする災害規模としては、次のとおりである。

- (1) 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- (2) 災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害

- (3) 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- (4) 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- (5) その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

※資料編・銚子市・波崎町消防相互応援協定

2 「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

- (1) 事前計画の作成

円滑な広域航空消防応援を受けるため、市長は、広域消防応援による災害応急対策活動を実施するにあたって必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。

3 応援受入体制の確保

- (1) 受入窓口の明確化

応援受入窓口は、生活環境部防災安全課とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部とする。

- (2) 受入施設の整備

市長は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

- (3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効果的な消防応援活動を行う。

- 1) 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
- 2) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と消防機関協議）
- 3) 部隊の活動・宿営等の拠点の整備・提供（神之池陸上競技場、海浜運動公園等）
- 4) 消防活動資機材の調達・提供

- (4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として市の負担とする。

第3節 県防災ヘリコプター要請計画

第1 計画の方針

市長は、災害の状況に応じ県に対して防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動を行うものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 要請基準 (1) 災害が複数の市町村等に拡大するおそれがある場合 (2) 市の消防力では、災害防止が困難な場合 (3) 防災ヘリコプターの応援が必要と認められる場合	防 災 安 全 課 消 防 本 部
2 要請方法 ⇒ 県消防安全課	
3 明示事項 ⇒ (1) 災害の種別 (2) 災害発生日時、場所及び被害状況 (3) 現場の気象状況 (4) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制 (5) 必要な資機材の品目及び数量	

第2 要請基準

市長は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリコプターの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

- (1) 災害が、複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 市の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急搬送その他防災ヘリコプターの応援が必要と認められる場合

第3 要請の方法

応援の要請は、県生活環境部消防安全課あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

第4 出動要請系統



第5 防災ヘリコプター運航基準

県の防災ヘリコプターの運航基準は、次のとおりである。

1 救助活動	(1) 山村等からの救急患者の搬送 (2) 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送 (3) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送 (4) 高速道路等の大規模事故における傷病者の搬送
2 救助活動	(1) 河川、海岸での水難事故等における捜索・救助 (2) 山岳遭難事故等における捜索・救助 (3) 高層建築物火災による救助 (4) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出
3 災害応急対策活動	(1) 地震、台風、豪雨、津波等の災害の状況把握 (2) 津波情報等の広報及び海面の監視 (3) 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送 (4) ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握 (5) 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
4 火災防衛活動	(1) 林野火災等における空中からの消火活動 (2) 火災における情報収集、伝達、住民等への避難誘導等の広報 (3) 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送
5 広域防防災応援活動	近接都県市等との航空消防防災応援協定による相互応援
6 災害予防対策活動	(1) 災害危険箇所等の調査 (2) 各種防災訓練等への参加(他の公共団体の長からの要請を含む。) (3) 住民への災害予防の広報
7 自衛訓練	
8 一般行政活動	「茨城県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領」に基づく一般行政利用活動
9 その他総括管理者が必要と認める活動	

第6 緊急運航の要請基準

1 緊急運航の要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、上記「第5 防災ヘリコプター運航基準」の1から5までに掲げる活動で、次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

公 共 性	地域並びに地域住民の生命，身体，財産を災害から保護することを目的とすること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ，住民の生命，財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
非代替性	防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材，人員では十分な活動が期待できない，又は活動できない場合）

2 緊急運航の要請

緊急運航の要請は，市長が「防災ヘリコプター緊急運航要請書」により県消防安全課長に行うものとする。

※資料編・防災ヘリコプター緊急運航要請書

3 ヘリコプター活動体制の整備

市長は，ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため，飛行場外着陸場を確保する。

※資料編・ヘリコプター発着場

第4節 ボランティア

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合に、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 神栖市社会福祉協議会との連携体制の確立 (1) 市本部のボランティア担当窓口 ⇒ 救助福祉班 (2) ボランティア受入れ窓口 ⇒ 市社会福祉協議会	障がい福祉課 社会福祉課 長寿介護課
2 コーディネート担当者の選定	国保年金課
3 被災者のニーズの的確な把握	市社会福祉協議会
4 ボランティア活動拠点の整備提供	地域包括支援課

第2 ボランティア受入れ窓口の設置・運営

1 受入れ体制の確保

大規模な災害発生後直ちに、神栖市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置し、また、神栖市保健・福祉会館にボランティアセンターを設置して、ボランティアの受入れ体制を確保する。

2 「受入窓口」の運営

市社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- (1) 被災者ニーズの把握、市からの情報収集
- (2) ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- (3) ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- (4) ボランティアの受付
- (5) ボランティア連絡会議の開催
- (6) 市との連絡調整
- (7) ボランティア活動のための地図及び在宅要配慮者のデータ作成・提供
- (8) ボランティア支援本部（茨城県社会福祉協議会）へのボランティア応援要請
- (9) その他被災者の生活支援に必要な活動

第3 ボランティア受入れ窓口との連携・協力

1 ボランティア現地本部との連携

市は、災害発生後、救助福祉班にボランティア担当窓口を開設し、コーディネートを担当する職員を配置するとともに市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

2 ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活者の支援（水くみ，炊き出し，救援物資の仕分け・配布，高齢者等の介護等）
- (3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護，食事・飲料水の提供等）
- (4) 配送拠点での活動（物資の搬出入，仕分け，配布，配達等）
- (5) その他被災者の生活支援に必要な活動

3 活動拠点の提供

市は，ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど，その支援に努める。

4 ボランティア保険の加入促進

市は，ボランティア活動中の事故に備え，ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するとともに，ボランティア保険の助成に努める。

第7章 救出・医療・救護活動

[担当課] 健康増進課,防災安全課,障がい福祉課,社会福祉課,長寿介護課,国保年金課,地域包括支援課

[関係機関] 消防団, 消防本部, 鹿嶋警察署

第1節 救出・救護

第1 計画の方針

災害のため生命, 身体が危険な状態にある者あるいは生死不明の状態にある者を関係機関との協力により救出又は捜索して, 要救助者を保護するものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 救出用資機材の現状把握及び調達体制の確立	防 災 安 全 課
2 被災者の救出・救助活動 ⇒ 重症者を最優先	障 が い 福 祉 課
3 県・警察・近隣市町村等への応援要請	社 会 福 祉 課
(1) 本市のみでは救出・救助が実施困難な場合 ⇒ 近隣市町村・県	長 寿 介 護 課
(2) 多数の死傷者がある場合 ⇒ 鹿島医師会等	国 保 年 金 課
(3) 行方不明者がある場合 ⇒ 鹿嶋警察署	健 康 増 進 課
4 応急救護所の設置 ⇒ 傷病者の応急手当, トリアージ	消 防 団
5 住民による初期救出 ⇒ (1)救出用資機材の備蓄(2)使用方法の習得	消 防 本 部
	鹿 嶋 警 察 署
	地 域 包 括 支 援 課

第2 実施機関

- (1) 救出・救助は, 市長が実施する。ただし, 災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 市のみの対応では実施が困難な場合は, 近隣市町村, 県その他関係機関の応援を得て実施する。

第3 救出・救助活動

- (1) 通報あるいは職員, 消防団員等からの情報等を総合し, 被害の状況を把握する。
- (2) 救出活動は, 消防団員, 市職員のほか, 必要により関係機関の協力を得て救出班を編成して行い, 負傷者の早期発見に努めるものとする。なお, 被災者の救出にあたっては, 特に鹿嶋警察署に協力を要請し, 常に緊密な連携のもとに救出にあたるものとする。
- (3) 救出・救助活動は, 救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (4) 災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し, 医療機関, 消防団, 地域住民等と協力し, 傷病者の応急手当, トリアージを行う。
- (5) 応急救護所ではトリアージの結果によって, 傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い, 医療機関に搬送する。
- (6) 多数の死傷者がある場合は, 市長は, 鹿島医師会等を通じて, 医師等の現場派遣, 医療機関への収容等必要な措置について応援を要請するものとする。
- (7) 行方不明者がある場合には, 鹿嶋警察署等に協力を求め, 速やかに捜索を行うものとする。

第4 救出用資機材の調達

要救助者の状況に応じて救出作業に必要な人員，設備，機械器具を利用して救出を行うものとするが，救出用資機材が不足のときは，建設業者，運送業者，関係機関及び地域住民等の協力を得て行うものとする。

第5 関係機関等への要請

災害が甚大で，市内のみの動員又は市の資機材では救出が困難な事態の場合は，県，近隣市町村に協力を要請するとともに，必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請するものとする。

第6 住民による初期救出の実施

大規模地震等の災害が発生した場合は，各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから，建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

したがって，自主防災組織を育成する中でバール，ジャッキ等の救出用資機材の備蓄を図り，訓練を通じ使用方法の習得に努めるものとする。

なお，災害時には被害状況の把握及び負傷者の早期発見及び救出に努めるとともに，警察，消防機関へ速やかに連絡するものとする。

第7 災害救助法による救出

災害救助法を適用した場合の救出は，同法及びその運用方針によるが，その概要は，次のとおりである。

1 対象者

- (1) 災害のため現に生命，身体が危険な状態にある者
 - 1) 火災の際に火中にとり残されたような場合
 - 2) 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合
 - 3) 水害の際に流出家屋と共に流されたり，孤立した地点にとり残されたりしたような場合
 - 4) 地すべり，がけ崩れ等により生き埋めになったような場合
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者
 - 1) 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
 - 2) 行方不明は判っているが，生命があるかどうか明らかでない者

2 救出の費用及び期間

「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1，第2)

第8 惨事ストレス対策

救出・救護活動を実施する各機関は，カウンセリングなどにより職員等の「心のケア」を行うなど惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また，消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等

の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 応急医療

第1 計画の方針

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、発災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 要救助者数の状況把握 2 医療機関の被災状況の把握 3 医師会への応援要請と医療救護班の編成 4 医療救護所の設置(設置場所の決定) 5 医薬品等の確保 ⇒ (1) 市内薬店からの調達 (2) 県へ要請 6 重傷者の搬送 (1) 医療機関の受入状況の把握 (2) 搬送手段の確保 ⇒ 1)救急自動車 2)防災ヘリコプター	健 康 増 進 課

第2 実施機関

- (1) 医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 市のみの対応では困難な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第3 応急医療体制の確保

1 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、まず情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、市職員、医療関係者等は可能な手段を用いて直接情報収集に努める。また、市内3箇所の総合病院が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等を考慮しながら、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行う。

※資料編・医療機関一覧

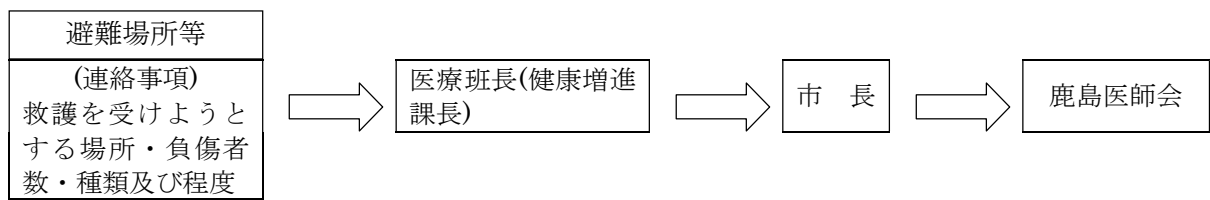
2 医療救護班の編成・出動

市長又は市は、必要に応じて医療救護班を編成し出動させるとともに、災害の種類及び程度により鹿島医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県及びその他関係機関にDMATの派遣等の協力を要請する。外部からの医療救護団が仮設テント等で救護所を開設できる場所の確保を図る。

※DMAT（ディーマット）：災害発生直後に活動できる機動性を持った、トレーニングを受けた医療チーム

医療救護班の派遣要請連絡系統図



3 医療救護班の業務

医療救護班の業務は、以下に示すとおりである。

- (1) 被災者のスクリーニング
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (4) 死亡の確認
- (5) 遺体の検案
- (6) その他状況に応じた処理

4 医療救護所の設置

市は、学校、公民館等の避難所、病院、診療所等に医療救護所を設置する。また、県に対し、保健所や県の施設内に医療救護所の設置を要請する。

5 医薬品等の確保

医薬品等は、災害の規模、種類に応じて市内の薬店から調達するものとする。医薬品等の確保が市内のみでは困難な場合は、県に要請するものとする。本市周辺における県の医薬品備蓄場所は、次のとおりである。

災害用医薬品等備蓄場所一覧

指 定 備 蓄 者	備 蓄 場 所	電 話
(株)メディセオ鹿島支店	神栖市堀割 1—1—6	(0299) 92—2931
山口東邦(株)鹿島営業所	潮来市新宮南 1516—4	(0299) 66—0753

第4 応急医療活動

1 医療施設による医療活動

被災地域内の病院等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。

2 医療救護チーム・DMATによる医療活動

(1) 医療救護チーム・DMATの輸送

医療救護チーム・DMATは、自らの移動手段の確保等に努めるものとする。市は、国、県と連携し医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・DMATの輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

(2) 医療救護チーム・DMAT等の配置

市災害対策本部は、県DMAT調整本部の行うDMATの派遣・配置に対し連携・支援する。

(3) DMATの業務

DMA Tは、被災地における活動(域内搬送病院内支援、現場活動を含む)及び広域医療搬送を行う。

(4) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

第5 後方支援活動

1 患者受入れ先病院の確保

(1) 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設(被災を免れた全医療施設)に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

(2) 被災病院等の入院患者の受入れ

市は、市内外の病院等における患者受入れ可否についての情報を逐次収集し、各病院等に情報提供する。病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、市に調整を要請する。

市は、病院等からの要請を受けて、後方医療機関(精神科病院を含む)の確保に努める。

2 搬送体制の確保

(1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

(2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた鹿島地方事務組合消防本部は、自己所有の救急自動車または応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、救急自動車が確保できない場合は、市は、輸送車両の確保に努めるとともに、状況に応じて県に対して、患者搬送可能なヘリコプターの応援出動を要請する。

3 人工透析の供給等

(1) 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して提供することが必要である。

市は県と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等への斡旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、市に調整を要請する。

(2) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

市は、県、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状

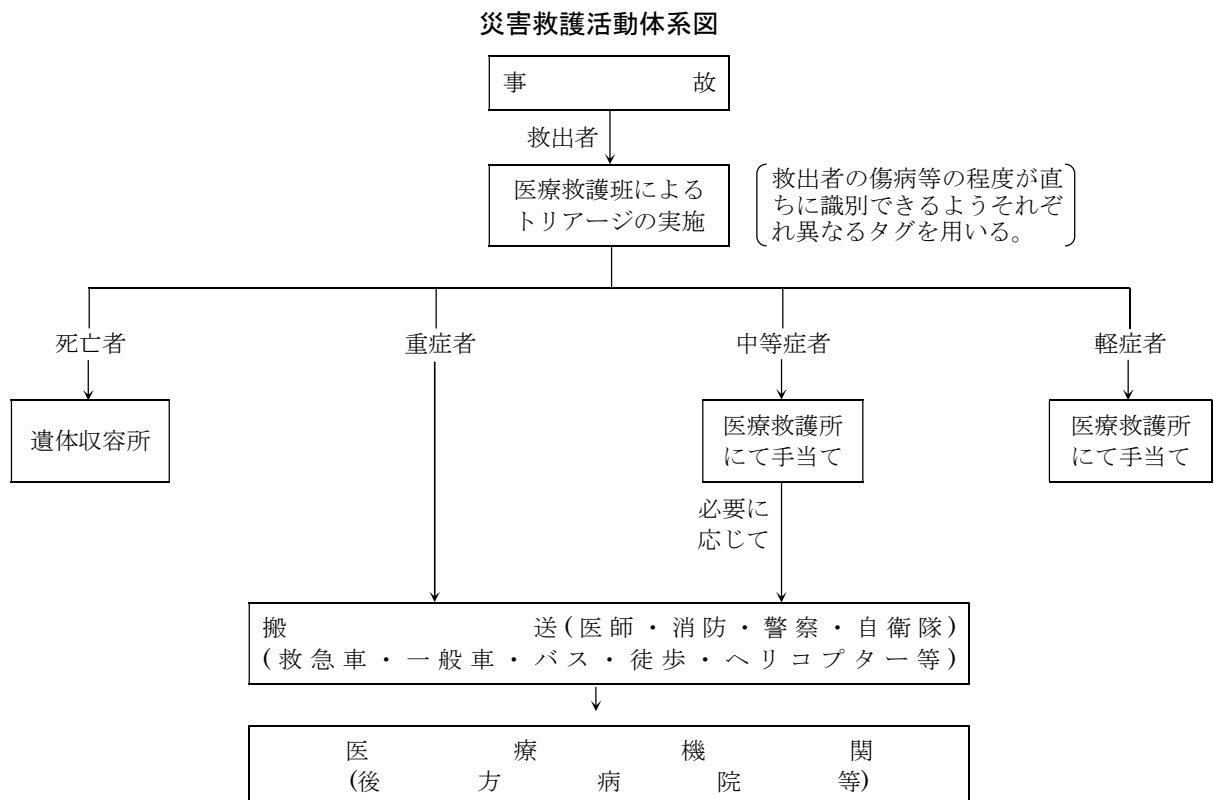
況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体に供給を依頼する。

また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

(3) 巡回相談・訪問指導

保健所及び市は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。



第6 災害救助法による医療及び助産

災害救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法及び同法施行細則等によるが、その概要は次のとおりである。

1 医療

(1) 対象者、医療の範囲、実施期間及び費用の限度額

「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

(2) 実施方法

病院又は適当な地点に救護所を設置して医療救護班が行う。医師、看護師及び医薬品等不足する場合は、管内で協力可能な医師、県、日赤等の応援を要請する。重症患者等で医療救護班では医療不可能な者については、病院等に移送して行う。

2 心のケア対策

被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第4章「避難生活の確保・被災者支援」に準じて実施するものとする。

第7 惨事ストレス対策

医療活動を実施する各機関は、カウンセリングなどにより職員等の「心のケア」を行うなど惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第8章 緊急輸送

[担当課] 道路整備課，地籍調査課，都市計画課，防災安全課，市民課，契約管財課，納税課，
課税課，財政課企業・港湾振興課

[関係機関] 鹿嶋警察署

第1節 輸送路・拠点施設

第1 計画の方針

災害により道路，橋梁等の道路施設に被害が発生し，交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき，又は交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策は，本計画の定めるところによるものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 道路・橋梁等の危険箇所，災害箇所の調査	道 路 整 備 課
2 復旧の順位	地 籍 調 査 課
(1) 第1次緊急輸送道路 ⇒ 被災地域へ通ずる国道・県道・市道	都 市 計 画 課
(2) 第2次緊急輸送道路 ⇒ その他緊急度の高い道路	防 災 安 全 課
3 緊急通行車両の確認の申請	市 民 課
市長 ⇒ 知事又は公安委員会(県警察本部又は鹿嶋警察署)	契 約 管 財 課
4 緊急啓開道路の確保	納 税 課
	財 政 課
	鹿 嶋 警 察 署

第2 交通規制の実施責任者

災害により交通施設，道路等の危険な状況が予想され，又は発見したとき，若しくは通報により認知したときは，次の区分により，区間を定めて道路の通行を禁止し，又は制限を行うが，道路管理者及び警察署は，密接な連携のもとに適切な処置をとるものとする。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破損，欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項

警	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。	災対法第 76 条
		2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 4 条第 1 項
察	警察署長	道路交通法第 4 条第 1 項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第 5 条第 1 項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において当該道路につき、一時歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第 6 条第 4 項

第3 被害状況の把握と連絡体制の強化

被害状況を迅速かつ的確に把握するため、道路パトロール等を強化するとともに、鹿嶋警察署等防災関係機関と連絡体制を強化して、道路・橋梁の危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。

第4 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通知するものとする。通知を受けた市長又は警察官は、相互に連絡するものとする。市長はその路線管理機関に速やかに通知するものとする。

第5 緊急輸送道路の確保

1 被害状況の確保

市及び各道路管理者は、県と連携し、所管する緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、県防災ヘリコプター等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

2 緊急輸送道路啓開の実施

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに潮来土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。

なお、津波により道路上に堆積した津波流出物の除去にあたり、行方不明者の搜索も同時に行われることから、迅速かつ適切な道路啓開作業を行う。

3 復旧順位

災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、災害対策用緊急輸送道路として次の順位により復旧する。

- (1) 第1次緊急輸送道路……被災地域へ通ずる国道，県道，市道
- (2) 第2次緊急輸送道路……その他応急対策活動上緊急度の高い道路

4 復旧資機材等の確保

市内各地域の復旧資材，機械及び作業要員の実態を把握し，応急復旧に対処する供給体制を確立するとともに，復旧にあたっては相互に協力し，交通の確保に努める。

※資料編・防災拠点及び緊急輸送道路位置図

第6 交通規制の実施

1 市が管理する道路施設の規制

市の管理する道路施設の被害により危険な状態が予想され，若しくは発見したとき，又は通報等により承知したときは，速やかに必要な範囲の規制をするものとする。この場合には警察，関係機関と緊密な連絡をとり行うものとする。

2 市道以外の道路施設の規制

市道以外の道路施設でその管理者に通知するなどの余裕がない時は，鹿嶋警察署に通報して，道路交通法に基づく規制を実施し，又は市が災対法第63条により警戒区域を設定し，立入制限し，若しくは禁止し，又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

3 被災地への流入車両の制限

県警察本部は，災害発生直後において，速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

4 運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は，次の要領により行動する。
 - 1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - 2) 停止後は，カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し，その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - 3) 車両を置いて避難するときは，できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは，道路の左側に寄せて駐車し，エンジンを切り，エンジンキーは付けたままとし，窓を閉め，ドアはロックしないこと。
 - 4) 駐車するときは，避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しない。
- (3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには，通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから，同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。
 - 1) 速やかに，車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは，規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場合

- 2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- 3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができなかつたりしたときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第7 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止するものとする。

第8 緊急交通路の交通規制

災対法第76条の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。同法の規定に基づく標識の様式は、別記様式のとおりとする。

第9 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、あわせて近隣市町村に対しても速やかに規制の内容を通知するものとする。

第10 緊急通行車両の確認

公安委員会が災対法第76条による通行の禁止又は制限を行った場合、市長は、知事又は公安委員会（県警察本部又は鹿嶋警察署）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、認定を得て緊急通行を実施する。

1 確認手続

市長は、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条に基づき、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。また、災害時に速やかに標章等の交付を受けられるよう、あらかじめ必要と思われる緊急通行車両について県公安委員会に届け出る。

2 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事又は公安委員会から交付される標章及び証明書を、車両の前面の見やすい部位に表示及び携行して輸送を実施する。

※資料編・緊急通行車両の標章及び確認証明書

第11 緊急啓開道路の確保

災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点を結ぶ主要道路において、

市道については市長が啓開し、国道・県道については各道路管理者に啓開を要請し、応急対策の実施体制の確保を図る。また、道路を啓開した場合には速やかに関係機関への周知徹底を図る。

第12 通行禁止等における義務及び措置命令

1 車両の運転者の義務

道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

2 措置命令等

(1) 警察官の措置命令等

1) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

2) 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

(2) 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

(3) 消防職員の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

第13 道路、橋梁の応急対策

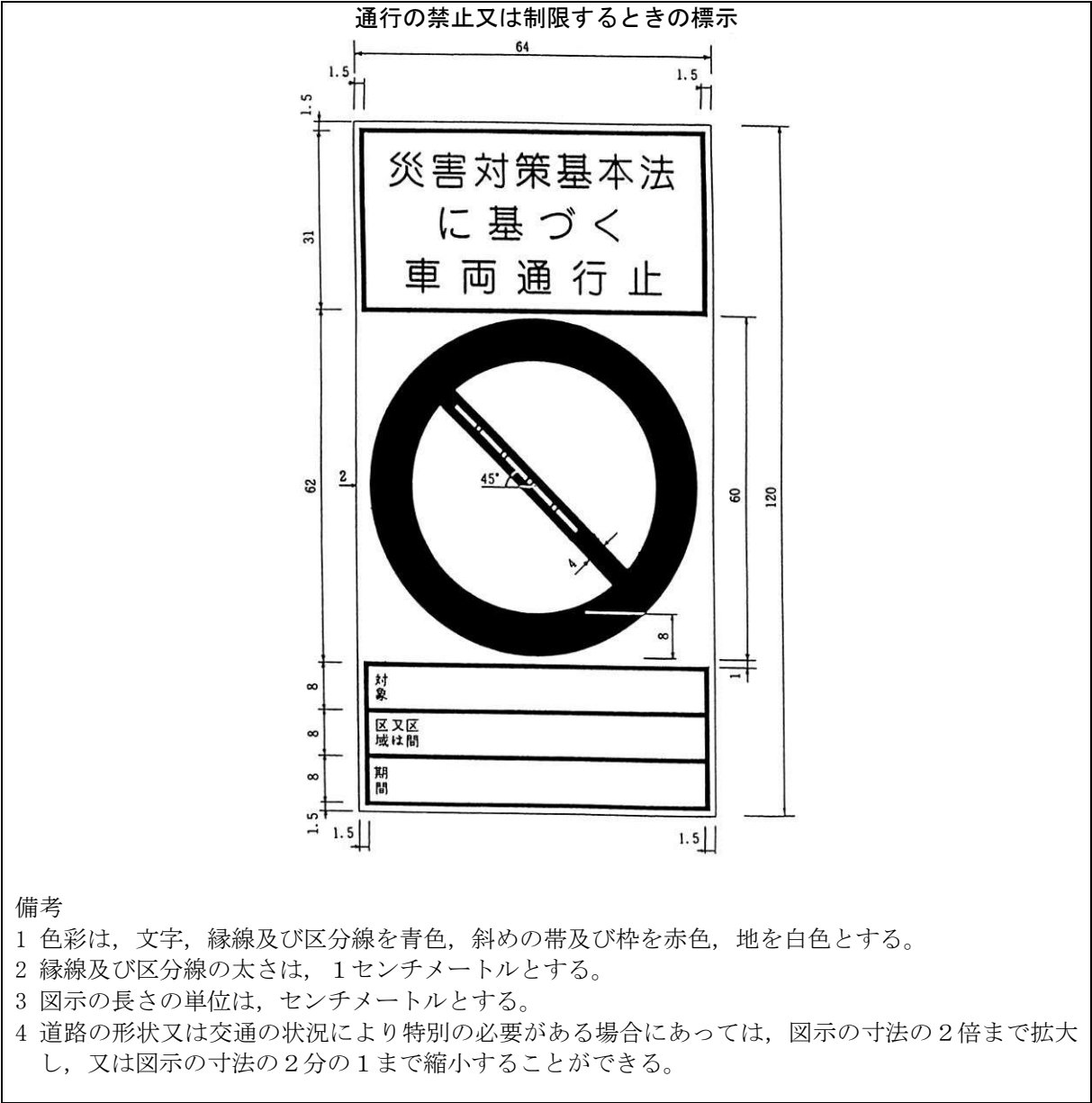
道路、橋梁の被害によって、交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。したがって、道路、橋梁の災害は万難を排して応急処理により交通確保に努める。応急対策の基本的な構想として、次の段階による対策を考慮する。

1 職員により交通制限等の処置をする。

2 迂回路を確保し、これを表示する。

3 潮来土木事務所から機械、労力の応援を得て、上記処置にあたる。

別記様式



第14 輸送計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害を受けた道路、橋梁及び交通状況の把握 輸送の方法 ⇒ (1) 車両 (2) 鉄道 (3) ヘリコプター (4) 船舶 輸送の順位 ⇒ (1) 生命の安全確保に要するもの (2) 災害の拡大防止に要するもの (3) 災害応急対策に要するもの	防 災 安 全 課 財 政 課 課 税 課 納 税 課
2 市有車両の集中管理及び配車 ⇒ 連絡調整部財政班	
3 車両の確保 (1) 市有車両、公共的団体の車両、営業車両その他自家用車 ⇒ 総務部家 屋調査班 (2) 近隣市町村、県へ協力要請 ⇒ 生活環境部災害対策班	

1 輸送計画の方針

災害時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資、資機材等を迅速かつ的確に輸送するため、道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、保有車両等を動員し、状況により運送関係業者等の保有する車両等を調達して緊急輸送体制を確保するとともに、関係機関の協力を得て被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速・的確に実施する。

2 緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行うものとする。

(1) 総括的な輸送順位

- 1) 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 2) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- 3) その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

1) 第1段階(災害発生直後の初動期)

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2) 第2段階(応急対策活動期)

- ア 前記1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

3) 第3段階(復旧活動期)

- ア 前記2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

(3) 自動車による輸送

1) 庁用車両

災害時における庁用自動車の集中管理及び自動車の確保・配備は、連絡調整部財政班が行い、各部署は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは連絡調整部財政班に依頼するものとする。

連絡調整部財政班は、稼動可能な車両数を掌理し、要請に応じ配車を行う。

2) 車両の借上げ

市保有車両で不足する場合は、総務部家屋調査班は、茨城県トラック協会鹿行支部神栖分会に協力を依頼し調達を図るものとする。

3) 借上げ車両等をもってしてもなお必要な輸送が確保できないときは、茨城県トラック協会や関東鉄道(株)あるいは近隣市町村又は県に協力を要請するものとする。

4) 自家用車等の借上げ

道路被害により配車不能の場合は、現地において自家用車等の借上げにより輸送するものとする。
この場合、担当者は速やかに連絡調整部財政班長に連絡するものとする。

5) 人力による輸送

災害の状況により、人力搬送が自動車による搬送より優れる場合又は人力以外の輸送が不可能な場合並びに緊急やむを得ない場合、人力による輸送を行う。

人力による搬送では、自動車、オートバイ等の活用も含むものとし、近距離、軽量、少量、路上障害物の状況等の条件により自転車等での搬送が可能な場合、これを活用する。

この場合、原則として市有自転車を使用するものとするが、なお、不十分な場合は、職員、住民等からの借上げにより措置する。

(4) 鉄道による輸送

災害時において自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地のため鉄道によって輸送することが適当な場合には、鹿島臨海鉄道株式会社に緊急配車を依頼する。

(5) ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市長は、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請するものとする。

また、必要により、県に自衛隊の派遣を要請するものとする。

※資料編・ヘリコプター発着場

(6) 海上輸送計画

1) 応急海上輸送

災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者・救援物資等の海上輸送を必要とする場合には、生活環境部災害対策班は、応急海上輸送に従事する船舶の調達等について県に要請する。

2) 第三管区海上保安本部の協力

災害発生に伴い緊急に船舶・ヘリコプター等の必要が生じたときは、生活環境部災害対策班は、第三管区海上保安本部に対し巡視船艇及びヘリコプター等の要請を県に依頼する。

(7) 災害救助法による実施基準

次の事項については、「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

1) 輸送の範囲

2) 費用

3) 期間

※資料編・緊急通行車両の標章及び確認証明書

(8) 緊急輸送状況の把握

効率的な緊急輸送が行われていない場合は、県(防災・危機管理課)に対して、対策を講ずるよう要請する。

第2節 応急復旧

第1 計画の方針

災害発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路等の交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、発災発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

第2 道路の応急復旧

1 応急措置

市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、道路情報の収集に努める。また、潮来土木事務所はパトロールによる巡視を行う。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

2 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

第3 港湾、漁港の応急復旧

1 被害状況の把握

港湾、漁港の管理者は、水域施設、外かく施設、けい留施設等の港湾施設について被害状況を調査する。その際、港湾においては、岸壁や航路・泊地の被災状況に応じて、船舶の航行や接岸を制限する等の措置を行う。

2 応急措置の実施

港湾、漁港の管理者は、被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行うものとする。

3 復旧作業の実施

港湾、漁港の管理者は、施設の重要性や暫定利用状況に配慮し、計画的に被災施設の復旧工事を実施する。

第4 その他土木施設の応急復旧

1 河川及び砂防施設の応急復旧

災害により河川及び砂防施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(1) 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニール

シート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(2) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

2 農業用施設の応急復旧

災害により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い、交通の確保を図る。

第9章 災害救助法適用

[担当課] 防災安全課，障がい福祉課，社会福祉課，国保年金課，長寿介護課，地域包括支援課
[関係機関] ー

第1節 法適用

第1 計画の方針

この計画は，一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し，応急的，一時的に必要な救助を行うことにより，被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 住家滅失世帯数の算定基準 (1) 全壊・全焼・流失等世帯 ⇒ 1世帯 (2) 半壊・半焼等顕著な損傷世帯 ⇒ 1/2世帯 (3) 床上浸水・土砂堆積等による一時的居住不能世帯 ⇒ 1/3世帯	防 災 安 全 課 障 が い 福 祉 課 社 会 福 祉 課 国 保 年 金 課 長 寿 介 護 課 地 域 包 括 支 援 課
2 災害救助法適用基準 (1) 基準1号 ⇒ 80世帯 (2) 基準2号 ⇒ 40世帯	
3 適用手続 被害状況報告書 ⇒ 鹿行県民センター 県	

第2 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし，知事の職権の一部を委任された場合は，委任された事項について，市長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

第3 適用基準

災害救助法の適用基準は，災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条に定めるところによるが，本市における適用基準は，次のいずれかに該当する場合である。

1 基準1号(災害救助法施行令第1条第1項第1号)

市の住家滅失世帯数が，次の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
94,795人(平成22年国勢調査)	80世帯

2 基準2号(災害救助法施行令第1条第1項第2号)

被害が相当広範な地域にわたり，県の区域内の滅失世帯数が2,000世帯以上であって，本市の住家滅失世帯数が次の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
94,795人(平成22年国勢調査)	40世帯

3 基準3号(災害救助法施行令第1条第1項第3号)

県の区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上である場合であって、本市の区域内の被害世帯数が多数あるとき。

4 基準4号(救助法施行令第1条第1項第4号)

市の被害が1, 2及び3に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合(厚生労働大臣に事前協議を要する。)

第4 住家滅失世帯数の算定基準等

1 住家滅失世帯数の算定

- (1) 全壊、全焼又は流失等により滅失した世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって1世帯とする。

2 住家の滅失等の認定

- (1) 住家の全壊、全焼、全流出
 - 1) 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの
 - 2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
- (2) 住家の半壊又は半焼
 - 1) 住家の損壊、焼失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満(大規模半壊：50%～70%未満、その他：20%以上70%未満)のもの
 - 2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満(大規模半壊：40%～50%、その他：20%以上50%未満)のもの
- (3) 住家の床上浸水
 - 1) (1)、(2)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
 - 2) 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3 住家及び世帯の単位

- (1) 住家
現実に住居のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれ一住家として取り扱う。
- (2) 世帯
生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第5 適用手続

市長は、市内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、「被害状況報告表」(様式第1号)を用いて、鹿行県民センター県民福祉課を経由し、知事に対して報告する。

知事は、市長の報告により、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、市及び県各部局に指示するとともに、厚生労働大臣に報告する。

第6 災害救助法による救助の種類

救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を知事から市長に委任することとする。この場合、事務の内容及び期間の通知を受け、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告するものとする。

第7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりである。救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1, 第2)

※資料編・茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

第8 災害救助法が適用されない場合の災害救助費用の補助申請

災害救助法が適用されない場合において、市長が、被服、寝具等の生活必需品の給付(生活必需品購入のための金銭給付を含む。)又は災害による死亡者の埋葬を実施した場合は、茨城県り災救助基金管理規則(昭和46年茨城県規則第39号)の定めるところにより、知事に要した額の補助申請をする。

1 補助を受けられる場合

滅失世帯が10世帯以上に達したとき。なお、滅失世帯の算定は次による。

- (1) 住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家が滅失した世帯とみなす。
- (2) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、5世帯をもって住家が滅失した世帯とみなす。

2 救助補助額

それぞれ次に定める額の範囲で現に救助に要した額とする。

- (1) 被服、寝具等の生活必需品の給付(生活必需品購入のための金銭給付を含む。)

「茨城県災害救助法施行細則」を参照

- (2) 災害による死亡者の埋葬

「茨城県災害救助法施行細則」を参照

3 申請の手続

市長は、補助金の交付を受けようとするときは、救助が完了した日から1箇月以内に「小災害救助補助金交付申請書」(様式第2号)を知事に提出するものとする。

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1, 第2)

様式第1号

保健福祉部 福祉指導課扱				発生 中間 決定	
平成 年 月 日 時現在				被害状況報告表	
市町村					
① 災害発生の日時					
② 災害発生の場所					
③ 災害発生の原因					
④ 災害の状況					
区 分		棟	世帯	人	備考
ア	人的被害	死 傷			
イ		行方不明者			
ウ		負傷 重 傷			
エ		負傷 軽 傷			
オ	住家被害	全壊・全焼又は流失	棟	世帯	人
カ		半壊又は半焼			
キ		一部破損			
ク		床上浸水			
ケ		床下浸水			
⑤ 救助の措置					
救助の種類 区分					
ア すでに措置したもの					
イ 今後措置を要するもの					
⑥ その他の特記事項					
平成 年 月 日 時報告					
茨城県保健福祉部長殿 (鹿行県民センター経由) (報告者) 市(町村)災害対策本部長 報告書作成者 職 氏 名					
(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。 2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。					

様式第2号

小災害救助補助金交付申請書

年 月 日	
茨城県知事 殿	
市町村 	
小 災 害 発 生 年 月 日	
小 災 害 救 助 完 了 年 月 日	
補 助 金 交 付 申 請 額	
添 付 書 類	小災害救助状況調書 別 紙 1 支 出 調 書 別 紙 2

イ 被服，寝具等生活必需品給付状況

注 1 救助物資の品名は、毛布、下着等種類、単価別に記載すること。
2 金銭給付額欄には、り災害担当が被服、寝具等生活必需品を購入するために市町村が給付した額を記載すること。

口 埋 葬 状 况

[illegible]

別紙 2

支 出 調 書

科 目	支 出 済 額	備 考
款 項 目 節		

上記のとおり支出したことを証明する。

年 月 日

市
町長
村

第10章 清掃・防疫・障害物の除去

[担当課] 環境課，廃棄物対策課，健康増進課，都市計画課，道路整備課，下水道課，地籍調査課
[関係機関] ー

第1節 清掃

第1 計画の方針

災害時における廃棄物(粗大ごみ，不燃性ごみ，生ごみ，し尿等)の処理は，混乱の最中に同時大量の収集，運搬及び処理を必要とするほか，処理施設の被害，通信，交通の輻輳等多くの困難が予想されるが，地域住民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るため次により迅速かつ適切に行うものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 処理施設等被害状況の把握 2 住民の協力要請 ⇒ 集積場所への運搬，自己処理等 3 災害時の緊急清掃作業の実施 (1) ごみ，し尿処理の人員，資機材等の確保 (2) 仮設トイレの設置 4 近隣市町村，県への応援要請 5 仮設トイレの準備 ⇒ 避難所又は地区毎	環 境 課 廃 棄 物 対 策 課 下 水 道 課

第2 実施責任者

被災地における清掃計画の樹立とその運営は，市長が行うものとする。

第3 状況の把握及び清掃計画

災害が発生した場合，職員による巡視，住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め，あらかじめ定める清掃計画に基づき仮設便所の設置，廃棄物の収集，運搬及び処理，住民に対する広報等緊急清掃作業を実施する。

第4 協力要請

状況により，住民自らによる処理又は集積場所への運搬等住民に対し協力を求めるとともに管内清掃事業者，土木，運送事業者の協力又は近隣市町村の応援を要請する。

なお，近隣市町村等の応援又は協力が得られない場合は，県に対し他の市町村の応援，廃棄物処理業者の団体等の協力についてあつせんを要請する。

第5 臨時の措置

廃棄物の処理について処理能力を超え、かつ他に適当な手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

第6 応急清掃

1 ごみの収集処理方法

- (1) トラック等車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に実施するものとする。
- (2) 市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの(建物倒壊、火災による建物の焼失)と一般生活により発生するものとに区分し、それぞれについて排出量を推定し、清掃計画を策定する。
- (3) 水分の多い難燃性、不燃性のごみは、環境への影響が最も少ない場所を選定し、処分する。
- (4) 可燃性ごみは、選定し、焼却処分するものとする。
- (5) 市は、住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、委託業者により神栖市第一リサイクルプラザ、神栖市第二リサイクルプラザ、広域鹿嶋RDFセンター及び広域波崎RDFセンターにできるだけ速やかに運び処理する。
- (6) 消毒は、感染症予防法施行規則に定められた消毒方法を実施するものとする。

2 し尿の収集処理方法

- (1) 市は、災害により、し尿を処理する必要が発生した場合は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、清掃車(バキュームカー)を業者に依頼し、能率的かつ衛生的に収集し、処理するものとする。また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。
- (2) 消毒は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に定められた消毒方法を実施するものとする。
- (3) 水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導するものとする。
- (4) 市は、必要に応じて避難所又は地区毎に仮設トイレを設置するものとする。

3 死亡獣畜処理

死亡獣畜は、市が処理するものとし、処理できない場合には潮来保健所又は鹿行家畜保健衛生所と協議の上、環境衛生上支障のない所で焼却等の処理をするものとする。

第7 清掃施設

本市における廃棄物及びし尿の処理施設の整備状況は、別表のとおりである。

別表 ごみ処理施設

施 設 名	所 在 地	電話番号	処 理 能 力
神栖市第一リサイクルプラザ	神栖市南浜 1—10	(0299) 96—8075	26t/日(5h) 不燃ごみ・・・13.4t/日 粗大ごみ・・・6.0t/日 繊維類・・・1.8t/日 プラスチック類・・・2.6t/日 ビン・缶類・・・2.2t/日
神栖市第二リサイクルプラザ	〃 波崎 9602	(0479) 44—2071	20t/日(5h)
広域鹿嶋RDFセンター	鹿嶋市平井 2264	(0299) 90—7220	142t/日(16h)
広域波崎RDFセンター	神栖市波崎 9602	(0479) 40—4332	135t/日(16h)

尿処理施設

施 設 名	所 在 地	電話番号	処 理 能 力
神栖市第一衛生プラント	神栖市東和田 8	(0299) 96—0274	60kl/日
神栖市第二衛生プラント	〃 波崎 801	(0479) 44—4330	50kl/日

第2節 防疫

第1 計画の方針

被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症まん延の未然防止を図ることを目的とする。なお、防疫措置は、潮来保健所と緊密な連携をとり、実施するものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 防疫活動の実施 ⇒ (1) 住民への衛生指導及び広報活動 (2) 感染症の未然防止 (3) 患者の収容等	環 境 課 廃棄物対策課 健康増進課
2 防疫用機器及び薬品の現状把握と確保	
3 被害状況の把握 ⇒ 潮来保健所長へ報告	
4 県への応援要請 ・明示事項 ⇒ (1) 防疫期間 (2) 防疫を要する世帯数 (3) 必要な防疫班 (4) 派遣場所等	

第2 実施責任者

防疫活動は市長が実施するものとするが、本市のみでは実施が困難な場合には、県に応援の要請を行うものとする。

第3 実施事項

防疫にあたっては、被災地域又は被害状況を正確・迅速に把握し、関係機関と連携を保ち適切な防疫対策を実施するものとする。

1 防疫班の編成

災害時における感染症の予防と早期発見、早期治療のため、予防教育と広報活動、検病調査と健康診断及びその他の防疫作業を実施するため、健康増進課は、潮来保健所及び鹿島医師会と連携して、次のとおり防疫班を編成する。

- (1) 疫学調査班
- (2) 検病調査班
- (3) 収容班
- (4) 消毒班

2 清潔方法及び消毒方法の施行

- (1) 清潔方法

- 1) ごみ処理

収集したごみ、汚泥、その他の汚物は、焼却、埋設等衛生的に適切な処分をすること。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の定める基準による。)

- 2) し尿の処理

し尿の処理については、業者に収集を要請し、神栖市衛生プラントにおいて処理をする等の方法

により不衛生にならないようにすること。

3) 実施場所

ア 市内における道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清掃を実施する。

イ 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、的確なる指導あるいは指示を行うものとする。

(2) 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号：改正平成23年法律第122号。以下「感染症予防法」という。)第27条第2項及び第29条第2項の規定により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号：改正平成24年厚生省令第97号。以下「感染症予防法施行規則」という。)第14条及び第16条に定めるところにより、浸水地域等感染症が発生するおそれのある地域を重点に、おおむね次の要領により消毒を実施し、感染症の未然防止に努める。

- 1) 被災家屋の汚水排除、消毒、特に床下その他汚水の滞留する箇所は速やかに清掃し、生石灰による消毒、油剤乳剤の散布、その他必要なる措置を講ずるものとする。
- 2) 汚染した井戸は、クロール石灰等により消毒を行うものとする。なお、市の給水源の消毒及び水質検査も併せて行うものとする。
- 3) 実施回数は、原則として床上浸水地域にあつては3回、床下浸水地域にあつては2回とする。

3 ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症予防法第28条第2項の規定により、同法施行規則第15条に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を行い、感染症の未然防止に努める。

4 生活用水の供給

- (1) 感染症予防法第31条第2項の規定により、県の指示に従い、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある水の使用を制限・停止したとき、当該期間中の生活の用に供される水の供給を開始・継続する。
- (2) 生活用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

5 避難所の衛生管理及び防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに施設管理者を通じ衛生に関する自治組織を編成して、その協力を得て指導の徹底を図る。

6 臨時予防接種の実施

感染症の未然防止・拡大防止上、緊急の必要があるときは、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、県と緊密な連絡のうえ、潮来保健所、鹿島医師会等の協力を得て、迅速に予防接種を実施する。

第4 防疫措置情報の把握

市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡を取り、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。また、市は、被害状況及び防疫活動状況等を潮来保健所長に報告するものとする。

また、医療機関においても、被災者に係る感染病患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、市又は潮来保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

第5 防疫資器材等の調達

市は、市の保有する防疫用資材により消毒を行うものとするが、不足する場合は、防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村あるいは県に協力を求める。

第6 予防教育及び広報活動

市は、パンフレット等の配布、広報車、報道機関等の活用により、速やかに地域の住民に対する予防教育及び広報活動を行い、災害時における感染症及び食中毒予防等に関する注意事項を周知させる。

第7 県知事に対する応援要請

県知事に対し応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 防疫期間
- (2) 防疫を要する世帯数
- (3) 必要な防疫班
- (4) 派遣場所
- (5) その他必要事項

第8 医療ボランティア

市は、必要に応じて、薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

第3節 障害物除去

第1 計画の方針

災害により、住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)を除去し、被災者の日常生活を保護する。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 除去対象者数・対象箇所の調査	道路整備課 地籍調査課 都市計画課
2 道路上の障害物 ⇒ (1)各道路管理者へ連絡 (2)啓開道路上の優先除去	
3 除去資機材の調達 ⇒ 土木建築業者への協力要請	
4 除去障害物の集積場所 ⇒ 日常生活に支障のない場所	

第2 実施機関

- (1) 障害物の除去は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 市のみの対応では困難な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

第3 障害物の除去

1 建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は、市長の命を受けた施設復旧班が地元土木建築業者の協力を得て除去を実施する。また、市のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

※資料編・土木・建築業者一覧

2 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

3 河川・港湾・漁港関係障害物の除去

河川、港湾及び漁港管理者は、所管する河川、港湾、漁港区域内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

第4 障害物の集積場所

除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積するものとする。

第5 災害救助法による障害物の除去

「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1, 第2)

第11章 農水産業計画

[担当課] 農林課

[関係機関] 農業委員会

第1節 農水産業計画

第1 計画の方針

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策を実施し、被害の防御又は拡大の防止を図るものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 農地の応急対策 ⇒ 関係団体の協力による農業用施設等の応急工事の実施	農 林 課 農 業 委 員 会
2 農作物等の応急対策 ⇒ 農作物応急措置の技術指導による被害の軽減	
3 家畜の応急措置 ⇒ (1) 畜舎内外の消毒(2) 災害地域家畜の健康診断の実施 (3) 家畜伝染病の予防注射の実施	
4 水産物の応急措置 ⇒ 県の指導による病虫害等の防除	

第2 農地の応急対策

1 応急対策

農地が被災し、当該農地が冠水し自然排水を待つとき又は農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、関係団体と協力し、ポンプ排水及び堤防切開工事等を行い、被害を最小限にとどめる。

2 農業用施設

(1) 堤防

干拓堤防、輪中堤防、ため池堤防ののり崩れの場合における腹付工及び土止杭柵工事を行う。

(2) 水路

仮水路(素掘り)、木造置樋、木造掛樋、土管敷設工事及び揚水機工(応急)を行うとともに、ゴミ等の清掃を十分行い、排水をよくする。

3 頭首工

一部被害の場合は土俵積等を行う。

完全被災における石積工、杭柵工、杵堰、そだ堰工及び揚水機工(応急)を行う。

4 農道

特に重要な農道の必要最小限の仮道、軌道及び仮橋の建設を行う。

第3 農作物等の応急対策

1 農作物の応急措置

災害時には、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

2 家畜の応急措置

(1) 風害

- 1) 被害畜舎の早期修理，復旧に努めること。
- 2) 外傷家畜の治療と看護に努めること。
- 3) 事故畜等の早期処理により，余病の併発を防止すること。

(2) 水害

- 1) 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図ること。
- 2) 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること。
- 3) 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し，併せて病傷家畜に対する応急手当を受けること。
- 4) 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること。
- 5) 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること。

第4 水産物応急対策

1 水産養殖用の飼料等の確保

災害により水産養殖種苗並びに飼料等の供給，補給の必要を生じた場合は，県に確保要請を行う。

2 病害虫等の防除指導

災害により水産養殖物に病害虫発生のおそれがある場合又はその発生まん延防止のための防止について県の指導を要請する。

第12章 遺体探索・処理埋葬

[担当課] 環境課，市民課

[関係機関] 消防団，消防本部，鹿島海上保安署，鹿嶋警察署

第1節 遺体探索

第1 計画の方針

災害により現に行方不明の状態にあり，かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の遺体を探索し，又は災害の際に死亡した者について遺体識別等のための処理を行い，かつ遺体の応急的な埋葬を実施する。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 遺体の探索の方法 (1) 消防機関，警察官，海上保安官，住民等の協力の要請 (2) 必要な機械，器具の借上げ	環 境 課 市 民 課 消 防 団
2 遺体の一時保存 ⇒ 寺院等の借上げ	消 防 本 部
3 棺・ドライアイス等の確保	鹿 島 海 上 保 安 署
4 埋・火葬の手配(火葬場使用許可証・埋葬許可申請書の発行等)	鹿 嶋 警 察 署

第2 実施機関

- (1) 遺体の探索，埋葬は，市長が実施する。ただし，災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 遺体の処理は，市長が実施するものとする。ただし，災害救助法を適用したときは知事及び市長が行う。
- (3) 市のみの対応では困難な場合は，県，その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第3 災害救助法による死体の探索，処理及び埋葬

災害救助法を適用した場合の探索，処理及び埋葬は同法及び同法施行細則等によるが，その概要は次のとおりである。

1 死体の探索

- (1) 探索を受ける者

行方不明の状態にある者で，周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

- (2) 探索の方法

消防機関，警察官，海上保安官，自衛隊，地域住民の協力等により探索に必要な機械，器具を借上げて実施する。

- (3) 費用の範囲，限度額及び探索の期間

「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1, 第2)

2 死体の処理

(1) 死体の処理を行う場合

災害による社会混乱のため、死体の処理を行うことができない場合

(2) 死体の処理の方法

- 1) 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等を実施する。
- 2) 検案は救護班が実施する。ただし、死体が多数の場合等、救護班によることができない場合は、一般開業の医師の協力を得て実施する。

(3) 費用の範囲、限度額及び処理の期間

「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1, 第2)

(4) 死体の収容

検視、検案を終えた死体は、市の設置する死体収容所に収容する。

1) 死体収容所の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所(寺院、神社、公共建物、公園等)に死体の収容所を設置する。

被害が甚大な場合には死体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて近隣市町村に設置、運営の協力を要請するものとする。

2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

3) 身元不明死体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明死体が多数発見し、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有すると考えられる場合には、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明死体を集中安置する。

4) 関係記録及び調査表の作成

死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

5) 死体処理台帳への記載

死体の氏名、住所、性別、発見場所、身長、特徴等を死体処理台帳に記載し、一体毎に棺桶に表示する。

6) 身元不明者

身元不明者については、上記4)の調査表により地元住民の協力を得て身元確認のために手配を行う。

7) 死体の引渡し

縁故者による死体引き取りの申し出があった場合は、十分調査の上これを引き渡すものとする。

8) 一時保存期間

身元確認のため収容安置所に一時保存しておく期間は、概ね夏2日、冬3日程度とする。

(5) 死体の処理のため支出できる費用

「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1, 2)

3 埋葬

災害の際死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、死体の応急的な埋葬を実施するものとする。

(1) 埋葬対象者

- 1) 災害の混乱の際に死亡した者(災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。)
- 2) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合
 - ア 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。
 - イ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
 - ウ 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
 - エ 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。
- 3) 身元不明の死体は、警察その他関係機関に連絡し、調査にあたる。この場合の取り扱いは、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に準じて行うものとする。

(2) 埋葬方法

死体の埋葬は、原則として火葬とする。

市の火葬能力を超える死体が発生した場合は、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

市営火葬場一覧

名 称	位 置
かみす聖苑	神栖市南浜 1—9
はさき火葬場	〃 波崎 9599—3

市営墓地一覧

名 称	位 置
神栖市大野原墓地	神栖市大野原 1—2489—3
神栖市横瀬墓地	〃 横瀬 936—1
神栖市大野原北団地墓地	〃 深芝南 1—22—1
神栖市日川共同墓地	〃 日川 1699—50
神栖市長峰共同墓地	〃 横瀬 1276—94
神栖市知手柳堀浜墓地	〃 知手 4678—74
神栖市居切墓地	〃 鰯川 25—208
神栖市海浜公園墓地	〃 南浜 1—3
神栖市公園墓地 松濤園	〃 波崎 6718—4

(3) 処理

- 1) 埋葬は、火葬場に火葬場使用許可証を送付し、火葬する。
- 2) 埋葬のときは、埋葬許可申請書を使用する。
- 3) 身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

(4) 埋葬のため支出できる費用及び期間

「茨城県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1, 第2)

第13章 自衛隊への派遣要請

〔担当課〕 防災安全課，総務課，契約管財課

〔関係機関〕 議会事務局

第1節 派遣要請

第1 計画の方針

災害に際し，人命又は財産の保護のために必要がある場合には，自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請し，迅速・的確な応急対策の実施を図るものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 派遣要請先 ⇒(1) 〔通常〕知事 (2) 〔非常〕直接，自衛隊へ	防 災 安 全 課 総 務 課 契 約 管 財 課 議 会 事 務 局
2 派遣要請事項 ⇒(1)災害状況及び要請理由(2)派遣期間(3)派遣区域及び活動 内容等(4)その他参考事項	
3 派遣部隊の受入れ準備 ⇒(1)資機材等(2)連絡員の指名(3)宿泊施設(4)駐車場	
4 ヘリポート ⇒ 神之池陸上競技場，息栖運動広場，高浜運動広場，石塚運動 広場，海浜運動公園，利根公園，豊ヶ浜運動公園，波崎第一中学校，土合運 動広場，土合運動公園野球場，若松緑地，波崎第四中学校，神栖中央公園 (1)ヘリポートの被災状況及び避難状況の把握 (2)必要により立入り禁止措置又は被災者の他避難所への移動	

第2 実施責任者

災害派遣の要請は，市長が知事に対し行う。

第3 災害派遣要請基準

災害に際し，市及び県並びに関係機関の機能をもってしても，なお応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で，人命又は財産を保護するため，自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請を行うものとする。

第4 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請範囲は，おおむね次による。

項 目	内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両，航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され，避難，立退き等が行なわれる場合で必要があるときは，避難者の誘導，輸送等を行い，避難を援助する。

避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する内閣府令(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 災害派遣要請の手続き

- (1) 市長又は警察署長、指定地方行政機関の長は、当該地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、自衛隊の災害派遣要請について(様式第1号)により、知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。
- (2) 市長等は前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

第6 災害派遣要請先

区 分	担 当 課 名	電 話 番 号
茨 城 県	防災・危機管理課	(029) 301—2885

第7 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速か

的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)と必要な情報の交換をするものとする。

部 隊 等 の 長 (所 在 地)		連 絡 責 任 者		電 話 番 号
		課 業 時 間 内	課 業 時 間 外	
陸 自 衛 隊 上 隊	第 一 施 設 団 長 (古河駐屯地司令) (古河市上辺見 1195)	第 3 科 長	団 当 直 長	(0280) 32—4141
	施 設 学 校 長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉 3433)	警 備 課 長	駐 屯 地 当 直 司 令	(029) 274—3211
航 自 衛 隊 空 隊	第 7 航 空 団 司 令 部 (百里基地司令) (小美玉市百里 170)	防 衛 部 長 (防衛班長)	基 地 当 直 幹 部	(0299) 52—1331

第8 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害が発生又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待てる状況ではないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第9 災害派遣部隊の受入れ

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めるものとする。

1 災害派遣部隊到着前

- (1) 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- (2) 生活環境部災害対策班は、班内から連絡職員を指名する。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場等を準備する。

2 災害派遣部隊到着後

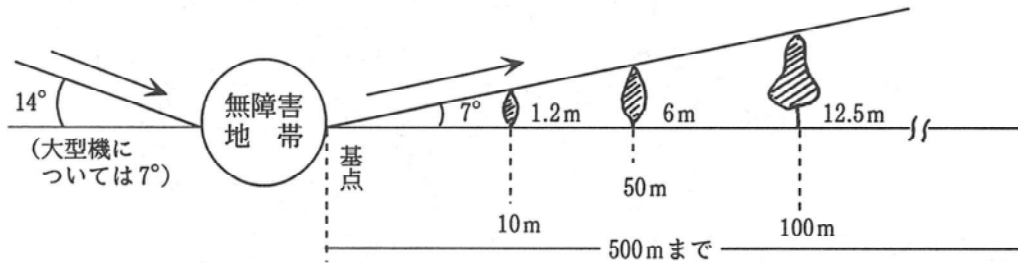
- (1) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。

(2) 派遣部隊指揮官名，編成装備，到着日時，作業内容及び作業進捗状況等を市長に報告する。

3 ヘリコプターの受け入れ

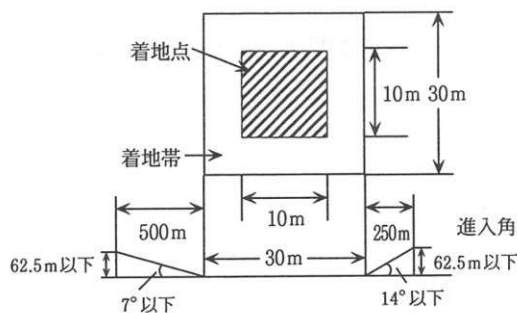
市長及び防災機関等の長は，ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は，次の事項に留意し受入態勢を整えるものとする。

(1) 下記基準を満たす地積(ヘリポート)を確保する。非常の際，私有地を使用する場合には，土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するものとする。

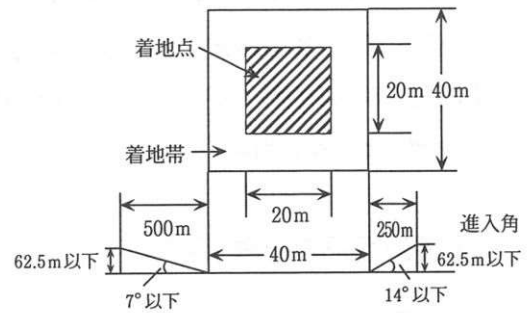


1) 離着地点及び無障害地帯の基準

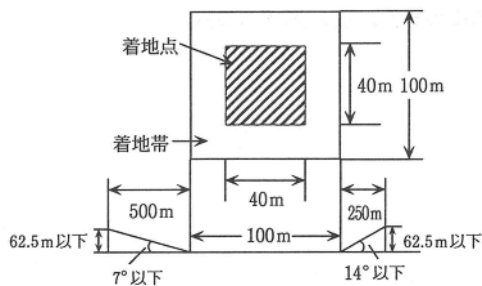
ア 小型機(OH-6)の場合



イ 中型機(UH-1, UH-60J)の場合



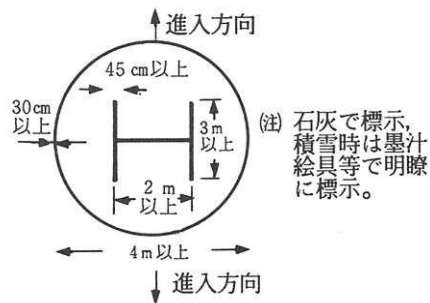
ウ 大型機(CH-47)の場合



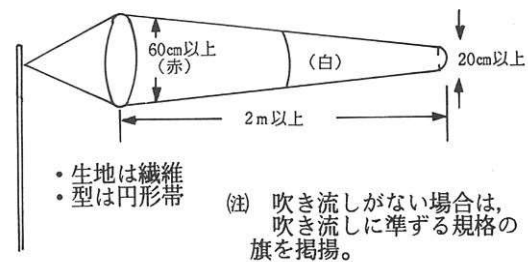
2) 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること

(2) 離着地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

1) H記号の基準



2) 吹き流しの基準



(3) 危害予防の措置

1) 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

2) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

(4) 市災害用応急ヘリコプター発着場

市長等が災害応急対策のため自衛隊ヘリコプターの派遣を要請する場合は、市地域防災計画に定める箇所又は他の適切な箇所に前記(1)及び(2)の要領により設営する。

※資料編・ヘリコプター発着場

第10 災害派遣部隊の撤収要請

自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、撤収要請依頼書(様式第2号)により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

第11 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、市が負担する経費は、おおむね次のとおりである。

- (1) 派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く。)等の購入費、借上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く。)の補償。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

様式第1号

	文 平成	書 年	番 月	号 日
茨城県知事	殿			
機関・職・氏名				印
自衛隊の災害派遣要請について(依頼)				
うえのことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。				
記				
1 災害の状況及び派遣要請の理由				
(1) 災害の種類	水害, 地震, 津波, 風害, 火災, 土砂崩れ, 遭難, 交通事故,			
	その他()			
(2) 災害発生の日時	平成	年	月	日 時 分
(3) 場所		県	郡市	町村
(4) 被害状況				
(5) 要請する理由				
2 派遣を希望する期間	自 平成	年	月	日 時 分
	至 平成	年	月	日 時 分
3 派遣を希望する区域及び活動内容				
(1) 派遣希望区域		県	郡市	町村
(2) 活動内容				
4 その他参考事項				
(1) 現地において協力しうる団体, 人員, 器材等の数量及びその状況				
(2) 派遣部隊の宿営(宿泊)地又は宿泊施設の状況				
(3) 現地における要請者側の責任及び連絡方法				
(4) 気象の概況				
(5) その他				

3 その他必要事項

第14章 危険物施設の災害防止

[担当課] 環境課，商工観光課，地籍調査課，企業・港湾振興課

[関係機関] ー

第1節 石油類・高圧ガス・毒劇物・核燃料物質

第1 計画の方針

災害発生時には危険物等施設の被害程度を速やかに把握し，二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ，施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために，関係機関は相互に協力し，総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

第2 危険物等流出対策

災害により危険物等施設が損傷し，河川等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は，市，県及び危険物等取扱事業所は，次の対策を講じ，迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

1 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は，災害により危険物等流出事故が発生した場合，速やかにその状況を把握し，市，県等に通報するとともに，防災関係機関，隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り，応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

2 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は，危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため，あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき，迅速に危険物等の作業の停止，施設等の緊急停止，オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに，化学処理材等により処理する。

3 市の対応

市は，危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には，速やかに被害状況を調査し，その結果を県に報告する。

4 地域住民に対する広報

災害により危険物等流出事故が発生した場合，地域住民の安全を図るため，次により広報活動を実施する。

- (1) 危険物等取扱事業所は，広報車，拡声器等を利用し，迅速かつ的確に広報するとともに，市，県，防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。
- (2) 市は，広報車，防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに，県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

第3 石油类等危険物施設の安全確保

1 事業所における応急処置の実施

災害による被害が発生した場合，危険物施設の管理者は，各危険物施設の災害マニュアルなどに基づ

く応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

2 被害の把握と応急措置

市は、市内の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

第4 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

1 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、災害発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

2 市の対応

災害発生時には、市は必要により県及び県高圧ガス保安協会から被災情報の収集に努めるとともに、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うものとする。

第5 毒劇物取扱施設の安全確保

1 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。

施設外への毒物又は劇物の流出等を起こすおそれがある場合又は流出等を起こした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、潮来保健所、鹿嶋警察署又は消防機関に連絡し、併せて市に連絡する。

2 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

市は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、市は、鹿嶋警察署、消防機関と協力のうえで住民への広報活動及び避難誘導を行う。

第15章 ライフラインの応急復旧

[担当課] 市民協働課，水道課，道路整備課，施設管理課

[関係機関] ー

第1節 ライフライン

第1 計画の方針

電力，電話，ガス，上下水道等のライフライン施設は，住民の日常生活及び社会，経済活動，また，災害発生時における被災者の生活確保など応急対策活動において重要な役割を果たすものである。これらの施設が災害により被害を受け，その復旧に長期間要した場合，住民の生活機能は著しく低下し，まひ状態も予想される。このため，それぞれの事業者は，復旧時までの間の代替措置を講じるとともに，応急体制を整備する。また，市及び各事業者は，相互に連携を図りつつ，迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

第2 電力

災害の発生に際し，被災地に対する電力供給を確保するため東京電力(株)の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は，東京電力(株)の定める規定により実施する。

2 市との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するため，電力施設復旧の処理にあたっては市と十分連絡を取るとともに，必要に応じて市と協議して措置するものとする。

3 応急復旧の実施

(1) 通報，連絡

通報，連絡は，「通信連絡施設及び設備」に示す施設，設備及び加入電話等を利用して行うこととする。

(2) 災害時における情報の収集，連絡

1) 情報の収集，報告

災害が発生した場合は，支店及び第一線機関等の本(支)部長は，次に掲げる情報を迅速，的確に把握し，速やかに上級本(支)部に報告する。

ア 一般情報

(ア) 気象，地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道，ガス，交通，通信，放送施設，道路，橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

(ウ) 対外対応状況(市災害対策本部，官公署，報道機関，需要家等への応対状況)

(エ) その他災害に関する情報(交通状況等)

イ 当社被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧機材、応援隊、食料等に関する事項

(エ) 従業員の被害状況

2) 情報の集約

上級本(支)部は、下級本(支)部からの被害情報等の報告及び独自に市から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努め、関係機関に報告する。

3) 通話制限

ア 災害時の保安通信を確保するため、本(支)部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

イ 非常体制の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、支店及び第一線機関等にあつてはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

(3) 災害時における広報

1) 広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し広報活動を行う。

2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接市へ周知する。

(4) 対策要員の確保

1) 対策要員の確保

ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

イ 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本(支)部に出動する。

ウ 交通途絶等により所属する本(支)部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本(支)部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

2) 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

(5) 災害時における復旧資材の確保

1) 調達

本(支)部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 本(支)部相互の流用

2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。

3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(6) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本(支)部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(7) 災害時における基本方針

1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

イ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

ウ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。

エ 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。

(8) 復旧計画

1) 本(支)部は設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本(支)部に速やかに報告する。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 電力系統の復旧方法

オ 復旧作業の日程

カ 仮復旧の完了見込

キ 宿泊施設、食料等の手配

ク その他必要な対策

2) 上級本(支)部は、前項の報告に基づき下級本(支)部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(9) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復 旧 順 位
送 電 設 備	1) 全回線送電不能の主要線路 2) 全回線送電不能のその他の線路 3) 一部回線送電不能の重要線路 4) 一部回線送電不能のその他の線路
変 電 設 備	1) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 2) 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3) 重要施設に配電する配電用変電所(この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)
配 電 設 備	1) 水道、新聞、放送、ガス、排水設備、行政機関、N T T、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。 2) 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。 3) 停電が長期にわたる場合は、被害地住民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮設置を行う。
通 信 設 備	1) 給電指令回線並びに制御保護及び監視回線 2) 保守用回線 3) 業務用回線

第3 電話施設

災害の発生に際し、情報通信を確保するため、通信施設復旧の処理にあたっては、市と十分連絡を取るとともに必要に応じて市と協議して措置するものとする。

また、通信事業者の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は、通信事業者の定める規定により実施する。

2 市との連絡協議

情報通信を確保するため、通信施設復旧の処理にあたっては、市と十分連絡を取るとともに必要に応じて市と協議して措置するものとする。

3 電話停止時の代替措置

(1) 臨時回線の設置

部内打合せ線、政府機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため設置する。

(2) 臨時電話・電報受付所の設置

本市を受け持つN T T東日本の窓口、避難所、救護所等に臨時電報、電話受付所を設置する。

(3) 特設公衆電話の設置

孤立化する地域をなくすため、避難場所及び地域の主要場所に特設公衆電話を設置する。

(4) 通信の利用制限

震災等により、通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の規定に基づき規制措置を行い、利用制限を行う。

(5) 電話の輻輳対策

大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする、災害用伝言ダイヤル「171」を提供する。

4 応急復旧の実施

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、茨城支店に災害対策実施要領の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

(2) 動員

1) 部内復旧要員の確保

ア NTT東日本茨城支店の社員を派遣し復旧に充てる。

イ 前記の措置によっても復旧要員が不足する場合は、各県支店及び支社、本社から社員の派遣を受ける。

2) 部外復旧要員

被害が甚大で、東日本電信電話株式会社(本社・茨城支店)の社員のみで復旧が困難な場合は、通信建設会社に応援を要請する。

(3) 情報の収集・伝達

災害に関する情報を各支店より収集し、関東支社及び本社に伝達する。なお、市、県及び関係機関等とも連絡を密にし、復旧作業の円滑かつ効率的な実施を図る。

(4) 復旧工事の順位

順位	復 旧 回 線		
第1順位	電 話 サ ー ビ ス		・重要通信を確保する機関(第1順位)の加入電話回線各1回線以上 ・交換局所前(無人局を含む。)に公衆電話1個以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上
	総 合 デ ジ タ ル 通 信 サ ー ビ ス		・重要通信を確保する機関(第1順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上
	電 報 サ ー ビ ス		・電報中継回線の1回線以上
	専用サービス等	専 用 サ ー ビ ス	・重要通信を確保する機関(第1順位)の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線(片方向)以上
		国際通信事業者回線	・対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	・対地別専用線の10%以上
		社 内 専 用 線	・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
第2順位	加入電信サービス回線・パケット交換サービス		・重要通信を確保する機関(第1順位)の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	電 話 サ ー ビ ス		・重要通信を確保する機関(第2順位)の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上

第2順位	総合デジタル通信サービス	・重要通信を確保する機関(第2順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上
	専用線サービス等	・重要通信を確保する機関(第2順位)の専用回線各1回線以上
	加入電信サービス回線・パケット交換サービス	・重要通信を確保する機関(第2順位)の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

(注) その他新規のサービスについては、別途定めるものとする。

契約約款に基づき重要通信を確保する機関

順位	復旧回線
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に係る機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(5) 復旧工事

復旧工事は、前記の復旧順位に基づき、次の方法により順次仮復旧する。なお、復旧活動の進展にともない、本復旧を実施する。

- 1) 可搬無線機及び移動無線車等の災害対策機器による通信の確保
- 2) 臨時回線の設置
- 3) 回線の分断若しくは延長又は中継順路の変更
- 4) 特設公衆電話の設置
- 5) その他
- 6) 機器・資材の確保

N T T東日本茨城支店が保有する災害対策機器等を運用するが、各種復旧用機器・資材等が不足するおそれがある場合は、各県支店の支援で対応する。

5 携帯電話の活用

- (1) 災害が発生した場合には、市の要請により避難所、市災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。
- (2) 震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当該設備及び回線の復旧に関し緊急の措置を行う。

第4 ガス

被災地に対する燃料供給を確保するため、燃料の供給に関しては、市は、プロパンガス供給事業者と十分連絡を取るとともに、必要に応じて協議して措置するものとする。

第5 水道

災害の発生に際し、被災地に対する飲料水及び生活用水の供給を確保するため、市(生活環境部給水班)の実施体制について定めるものとする。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は、市の定める規定により実施する。

2 応急復旧の実施

水道施設の応急復旧は、本復旧に先立ち行う。

(1) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業行動指針

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、高齢者福祉施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- 1) 施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- 2) 施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- 3) 施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員が出ることを想定して作成すること。
- 4) 被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- 5) 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- 6) 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

(3) 応急復旧作業の実施

1) 応急復旧作業の実施方針

配水施設等の復旧を最優先し、次いで給水装置の順に復旧する。

なお、応急給水活動を行う拠点に至る各管路についても可能な限り優先して復旧するものとする。

2) 応急復旧作業の実施

ア 停電した場合

配水場が停電した場合は、自家発電装置のある施設はこれに切替え、断水防止に万全の措置を講ずるものとする。また、停電が長期化する場合は自家発電装置の燃料確保に努める。

イ 配水管設備が破損した場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を布設し、断水区域の解消に努めるとともに、仮設給水所を設置する。

ウ 配水場が破壊した場合

配水施設が破壊された場合は、断水区域の縮小を図り、断水区域に対して応急給水を実施するとともに、破損箇所の復旧に全力を挙げるものとする。また、施設の大部分が破損した場合

は施設の応急復旧に努める。

エ 配水場が浸水した場合

配水場が津波等で浸水した場合は、応急的ポンプ設備を設け排水し、「水道水」の安全と給水量の確保に努める。

オ 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう市民に周知する。

(4) 関連機関、業者との連携

- 1) 市は、神栖市管工事組合(給水装置工事指定業者等)と連絡を密にし、災害時における応急給水及び応急復旧体制を整備しておくとともに、必要があるときは、県、被災地域外の水道事業者、日本水道協会、神栖市管工事組合等の応援又は協力を求める。
- 2) 市は、被害を受けた他の水道事業者から応急給水及び復旧のために、技術者、資機材、用水等について応援又は協力を求められたときは、可能な限りこれに応ずるものとする。
- 3) 神栖市管工事組合、水道資機材の取扱業者及び防災関係機関は、市の行う応急給水及び復旧活動に協力するものとする。
- 4) 知事は、水道事業者相互間等の応援又は協力について必要なあつせん、指導及び要請、又は用水の緊急応援命令等適切な措置を講じ、被災地の生活用水確保に努めるものとする。

(5) 住民への広報

市は、断減水の状況、応急給水の実施、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第6 下水道(汚水及び下水道施設)

災害の発生に際し、被災地に対する汚水処理機能を確保するため、下水道施設を早期復旧するため、市の実施体制について定めるものとする。

1 被災状況の早期把握と緊急度の評価

市は、第一に、被害状況を確認するため、関係職員を含め、必要に応じて、神栖市総合建設業協会及び神栖市管工事組合等に要員の派遣を要請し、現地の状況を確認することとする。

調査内容

- ・道路陥没の有無(交通事故等の二次災害の可能性)
- ・マンホールの浮上の有無(〃)
- ・マンホールふた等の異常の有無(〃)
- ・下水管渠の閉塞の有無(管渠の緊急清掃)

その調査結果により、下水道台帳に被害状況を作成し、緊急度の評価をし、優先処理の検討をする。

※資料編・災害時における応急復旧に関する協定(神栖市総合建設業協会)

※資料編・災害時における応急復旧に関する協定(神栖市管工事組合)

2 応急措置の実施

応急措置の実施は、市の定める規定により実施する。

(1) 下水道停止時の代替措置

1) 緊急清掃の実施

市は、下水管渠が使用不能となった地域に対し、応急的に部分清掃を実施する。

2) 仮設トイレの設置

市は、関係団体の協力を得て必要により、仮設トイレを設置する。

3 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市は、1の被災状況調査、緊急度の評価後、優先順位を決め、施工業者の手配と割り振り等を行い、現場作業を行う。神栖市総合建設業協会、神栖市管工事組合に応急復旧工事の依頼をする。また、広域的な範囲で被害が発生し、本市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

市は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

1) 下水管渠

- ・管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、汚水ポンプによる下水の送水、ダンプカーによる汚水の水越し、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。
- ・管渠内部清掃後、目視あるいはテレビカメラによるモニタリングを行い、被害状況を調査する。また、調査時、マンホールの天端、管底高を測定する。
- ・調査に基づいて、危険箇所の通行規制、汚水ポンプによる排水等、緊急的な措置をとる。
- ・下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針を立案する。

2) ポンプ場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

津波等により、ポンプ場が浸水した場合は、受電設備等が全面機能停止してしまうので、早急に仮設汚水ポンプ施設を設置し、下水の送水を行う。

(3) 住民への広報

市は、被害状況、注意事項、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

(4) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧に必要な最小限の資機材を確保するものとし、災害の規模により多くの資機材を必要とする場合には、応援協定を締結している他都市や民間業者から資機材の緊急調達を行うものとする。

第16章 応急教育

[担当課] 防災安全課，社会福祉課，こども課，教育総務課，学務課，教育指導課，文化スポーツ課
[関係機関] 学校給食協同調理場

第1節 応急教育

第1 計画の方針

災害により教育施設等が被災し，通常の学校教育の実施が困難となった場合は，関係機関と緊密に連携し児童，生徒の安全及び教育の確保をするものとする。

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 学校長への迅速かつ的確な情報の伝達	防 災 安 全 課 社 会 福 祉 課 こ ど も 課 教 育 総 務 課 学 務 課 教 育 指 導 課 文 化 ス ポ ー ツ 課 学 校 給 食 共 同 調 理 場
2 大規模地震発生時に学校が避難所として使用される際に生じる問題点の事前検討	
3 状況に応じた学校の措置 (1)避難誘導 (2)集団下校又は教職員による引率 (3)校内保護	
4 災害発生時の状況に応じた児童・生徒の行動 (1)下校時 (2)在校時 (3)校外活動時 (4)部活動時	
5 保護者への連絡体制の確立	
6 応急教育の方法 ⇒ (1)二部授業 (2)家庭学習等 (3)公共施設の利用 (4)仮校舎の設営	
7 教職員の確保 ⇒ 学校間における応援，臨時採用等	

第2 実施責任者

- (1) 幼稚園，小・中学校の応急教育及び市立教育施設の応急復旧対策並びに教職員の確保は，市教育委員会が行い，保育所の応急教育及び応急復旧等については，市長が行う。
- (2) 災害に対する各学校(園・所)等の措置については，校長，園長，所長(以下「校長等」という。)が具体的な応急対策をたてる。

第3 事前計画の策定が必要な検討事項

大規模な災害発生時においては，住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童，生徒，園児(以下「児童生徒等」という。)の一時疎開や教師の避難所運営への参加など，様々な問題が起こることが予想される。そこで今後，次の事項について特に検討を行うものとする。

- (1) 避難所の運営における教職員の協力方法
- (2) 児童生徒等の安否確認の方法
- (3) 学校(園)の機能を早急に回復するために，学校(園)内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と，児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け

- (4) 避難所になった場合に必要な備品等の整備
- (5) 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置
- (6) 避難所受入れ体制等の整備

避難所となる学校教職員は、その運営が市の災害対策本部に引き継がれるまでの間、災害対策本部との連携を密にしながら、避難住民の受入れ体制の整備を図る。

1) 避難所機能と教育機能の共存方策

学校が避難所として活用される一方で、その利用の仕方によっては、円滑かつ迅速な授業再開の障害ともなりうるため、授業再開を念頭に置いた避難所としての利用範囲、利用方法、運営方法等の基準を定める。

2) 避難所運営における教職員の役割

学校が避難所となった場合、教職員は、必要に応じその運営等救援業務に協力するとともに、二次災害の防止や学校再開のために施設の安全点検などのその役割の検討を行う。

第4 事前準備

- (1) 校長等は、学校等の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てておくものとする。
- (2) 校長等は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。
 - 1) 児童、生徒等の避難訓練、災害時の事前措置、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討してその周知を図る。
 - 2) 市教育委員会、社会福祉課、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
 - 3) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

第5 児童、生徒等の安全確保

1 情報等の収集・伝達

- (1) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、校長等に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、速やかにあらかじめ定めるところにより教職員に伝達するとともに、自らラジオ・テレビ等により市内の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童、生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。
- (3) 校長等は、児童、生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市その他関係機関に報告する。

2 児童、生徒等の避難等

(1) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

(2) 避難の誘導

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童、生徒等の安全を確保するためあらかじめ定め

る計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要な場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

(3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童、生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校又は教員による引率等の措置を講ずるものとする。

(4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童、生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。なお、この場合、速やかに市に対し、児童、生徒数等その他必要な事項を報告する。

(5) 保健衛生

校長等は、災害時においては、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童、生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

第6 状況別対策行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童・生徒がとる基本的な行動を例示したものである。児童・生徒の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態に応じた対応の検討を図るものとする。

	児 童 ・ 生 徒 の 行 動
登 下 校 時	・ 登下校中の児童・生徒は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・ 交通機関利用生徒等は、乗務員等の指示に従う。 ・ 在宅の場合は登校しない。ただし、危険予想地域在住の児童・生徒は、直ちに避難所へ避難する。 【地震発生時の注意点】 ・ できるだけ安全な空間を確保する。 ・ カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 【避難時の注意点】 ・ 古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ・ がけ下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・ プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれている、ひび割れしたりしているところは、速やかに遠ざかる。 ・ 火災現場から遠ざかる。 ・ 狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・ 倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。

在 校 時	留守家庭の児童及び交通機関利用生徒等は、学校に留まる。 〔教室〕 ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 〔廊下・階段〕 ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 〔グラウンド〕 ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 【注意点】 ・教職員の指示どおりに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。
校 外 活 動 時	基本的には帰宅する。ただし、状況により以下のようにする。 〔所属校から離れている場合〕 ・バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難地・避難所へ避難する。 ・避難については市あるいは地元市町村の指示に従う。 ・山崩れ、がけ崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 〔所属校に近い場合〕 ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。
部 活 動 時	〔校内の場合〕 ・顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・1人で勝手に行動しない。 ・人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・帰宅できない児童・生徒は顧問の指示に従う。 〔校外の場合〕 ・校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難地・避難所へ集団で避難する。 ・合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第7 応急教育

1 教育施設及び授業

市教育委員会及び県教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力して教育施設等を確保するため、次の措置を講ずる。

- (1) 校舎の被害が軽少なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- (3) 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- (5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

2 学校給食

災害の状況によっては、給食の一時中止又は献立内容を変更するものとする。

3 教科書、学用品等の給与

- (1) 市は、災害により教科書、学用品等(以下「学用品等」という。)をそう失又はき損し、就学上支障をきたしている小・中学校の児童、生徒等に対して学用品等を給与するよう努めるものとする。
なお、災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間及び費用の限度額については、「茨城県災害救助法施行細則」による。
- (2) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

※資料編・茨城県災害救助法施行細則(別表第1, 第2)

4 教職員の確保

災害に伴い、教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員確保の措置を講ずるものとする。

5 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するために、市(防災安全課)、市教育委員会、学校は、事前に次の措置を講ずるものとする。

- (1) 市は、学校を避難所に指定した場合、教育機能維持の観点から使用施設について、優先順位を市教育委員会と協議する。
- (2) 市は、避難所に指定した学校の担当職員を決め、市教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。
- (3) 学校は、避難所における教職員の役割を明確にする。

第8 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関の長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、上記第5に準じて、施設の利用者の安全を図る措置を講ずるものとする。

第17章 石油コンビナート防災対策計画

[担当課] 市民協働課，防災安全課

[関係機関] ー

第1節 石油コンビナート

第1 計画の方針

この計画は、石油コンビナート等災害防止法(以下この節において「法」という。)第31条の規定に基づき、茨城県が策定する茨城県石油コンビナート等防災計画のうち本市に係る分掌について定めるものである。

第2 現地防災本部

1 設置基準

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、緊急かつ統一的な防災活動を実施するため、現地防災本部の設置を本部長(茨城県知事)が認めたとき。

2 設置場所

本部長(茨城県知事)は、現地防災本部を関係市役所若しくは応急対策上適当と認めた場所に設置する。

3 組織

(1) 現地防災本部長

本部長(茨城県知事)は、特別防災区域を管轄する鹿嶋市長又は神栖市長のうちから現地防災本部長を指名する。

(2) 現地防災本部員

本部長(茨城県知事)は、原則として次の本部員のうちから現地防災本部員を指名する。

- 1) 関東管区警察局広域調査部長
- 2) 関東経済産業局長
- 3) 関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所長
- 4) 鹿島海上保安署長(港長)
- 5) 茨城労働局長
- 6) 関東地方整備局長
- 7) 陸上自衛隊第1施設団長
- 8) 茨城県警察本部長
- 9) 茨城県副知事
- 10) 茨城県企画部長
- 11) 茨城県生活環境部長
- 12) 茨城県生活環境部次長
- 13) 茨城県生活環境部参事

- 14) 茨城県保健福祉部長
- 15) 茨城県商工労働部長
- 16) 茨城県土木部長
- 17) 茨城県鹿行県民センター長
- 18) 茨城県企業局長
- 19) 鹿嶋市長
- 20) 神栖市長
- 21) 鹿島地方事務組合消防長
- 22) 三菱化学株式会社鹿島事業所長

4 所掌事務

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (2) 防災関係機関等が実施する災害応急対策及び災害復旧に関する連絡調整
- (3) 防災本部に対する報告及び連絡
- (4) その他本部長から特に指示された事項

5 現地防災本部の庶務の補助

本市に現地防災本部が設置された場合、市の職員をもって現地防災本部の庶務の補助を行うものとする。

(1) 組織

第1章「初動対応」に定める災害対策本部の組織を準用する。

(2) 所掌事務

- 1) 現地防災本部室の設営
- 2) 災害に関する情報の収集・伝達及び記録並びにその印刷・配布
- 3) 防災本部への報告
- 4) 防災本部及び関係機関との連絡・調整
- 5) 報道機関に対する情報の提供
- 6) その他

第18章 水害対策計画

[担当課] 農林課，道路整備課，施設管理課

[関係機関] 消防団，消防本部

第1節 水防計画

第1 計画の方針

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第32条の規定に基づき、神栖市管内の河川・湖沼・海岸及び港湾等の洪水又は高潮に際し、水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって住民の安全を保持することを目的とする。

第2 水防の責任

1 水防管理団体の水防責任

市は、法第3条の規定に基づき、水防管理団体として次の事項を整備確立し、神栖市内の水防を十分に果たすべき責任を存する。

- (1) 水防組織の確立
- (2) 水防団，消防団の整備
- (3) 水防倉庫，資器材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立
- (5) 河川，海岸，堤防等の巡視
- (6) 水防時における適正な水防活動の実施

なお、主たる内容は、次のとおりである。

- 1) 水防に要する費用の自己負担の確保
- 2) 水防団又は消防団の出動体制の確保
- 3) 通信網の再点検
- 4) 水防資器材の整備，点検及び調達並びに輸送の確保
- 5) 雨量，水位観測を的確に行うこと
- 6) 農業用取水水堰及び水閘門，ため池等の操作
- 7) 堤防等決壊時及び決壊後の措置を講ずること
- 8) 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
- 9) 住民の水防活動従事の指示
- 10) 警察官の出動を要請すること
- 11) 避難のための立退きの指示
- 12) 水防管理団体相互の協力応援
- 13) 水防解除の指示
- 14) 水防てん末報告書の提出

なお、指定水防管理団体は、上記のほかに義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- ア 水防機関の整備をすること
- イ 水防計画を樹立すること
- ウ 水防団員数を確保すること
- エ 毎年水防訓練を行うこと

2 指定水防管理団体

市は、法第4条の規定に基づいて、指定水防管理団体に指定されている。

3 居住者等の水防義務

市民は、常に気象及び水防状況等に注意し、水害が予想され又は発生した場合は進んで水防に協力しなければならない。

第3 水防協議会

法第33条第1項の規定に基づき、神栖市水防協議会を設置する。

第4 水防組織

1 市水防本部

(1) 水防本部の設置

水防管理者は、洪水等について水防活動の必要があると認めたときからその危険が解消するまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

なお、水防本部は、市災害対策本部が設置された場合、市災害対策本部組織に統合され引き続き水防事務にあたるものとする。

(2) 水防本部の組織

水防本部組織は、第1章「初動対応」を準用する。

2 水防団

河川、海岸等で洪水又は高潮に際し、災害を警戒し、防御するため、水防団を組織するものとし、市消防団員をもって構成する。

第5 監視・警戒及び重要水防区域

1 監視警戒

(1) 常時監視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、出動準備体制に切り替えたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所や重要水防区域箇所を中心として巡視しなければならない。特に次に掲げる項目に注意し、異常を発見した場合は直ちに利根川下流河川事務所長、霞ヶ浦河川事務所長、潮来土木事務所長、県の特設事務所長及び水防本部長に報告するとともに、水防作業を開始しなければならない。

- 1) 堤防裏のりの漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- 2) 堤防表のりで水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- 3) 堤防天端の亀裂又は沈下
- 4) 堤防の越水
- 5) 樋門堰の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
- 6) 橋梁その他の構造物と堤防との取合せ部の異状

2 重要水防区域

市内河川の重要水防箇所については、「重要水防箇所」を参照

※資料編・重要水防箇所

第6 農業用取水堰・水閘門等その操作

1 農業用取水堰、水閘門等の操作

水防上の主要な農業用取水堰、水閘門の通常の点検、地震発生時の点検、洪水時における操作、措置等については的確に行われるよう水防管理者は、その管内にある施設について、その施設の管理者と協議し、その方法、連絡等を水防計画及び防災計画に定め水防活動に遺憾のないように措置するものとする。

2 報告

水防管理者は農業用取水堰、水閘門等について出水の状況により、その状態を潮来土木事務所に連絡するものとする。

第7 器具、資材及び設備の整備運用並びに輸送

1 器具、資材及び設備の整備

市は、水防の必要が予想される区域に水防倉庫その他の資材等備蓄場所を設け、器具、資材等を整備するとともに、その緊急調達の方法についてあらかじめ定めておくものとする。市内水防倉庫及び備蓄資器材は、次のとおりである。

河川名	所在地	備品資材						概要
		掛矢 蛸槌 (丁)	スコップ 円ピ (丁)	竹とげ 鎌 (丁)	斧鉋 (丁)	鋸 (丁)	合成せんい 土のう (袋)	
常陸 利根川	神栖市萩原	1	3	4	2	3	6,000	ツルハシ3
〃	〃 石神	—	7	2			1,600	
〃	〃 息栖	2				—	1,800	
〃	〃 日川	—	2				900	
〃	〃 賀	3	5	—	—	—	1,000	
常陸 利根川	神栖市高浜	2	9	—	2	—	3,000	ツルハシ2
鰯川	〃 下幡木	1	7	—	1	2	1,600	ツルハシ1

常 陸 利根川	〃 芝崎	3	9	2	2	2	1,800	ツルハシ2

2 備蓄水防資器材の現況報告

水防管理者は、1月末日現在の所管備蓄水防資器材を調査確認し、2月25日までに報告書を潮来土木事務所長へ提出しなければならない。

第8 輸送の確保

水防管理者は、水防に要する資器材の輸送については、あらゆる状況を推定して輸送径路を決定しておくとともに、あらかじめ潮来土木事務所、鹿嶋警察署、輸送業者及びその他の関係機関と協定しておくものとする。

第9 通信連絡

1 通信連絡施設等の整備強化

市は、水防時においても情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

また無線、有線等連絡施設を有しない資材備蓄場、水防作業現場等で近距離のものについては、自転車(オートバイ)伝令等により連絡の確保を図るものとする。

2 水防通信連絡

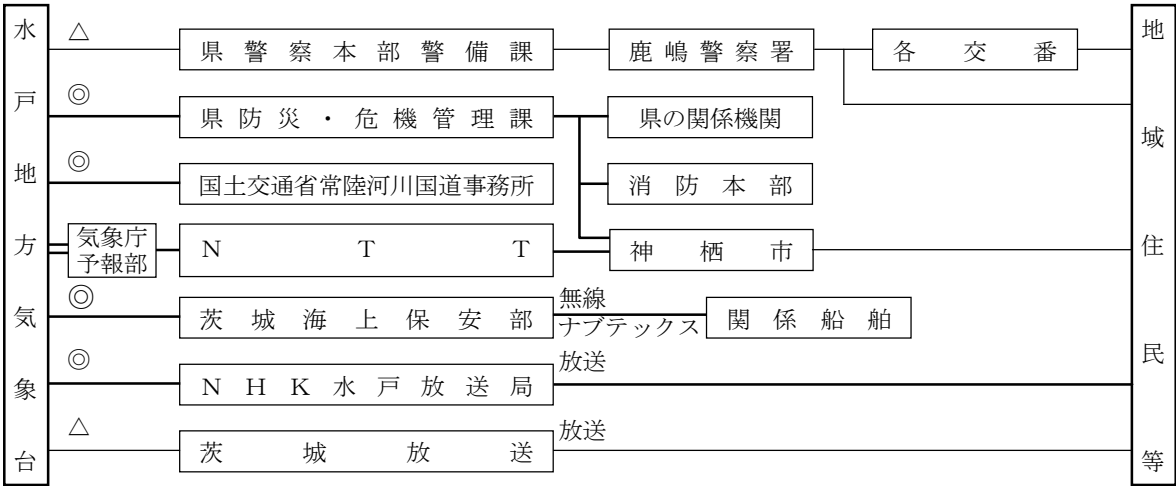
無線通信連絡については、次のとおりとする。

- (1) 防災行政無線(同報系)
- (2) 鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域無線連絡協議会防災相互無線
- (3) 茨城県防災行政無線

第10 洪水予報

洪水又は高潮のおそれがあると認められるときの洪水予報の連絡系統は、次のとおりである。

1 気象庁水戸地方气象台独自の場合



(凡例) ——— : 気象業務法による通知系統 ——— : 地域気象防災計画等による伝達系統
◎ : 専用線
△ : 公衆線

※通信途絶時は県防災行政無線にて通知

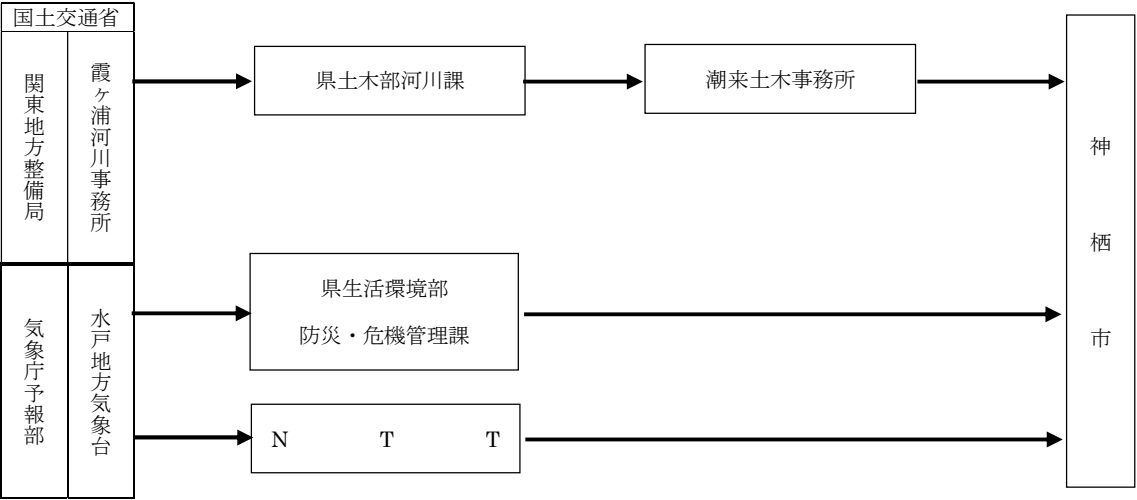
※気象台～気象庁～N T T間はシステム継続

(注)1 水戸地方气象台からN T Tに通報された警報は、N T Tの通信系統により市に伝達される。

この場合、警報の種類だけで内容については伝達されない。

警報の種類：暴風・暴風雪・大雨・大雪・波浪・洪水・高潮の各警報

2 国土交通大臣と気象庁長官と共同して行う場合



第11 水防警報

1 国土交通大臣が行う水防警報

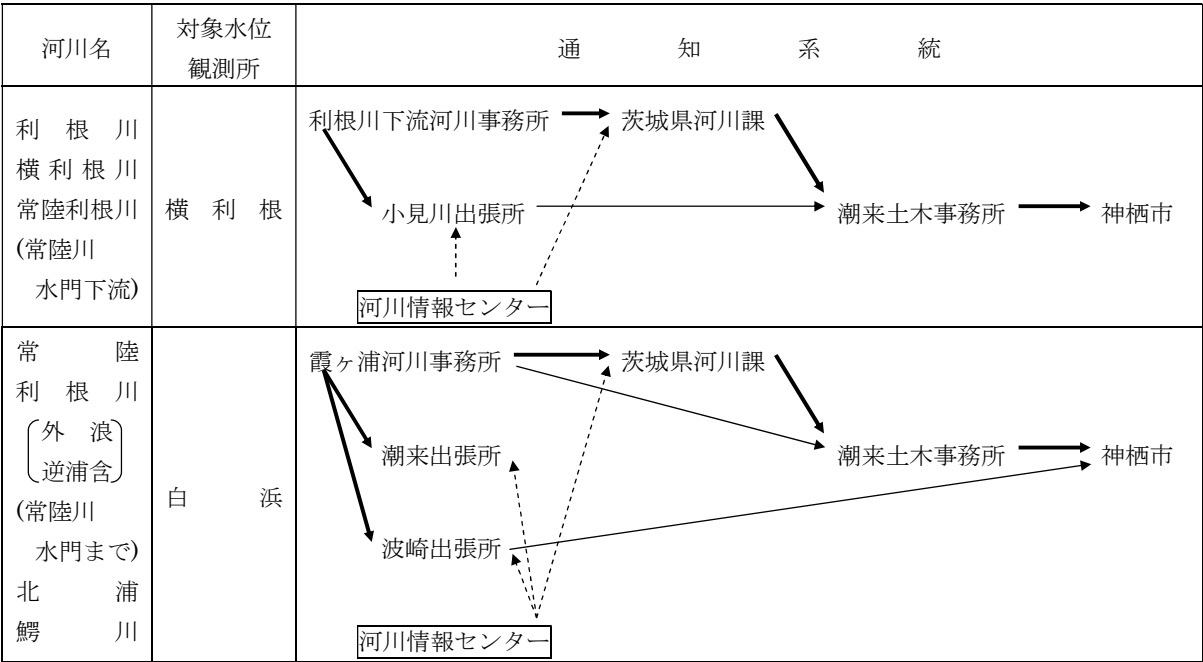
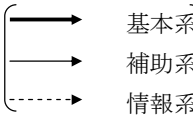
(1) 水防警報を行う河川及びその区域(関係する主なもの)

種 別		上 流 端	下 流 端
利根川	支 川 常陸利根川 (外浪逆浦含む)	左 潮来市永山字葭場 170 番 1 地先 右 " " 字向津 65 番 3 地先	幹川合流点まで
	" 北 浦 (鰐川を含む)	全 域	常陸利根川合流点まで

(2) 水防警報の基準水位観測所の所在地(関係する主なもの)

水 系	河 川 名	基準水位 観測所名	所 在 地	位 置
利根川	利 根 川	取 手	茨城県取手市新町 1 丁目	左岸河口から 85.0 km 上 330m
		押 付	北相馬郡利根町押付	" 78.5 km
		須 賀	千葉県印旛郡栄町安食	右岸河口から 66.5 km 下 140m
	常陸利根川 (外浪逆浦含む)	白 浜	行方市白浜	北浦右岸 14.50 km 上 118m
	鰐 川			

(3) 水防警報通知系統



第12 水防活動

1 水防準備配備

市長は、水戸地方気象台から、大雨・強風・高潮、津波等の警報が発表され、これを受けたときは、水防準備要領に基づき水防活動を行うものとする。

※資料編・神栖市水防準備配備要領

2 水防非常配備

(1) 市長は、水防本部設置基準に合致したときは、必要に応じて水防関係者を待機させるとともに、水防本部を設置し、その後の情報把握に努め、必要がある場合は、水防団に出動命令を下すことができる。

(2) 非常配備体制基準及び活動内容

水防本部の非常配備体制は、次のとおりである。

種類	体制区分	発令基準	主な活動内容	体制内容
準備配備体制	(待機)	(1) 水戸地方気象台から大雨、洪水、高潮、津波、波浪の警報が発表されたとき。 (2) 雨量、水位、その他の状況等により出水又は水位の上昇等が予測され待機する必要があるとき、又は出動期間が長引き、引き続き監視体制をとる必要があるとき。 (3) 関東地方整備局から発表があったとき、並びに本部長は気象予報等により必要と認め指令があったとき。	気象情報の収集、観測、連絡等水防事務を行うとともに、管内を巡視し状況を把握し直ちに非常体制をとることができる体制。	左記活動に支障をきたさない程度の人員とする。
非常配備体制	第1配備体制(準備)	(1) 警報が発表され、洪水、強風、高潮、津波等による災害の起こるおそれが予想され、その状況から必要と認めたとき。 (2) 気象庁、関東地方整備局から発表があったとき、並びに本部長から指令があったとき。	情報の収集、雨量、水位等の観測及び連絡に当り、事態の推移によっては、資器材、危険箇所、輸送路等の点検、確認を行い、直ちに指導、その他の活動ができる体制。	左記活動に支障をきたさない範囲の人員とする。

非常 配備 体制	第2 配備体制 (出 動)	(1) 洪水警報が発表され、雨量、水位、その他の状況から、通報水位を越え警戒水位を越えるおそれが予想されるとき。 (2) 強風、高潮、津波等により、災害が起こるおそれが予想されその状況から必要と認めるとき。 (3) 気象庁、関東地方整備局から洪水予報の発表があったとき、並びに本部長から指令があったとき。	情報の収集、観測、連絡等を行うと共に、堤防その他を巡視し嚴重な警戒に当り、その状況によっては危険箇所の早期水防活動ができる体制。	所属人員の約半数とする。
	第3 配備体制 (指 示)	(1) 洪水警報が発表され警戒水位を越え災害の起こるおそれが予想されるとき。 (2) 強風、高潮、津波、波浪等により、災害が起こるおそれが予想されるとき。 (3) 気象庁、関東地方整備局から洪水予報の発表があったとき、並びに本部長からの指令があったとき。	情報の収集、観測、連絡等は基より堤防、その他危険箇所等の嚴重な警戒に当るとともに水防活動(工法作業)	所属人員全体とする。
	解 除	(1) 警戒水位以下に下降したとき又は警戒水位以上であっても危険がなくなり水防活動を行なう必要が解消したと認めるとき。 (2) 関東地方整備局から解除の発表があったとき並びに本部長から解除の指令があったとき。	情報の収集、被害調査、連絡、報告等の水防事務(事後の処理)ができる体制。	左記に支障をきたさない程度の人員とする。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。				

※ 準備配備体制のうち、自宅待機は勤務時間外において水防本部の指令に基づき直ちに勤務体制のとれる状態とする。

第13 水防信号及び標識

1 信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

- (1) 第1 信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
- (2) 第2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- (3) 第3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの。
- (4) 第4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

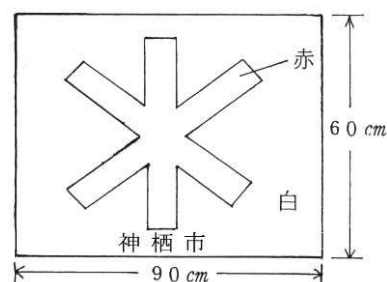
備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3 危険があったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

水防に従事する職員の腕章及び水防法第18条による車両の標識は、次のとおりとする。

(2) 諸車標識旗



1 水防工法

※資料編・水防工法一覽

- (1) 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとったりしてはならない。
- (2) 作業中には私語を慎み、敢闘精神をもって作業に当たること。
- (3) 夜間等特に言動に注意し、みだりに「越水」、「破損」等の想像による言動をしてはならない。
- (4) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させ、又はいたずらに水防団員を緊張によって疲れさせないよう留意して、最大の効果を発揮できるよう心掛けること。

(5) 洪水時において、堤防に異常の起こる時期は滞水時間にもよるが、大体水位が最大時又はその後である。しかし、法崩れや陥没等は、通常減水時に生じる場合が多いから、洪水が最盛期を過ぎても完全に水位が下がるまで警戒を解いてはならない。

第15 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防法第28条の規定により水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場においては次の権限を行使することができる。

1 緊急時における公用収用及び公用使用

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用、若しくは収用
- (3) 車両、その他の運搬具若しくは器具の使用
- (4) 工作物、その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する水防管理者、水防団長又は消防機関の長及びその委任を受けた者は、次に定める証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書		
第	号	
		〇 〇 水 防 団 長 (氏 名)
右の者に××区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。		
年	月	日
水防管理者		
神 栖 市 長	(氏 名)	印

3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として水防管理者発行の次の命令票を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に直接交付してこれをなすものとする。

公 用 負 担 命 令 票			
第 号			
	住 所		
	氏 名		
目 的 物	種 類	員 数	
負担内容	使用,	収用,	処分
年 月 日			
水防管理者			
神 栖 市 長	(氏 名)		
事務取扱者	(氏 名)	印	

第16 避難のための立ち退き

洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の住民に対し、水防信号又は広報網を利用し、水防法第29条の規定による避難のための立ち退き又はその準備を指示する。この場合において、水防管理者は、その旨を鹿嶋警察署長、潮来土木事務所長、利根川下流河川事務所長及び霞ヶ浦河川事務所長に通知するものとする。

第17 水防解除

水位が警戒水位以下となり、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は、水防解除を命ずるとともに一般に周知させ、かつ、その旨を知事に報告するものとする。

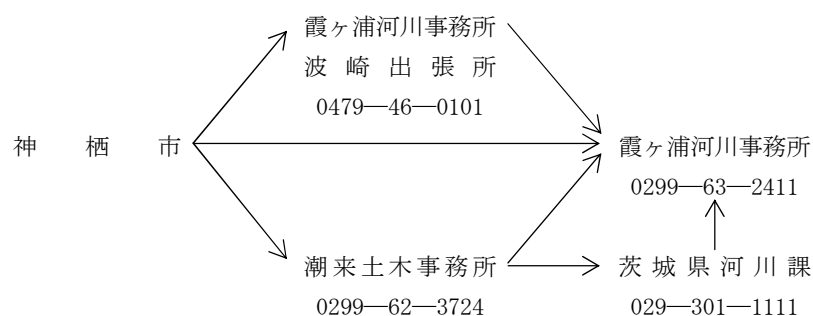
第18 決壊時の処置

1 決壊時の通報

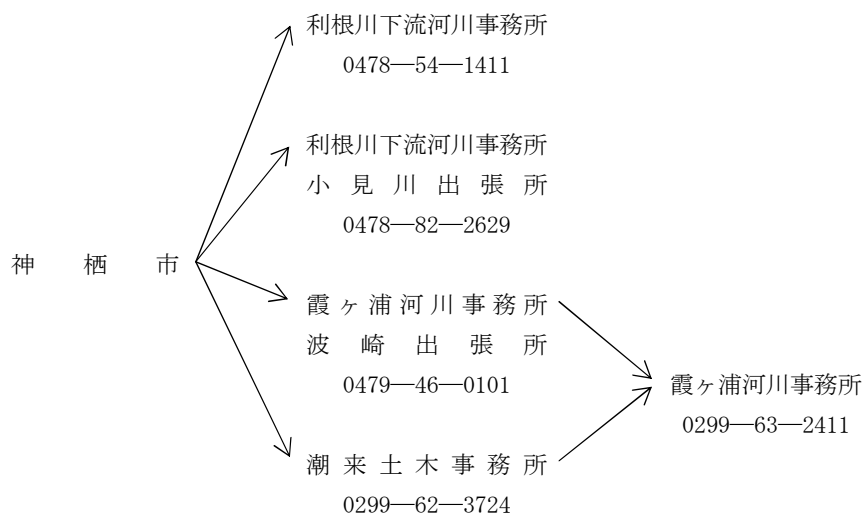
堤防等が破堤し、又はこれに準すべき事態が発生した場合には、水防管理者、水防団又は消防機関の長は、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関に通報するものとする。

決壊通報系統

〔常陸利根川・鰯川〕



〔利 根 川〕



2 決壊後の処置

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、堤防等の決壊後においても、できる限りはん濫により被害が拡大しないよう努力するものとする。

第19 協力応援

1 水防管理団体相互の協力応援

- (1) 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は市長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限り協力しなければならない。また水防資器材等についても努めて共用の便を図るものとする。
- (2) 応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動するものとする。
- (3) 水防管理団体の相互援助協力については、あらかじめその必要な事項を協定しておくものとする。
- (4) 水防管理団体は、この協定が成立したものについては水防計画に明示するものとする。

2 体制強化

(1) 警察官の援助要請

水防管理者は、水防法第22条により警察官の援助を求めるため、あらかじめ警察署長と協定しておくものとする。

(2) 居住者の出動

水防管理者は、区域内居住者を水防に従事させるため、あらかじめ出動人員、出動区域等を計画しておくものとする。

(3) 災害派遣要請

1) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、市地域防災計画による災害派遣要請計画に基づき自衛隊の派遣を要請するものとする。
(第13章「自衛隊への派遣要請」参照)

2) 災害派遣要請の手続

ア 市長は、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

- ・ 災害の状況及び派遣要請の理由
- ・ 派遣を希望する期間

- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・ その他参考事項
- イ 災害派遣の要請は、茨城隊区長である第1施設団長を窓口として実施する。
- また、海上自衛隊及び航空自衛隊に対する災害派遣は、直接当該部隊に要請する。

第20 水防報告

1 緊急報告

水防管理者は、次の場合は速やかに知事に報告するものとする。

- (1) 警戒水位に達したとき、又はそれ以外の場合で水防団、消防機関が出動したとき。
- (2) 水防作業を開始したとき。
- (3) 堤防等に異常を発見したとき及びこれに関する処置を行ったとき。
- (4) 一般被害の生じたとき。

※資料編・(河川施設災害・水防活動・一般被害・避難)状況報告書

2 水防てん末報告

水防が終結したときは、水防管理者は、水防活動終了後2日以内に次の事項を取りまとめ潮来土木事務所を経由して知事に報告するものとする。

- (1) 気象の状況
- (2) 出水、雨量、水位、高潮及び波浪の状況
- (3) 水防団員及び消防機関に属する者の出動、終結の時刻及び人員
- (4) 堤防その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の状況及びその結果
- (6) 使用水防資材の種類及び員数、経費並びにその消耗分と回収分
- (7) 水防法第28条による公用負担下命の種類及び員数
- (8) 応援の状況
- (9) 居住者の出動状況
- (10) 警察、自衛隊援助の状況
- (11) 現場指導員氏名
- (12) 避難立退きの状況
- (13) 水防関係者の死傷状況
- (14) 功労者及びその功績について
- (15) 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

※資料編・水防てん末報告書

第21 その他

1 費用負担

水防管理団体は、その管轄区域内の水防に要する費用は当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市が協議して定める。

また、区域外の市が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受

益市が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは知事にあつせんを申請することができる。

2 水防訓練

(1) 水防訓練実施要領

水防作業は、夜間悪天候の場合に行うことが多いので、実施に当たって円滑な作業ができるよう次の要領で十分な訓練を行うとともに、一般住民に対しても水防思想の高揚に努めるものとする。

- 1) 観測
- 2) 通報
- 3) 動員
- 4) 輸送
- 5) 工法
- 6) 樋門、角落し等の操作
- 7) 避難、立退き

(2) 指定水防管理団体は、必ず年1回以上、水防団及び消防機関の水防訓練を実施しなければならない。

第19章 海上災害対策計画

[担当課] 商工観光課，地籍調査課，企業・港湾振興課，市民協働課

[関係機関] 消防団，消防本部

第1節 海上災害

第1 計画の方針

海上における船舶の座礁，接触，衝突，沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油事故及び流出油の火災(以下「海上災害」という。)が発生した場合，地震のため沿岸海面への油の流出及びこれに伴う油火災が発生した場合，又は津波による船舶の座礁，遭難事故等が発生した場合に人命救助，消火活動，流出油等の拡散防止と除去，付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図り，できるだけ被害を最小限にとどめるため，市及び関係機関は，相互に緊密に連携し，被害防止措置等を講じるものとする。

※資料編・茨城県沿岸流出油災害対策協議会防除活動マニュアル

第2 海難対策

津波の襲来が予想されるとき，又は津波による船舶の座礁等の海難事故が発生した場合は，防災関係機関は相互に協力し，次の措置を講じ，災害の未然防止又は遭難者の救出及び保護に努める。

1 津波の襲来が予想される場合

(1) 銚子海上保安部又は鹿島海上保安署において，次の事項について必要があると認める場合は，船舶の安全対策について適切な措置を講じるものとする。

- 1) 避難の要否及び時機
- 2) 船舶の入港禁止
- 3) 港内在泊船，修理船等の動静把握及び安全対策

銚子海上保安部又は鹿島海上保安署から避難勧告等を受けた場合には，市は，第2章「情報収集・伝達」及び第4章「避難生活の確保・被災者支援」により速やかに地域住民及び海浜にいる者等に避難勧告又は指示を行う。

(2) 避難又はその他の安全対策措置の必要があると認める場合は，銚子海上保安部又は鹿島海上保安署は，直ちに次の方法により勧告するものとする。

- 1) 無線放送
- 2) 巡視船艇による港内在泊船舶への通報
- 3) 県漁業無線局，各港湾災害対策協議会等への連絡

2 海難事故が発生した場合

海難事故が発生した場合は，海上保安機関及び市は，水難救済会その他関係機関と緊密な連携のもとに捜索，救助を実施するものとする。

第3 発災直後の情報の収集・連絡

1 被害概況の収集・把握

市及び消防機関は、自地域内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

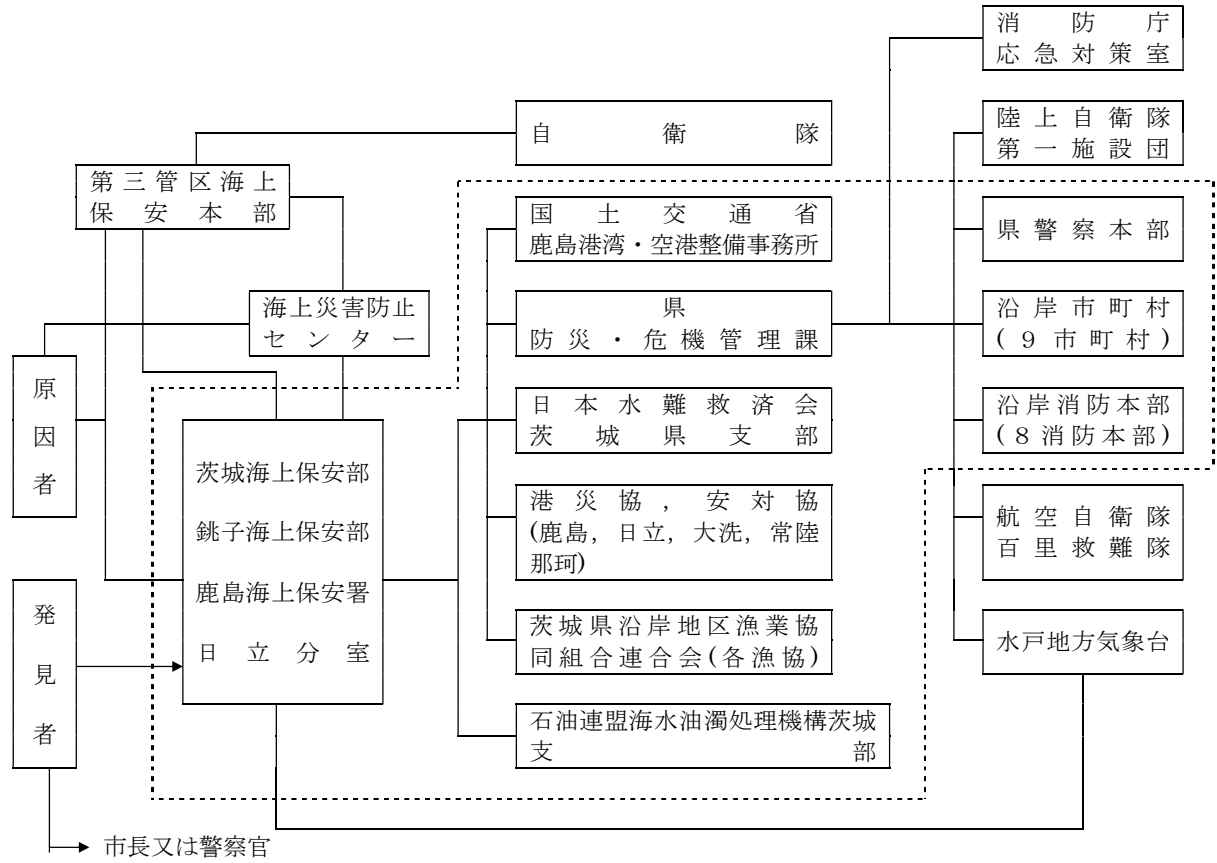
※資料編・火災・災害等即報要領報告様式

2 災害情報の通報

海上災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

この通報を受けた警察官又は海上保安官はその旨を速やかに市長に、また、市長は水戸地方気象台、県、海上保安部署、その他関係機関に通報しなければならない。

〈災害情報の収集・連絡系統〉



※基本的な情報収集・伝達経路を示す。
[]で囲んだ部分は、茨城県沿岸流出油災害対策協議会会員を示す。

3 住民等への情報提供

市は、防災関係機関相互の連絡を密にし、海上災害の状況、安否、各機関が講じる施策等の情報について、適切に提供するものとする。

また、情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、テレビ放送については字幕を付けるよう併せて依頼する。

第4 捜索、救出・救助及び消火活動

1 洋上、海岸部及び港湾内部での災害

洋上、海岸部及び港湾内部において災害が発生し、捜索及び被害者の救助等のため、海上保安部署から要請を受けた場合、市は、救助活動等のための資機材を確保し、救助活動等に参加するものとする。

2 医療救護活動

第7章「救出・医療・救護活動」に準じて実施するものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第4章「避難生活の確保・被災者支援」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第5 危険物等の大量流出に対する応急対策

神栖市沿岸海域における流出油災害の発生については、水産資源の保護、生活地域の安全確保は当然のこととして、海岸の自然景観及び海浜の動植物生態系の保全を重要課題とすることから、沿岸への油等の漂着防止が極めて重要であり、このことから海上での防除活動に全力を挙げるものとする。

1 沿岸の監視及び住民への避難勧告等

流出油等の漂流、漂着又は流出油火災に対処するため、市は、地先水面の巡回監視を実施するものとする。

- (1) 流出油が漂着し、又は漂着するおそれがある場合には、必要に応じ沿岸住民に対し流出油等の状況や火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報するものとする。
- (2) 市長(市長が指示できないと認めるときは警察官、海上保安官等)は、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難の勧告又は指示を行うものとする。
この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、データ放送によるものとする。

2 漂着油等の防除活動の実施

危険物等の海岸等への漂着に対処するため、海上保安部署の協力要請に基づき、又は県と協議し必要と認めた場合、防除措置等義務者に協力し、危険物等の防除等必要な措置を講じるものとする。

漂着油等の防除活動で回収された油等廃棄物について、県又は海上保安部署を通じて、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、環境と安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

3 資機材の迅速な調達

防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達し、拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

なお、市の資機材の調達については、県が一元化して行うのを原則とする。

4 災害ボランティアの受入れ

第6章「応援要請・受入れ」に準じて実施するものとする。

5 義援金品の受入れ

第4編第4章「災害復旧事業に必要な金融及びその他資金計画」に準じて実施するものとする。

6 油回収作業従事者の健康確認

回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、油回収に従事

している者の健康状態を常に把握し、その状況を速やかに潮来保健所に報告するものとする。

7 自然環境保全への措置

被害を受けた海鳥等海洋動物の保護に努めるとともに、状況に応じて県、国に協力するなどして、海草、海洋プランクトン、魚介類等海洋生物及びその生態系への影響や、海水、底質等海洋汚染の実態など、風評被害対策をも考慮しつつ、必要な機関調査を実施しデータを収集するものとする。

また、史跡名勝天然記念物への被害状況を調査して、必要に応じ対策を講じるなど自然環境保全への措置を行うものとする。

第6 緊急輸送の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、市は、県、鹿嶋警察署等と相互に密接な連絡をとるものとする。

第7 応援要請・受入体制

第6章「応援要請・受入れ」に準じるものとする。

第8 流出油災害の補償対策

1 証拠の保全措置

市は、県と連携して、海上流出油、漂着油等を直ちに採取保存し、また、成分分析を実施し、証拠の保全を行うものとする。

2 保険請求資料の記録と保存

災害発生時からの保険請求の基礎となる資料の記録と保存に努めるものとする。

3 流出油防除費用の請求

海上保安部署の協力要請(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第41条の2の規定による。)に応じ、流出油防除を実施した場合は、防除に要した費用を防除措置等の義務者に請求するものとする。

4 被害補償請求

流出油の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害について、被害等を受けたものがそれぞれ「油による汚染被害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染被害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「油濁損害賠償保障法」等慣例法令に基づき、船舶所有者、P&I保険及び国際油濁補償基金に対し補償請求するに際して、市はこれに助言を行うものとする。

第20章 航空災害対策計画

[担当課] 市民協働課，防災安全課，行政改革推進課

[関係機関] 消防団，消防本部

第1節 航空災害

第1 計画の方針

航空災害が発生した場合に，早期に初動体制を確立して，その拡大を防止し被害の軽減を図るため，市及び関係機関は，相互に緊密に連携し，対策を講じるものとする。

第2 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

1) 市の措置

航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は，直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また，人的被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて，「火災・災害等即報要領」に基づく，直接即報基準に該当する事案については，消防庁に対しても，原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

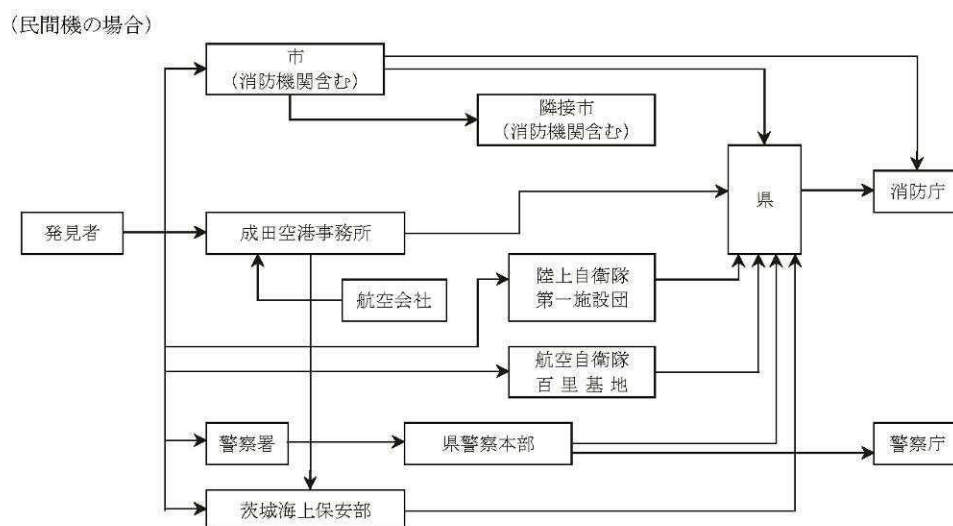
※資料編・火災・災害等即報要領報告様式

2) 発見者の措置

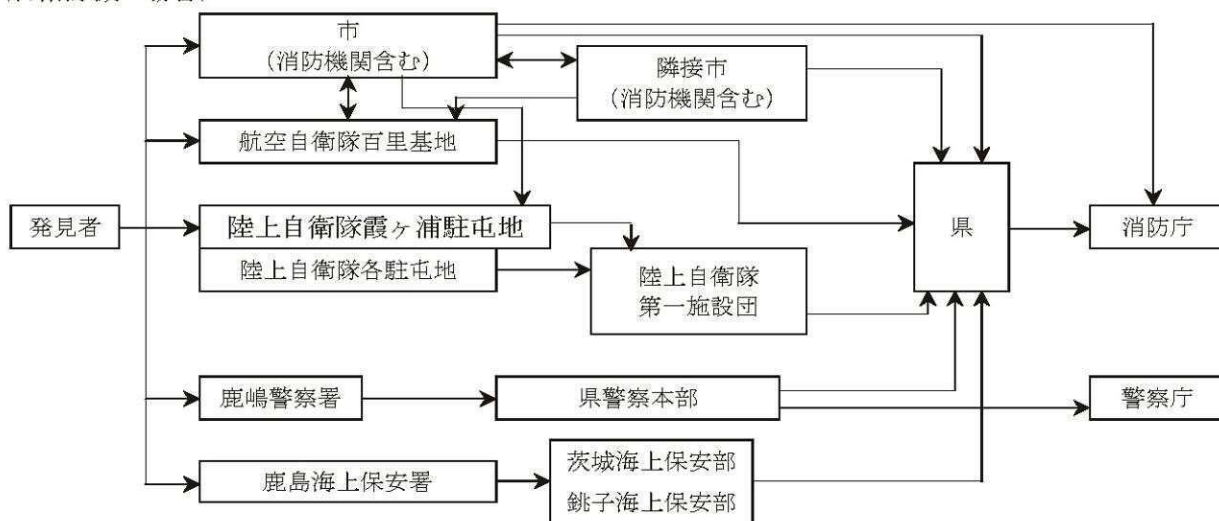
航空災害の発生等異常な事態を発見した者は，直ちに，その旨を市又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は，次のとおりとする。



(自衛隊機の場合)



(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3 活動体制の確立

1 活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2 広域的な応援体制

市域において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第6章「応援要請・受入れ」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊への応援要請

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに県を通じて要請するものとする。

市は、第13章「自衛隊への派遣要請」に準じて要請するものとする。

第4 捜索、救助、救急、医療及び消火活動

1 捜索活動

市及び消防機関は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して捜索を実施するものとする。

2 救難、救助・救急及び消火活動

市及び消防機関は連携して、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活

動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

3 資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

4 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、第7章「救出・医療・救護活動」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第4章「避難生活の確保・被災者支援」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第5 避難勧告・指示・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は、第4章「避難生活の確保・被災者支援」に準じて実施するものとする。

第6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

(1) 交通状況の把握

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、県、鹿嶋警察署等と相互に密接な連絡をとるものとする。

(2) 住民への広報

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、第2章「情報収集・伝達」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

航空災害の状況、安否情報、医療機関などに関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送によるものとする。主な情報伝達活動の内容は、次のとおりである。

(1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要

(2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示

- (3) 旅客及び乗務員の氏名・住所
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) その他必要な事項

2 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8 遺族等事故災害関係者の対応

遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第9 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第10章「清掃・防疫・障害物の除去」、第12章「遺体探索・処理埋葬」に準じて実施するものとし、特に、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

第21章 鉄道災害対策計画

[担当課] 市民協働課，防災安全課，行政改革推進課，施設管理課

[関係機関] 消防団，消防本部

第1節 鉄道災害

第1 計画の方針

鉄道災害が発生した場合に，早急に初動体制を確立して，その拡大を防止し被害の軽減を図るため，市及び関係機関は，相互に緊密に連携して，対策を講じるものとする。

第2 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

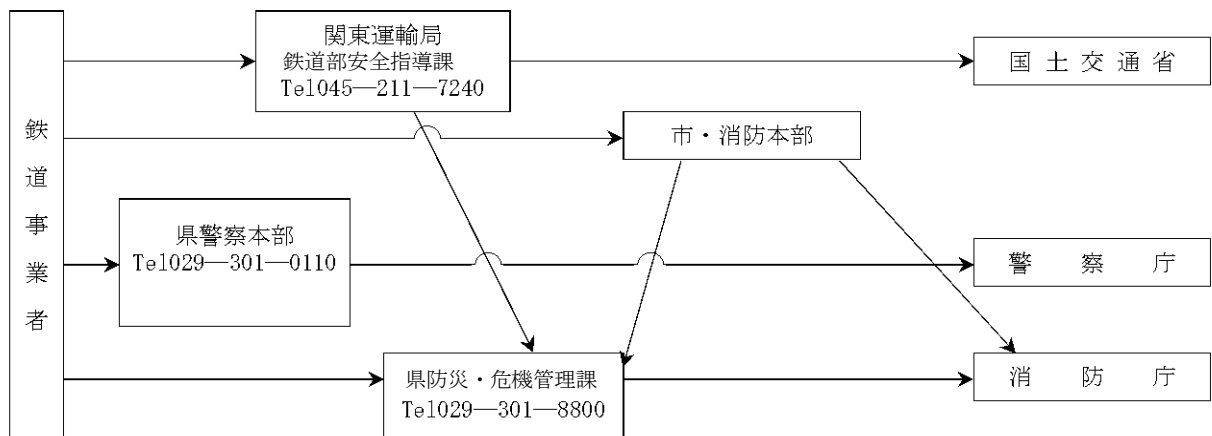
(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡

鉄道事故の発生連絡を受けた場合は，直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また，人的被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて，「火災・災害等即報要領」に基づき，消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

※資料編・火災・災害等即報要領報告様式

(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は，次のとおりとする。



第3 活動体制の確立

1 活動体制

発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2 広域的な応援体制

市域において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本編第6章「応援要請・受入れ」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊への応援要請

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、第13章「自衛隊への派遣要請」に準じて要請するものとする。

第4 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

市及び消防機関は連携して、鉄道災害が発生した場合においては、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請するものとする。

2 資機材の調達

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

発災時には、第7章「救出・医療・救護活動」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

第5 避難勧告・指示・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は、第2章「情報収集・伝達」に準じて実施するものとする。

第6 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、県、鹿嶋警察署等と相互に密接な連絡をとるものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、本編第2章「情報収集・伝達」に準ずるほか次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、データ放送等によるものとする。

主な情報伝達活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 鉄道災害の状況
- (2) 乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第10章「清掃・防疫・障害物の除去」、第12章「遺体探索・処理埋葬」に準じて実施するものとする。

第22章 道路災害対策計画

〔担当課〕 市民協働課，防災安全課，行政改革推進課，道路整備課，施設管理課

〔関係機関〕 消防団，消防本部

第1節 道路災害

道路災害が発生した場合に，被害を最小限にとどめるため，市は県及び関係機関と連携し，対策を講じるものとする。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 道路災害情報等の収集連絡

1) 市の措置

大規模な道路災害の発生又は発生する恐れに関する連絡を受けた場合は，直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。併せて，「火災・災害等即報要領」に基づき，直接即報基準に該当する場合には消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

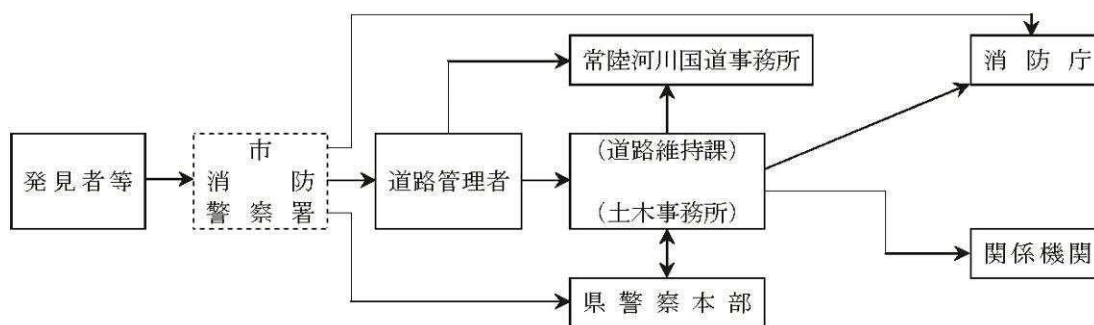
※資料編・火災・災害等即報要領報告様式

2) 発見者の措置

道路災害の発生を発見した者は，直ちに，その旨を市，警察官等に通報するものとする。

(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は，次のとおりとする。



※ [] の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取るものとする。

2 広域的な応援体制

市域において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第6章「応援要請・受入れ」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊への応援要請

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、第13章「自衛隊への派遣要請」に準じて要請するものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

市は、消防機関と連携して、「消防広域相互応援協定」、「銚子市・波崎町消防相互応援協定」等に基づき関係機関と協力し、傷病者等の救出・救助にあたるものとし、また、必要により県を通じ緊急消防援助隊の派遣について要請するものとする。

2 医療活動

医療活動については、第7章「救出・医療・救護活動」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第4章「避難生活の確保・被災者支援」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、県、鹿嶋警察署等と相互に連絡をとるものとする。

第5 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、第14章「危険物施設の災害防止」に準じ行うものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などに関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、データ放送によるものとする。

主な情報伝達活動の内容は、次のとおりである。

(1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要

- (2) 避難の指示，勧告及び避難先の指示
- (3) 旅客及び乗務員等の氏名・住所
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後，速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置，人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第7 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については，第10章「清掃・防疫・障害物の除去」，第12章「遺体探索・処理埋葬」に準じて実施するものとする。

第23章 大規模な火事災害対策計画

[担当課] 市民協働課，防災安全課，行政改革推進課，施設管理課

[関係機関] 消防団，消防本部

第1節 大規模火災

第1 計画の方針

大規模な火事災害が発生した場合に，早期に初動体制を確立して，その拡大を防止し被害の軽減を図るため，市及び関係機関が連携して，対策を講じるものとする。

第2 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

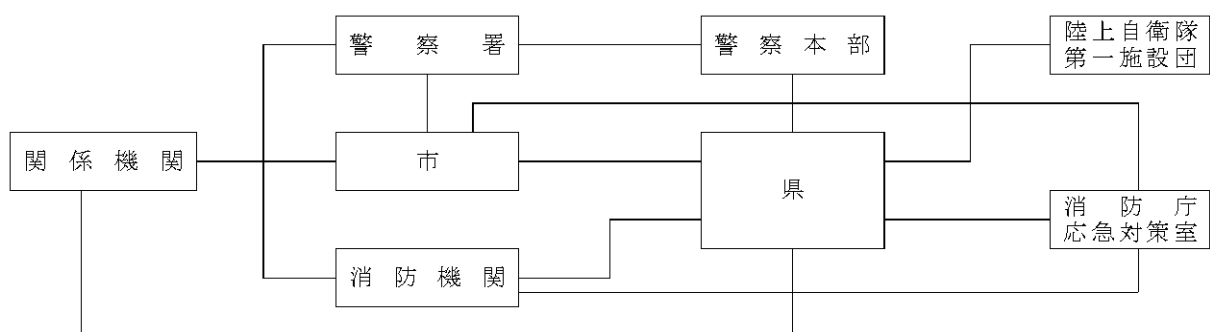
火災の発生状況，人的被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて，「火災・災害等即報要領」に基づき，直接即報基準に該当する場合には消防庁に対しても覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

※資料編・火災・災害等即報要領報告様式

(2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は，次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(3) 応急対策活動情報の連絡

市は，県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し，応援の必要性等を連絡するとともに，応急対策活動情報に関し，必要に応じて県及び防災関係機関と相互に情報交換を行うものとする。

2 通信手段の確保

市は，災害発生直後は，直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

第3 活動体制の確立

1 活動体制

災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、防災関係機関と相互の連携に努めるものとする。

2 広域的な応援体制

市域において大規模な火事による災害が発生し、自己の施設及び人員等を活用しても、なお、かつ応急対策等が困難な場合は、第6章「応援要請・受入れ」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、第13章「自衛隊への派遣要請」に準じて要請するものとする。

第4 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ県及び防災関係機関に応援を要請するものとする。

2 資機材等の調達等

市は、活動に必要な資機材について、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、第7章「救出・医療・救護活動」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のものと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第4章「避難生活の確保・被災者支援」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 消火活動

市は、第3章「消防・消火活動」に準じて、消防機関と連携して、災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

2 緊急輸送の確保

緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じ警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、県、鹿嶋警察署等相互に密接な連絡をとるものとする。

第6 避難収容活動

発災時において、市が行う避難勧告等については、第4章「避難生活の確保・被災者支援」に準ずるほか、次によるものとする。

1 避難誘導の実施

発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

2 避難場所

発災時には、必要に応じ避難場所を開設するものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

3 要配慮者への配慮

避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障害者等要配慮者に十分配慮するものとする。

第7 施設及び設備の応急復旧活動

市は、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、防災関係機関と連携してライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第8 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、データ放送等によるものとする。

主な情報伝達活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- (3) 地域住民等への協力依頼
- (4) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第9 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第10章「清掃・防疫・障害物の除去」、第12章「遺体探索・処理埋葬」に準じて実施するものとする。

第4編 復旧復興対策計画

第1章 公共施設の復旧

第1節 公共施設

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成するものとする。

第1 災害復旧事業の種類

1 公共土木施設災害復旧計画

- (1) 河川公共土木施設事業復旧計画
- (2) 砂防設備事業復旧計画
- (3) 林地荒廃防止施設事業復旧計画
- (4) 道路公共土木施設事業復旧計画
- (5) 港湾公共土木施設事業復旧計画
- (6) 海岸公共土木施設事業復旧計画

2 農林水産施設事業復旧計画

- (1) 農地、農業用施設事業復旧計画
- (2) その他施設
 - 1) 林業施設事業復旧計画
 - 2) 漁業用施設事業復旧計画
 - 3) 共同利用施設事業復旧計画

3 都市災害復旧事業計画

4 上、下水道災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 社会福祉施設災害復旧事業計画

7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

8 学校教育施設災害復旧事業計画

9 社会教育施設災害復旧事業計画

10 復旧上必要な金融その他資金計画

11 その他の計画

第2 復旧事業の方針

1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとること。

2 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについて市その他の機関は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるよう努める。

※復旧事業計画策定担当課 所管部署

3 緊急査定の促進

公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号。以下「公共土木負担法」という。)等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

4 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

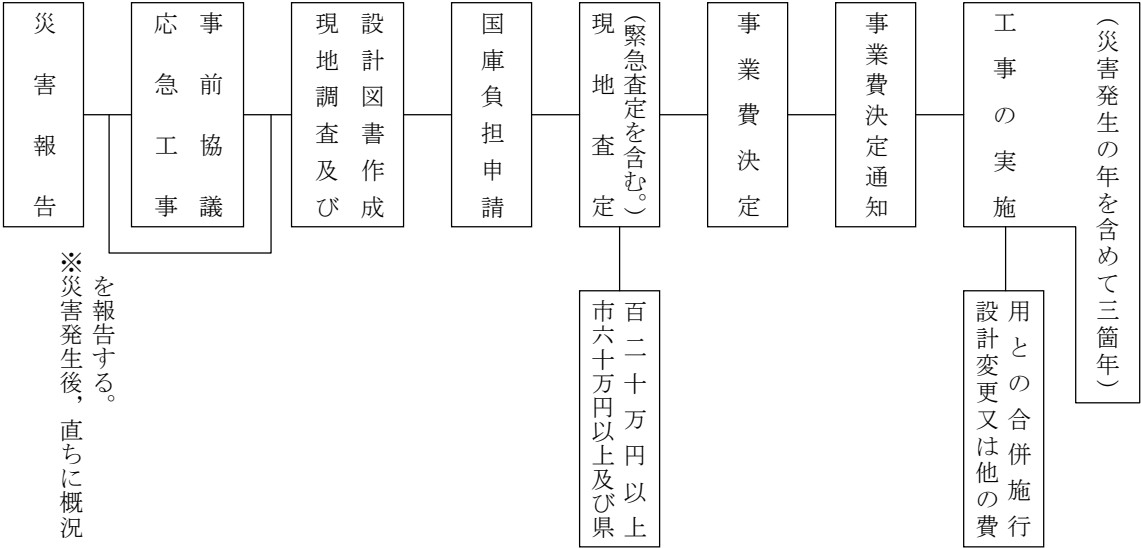
5 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるよう努める。

6 公共土木施設災害復旧の取り扱い手続き

公共土木施設災害復旧(河川、海岸、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、橋梁、道路、港湾、漁港、下水道、公園)の取扱い手続きは次のとおりである。

(1) 公共事業について



なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、公共土木負担法、同施行令(昭和26年政令第107号)、同施行規則(平成12年運輸省・建設省令第14号)、公共土木負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

(2) 小災害の措置について

上記以外の小災害(上記の国庫災害からはずしたものを含む。)で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものは、県単事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

第3 解体，がれき処理

市は，迅速に解体及びがれき処理を行うため，平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。
また，あらかじめ近隣市町村，民間の廃棄物処理業者，土木・運送業者等に対して，災害時における人員，資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

第2章 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

第1節 財政援助・助成計画

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」という。)に基づき援助される事業は、次のとおりである。

第1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号。以下「公立学校負担法」という。)
- (3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
- (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- (7) 予防接種法(昭和23年法律第68号)
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。)

第2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法第97条に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3条・第4条、同法施行令(昭和37年政令第403号)第2条・第3条)

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
公共土木負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
公共土木施設災害復旧事業の施行のみでは災害の再発防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの(道路、砂防を除く。)
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

(4) 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

(5) 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法(昭和25年法律第144号)第40条(地方公共団体及び地方独立行政法人が設置するもの)又は第41条(社会福祉法人又は日赤が設置するもの)の規定により設置された施設の災害復旧事業

(6) 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業

(7) 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

(8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第28条第1項又は第2項の規定により、市が設置した施設の災害復旧事業

(9) 障害福祉サービス等施設災害復旧事業

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により市が設置した施設の災害復旧事業

(10) 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症予防法に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

(11) 感染症予防事業

激甚災害のための感染症予防法第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

(12) 堆積土砂排除事業

1) 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内で堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの

2) 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

(13) たん水排除

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

2 農林水産業に関する特別の助成(激甚法第5条から第11条の2)

(1) 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置

農地、農業用施設又は漁業用施設等の災害復旧事業について、通常適用される暫定措置法第3条第1項に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について暫定措置法の特例を定め、国庫補助対象の範囲を拡大する。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に国が県に対し補助を行う。

(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。)第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点措置を行う。

1) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。

2) 天災融資法に定める運転事業資金について、貸付限度額を引き上げる。

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、政令で定める区域で農林水産大臣が告示した場所のたん水排除事業費の補助

3 中小企業に関する特別の助成(激甚法第12条から第14条)

(1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)による災害関係保証の特例措置

1) 激甚法による指定がなされた場合、被災地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する保証の特例が定められている。

2) 災害等の突発的事由により、特定の地域及び業種が中小企業信用保険法に基づき指定を受けた場合、当該地域及び業種に属する中小企業者等の再建資金の借入について、保証の特例が定められている。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)による貸付金の償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付けた貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。

(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

4 その他の財政援助及び助成(激甚法第16条、第17条、第19条から第22条、第24条)

(1) 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助

公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害復旧について国が当該事業費の2/3を補助する。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧について、国が当該事業費の1/2を補助する。

(3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(4) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた額の3倍に相当する金額を県に対して貸付ける。

(5) 水防資材費の補助の特例

激甚災害に関し、水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

(6) リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

激甚災害により、滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

(7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例

(8) 小災害復旧事業に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについては、当該事業費に充てるため発行の同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第3章 災害復旧資金計画

第1節 資金計画

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を、速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

第1 市の措置

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 国、県、その他関係機関と緊密に連絡のうえ、災害復旧事業債等について調査し、復旧事業執行に万全を期する。

第2 県の措置

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、復旧事業執行に万全を期する。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

第3 関東財務局の措置

1 必要資金の調査及び指導

災害発生の際は関係機関と緊密に連絡のうえ、県、市等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

2 応急資金の融資

県、市に対し、災害応急資金枠の特別配分を受けて融資を行う。

第4章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

第1節 金融・資金計画

第1 農林漁業復旧資金

県(農林水産部)は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)により融資する。

1 天災融資法に基づく融資

(1) 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

1) 貸付の相手方

被害農林漁業者

2) 貸付対象事業

種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(政令で定めるものに限る。)、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具(政令で定めるものに限る。)、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船(政令で定めるものに限る。)の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金

3) 貸付利率 年6.5%以内(利率はその都度定める。)

4) 償還期限 6年以内(ただし、激甚災害のときは7年以内)

5) 貸付の限度額 被害農林漁業者あたり200万円以内(激甚災害のときは250万円)

6) 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関

7) その他 市長の被害認定が必要

2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

(1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12項に基づき、条例で指定された災害及び被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

1) 貸付の相手方 被害農林漁業者

2) 貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金

3) 貸付利率 年5%以内(特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内)

4) 償還期限 6年以内

5) 貸付限度額 被害農林漁業者あたり200万円以内

6) 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関

7) その他 当該市長の被害認定が必要

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13項に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。

1) 貸付の相手方 被害組合

- 2) 貸付対象事業 被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
 - 3) 貸付利率 年6.5%以内
 - 4) 償還期限 3年以内
 - 5) 貸付の限度額 2,500万円以内(連合会は5,000万円以内)
 - 6) 貸付機関 農業協同組合, 森林組合, 漁業協同組合又は金融機関
- (3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき, 被害農業者等に指定災害により, 被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。
- 1) 貸付の相手方 被害農業者又は特別被害農業者
 - 2) 貸付対象事業 指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
 - 3) 貸付利率 年5%以内(特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内)
 - 4) 償還期限 12年以内
 - 5) 貸付限度額 被害農林漁業者あたり200万円以内(共同利用施設は2,000万円以内)
 - 6) 貸付機関 農業協同組合, 森林組合, 漁業協同組合又は金融機関
 - 7) その他 当該市長の被害認定が必要

3 日本政府金融公庫(農林漁業セーフティネット資金)

農林漁業者に対し, 被害を受けた施設の復旧資金の概要は, 次のとおりである。

- (1) 償還期限 10年(据置3年を含む。)以内
- (2) 貸付利率 年0.4%(5年以内)～0.65%(融資期間により異なる。)

※H24. 8. 20現在の利率

- (3) 貸付限度額 600万円以内
- (4) 担保 保証若しくは担保
- (5) その他 農, 漁業協同組合, 同連合会, 日本政策金融公庫等に申し込む。

4 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済について, 災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速, 適正化を図るとともに, 早期に共済金の支払いができるよう指導する。

第2 中小企業復興資金

県(商工労働部)は, 被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として, 一般金融機関(普通銀行, 信用金庫, 信用組合)及び日本政策金融公庫の融資, 信用保証協会による融資の保証, 災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し, 国に対しても要望する。

1 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し, 再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い, その状況を通報する。

2 資金貸付の簡易迅速化, 条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化, 貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

3 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

4 その他の措置

- ・ 一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。
- ・ 県信用保証協会の保証枠の増大を図るために必要な措置を行う。

第3 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

1 災害復興住宅建設資金

- (1) 貸付対象者 住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」が交付され、13㎡以上175㎡以内の住宅部分を有する住宅を建設する者(購入は50㎡以上175㎡以下)
- (2) 貸付限度 基本融資額：建設 1,460万円、購入 2,430万円(新築)
- (3) 土地取得費 970万円以内
- (4) 整地費 390万円以内
- (5) 償還期間

{	ア 木造(一般) 25年以内
	イ 耐火、準耐火、木造(耐久性) 35年以内

2 補修資金

- (1) 貸付対象者 住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」を交付されている者(床面積の制限なし)
- (2) 貸付限度 640万円以内
- (3) 移転費 390万円以内
- (4) 整地費 390万円以内
- (5) 償還期間 20年以内

3 県及び市の措置

(1) 災害復興住宅資金

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(2) 災害特別貸付金

市は、災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、り災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

第4 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、更生資金、福祉資金、療養・介護資金及び修学資金に限り、貸付対象とすることができる。

茨城県生活福祉資金貸付制度『貸付資金種類及び貸付条件等一覧』

(平成24年11月30日現在)

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
総合支援資金	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間：12月以内	最終貸付から6月以内	据置期間 経過後20年以内	保証人 有り 無利子 保証人 無し 年1.5%	保証人 無しでも貸付可
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日（生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日）から6月以内			
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活で賄うことが困難である費用 ・就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をする為に必要な経費	60万円以内				

福祉資金	福祉費	・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築，補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス，障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等，給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職，技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費	580万円以内 (資金の用途に応じ上限目安額を設定)	貸付けの日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後20年以内	保証人有り 無利子 保証人無し 年1.5%	保証人無しでも貸付可
	緊急小口	・ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後8月以内	無利子	不要
	教育支援費	・ 低所得者世帯に属する者が高等学校，大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	〈高校〉 月3.5万円以内 〈高専〉 月6万円以内 〈短大〉 月6万円以内 〈大学〉 月6.5万円以内	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	不要 (世帯内で連帯借受人が必要)

教育支援金	就学支度費	・低所得者世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間：借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%,又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要（推定相続人の中から選任）
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度 ・（集合住宅の場合は50%）生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間：借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間				不要

第5 母子寡婦福祉資金

県(保健福祉部)は、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦資金の貸付を行う。

(住宅資金)

- (1) 対象者 母子家庭の母又は寡婦
- (2) 貸付限度 150万円以内(特に必要と認められる場合200万円以内)
- (3) 償還期間 6月以内の据置期間経過後6年以内(特に必要と認められる場合7年以内)
- (4) 貸付利率 年3%。ただし、据置期間中は無利子

第6 義援金品の募集及び配分

1 義援金品の募集及び受付

県、市、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会は、住民及び他都道府県民等への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。

また、募集にあたっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

なお、義援品は、被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際して品名を明示するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう協力を求めるものとする。

2 義援金品の保管

住民及び他市町村等から寄託された被災者に対する義援金品については、各受付機関において適正に保管する。

なお、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的とした委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

3 義援金品の配分

(1) 配分方法の決定

市は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法(対象、基準、時期並びにその他必要な事項)について、協議のうえ決定する。

(2) 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

(3) 配分の公表

市は、被災者に対する義援金の配分結果について、市防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

第7 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

自然災害により家族を失い、若しくは精神又は身体に障害を受け、あるいは住家、家財を失った被災者を救済するため、市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく神栖市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和51年神栖市条例第13号)の定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

また、市等は各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に被災証明書の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。

1 災害弔慰金の支給

対 象 災 害	・市において住家が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の自然災害
支 給 額	(1) 生計維持者が死亡した場合 500万円 (2) その他の者が死亡した場合 250万円
遺 族 の 範 囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

2 災害障害見舞金の支給

対 象 災 害	・市において住家が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の自然災害
障 害 の 程 度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 (1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両上肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支 給 額	(1) 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 (2) その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

3 災害援護資金の貸付

対 象 災 害	・災害救助法による救助が行われた災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害
貸 付 限 度 額	(1) 世帯主の1箇月以上の負傷 150万円 (2) 家財の1/3以上の損害 150万円 (3) 住居の半壊 170(250)万円 (4) 住居の全壊 250(350)万円 (5) 住居の全体が滅失 350万円 (6) (1)と(2)が重複 250万円 (7) (1)と(3)が重複 270(350)万円

		(8) (1)と(4)が重複 ()は特別の事情がある場合		350万円
貸付条件	所得制限	世帯人員	市民税における総所得金額	
		1人	220万円	
		2人	430万円	
		3人	620万円	
		4人	730万円	
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする		
	貸付利率	年3%(措置期間中は無利子)		
	措置期間	3年(特別な事情のある場合は5年)		
	償還期間	10年(措置期間を含む。)		
	償還方法	年賦又は半年賦		
貸付原資負担		国(2／3)， 県(1／3)		

第8 郵政関係保護

日本郵便は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 郵便関係

(1) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は、全ての郵便局(簡易郵便局を含む。)とする。

(2) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお交付局は、集配郵便局とする。

(3) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便及び電子郵便を含む。)の料金免除を実施する。なお、取扱局は、日本郵便が指定した郵便局とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

2 郵便貯金関係

(1) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の免除

被災の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会に対する、被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の通常払込及び通常振替の料金免除を実施する。

(2) 郵便貯金業務の取扱

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して非常払渡しなどの非常取扱いを行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず、郵便局長限りで取扱いができる。

3 簡易保険関係

(1) 簡易保険業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の払込期間の延伸等の非常取扱いを行う。

(2) 簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金の短期融資を実施する。

第9 被災者生活再建支援法による支援金の支給

市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「支援法」という。)を適用し、経済的理由等で自力による生活再建が困難な者に対して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、住家が全壊した世帯及び全壊に準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯である(支援法第2条第2号)。全壊には、全焼及び全流出が含まれる。全壊に準ずる程度の被害を受けたと認められるものとしては、次の世帯がある。

- 1) その住家が半壊し、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない理由により当該住宅を解体し、又は解体されるにいたった世帯(支援法施行令(平成10年政令第361号)第2条第1号)。
- 2) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その住家が居住不能のものとなり、かつ、その状況が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(支援法施行令第2条第2号)
- 3) その居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。)の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(上記1)、2に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。)

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号)
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号)
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号)

- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市(人口10万人未満のものに限る。)の区域にあって、上記(1)、(2)、(3)に規定する区域に隣接するものに係る当該自然災害(支援法施行令第1条第4号)

3 支援法の適用手続き

(1) 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告(第3編第9章第1節「災害救助法適用」様式第1号参照)で兼ねることができるものとする。

※資料編・被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書

(2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めたときは、内閣府政策統括官(防災担当)及び被災者生活支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。なお、市には、支援法が適用されたことを通知する。

4 支援金支給の基準

(1) 支給対象世帯別の対象経費と支給限度額

支援金支給の対象となるのは、被災世帯のうち世帯主の年齢及び世帯に属する者の収入合計額により下表の区分に該当する世帯及び要援護世帯である。

(単位：万円)

	世帯の年収等	世帯数	合計	生活関係 経費	居住関係経費	
						うち家賃 等
全 壊 世 帯	500万円以下	複数	300	100	200	50
		単数	225	75	150	37.5
	・世帯主が45歳以上又は要援護世帯で500万円超700万円以下 ・世帯主が60歳以上又は要援護世帯で700万円超800万円以下	複数	150	50	100	25
		単数	112.5	37.5	75	18.75
大 規 模 半 壊 世 帯	500万円以下	複数	100	—	100	50
		単数	75	—	75	37.5
	・世帯主が45歳以上又は要援護世帯で500万円超700万円以下 ・世帯主が60歳以上又は要援護世帯で700万円超800万円以下	複数	50	—	50	25
		単数	37.5	—	37.5	18.75

※ 要援護世帯：心身喪失・重度知的障害者、1級の世界精神障害者、1～2級の身体障害者等を含む世帯

(2) 支給対象経費

支給の対象となる経費は、次のとおり区分される。

1) 生活関係経費

- ア 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
- イ 自然災害により負傷し又は疾病にかかった者の医療費
- ウ 住居の移転費又は移転のための交通費

エ 住宅を貸借する場合の礼金

2) 居住関係経費

ア 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費(50万円を限度)

イ 住宅の解体(除却)・撤去・整地費

ウ 住宅の建設・購入又は補修のための借入金等の利息

エ ローン保証料, その他の住宅の建替等に係る諸経費

5 支援金支給申請手続き

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、住家が全壊したと認定した世帯に対して、支給対象世帯、支給対象経費、支給限度額、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

2) 世帯の前年の総所得金額が確認できる証明書類

3) 要援護世帯であることが確認できる書類

4) リ災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上、速やかに県に送付する。

(4) 支給申請書等の基金への送付

県は、市から送付された申請書類等を確認・点検するとともに速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ、支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第5章 その他の保護計画

第1節 保護計画

被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災地に対する次の対策を講ずるものとする。

第1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税(延滞金等を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

第2 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため、市は、低所得者に対しおおむね次の措置を講ずるものとする。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

第3 その他公共料金の特別措置

1 通信事業

(1) 東日本電信電話株式会社(茨城支店)

「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(茨城支店)

「FOMAサービス契約約款 料金表通則31」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

2 電気事業(東京電力株式会社(茨城支店))

原則として災害救助法適用地域の被災者が対象。関東経済産業局の許可が必要。

- (1) 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- (2) 不使用月の基本料金の免除
- (3) 建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る。)
- (4) 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- (5) 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- (6) 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
- (7) 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

第4 災害公営住宅の建設

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市が災害公営住宅の建設及び既設公

営住宅の復旧を実施する。実施にあたり、市で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

1 建設計画の作成

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとし、県はこれを助言・指導するものとする。

2 事業の実施

市は、県と連携し建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

3 入居者の選定

市は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行うものとし、県はこれを助言・指導するものとする。

第6章 復興計画の作成

第1節 復興計画

被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

第1 事前復興対策の実施

1 復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておくものとする。

2 復興基礎データの整備

市は、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努めるものとする。

第2 震災復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。また、必要に応じて、連絡調整及び震災復興に関する技術的な支援を受けるため、県職員の派遣を要請する。

第3 震災復興方針・計画の策定

1 震災復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員等より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 震災復興計画の策定

市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第4 震災復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

市は、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、県の承認を得て、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 震災復興事業の実施

(1) 専管部署の設置

市は、震災復興に関する専管部署を設置する。

(2) 震災復興事業の実施

市は、震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

第 5 編 津波災害対策計画

第1章 津波災害予防計画

第1節 津波に強いまちづくり

1 趣旨

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

2 留意点

(1) 2つのレベルの津波の想定

県津波浸水想定(平成24年8月公表)は、以下の二つのレベルの津波を想定している。

L1 津波	最大クラスの津波に比べて発生頻度が高い(数十年から百数十年)津波
L2 津波	発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波をいい、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震による津波はこれに相当する。

(2) 発生頻度が高い津波(L1)に対する対策

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

(3) 最大クラス(L2)の津波に対する対策

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

(4) 生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくり

最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。このため、津波の流速を減衰させる防災機能を有する海岸防災林を整備する。

3 津波に強いまちの形成

市は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

(1) 津波に強いまちづくりのための施設整備

津波からできるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保等、津波に強いまちの形成を図るものとする。

(2) 都市計画との連携

津波対策の実効性を高めるためには、沿岸部における土地利用計画や建築規制などを用いた規制・誘導を行い最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

(3) 津波災害特別警戒区域等の指定(県知事が指定)

- 1) 津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害警戒区域(※1)、津波災害特別警戒区域(※2)や災害危険区域(※3)の指定が県よりあったときは、必要に応じて以下の措置を講ずるものとする。

※1 津波災害警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第53条)

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で知事が指定する区域

※2 津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第72条)

警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域

※3 災害危険区域(建築基準法第39条)

津波災害等による危険の著しい区域を、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する災害防止上必要な制限を行うために地方公共団体が定める。

- 2) 市は津波災害警戒区域の指定に際し、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

※津波警戒区域で定める事項担当課 防災安全課

- 1) 人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
3) 津波避難訓練の実施に関する事項
4) 警戒区域内にあって、利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等
5) 1)～4)に掲げるもののほか、津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- 3) 市は、(2)で定めた津波災害警戒区域内の施設について、地域防災計画において、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- 4) 市は、(2)で定めた津波災害警戒区域内の施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。
- 5) 市内に津波災害警戒区域が指定された場合、市長は、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

4 海岸保全事業の推進

海岸管理者は、波浪による海岸の浸食や高潮及び比較的頻度の高いL1津波等による海水の浸入を防止するため、海岸保全施設等の整備を推進する。市は、平常時には豊かな自然環境とのふれあい空間としながらも、災害時には臨海部での緩衝帯として津波を防御、または到達時間を遅らせる機能を有する空間を創出する。

5 避難関連施設の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

市は、津波による危険が予想される地域について、より高い場所に逃げるとの観点に立ち、津波に対する避難場所・津波避難ビル等や、避難路・避難階段等の整備に関する計画を作成する。

特に、周囲に高台等がない本市では、避難困難地域の解消のための津波避難タワーの整備などを踏まえた計画を作成する。

※避難施設整備計画担当課 防災安全課

(2) 避難場所

市は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

- (1) 津波避難ビル及び津波避難タワーなど、避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

(2) 避難生活を送る場所として整備された避難所と津波からの緊急避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

※避難場所整備計画担当課 防災安全課

(3) 津波避難ビルの整備・指定

1) 市は、津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、以下の基準を考慮するものとする。

- ・ 構造上の要件(津波に対して安全な構造方法)
- ・ 避難上の要件(避難上有効な場所、当該場所までの経路の確保)
- ・ 管理上の要件(津波発生時に市民等に開放されること)

※津波避難ビル整備計画担当課 防災安全課

2) 民間ビル等の津波避難ビルの指定にあたっては、あらかじめビル管理者と管理協定を締結するなど、確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

※津波避難ビル指定担当課 防災安全課

(4) 避難路の確保

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう避難路等を整備し、その周知を図るとともに、避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

- 1) 整備にあたっては、いち早く高い場所に最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。
- 2) 避難路の整備にあたっては、以下のことを十分考慮するものとする。
 - ・ 地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故

の発生等

- ・避難場所が河川沿いにある場合に、大きく迂回する必要があることや、避難路の途中に危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となりうることを

6 公共施設等の津波対策

(1) 浸水危険性の低い場所への施設の整備

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図るものとする。

- ・建築物の耐浪化
- ・非常用電源の設置場所の工夫
- ・情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化

また、行政庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

(2) 浸水危険性の低い場所への誘導

(1)において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

7 ライフラインの耐浪化

上下水道、電気、電話等のライフライン施設は、住民の避難、安否確認や救命・救急活動等の応急対策活動において重要な役割を果たすものであることから、ライフライン関連施設の耐浪化の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を進めるものとする。

(1) 電話施設(東日本電信電話株式会社(茨城支店)、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(茨城支店))

電話施設について、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

(2) 電力施設(東京電力株式会社(茨城支店))

電力施設について、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

(3) 水道施設(市水道課)

水道施設について、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図るものとする。

(4) 下水道施設(市下水道課)

下水道施設について、放流施設の下水管から津波が遡上することも想定した対策を図るものとする。

※ その他「ライフラインの耐浪化」の詳細については、第2編第14章「ライフラインにおける備え」に準じるものとする。

8 危険物施設等の安全確保

市は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練

の積極的实施等を促進するものとする。

その他の対策は、第2編第12章「危険物施設の備え」、第2編第18章「海上災害への備え」に準じる。

第2節 防災思想・知識の普及

1 趣旨

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、市民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められることから、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

2 留意点

(1) 防災意識の向上のための普及啓発

津波は第一波より第二波以降の方が大きくなる可能性があることや、想定を超える津波が襲来することが有り得ることなど、市民自らの避難行動につながるような正確な知識の普及啓発を図る必要がある。

(2) 津波ハザードマップの活用

ハザードマップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。

また、ハザードマップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

(3) 津波防災意識の向上のための防災教育

どのような状況であっても一目散に高い場所へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

3 防災教育

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(1) 住民への防災教育

「防災週間」、「津波防災の日」及び防災関連行事等を通じて、住民に対し、津波災害の危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

1) 避難行動に関する知識

- ・ 本市に限らず沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと など

2) 津波の特性に関する情報

- ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ・ 第一波よりも、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること

- ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性 など
 - 3) 津波に関する想定・予測の不確実性
 - ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
 - ・ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
 - ・ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること など
 - 4) 家庭での予防・安全策等
 - ・ 3 日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ・ 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - 5) 津波警報・注意報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動、避難場所での行動
- (2) 児童生徒への防災教育
- 1) 継続的な防災教育の実施

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。
 - 2) 継続的な避難訓練の実施

津波の発生の恐れのある場合又は津波が発生した場合に、迅速に避難行動ができるよう、津波被害の恐れのある地域にある学校等においては、津波の発生を想定した避難訓練を、定期的かつ継続的に実施するものとする。また、訓練をより効果的にするため、家庭・地域や関係機関との連携についても考慮するものとする。

4 津波ハザードマップの充実、活用

- (1) 津波ハザードマップの充実及び住民への周知
- 市は、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップについて常に充実を図り、住民等に対し周知を図るものとする。
- また、転入者等に対しても転入手続きの際にハザードマップを渡し、内容の説明をするなど、区域内の全ての住民にハザードマップの内容を周知するための配慮をするものとする。
- (2) 津波ハザードマップの活用
- 津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。
- (3) 掲載内容の充実
- 津波ハザードマップの作成に当たっては、津波・高潮ハザードマップ研究会(事務局：国土交通省等)が作成した津波・高潮ハザードマップマニュアルを参考にするなど、浸水想定区域、避難場所、避難経路、予測最大浸水深、予測到達時間、避難時の危険箇所、その他の防災情報等を記載し、高い場所に避難するというを基本に、住民が自ら考えて安全な場所に避難することができるようなものとなるよう努めるものとする。
- (工夫の例)
- ・ 自分のいる場所からどこに逃げれば良いかを判断できるよう、緊急に避難する避難場所や、標高を示す。

- ・自分の居住する地域を切り取り、冷蔵庫等に貼り常に見られるようにする。
- ・自分の家族の避難場所、集合場所、名前、連絡先を書き込めるスペースをつくる。
- ・安否確認による避難の遅れを避けるため、行先を書き込めるスペースをつくる。
- ・津波の際に、自分や家族がどのように行動するかを自ら意識してつくれるようなものを付属させる。
- ・ハザードマップの浸水想定にとらわれず、とにかく高いところに避難するようなメッセージを記載する。

(4) 住民とのリスクコミュニケーション

想定を超えた津波が有り得ることなど、津波発生時に刻々と変わる状況に、住民等が自ら考え臨機応変な避難行動を取ることができるよう、ハザードマップの内容の周知と併せて、防災教育や啓発活動などを通じて住民とのリスクコミュニケーションに努めるものとする。

(5) 海水浴客や観光施設利用者など一時滞在者への周知

沿岸部以外の地域から訪れた海水浴、釣りなどのレクリエーション客や観光施設の利用者等に対し、津波発生の際の避難経路や避難場所等について、津波ハザードマップの配布、観光施設や宿泊施設への掲示等により周知を図るものとする。

5 避難誘導標識等による啓発

市は、国や県と連携し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路の位置などをまちの至る所に示すことや、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとする。

(取組みの例)

- ・バス会社の協力によるバス停留所標識に避難する際の目安となる海拔標識を取り付ける。
- ・道路標識の標識柱に海拔標示を示した津波避難誘導看板や浸水想定区域の表示を設置する。
- ・市内の電柱に標高表示をし、多くのところで標高が目につくようにする。
- ・避難場所の入り口に、良く見えるような看板を設置し、太陽電池等で夜間でもわかるようにする。
- ・海岸等に浸水想定区域や避難場所、避難路などを示した看板を設置する。

6 防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

市は、海岸及び港湾の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練を積極的に実施するものとする。

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるものとする。

また、本市では海水浴場を抱え、多くの海水浴客や観光客が訪れることから、その避難を踏まえた訓練についても定期的に実施するものとする。

※ その他訓練の詳細については、第2編第8章「防災教育・防災訓練」に準じるものとする。

第3節 応急対策，災害復旧への備え

第1 災害発生直前対策

1 趣旨

津波からの住民の迅速かつ円滑な避難を実施するため，津波警報等の災害発生直前の情報の市民への伝達や，避難誘導が重要であり，あらかじめ情報伝達体制の確保や避難誘導體制を整備しておくものとする。

2 留意点

(1) 住民への避難指示等の伝達体制

避難指示の発令については，具体的な基準をあらかじめ定め，必要に応じて内容の再点検を行い，住民への伝達を迅速かつ確実に行う。

(2) 防災行政無線をはじめとした多様な伝達手段の確保

防災行政無線の整備にあたっては，災害に強く住民まで確実に情報が届くようなものとするほか，防災行政無線以外にも多様な伝達手段を用い，確実に津波情報が住民に伝達されるようにする必要がある。

(3) 要配慮者や海水浴客等の避難体制の整備

要配慮者の避難については，あらかじめ，それぞれの避難支援者や，支援方法，避難先を決めておくなどの手順を定めておく必要がある。

また，海水浴客等の避難については，土地勘が無いことを前提として，津波情報の伝達手段や伝達方法について広報等により啓発を行う必要がある。

3 津波警報等の住民等への伝達

(1) 避難指示等の伝達体制の確保

市は，地域の特性等を踏まえつつ，住民等の円滑な避難や安全確保のため，津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

(2) 伝達手段の多重化，多様化

さまざまな環境下にある住民や高齢者・障害者等の要配慮者，一時滞在者等に対して情報が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，伝達媒体の特性に応じた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。情報媒体としては以下のようなものがあげられる。

情報収集機能	情報発信機能
全国瞬時警報システム(J-ALERT)， テレビ，ラジオ，携帯電話(エリアメール機能も含む)，ワンセグ，ツイッター，防災ブログ，特災協無線，現地確認など	防災行政無線(同報，個別) テレビ，ラジオ(近隣コミュニティ FM局等の協力を得る)，携帯電話(エリアメール機能も含む)，ホームページ，広報車，掲示板，新聞折り込みなど

(3) 住民等への伝達内容の検討

市は，津波警報，避難勧告等を住民に周知し，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際，高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

防災行政無線等で津波からの避難を呼びかける際には、住民の避難行動を促すよう、命令口調を用いるなど、緊迫感を持たせるような工夫について、平常時から訓練等で取り組むよう努めるものとする。

(4) 津波地震や遠地地震への対応

市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

※伝達体制の整備担当課 防災安全課

(5) 安全な津波監視のための対策

住民や関係機関に対する情報伝達にあたり、発災時に職員や消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても情報を収集することができるよう、監視カメラによる監視の実施など、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの活用を図る。

4 住民等の避難誘導體制

(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底等

市は、具体的な想定や訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

※津波避難計画の策定担当課 防災安全課

(2) 徒歩避難の原則及びその周知等

1) 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車運転免許証所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

2) 自動車による避難の検討

各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整を図るものとする。

なお、道路基盤の状況によって渋滞が発生し、津波被害に巻き込まれることが考えられることから、自動車による避難については、道路基盤の整備状況を十分考慮するものとする。

(3) 避難誘導を行う者の安全の確保

消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達まで間がないと考えられる場合は安全な高台等に避難するなど、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

(4) 要配慮者等の避難誘導

1) 避難行動要支援者の情報把握、共有等

市は、高齢者や障害者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるものとする。

具体的には、避難行動要支援者名簿を整備し、避難行動要支援者一人ひとりの避難誘導計画である避難支援プラン個別計画を作成する等、普段から警察や消防署・消防団・自主防災組織・民生委員等との情報共有を図るなどにより、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努めるものとする。

また、病院及び社会福祉施設は、津波発生時に備え、入院患者や入所者等の避難手順等を定めた避難誘導計画を策定するとともに、定期的な避難訓練の実施に努めるものとする。

※避難行動要支援者名簿担当課 障がい福祉課、長寿介護課

2) 要配慮者等の避難後の支援

要配慮者等が、避難所等への避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、平常時から受け入れ施設を確保し、必要に応じて福祉施設等への入所や介護職員等を派遣するなど、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

(5) 海水浴客等の避難誘導

1) 情報伝達のための対策

海水浴場や港湾等を訪れている一時滞在者や住民に対しては、防災行政無線の屋外スピーカー等を設置するなど、津波に関する情報を伝達するための対策を検討する。

2) 津波防災の広報

内陸部等からの一時滞在者に対して、津波に対する知識、津波発生の際の避難方法(避難経路・避難場所)及び津波情報の伝達方法などを、チラシやハザードマップの配布、看板の設置、アナウンス等により広報するものとする。

※津波防災広報担当課 防災安全課

第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

1 趣旨

津波対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関等は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

2 留意点

(1) 他機関との連携体制の事前整備

市並びに防災関係機関等との応援・協力体制について、協定の締結、マニュアルの整備、平常時における訓練・情報交換の実施等の具体的な方策に基づき、連携体制の強化を図っていくことが必要である。

(2) 公的機関等の業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、BCP(業務継続計画)の策定などにより、津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の業務継続性を確保し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。また、実効性ある業

務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う必要がある。

(3) 防災機能等の確保、充実

市及び防災関係機関は、県と連携しそれぞれの機関の防災機能を果たす施設(防災重要拠点等)、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、医薬品、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保を図る必要がある。

また、それぞれの機関に係る庁舎等の設置場所について、被害軽減の観点から、津波浸水想定区域から外す、あるいは改めて設置場所の見直しを行う検討をする必要がある。

(4) 広域的な相互応援体制の整備

大規模災害に備え、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

3 情報通信ネットワークの整備

第2編第1章「情報通信の備え」に準じる。

4 相互応援体制の整備

第2編第6章「支援・受援の備え」に準じる。

5 防災組織等の活動体制の整備

第2編第9章「防災組織の活動」に準じる。

第3 被害軽減のための備え

1 趣旨

津波による被害を最小限に抑えるためには、津波発生後の消防活動や救助・救急活動、津波災害発生後の緊急輸送経路の確保、被災者支援を迅速かつ円滑に実施する必要があることから、それぞれについて事前対策を図るものとする。

2 留意点

(1) 津波災害警戒区域内の救助・救急活動

津波災害警戒区域内では、市地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する、社会福祉施設、学校、医療施設等の施設の所在地を定めること等から、当該情報を活用した救助・救急活動に努める必要がある。

(2) 緊急輸送に関する施設の津波災害に対する安全性の確保

災害発生時の輸送施設や輸送拠点と指定された施設や、緊急輸送道路に係る信号機・情報板等の道路交通関連施設については、津波災害に対する安全性の確保に努める必要がある。

(3) 避難所の指定

避難所は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所を指定する必要があるが、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などの防災拠点化を図る必要がある。

3 消火活動、救助・救急活動への備え

第2編第11章「火災予防・消火・救護活動の備え」に準じる。

4 医療救護活動への備え

第2編第4章「医療救護活動への備え」に準じる。

5 緊急輸送への備え

(1) 緊急輸送道路の指定

第2編第5章「緊急輸送への備え」に準じる。

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、震災対策計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

また、津波による通行不能(津波被害、津波警報の継続)を想定した、緊急輸送道路を補完する代替ルート確保のための道路整備を行う。

その他の対策については、第2編第5章「緊急輸送への備え」に準じる。

6 被災者支援のための備え

第2編第3章「被災者支援のための備え」に準じる。

第2章 津波災害応急対策計画

第1節 災害発生直前の対策

第1 津波警報等の伝達

1 趣旨

津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施するうえで不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に伝達する。

2 留意点

(1) 津波の特性による継続する危険性の伝達

津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する必要がある。

(2) 迅速・的確な避難指示等

強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。

(3) あらゆる伝達手段の活用

津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、あらゆる手段を講じるものとする。なお情報媒体は第3編第2章「情報収集・伝達」に準じるものとする。

3 活動項目リスト

(1) 津波警報・注意報、津波情報の収集・伝達

第3編第2章第1節第5「津波予報、地震・津波情報の収集・伝達」及び第7「異常現象の発見者の通報と措置」に準じる。

第2 住民等の避難誘導

1 趣旨

災害が発生するおそれがある場合において、市民の生命または身体を災害から保護するため、市長等は関係機関の協力を得て、市民や観光客等を安全に誘導して未然に被害を食い止めるものとする。

2 留意点

(1) 水門等の閉鎖

消防職団員、水防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖等の緊急対策を行うものとする。

(2) 迅速かつ的確な情報収集

避難の勧告または指示の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は市よりも消防や警察に集まりやすいため、これらの関係機関の連携を密にして情報の遺漏が

ないようにする必要がある。

(3) 関係機関の協力

混乱なく速やかに避難を実施するためには、市、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底をはかることが必要である。

(4) 要配慮者に配慮した避難誘導

避難は近隣住民(自主防災組織)、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障害者、外国人等の要配慮者への配慮が必要である。

3 活動項目リスト

(1) 避難勧告・指示・準備(要配慮者避難)情報

第3編第4章第1節第3「避難勧告、指示、準備(要配慮者避難)の基準」、第5「避難の勧告、指示、準備(要配慮者避難)情報の内容」、第10「避難措置の周知」に準じる。

(2) 警戒区域の設定

第3編第4章第1節第11「警戒区域の設定」に準じる。

(3) 避難の誘導

第3編第4章第1節第12「避難の誘導」に準じる。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第1 災害情報の収集・連絡

1 趣旨

津波が発生した場合、応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)や津波警報等、被害情報、措置情報を関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・連絡する。

2 留意点

(1) 迅速な行動と適切な通信手段の活用

関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

(2) 被害の全体像の把握

被害に関する細かい数値は初動段階では不要である。むしろ、災害全体の規模(被害概数)を知ることが重要であり、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにする必要がある。

(3) 被災地の収集能力の支援

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため現地から情報があがってくるのを待つのではなく、周辺の機関または災害対策本部から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。

(4) 収集した情報の処理

収集した情報を各種の応急対策活動を生かすため、関係する防災関係機関間での密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 被害概況の情報の収集・把握

第3編第2章第1節第9「災害情報の収集・伝達」に準じる。

(2) 知事への報告

第3編第2章第1節第10「知事等への報告」に準じる。

(3) 被害種類別の情報収集・伝達方法

第3編第2章第1節第11「被害種類別の情報収集・伝達方法」に準じる。

第2 通信手段の確保

1 趣旨

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

2 留意点

(1) 情報通信手段の機能確認

市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

(2) 緊急情報連絡用の回線設定

市及び電気通信事業者は、携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

(3) 優先度の高い情報の伝達

被災の中心では、無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられる。その様な場合は関係機関間の協力を密にし、確保できた設備を用いて優先度の高い情報を伝達することが重要である。

3 活動項目リスト

(1) 専用通信設備の運用

第3編第2章第2節第4「公衆電気通信設備が利用できない場合」に準じる。

(2) 代替通信機能の確保

第3編第2章第2節第3「公衆電気通信設備の利用」に準じる。

(3) アマチュア無線ボランティアの活用

第3編第2章第2節第4「公衆電気通信設備が利用できない場合」に準じる。

第3 市及び防災関係機関の活動体制

1 計画の方針

市は、災害発生時には、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。発災後あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わずに速やかに参集し、所定の業務にあたるものとする。

また、その他の防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

2 留意点

(1) 参集基準の明確化及び周知徹底

災害の発生時間が夜間あるいは休日となる場合、地震により情報連絡機能が低下した場合等を考慮し、あらかじめ職員の参集基準を別に定める初動マニュアル等で明確化し、その内容を周知徹底させることにより、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにすることが必要である。

(2) 公共交通機関停止時の参集手段の事前検討

大規模地震が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止することも予想されることから、その際の参集手段についてあらかじめ検討しておくことが必要である。

(3) 動員のための情報連絡手段の確保

地震発生直後の職員の参集・動員を確実なものにするためにも、携帯電話等の災害時の情報連絡手段を確保しておくことが必要である。

(4) 市長との情報連絡手段の確保

休日・夜間あるいは市長の外出・出張中等において地震が発生した場合であっても、災害対策本部は、原則として市長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、迅速な情報提供が必要である。

(5) 意思決定者不在の場合への対応

交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速や

かな意思決定ができるよう意思決定の代行者を設定しておく必要がある。

(6) 設置基準の明確化

地震発生から災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、予め災害対策本部の設置基準をわかり易い形で明確化しておく必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

第3編第1章第1節第2「配備体制」に準じる。

(2) 職員の動員・参集

第3編第1章第1節第3「動員計画」に準じる。

(3) 市災害対策本部

第3編第1章第1節第4「災害対策本部の設置」、第5「災害対策本部の組織と編成」に準じる。

第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣

1 趣旨

災害発生時には、その規模に応じて、国、県及び市等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築する。また、人命または財産の保護のため必要があると認める場合は、自衛隊に対し災害派遣を県を通じて要請するものとする。

2 留意点

(1) 広域的な相互応援の実施

大規模災害時には、市だけですべて対策を行うことは困難であり、また隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もある。このため、隣接する自治体のみならず、防災関係機関等及び広域的な地方公共団体間の相互応援を実施することが必要である。

(2) 密接な情報交換

震災時の相互応援を効果的に実施するために、市は、平常時より他自治体等と応援要請・受入体制等についての情報交換を密接に行う必要がある。

(3) 応援手続きの迅速化

応援要請実施の判断等を迅速に行うためには、市は地震被害の的確な把握を速やかに行う必要があるため、被害情報の収集・伝達体制の整備が重要となる。

(4) 被害状況の早期把握

市は自衛隊の災害派遣を必要とする被害があるか否かを、地震発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには、知事への派遣要請に先立ち、被害の概要を地震後できるだけ短時間で把握する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 応援要請の実施

第3編第6章第2節第3「応援要請の実施」に準じる。

(2) 応援受入体制の確保

第3編第6章第2節第4「応援受入体制の確保」に準じる。

(3) 消防機関の応援要請・受入体制の確保

第3編第6章第2節第5「消防機関の応援要請・受入体制の確保」に準じる。

(4) 自衛隊に対する災害派遣要請

第3編第13章第1節第3「災害派遣要請基準」、第4「災害派遣要請の範囲」、第5「災害派遣要請の手続き」、第6「災害派遣要請先」、第7「自衛隊との連絡」に準じる。

(5) 自衛隊の判断による災害派遣

第3編第13章第1節第8「自衛隊の判断による災害派遣」に準じる。

(6) 自衛隊受入れ体制の確立

第3編第13章第1節第9「災害派遣部隊の受入れ」に準じる。

(7) 災害派遣部隊の撤収要請

第3編第13章第1節第10「災害派遣部隊の撤収要請」に準じる。

(8) 経費の負担

第3編第6章第2節第4「応援受入体制の確保」、第5「消防機関の応援要請・受入体制の確保」、第13章第1節第11「経費の負担」に準じる。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動等

1 趣旨

災害発生後、火災や浸水地域に取り残されるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動、消火活動を行う。

2 留意点

(1) 住民及び自主防災組織等の役割

住民及び自主防災組織等の地域の各種組織は、自発的に被災者の救助・救急活動及び消火活動を行うとともに、救助・救急活動及び消火活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

(2) 資機材の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

また、市は、必要に応じ民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(3) 応急医療体制の確保

市は、被災情報を迅速かつ正確に把握し、市内の総合病院との連携により医療活動を進めるものとする。

(4) 最重要防御地域等の優先消火

市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な津波災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。

(5) 被害情報の早期把握

市は、通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立し、被害情報を早期に把握する必要がある。

(6) 応援隊との連携

大規模な地震では、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行うことが必要である。

(7) 活動障害の考慮

断水による消火栓の使用不能や、水圧低下による水量不足、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなど、地震後の混乱期には様々な障害要因が存在するため、災害時は臨機応変な活動を実施する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 救助・救急活動

第3編第7章第1節「救出・救護」に準じる。

(2) 医療活動

第3編第7章第2節「応急医療」に準じる。

(3) 消火活動

第3編第3章「消防・消火活動」に準じる。

(4) 水害防止活動

第3編第18章第1節第12「水防活動」、第13「水防信号及び標識」、第14「水防作業」に準じる。

(5) 海上災害対策

第3編第19章「海上災害対策」に準じる。

(6) 惨事ストレス対策

第3編第3章第1節第18「惨事ストレス対策」、第7章第1節第8「惨事ストレス対策」、第2節第7「惨事ストレス対策」に準じる。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 趣旨

救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも、また、避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

2 留意点

(1) 迅速な道路被害状況等の収集

緊急輸送道路の各管理者は、迅速に緊急輸送道路の応急復旧に着手することから、発生後、関係機関と協力し、迅速に緊急輸送道路及び沿道の被害状況等を収集することが必要である。

(2) 人員及び資機材等の確保のための関連業界等との協力体制の強化

震災時の緊急輸送活動を支援する道路啓開作業を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、あらかじめ応急復旧作業と関係する建設業界等との協力体制の強化を図っておくことが必要である。

(3) 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築

道路、河川・海、ヘリポート等を総合的に活用し、震災対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図ることが必要である。また、震災時の物流拠点となる施設については、このような輸送手段の連結性を考慮し、整備を進めていくことが必要である。

(4) 隣接県警察及び関係機関との連携

緊急交通路における交通規制等が迅速・的確に実施できるよう、隣接県警察、防災関係機関、道路管理者と平常時から連絡を密にし、有事における協力体制を確立しておくことが必要である。

(5) 交通規制に関する情報の市民に対する周知措置

一般車両等の混乱を防止するため、

1) 緊急交通路指定路線及び震災発生時の交通規制内容

2) 震災発生時における運転者の採るべき措置

等について、各種広報媒体、パンフレット等により、広く市民に知らせることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 緊急輸送の実施

第3編第8章第1節第14「輸送計画」に準じる。

(2) 緊急輸送道路の確保

第3編第8章第1節第5「緊急輸送道路の確保」、第11「緊急啓開道路の確保」、第13「道路、橋梁の応急対策」に準じる。

(3) 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保

第3編第8章第1節第14「輸送計画」に準じる。

(4) 緊急輸送状況の把握

第3編第8章第1節第14「輸送計画」に準じる。

(5) 交通規制

第3編第8章第1節第6「交通規制の実施」、第7「迂回路の選定」、第8「緊急交通路の交通規制」、第9「広報」、第10「緊急通行車両の確認」、第12「通行禁止等における義務及び措置命令」に準じる。

第5節 避難収容及び情報提供活動

第1 避難所及び被災者の把握等

1 趣旨

津波のおそれのある場合又は発生した場合、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に収容することにより、当面の居所を確保する。

また、被災者の生活支援にかかわる対策については、被災者状況を十分に把握しそれに基づいた対策が必要であることから、被災者の把握に関わる業務を積極的に行う。

2 留意点

(1) 多様な避難所の確保

市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、避難所の開設にあたっては、適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

(2) 使用可能施設・設備の把握

災害時において、避難所として使用可能な施設及び設備を、あらかじめ把握しておく。特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握し、また、これらについては、避難生活時にも常に把握しておくことが必要である。

(3) 協力体制の確保

大規模な地震が発生した場合、市職員のみでは避難所の運営を行うことが不可能であるため、避難所開設時について、自主防災組織等との協力体制の確保に努めることが必要である。また、避難所に指定されている学校についても、学校長以下教職員の協力体制を確保しておくことが必要である。

(4) 避難者の状態把握

避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等を把握することが必要である。特に、高齢者等の要配慮者については、病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細に把握することが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 避難所の開設、運営

第3編第4章第2節「避難所の設置」、第4節「災害救助法による避難所の設置」に準じる。

(2) 被災者、疎開者、自宅被災者の把握

第3編第4章第9節「被災者の把握」に準じる。

(3) 広域避難収容

第3編第4章第1節第8「広域的避難収容」に準じる。

第2 応急仮設住宅

1 趣旨

災害により、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅を提供するなど、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

2 留意点

応急仮設住宅への入居に当たっては高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮する。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

3 活動項目リスト

- (1) 応急仮設住宅の建設、管理等

第3編第4章第10節第2「応急仮設住宅の建設計画」に準じる。

- (2) 建築物の応急復旧への支援

第3編第4章第10節第4「住宅の応急修理計画」に準じる。

第3 被災者等への的確な情報伝達活動

1 趣旨

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

2 留意点

- (1) 要配慮者への配慮

避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への入居にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

- (2) 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

3 活動項目リスト

- (1) ニーズの把握

第3編第4章第5節第2「ニーズの把握」に準じる。

- (2) 相談窓口の設置

第3編第4章第5節第3「相談窓口の設置」に準じる。

- (3) 生活情報の提供

第3編第4章第5節第4「生活情報の提供」に準じる。

第4 要配慮者安全確保対策

1 趣旨

災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

2 留意点

(1) 状況把握の早期実施

在宅や避難所で生活する要配慮者への安全確保対策を的確に行えるよう、状況把握を早期に行うことが必要である。

(2) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

要配慮者に対する応急救助活動の実施にあたっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

第3編第5章第1節第3「要配慮者関連施設入所者等に対する安全確保対策」に準じる。

(2) 在宅要配慮者に対する安全確保対策

第3編第5章第1節第4「在宅要配慮者に対する安全確保対策」に準じる。

(3) 外国人に対する安全確保対策

第3編第5章第1節第5「外国人に対する安全確保対策」に準じる。

第6節 物資の調達，供給活動

1 趣旨

被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

2 留意点

(1) 時宜を得た物資の調達

被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(2) 孤立状態被災者への供給

被災者の中でも，交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，食料，飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

(3) 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握

避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成，健康状態等を把握し，状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うことが必要である。

(4) 協力体制の確保

直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には，生活救援物資の供給について，地域間の相互応援が必要である。また，日頃より，企業との応援協定も含め，窓口の確認など体制を整備しておく必要がある。

(5) 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保

発災直後は，安否確認等により一般回線等の輻輳が予想されるため，代替手段を含めた通信手段の確保や公的備蓄の強化など，通信途絶時の物資の調達・供給体制の整備を図る必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 食料の供給

第3編第4章第6節「食料の供給」に準じる。

(2) 生活必需品の供給

第3編第4章第7節「生活必需品の供給」に準じる。

(3) 応急給水の実施

第3編第4章第8節「給水」に準じる。

第7節 防疫，遺体の処理等に関する活動

1 趣旨

災害後の感染症の発生は，住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため防疫活動を迅速に実施し，地域住民の保健衛生を積極的に推進する。また，災害の際に死亡した者について，死体識別等の処理を行い，火葬場，柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し，柩の調達，遺体の搬送の手配等を実施する。

2 留意点

津波被害の被災地では，津波流出物などの廃棄物により，悪臭や害虫の発生など衛生上の課題が生じる恐れがある。そのため，十分な防疫活動により市民の健康状態の維持に努める。また，遺体の処理・火葬にあたっては，必要に応じ，近隣自治体の協力を得て，広域的な実施に努めるものとする。なお，遺体については，その衛生状態に配慮する。

3 活動項目リスト

(1) 防疫

第3編第10章第2節「防疫」に準じる。

(2) 行方不明者の検索，遺体の処理・埋葬

第3編第12章「遺体探索・処理埋葬」に準じる。

第8節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動

1 趣旨

被災地域では一時的に社会生活が混乱し，それに乘じた犯罪行為の発生が予想されることから，社会秩序の維持が重要な課題となる。また，被災者の生活再建へ向けて，物価の安定，必要物資の適切な供給を図る必要があり，これらについて，関係機関は適切な措置を講じる。

2 留意点

被災地及びその周辺(海上を含む。)においては，警察が独自に，又は自主防犯組織等と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努める。

3 活動項目リスト

(1) 社会秩序の維持

第3編第4章第11節「社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動」に準じる。

(2) 物価の安定，物資の安定供給

第3編第4章第11節「社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動」に準じる。

第9節 応急復旧

1 趣旨

迅速かつ円滑な応急対策及び二次災害を防止するとともに、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を迅速に行う。

2 留意点

(1) ライフライン施設等の応急復旧の実施

市及び防災関係機関等は、発災後安全が確認され次第速やかに、所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を行う。

(2) 住宅の応急修繕

市は、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

3 活動項目リスト

(1) 道路

第3編第8章第2節第2「道路の応急復旧」に準じる。

(2) 港湾、漁港

第3編第8章第2節第3「港湾、漁港の応急復旧」に準じる。

(3) その他土木施設

第3編第8章第2節第4「その他土木施設の応急復旧」に準じる。

(4) 電力

第3編第15章第1節第2「電力」に準じる。

(5) 電話

第3編第15章第1節第3「電話施設」に準じる。

(6) ガス

第3編第15章第1節第4「ガス」に準じる。

(7) 上水道

第3編第15章第1節第5「水道」に準じる。

(8) 下水道

第3編第15章第1節第6「下水道（汚水及び下水道施設）」に準じる。

(9) 応急危険度判定

第3編第4章第10節第3「建築物の応急危険度判定」に準じる。

(10) 住宅の応急修理

第3編第4章第10節第4「住宅の応急修理計画」に準じる。

第10節 自発的支援の受入れ

1 趣旨

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市及び関係団体は、適切に対応する。

2 留意点

(1) ボランティアの受入れ

市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。また、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

(2) 義援物資を提供する側の配慮

市民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

3 活動項目リスト

(1) ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

第3編第6章第4節第2「ボランティア受入れ窓口の設置・運営」に準じる。

(2) ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

第3編第6章第4節第3「ボランティア受入れ窓口との連携・協力」に準じる。

(3) 義援金品の募集及び受付

第4編第4章第1節第6「義援金品の募集及び配分」に準じる。

第3章 津波災害復旧・復興対策計画

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画

1 趣旨

被災地の復旧・復興は、市民生活を再建するだけでなく、災害の防止に配慮した復旧等により安全・安心な地域づくりを目指し、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る必要がある。

特に復興は復旧とは異なり、被災前の地域課題を解消し、都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と捉えられることから、これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係機関等との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進することが重要である。

2 留意点

(1) 復旧・復興の基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

(2) 復興による津波に強いまちづくり

市は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、総合的な市街地の再整備を行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

また、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とする。

(3) 迅速な意思決定等の必要性

地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に震災復興対策本部の設置、震災復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

(4) 事前復興対策の実施

震災復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるため、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが必要である。

(5) 国・県との密接な連携

震災復興は、市及び国・県との密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県との十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、国や県と密接に連携することが必要である。

(6) 民意の反映

震災復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていくことが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 事前復興対策の実施

第4編第6章第1節第1「事前復興対策の実施」に準じる。

(2) 復興対策本部の設置

第4編第6章第1節第2「震災復興対策本部の設置」に準じる。

(3) 復興方針・計画の策定

第4編第6章第1節第3「震災復興方針・計画の策定」に準じる。

(4) 復興事業の実施

第4編第6章第1節第4「震災復興事業の実施」に準じる。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第1 被災施設の復旧等

1 趣旨

被災施設の復旧は、災害発生後被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

2 留意点

(1) 復旧予定時期の明示

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(2) 地域間・組織間の応援協力体制の整備

震災後の施設の復旧に関しては、迅速かつ的確な対応が求められるが、震災時の混乱の中、復旧事業計画の作成及び実施等にあたる十分な人員が確保できない場合も想定されるため、地域間、組織間の人員の応援協力体制の整備が必要である。

(3) 迅速な復興のための意思決定等の必要性

地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に震災復興対策本部の設置、震災復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

(4) 国や県との密接な連携

都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、国や県との密接な連携を行っていく必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 災害復旧事業の実施

第4編第1章第1節「公共施設」に準じる。

(2) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

第4編第2章第1節「財政援助・助成計画」に準じる。

第2 災害廃棄物の処理

1 趣旨

津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する必要がある。

また、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

2 留意点

災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

3 活動項目リスト

(1) 解体，がれき処理

第4編第1章第1節第3「解体，がれき処理」に準じる。

第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援

第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

1 趣旨

大規模な津波災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市、県及び県社会福祉協議会は、震災時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずる。

2 留意点

(1) 被災者への広報及び相談窓口の設置

市は、被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ疎開等を行っている個々の被災者も含め広報するとともに、相談窓口を設置することが必要である。

(2) 事務処理の迅速化

市は、被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続きの簡素化、事務処理の迅速化を図ることが必要である。

(3) 農林漁業者に対する支援

津波災害は沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意する。

3 活動項目リスト

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

第4編第4章第1節第7「災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金」に準じる。

(2) 生活福祉資金の貸付

第4編第4章第1節第4「生活福祉資金」に準じる。

(3) 母子寡婦福祉資金の貸付

第4編第4章第1節第5「母子寡婦福祉資金」に準じる。

(4) 農林漁業復旧資金

第4編第4章第1節第1「農林漁業復旧資金」に準じる。

(5) 中小企業復興資金

第4編第4章第1節第2「中小企業復興資金」に準じる。

(6) 住宅復興資金

第4編第4章第1節第3「住宅復興資金」に準じる。

第2 租税及び公共料金等の特例措置

1 趣旨

津波により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

2 留意点

(1) 広報の徹底

災害時、市民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。

(2) 手続きの簡素化及び迅速化

震災により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努める必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 国税等の徴収猶予及び減免の措置

第4編第5章第1節第1「国税等の徴収猶予及び減免の措置」に準じる。

(2) その他の公共料金の特別措置

第4編第4章第1節第8「郵政関係保護」、第5章第1節第3「その他公共料金の特別措置」に準じる。

第3 住宅建設の促進

1 趣旨

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市が災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を実施する。実施にあたり、市で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

2 留意点

(1) 市は迅速な災害公営住宅の建設、復旧を図るため、災害住宅建設計画、復旧計画を県の支援を受けながら作成する。

(2) 独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に関する情報の提供と、迅速な事務処理体制の検討を行うことが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 災害公営住宅の建設、入居者の選定

第4編第5章第1節第4「災害公営住宅の建設」に準じる。

第4 被災者生活再建支援法の適用

1 趣旨

市単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

2 留意点

(1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行なう必要がある。このため、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

(2) 支援金支給手続き等の説明

支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続きが迅速かつ円

滑に進むようにするため、支援法が適用された場合、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限など、その手続きについて懇切・丁寧に説明する必要がある。

また、市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や被災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付するものとする。

3 活動項目リスト

(1) 被災者生活再建支援法による支援金の支給

第4編第4章第1節第9「被災者生活再建支援法による支援金の支給」に準じる。

第 6 編 原子力災害対策計画

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、屋内避難若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときに必要な対策について定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、神栖市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、「神栖市地域防災計画」の「第6編 原子力災害対策計画」として定めるものである。この計画に定めのない事項については神栖市地域防災計画第1編～第5編に拠るものとする。

第3節 計画の基礎とするべき災害の想定

神栖市は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年9月5日全部改正）に示されている「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」からは外れているが、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、神栖市内において屋内避難若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対して周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。

第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策計画）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。なお、現在の原子力災害対策指針では、UPZ外において必要な防護措置の実施の判断の考え方等が示されておらず、今後、国際的議論の経過を踏まえつつ検討するとされている。そのため、それらの検討が行われ原子力災害対策指針が改正された段階で、地域防災計画（原子力災害対策計画）の修正を行うものとする。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。なお、本章に定めのない事項については「第2編 予防計画」に準じる。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- (1) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。
- (2) 市は、燃料、発電機等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (3) 市は、避難所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

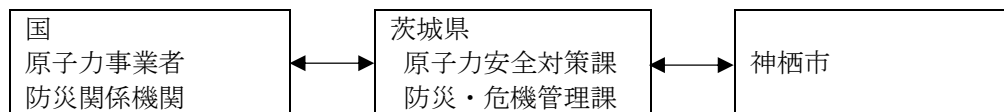
第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、県と連携を密にし、国、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、情報通信のためのネットワークを強化するものとする。



2 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

3 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

4 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努め、住民問合せ対応等において活用する体制の強化を図る。

第2 通信手段・経路の多様化

市は、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

1 市防災行政無線の整備

市は、防災行政無線システム（同報無線、戸別受信機等を含む）の充実を図り、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

2 災害に強い伝送路の構築

市は、県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

3 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用にも努めるものとする。

4 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

5 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

6 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

7 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第4節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下の緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備するものとする。なお、その詳細については、第3章「緊急事態応急対策」に記載する。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

市は、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）発生の通報を受けた場合に、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

第2 災害対策本部体制等の整備

市は、全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生し、原災法第15条に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第3 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、広域避難体制の強化、救助活動等の支援体制の強化等、市町村間の広域的な応援協力体制の拡充・強化を図る。

なお、広域応援協定等の締結状況は資料編のとおりである。

第4 モニタリング体制等

市は、県の実施する平常時及び緊急時のモニタリング情報について、災害時に有効活用できるよう、県との協力・連携体制を整備する。また、市役所本庁舎においてモニタリングを実施し、異常値が観測された場合は市独自に必要な測定を行うものとする。

第5節 避難収容活動体制の整備

第1 避難所等の整備

1 指定避難所の指定

市は、学校、体育館、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、あらかじめ指定避難所を指定し、住民への周知徹底を図るものとする。なお、指定避難所における設備等の整備や物資の備蓄等については、第2編第3章第2節「被災者支援のための備え」に準じるものとする。

2 コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県と連携し、市民が短期間で避難できる範囲にある放射線防護効果の高いコンクリート構造の建築物への退避を指示する体制の整備に努めるものとする。

3 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

4 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

1 要配慮者等の支援体制の整備

市は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、要配慮者等避難支援計画等の整備に努めるものとする。

2 施設管理者との連携

市は、医療機関、社会福祉施設、学校等施設における災害発生時の安全で確実な避難のため、各施設の管理者との間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第3 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

第6節 緊急輸送活動体制の整備

- (1) 市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
- (2) 市は、県及び県警察が県の管理する緊急時の応急対策に関する輸送活動を円滑に行う輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備に協力し、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。
- (3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、県及び県警察と連携し、民間事業者に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

第7節 医療体制の整備

第1 緊急被ばく医療活動体制等の整備

放射線被ばく又は放射線汚染を受けた者への対応は、県が関係機関の協力を得て、避難所に設置する救護所等において実施する。

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

第2 安定ヨウ素剤の予防服用の準備

市は、県の協力のもと、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、必要な措置を講じるものとする。

第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制、市防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。
- (2) 市は、国、県と連携し、外国人も含めた住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。事故発生時に個人の安否等の情報を確認できるようにするため、施設敷地緊急事態が発生した場合には電気通信事業者と災害伝言ダイヤルが開設されるよう、あらかじめ協議するものとする。
- (3) 市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (4) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、近隣コミュニティFM局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第9節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

市は、国、県と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について、広報誌、ホームページ、パンフレット等の各種方法を活用し、広報活動を実施するものとする。

- 1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2) 原子力施設の概要に関すること
- 3) 原子力災害とその特性に関すること
- 4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- 5) 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- 6) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- 7) 要配慮者等への支援に関すること
- 8) 緊急時にとるべき行動
- 9) 安定ヨウ素剤の服用目的、服用上の注意に関すること

第10節 防災業務関係者の人材育成

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務に従事する職員に対し、国、県、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修の活用等による人材育成に努めるものとする。

また、国、県及び防災関係機関と連携して、必要に応じて、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する職場内教育による知識の習得に努めるものとする。また、これらの研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 放射線測定方法及び機器操作に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 原子力災害時の広報に関すること
- (10) 安定ヨウ素剤の服用目的、服用上の注意に関すること
- (11) その他緊急時対応に関すること

第11節 防災訓練等の実施

市は、災害時における判断力の向上に資する実践的な訓練計画（目的、内容、確認項目等）を定める。

市は、計画に基づき、県の協力のもと防災訓練を実施するほか、市が実施する地震・津波等を対象とした防災訓練と併せて実施するなど、定期的に訓練を実施するものとする。訓練実施後は評価を行い、必要に応じて地域防災計画の修正や体制の改善を図るものとする。

防災訓練の例を以下に示す。

- 1) 緊急時通信連絡
- 2) 環境放射線測定に関する情報収集
- 3) 住民に対する情報伝達

第12節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等に努めるものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力発電所等の事故により放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避若しくは避難が必要になったとき又はそのおそれがある場合の対策について示したものであり、県から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合の対応及び全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合の緊急事態応急対策を中心に示している。なお、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。なお、本章に定めのない事項については「第3編 応急対策計画」に準じる。

第2節 活動体制の確立

第1 職員の参集・動員

市は、原子力発電所等の事故により放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避若しくは避難が必要になったとき又はそのおそれがある場合、災害応急対策及び災害復旧対策を迅速かつ的確に実施するため、次の基準に基づき、速やかに職員の参集・動員を行い、警戒活動体制又は緊急活動体制をとる。職員の配備体制基準は、次のとおりである。

なお、動員の伝達方法等については、第3編第1章「初動対応」に準じる。

体制区分	本部	配備基準
警戒活動体制	災害警戒本部 (災害対策本部 設置前)	原子力発電所等の事故により放射性物質の影響が 広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が 必要になるおそれがある場合 1. 県から施設敷地緊急事態発生の通報を受けたと き 2. その他市長が必要と認めたとき
緊急活動体制	災害対策本部	原子力発電所等の事故により放射性物質の影響が 広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が 必要になった場合 1. 全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣が原子力 緊急事態宣言を発出したとき 2. その他市長が必要と認めたとき

第2 警戒活動体制

1 災害警戒本部の設置

市は、県から「原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた」旨の連絡があった場合、又は、その他市長が事故の状況から判断して必要と認めるとき、災害警戒本部を設置し、警戒活動体制をとる。

2 警戒活動

(1) 通報連絡

1) 通報の報告

施設敷地緊急事態発生 of 通報を受報した者は、下記の事項について通報者に確認し、直ちに本部長に報告する。

- ①事故発生 of 時刻及び場所
- ②事故状況（原因、態様、放射性物質の量、組成等）
- ③現在講じている措置
- ④気象 of 状況（風向、風速、大気安定度）
- ⑤敷地境界における線量率
- ⑥予想される災害 of 範囲と程度

2) 市役所モニタリングポスト観測結果 of 確認

施設敷地緊急事態発生 of 通報を受報した者は、直ちに市役所本庁舎に設置されているモニタリングポストより、空中放射線量 of 観測結果（単位：マイクロシーベルト/時間）を監視し、市長に報告する。

3) 本部長 of 行う通報連絡

①県との協議

本部長は、上記 of 通報を受けたとき、直ちに県原子力災害対策本部と連絡をとり、市 of 災害対策に関し協議する。

②関係職員招集 of ための通報連絡

本部長は、上記に基づく協議と並行し、直ちに事故対応に必要な職員 of 招集を指示し、災害警戒本部において対応策を決定する。

(2) 情報 of 収集・連絡及び広報

1) 情報 of 収集・連絡活動

情報担当者は、国、県、その他防災関係機関からの情報収集及び連絡にあたる。また、市内 of 関係する防災関係機関、学校施設等に連絡し、以降 of 連絡に対応できる準備を整えるよう要請する。

2) 広報活動

市及び防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。広報手段としては、次のようなものがある。

- ①防災行政無線（同報無線、戸別受信機等）
- ②テレビ
- ③ラジオ（近隣コミュニティFM局等 of 協力を得る）
- ④携帯電話（エリアメール等）
- ⑤ホームページ
- ⑥広報車
- ⑦掲示板
- ⑧新聞折り込み など

3 警戒活動体制 of 解除

(1) 警戒活動体制から緊急活動体制への移行

本部長は、「第3 緊急活動体制」に定められた事象に該当する場合、災害対策本部を設置し、警戒活動体制から緊急活動体制へ移行する。

(2) 警戒活動体制の解除

本部長は、国並びに県原子力災害対策本部が原子力施設の事故が終息し災害応急対策が必要ないと認めたとき、又は災害警戒本部において災害応急対策の必要がなくなつたと認めたときは、災害警戒本部を廃止し、警戒活動体制を解除する。

第3 緊急活動体制

1 災害対策本部の設置

市は、内閣総理大臣が、神栖市の区域を含めて原子力緊急事態宣言を発出したとき、又は市長が事故状況の推移により緊急活動が必要であると認めるとき、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、緊急活動体制をとる。

2 緊急活動

(1) 緊急活動の開始

本部長の発令により、職員はあらかじめ指定された場所に集合し、緊急活動の指示を受ける。

(2) 緊急活動の実施

緊急活動は次の3段階に分けて実施する。

1) 第1段階の活動

- ①事故発生事業所周辺についての情報収集及び状況把握
- ②避難・屋内退避を含む住民防護活動
- ③職員の被ばく管理

2) 第2段階の活動

- ①放射線又は放射性物質による影響範囲の調査
- ②飲料水、農作物についての対応
- ③避難・屋内退避措置の継続

3) 第3段階の活動

- ①避難・屋内退避解除に伴う措置
- ②飲料水、農作物についての安全確認
- ③災害復旧活動

3 緊急活動体制の解除

本部長は、原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、又は原子力施設の事故が終息し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたときは、災害対策本部を廃止し、緊急活動体制を解除する。

第4 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

2 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長

に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

第5 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 市は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。
- (2) 市は、必要に応じて、県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。
- (3) 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- (4) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第3節 屋内退避，避難収容等の防護活動

第1 屋内退避，避難誘導等の防護活動の実施

1 情報収集活動

市は，県及び防災関係機関より事業所における放射線量率分布状況，放射性物質濃度，プラントの状況，気象条件，敷地外への影響情報，大気中放射線物質拡散計算等による予測結果等を入手し，住民防護活動計画の展開方法，実施時期等について検討する。

2 防護措置の指標

放射性物質が環境中に放出された後の防護措置は，原子力災害対策指針で示されている下記の基準により避難，屋内退避等の措置を講じるものとする。

(原子力災害対策指針で示されている基準)

基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要
O I L 1	地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)	数時間内を目途に区域を特定し，避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
O I L 2	地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，地域生産物※ ³ の摂取を制限するとともに，住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)	1日内を目途に区域を特定し，地域生産物の摂取を制限するとともに，1週間程度内に一時移転を実施。

※1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL (Operational Intervention Level. 運用上の介入レベル) の値であり，地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOIL の初期設定値は改定される。

※2) 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては，空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して，判断基準の値を補正する必要がある。

※3) 「地域生産物」とは，放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって，数週間以内に消費されるもの（例えば野菜，該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

3 住民防護活動の実施

(1) 全面緊急事態が発生した場合には，原災法第15条の規定に基づき，内閣総理大臣は，応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し，原子力災害対策指針の基準を踏まえて，住民等に屋内避難，コンクリート屋内退避，避難の指示をおこなうべきことの指示を行うことになっている。

神栖市は，緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ) の範囲外のため，屋内退避等を要する事態は想定されていない。しかし，仮に原災法第15条の指示があった場合，市は県と連携して，屋内退避等が必要かどうかについて，住民に対し広報を実施する。

屋内退避	自宅等の屋内に退避することにより、その建物のしゃへい効果及び気密性によって放射線の防護を図る。
コンクリート屋内退避	原則として住民が短期間で退避できる範囲にある放射線防護効果のより高いコンクリート構造の建築物内に退避する。原則として退避するコンクリート屋内退避所は市指定避難所とする。
避難	原則としてコンクリート屋内退避所を集合場所として、放射線被ばくを低減できる地域に移動する。

- (2) 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (3) 市は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (4) 市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。
- (5) 市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

第2 避難所

- (1) 市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。
- (2) 市は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供するものとする。
- (3) 市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 市は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。特に、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮

を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。なお、市は県と連携し、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

- (5) 市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

第3 広域一時滞在

- (1) 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所への収容が必要であると判断した場合において、原則として、県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

第4 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。
- (2) 市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

第5 要配慮者等への配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備等に努めるものとする。また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

第6 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行うものとする。なお、必要とされる物

資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

- (2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第4節 治安の確保及び火災の予防

市は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第5節 飲食物の摂取制限等

- (1) 市は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- (2) 市は、原子力災害対策指針に基づいたO I L（Operational Intervention Level。運用上の介入レベル）の値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

（原子力災害対策指針で示されている飲食物等の摂取制限に関する指標）

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※2	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	

※1）「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL（Operational Intervention Level。運用上の介入レベル）の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2）根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第6節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー（国及び県の現地対策本部長など）
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- (1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- (2) 負傷者、避難者等
- (3) コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- (4) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (5) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 市は、県及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- (2) 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、県を通じて、自衛隊、関東運輸局、第三管区海上保安本部など輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。

第2 緊急輸送のための交通確保

道路管理者は、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第7節 救助・救急及び医療活動

第1 救助・救急活動

- (1) 市は、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又はその他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

第2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ正確に行うものとする。
- (2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測や放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 市は、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村等と相互に連絡をとりあうものとする。
- (5) 市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオ（近隣コミュニティFM局含む）などの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、ホームページ、メールマガジン、ツイッター等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (6) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第9節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応する。

第1 ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、社会福祉協議会にボランティアの受入れ窓口を設置し、その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。なお、本章に定めのない事項については「第4編 復旧復興対策計画」に準じる。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、国及び県の協力を得ながら、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関と連携し、環境放射線モニタリングの情報を収集し、住民に周知するとともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第4節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第5節 事故に関する住民への広報活動

市は、国及び県と連携し、事故の発生原因、災害影響範囲、安全の確認結果等について住民に周知する。

第6節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第7節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

資 料 編

〔防災組織・協力関係機関〕

○防災関係機関の連絡先

1 市

名 称	所 在 地	電 話 番 号
神栖市役所	神栖市溝口4991—5	(0299) 90—1111
波崎総合支所	〃 波崎6530	(0479) 44—1111

2 県

名 称	所 在 地	電 話 番 号
茨城県生活環境部防災・危機管理課	水戸市笠原町978—6	(029) 301—2879
鹿行県民センター	鉾田市鉾田1367—3	(0291) 33—4110
潮来土木事務所	潮来市潮来1086—1	(0299) 62—3724
潮来保健所	〃 大洲1446—1	(0299) 66—2114
鉾田地域農業改良普及センター	鉾田市鉾田1367—3	(0291) 33—6198
鹿行家畜保健衛生所	〃 鉾田1367—3	(0291) 33—6132
鹿島港湾事務所	神栖市東深芝13	(0299) 92—2111
鹿行水道事務所	鹿嶋市宮中3761—1	(0299) 82—1121
鹿島下水道事務所	神栖市北浜9	(0299) 96—2617

3 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
関東農政局茨城農政事務所地域第四課	鉾田市当間2318—3	(0291) 33—2166
関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 (波崎出張所)	潮来市潮来3510 神栖市太田3109	(0299) 63—2411 (0479) 46—0101
関東地方整備局利根川下流河川事務所 (小見川出張所) (銚子出張所)	千葉県香取市佐原イ4149 〃 香取市小見川4884—8 〃 銚子市新生町1—19—13	(0478) 54—1411 (0478) 82—2629 (0479) 22—1250
関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所	鹿嶋市栗生2254	(0299) 84—7711
関東運輸局茨城運輸支局鹿島海事事務所	神栖市東深芝9 鹿島港湾合同庁舎	(0299) 92—2604
第三管区海上保安本部銚子海上保安部 警備救難課	千葉県銚子市川口町2—6431 銚子 港湾合同庁舎2F	(0479) 22—1359
第三管区海上保安本部茨城海上保安部 警備救難課	ひたちなか市和田町3—4—16	(029) 262—4304
第三管区海上保安本部茨城海上保安部 鹿島海上保安署	神栖市東深芝9 鹿島港合同庁舎	(0299) 92—2601
水戸地方气象台	水戸市金町1—4—6	(029) 224—1106
銚子地方气象台	千葉県銚子市川口町2—6431銚子港 湾合同庁舎3F	(0479) 22—0074

4 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊古河駐屯地	古河市上辺見1195	(0280) 32—4141
陸上自衛隊勝田駐屯地	ひたちなか市勝倉3433	(029) 274—3211
陸上自衛隊第7航空団司令部（百里基地）	小美玉市百里170	(0299) 52—1331

5 警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
鹿嶋警察署	鹿嶋市宮中1959—1	(0299) 82—0110
〃 神之池地区交番	神栖市木崎1203—3	(0299) 92—0110
〃 知手浜交番	〃 知手中央3—8—1	(0299) 96—0110
〃 水上警備派出所	〃 東深芝13	(0299) 93—0110
〃 土合地区交番	〃 土合本町2—9928—2	(0479) 48—0582
〃 波崎交番	〃 波崎8536—2	(0479) 44—0069

6 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
神栖郵便局	神栖市溝口4991	(0299) 92—5500
神栖大野原郵便局	〃 大野原4—2—1	(0299) 92—4151
神栖知手郵便局	〃 知手中央3—5—32	(0299) 96—1666
萩原郵便局	〃 萩原970—1	(0299) 96—4210
波崎太田郵便局	〃 太田603—12	(0479) 46—1777
波崎土合ヶ原郵便局	〃 土合本町3—9809—16	(0479) 48—1555
波崎郵便局	〃 波崎8635—1	(0479) 44—0899
深芝郵便局	〃 深芝2613	(0299) 92—4246
別所郵便局	〃 波崎4781—45	(0479) 44—0898
矢田部郵便局	〃 矢田部6498—1	(0479) 48—0891
若松郵便局	〃 須田2340—127	(0479) 46—0871
日本赤十字社茨城県支部	水戸市小吹町2551	(029) 241—4516
日本放送協会水戸放送局	〃 大町3—4—4	(029) 232—9885
東日本電信電話株式会社茨城支店（災害対策室）	〃 北見町8—8	(029) 232—4826
日本通運株式会社鹿島港支店	神栖市東深芝28—5	(0299) 92—2031
東京電力株式会社竜ヶ崎支社鹿島営業センター	鹿嶋市宮中三笠山5215	(0299) 86—3280
KDDI株式会社		
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ		

7 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
茨城県土地改良事業団体連合会	水戸市宮内町3193—3	(029) 225—5651
茨城県社会福祉協議会	〃 千波町1918	(029) 241—1133
社団法人 茨城県医師会	〃 笠原町489	(029) 241—8446
社団法人 茨城県歯科医師会	〃 見和2—292—1	(029) 252—2561
社団法人 茨城県薬剤師会	〃 緑町3—5—35	(029) 225—9393
社団法人 茨城県看護協会	〃 緑町3—5—35	(029) 221—6900
関東鉄道株式会社潮来営業所	潮来市辻304—1	(0299) 80—1171
〃 波崎車庫	神栖市波崎1138—1	(0479) 44—1200
社団法人茨城県トラック協会	水戸市千波町2472—5	(029) 243—1422
社団法人茨城県高圧ガス保安協会鹿南支部	神栖市溝口4991	(0299) 92—1311
株式会社茨城新聞社	水戸市北見町2—15	(029) 221—3121
株式会社茨城放送	〃 千波町2084—2	(029) 244—2121

8 消防

名 称	所 在 地	電 話 番 号
鹿島地方事務組合消防本部	神栖市溝口4991—5	(0299) 96—0119
神栖消防署	〃 溝口4991—5	(0299) 96—0119
鹿島港消防署	〃 東深芝13	(0299) 92—0119
波崎消防署	〃 波崎6611	(0479) 44—0119
波崎消防署土合分署	〃 土合本町2—9928—12	(0479) 48—0119

9 公共の団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
神栖市商工会	神栖市溝口4991	(0299) 92—5111
〃 波崎支所	〃 土合本町5—9809—527	(0479) 48—0333
しおさい農業協同組合本店	〃 深芝2752—5	(0299) 93—5511
〃 神栖支店	〃 溝口4991—1	(0299) 92—3881
〃 波崎支店	〃 太田1888—47	(0479) 48—0005
はさき漁業協同組合	〃 波崎新港9	(0479) 44—1122
波崎水産加工業協同組合	〃 波崎9624—5	(0479) 44—0201
社団法人鹿島医師会	鹿嶋市宮中1998—2	(0299) 82—7270
社会福祉法人神栖市社会福祉協議会		
神栖支所	神栖市溝口1746—1	(0299) 93—0294
波崎支所	〃 土合本町3—9809—158	(0479) 48—0294
神栖市国際交流協会	〃 溝口4991—5	(0299) 92—4082

○給水装置工事指定業者一覧

(平成27年3月1日現在)

番号	会 社 名	代表者	所 在 地	電 話 番 号
1	(株)高島工業	高島 聖	神栖市知手3582	(0299) 96-1008
2	(株)宏洋	保立 明彦	神栖市日川4144-1	(0299) 97-0853
3	(株)鹿島企業	安藤 祐章	神栖市矢田部11528-1	(0479) 48-1115
4	(有)萩原	萩原 修	神栖市横瀬777	(0299) 96-0442
5	ユカワ設備	湯川 義則	神栖市知手中央8-13-28	(0299) 96-0925
6	鹿光電業	大坂 森二	神栖市知手中央6-13-1	(0299) 96-3014
7	(有)三和	高橋 和彦	神栖市奥野谷4131	(0299) 96-4632
8	司管工事	高島 司	神栖市知手3581-3	(0299) 96-2445
9	ミヤザワ設備	宮沢 政男	神栖市知手783-1	(0299) 96-0664
10	山本石油(株)	山本 利行	神栖市知手138-4	(0299) 96-0357
11	岩瀬設備工業(株)	岩瀬 等	神栖市日川213-4	(0299) 96-0152
12	(有)三信工業	荒木 弘文	神栖市日川4502-2	(0299) 96-5179
13	(有)新河工業茨城営業所	新河 善文	神栖市日川194	(0299) 97-1451
14	市川設備	市川 和則	神栖市石神500-3	(0299) 92-5601
15	(株)小堤工業神栖営業所	小堤 健一郎	神栖市木崎2353-8	(0299) 92-0083
16	(株)カシマ商事	岩瀬 隆	神栖市溝口1705-3	(0299) 96-7854
17	ミサキ工業	須田 眞司	神栖市大野原2-16-12	(0299) 93-1007
18	(有)平野電機	平野 稔	神栖市大野原2-22-32	(0299) 92-0721
19	熱田設備	熱田 清	神栖市大野原3-3-27	(0299) 92-3468
20	(株)鹿島冷熱	清水 義昭	神栖市大野原5-1-57	(0299) 92-3353
21	(有)オーツキ	大槻 史子	神栖市大野原7-7-28	(0299) 92-3362
22	H ₂ O (エイチツーオー)	中山 剛	神栖市大野原中央4-16-4	(0299) 93-3889
23	野口建設工業	野口 利雄	神栖市息栖2840-2	(0299) 92-3825
24	(株)日本ケアシステム	菅佐原 博秋	神栖市神栖3-3-26	(0299) 93-4424
25	みなと設備工業(株)	大槻 健	神栖市平泉東1-64-37	(0299) 92-1211
26	斉藤設備	斉藤 利夫	神栖市深芝2559	(0299) 92-1153
27	(株)野口建設	野口 清一	神栖市深芝南2-21-4	(0299) 92-9036
28	晴海工業(株)	大塚 忍	神栖市筒井1409	(0299) 92-3913
29	村上工業(株)	村上 一夫	神栖市平泉265-31	(0299) 92-2474
30	三協クリーンコンサルタント(株)	田中 幸雄	神栖市下幡木3919-46	(0299) 92-0022
31	(有)神栖管工設備	石津 広行	神栖市鰐川300-152	(0299) 93-2222
32	(有)三豊	本郷 辰豊	神栖市鰐川25-345	(0299) 92-6607
33	細野設備	細野 功一	神栖市須田1251	(0479) 46-2251
34	ヒロタ電機	廣田 定一	神栖市太田107-2	(0479) 46-1377
35	(有)福村電機	福村 義和	神栖市太田1444-29	(0479) 40-1511

36	(株)安藤プロパン	安藤 真一	神栖市矢田部3036	(0479) 48-0013
37	佐野総建(株)	佐野 俊	神栖市矢田部7803	(0479) 48-1321
38	水道設備ケンボウ	竹山 健一	神栖市土合北1-4-14	(0479) 48-2575
39	スガヤ設備	菅谷 伸幸	神栖市矢田部6769	(0479) 48-2595
40	(株)ワタナベ	渡辺 啓	神栖市矢田部9479	(0479) 48-1067
41	大西設備	大西 博之	神栖市土合本町1-8762-124	(0479) 48-4895
42	(有)江戸屋商店	海津 輝一	神栖市波崎8880	(0479) 44-0322
43	大塚設備	大塚 秋男	神栖市波崎442	(0479) 44-5235
44	大和田土木(有)	大和田 勝造	神栖市波崎7542-1	(0479) 44-1451
45	木内工業(株)	木内 五郎	神栖市波崎8064	(0479) 44-0920
46	三陽電機商会	岡崎 好男	神栖市波崎8994	(0479) 44-0340
47	鈴木設備(株)	鈴木 勲	神栖市波崎1589-25	(0479) 44-2471
48	清定屋設備(株)	中野 幸彦	神栖市波崎7929	(0479) 44-1386
49	東辰水道	塚口 博也	神栖市波崎9408-5	(0479) 44-0203
50	波崎さくキ工業	石橋 賢造	神栖市波崎6889	(0479) 44-0680
51	波崎電機(株)	犬飼 寛	神栖市波崎8654-2	(0479) 44-0227
52	林工業(株)	林 久夫	神栖市波崎6495	(0479) 44-4737
53	藤代設備	藤代 栄	神栖市波崎1224-2	(0479) 44-4807
54	藤設備工業	篠塚 茂	神栖市波崎6891	(0479) 44-3419
55	(有)フジホームガス	藤代 隆敏	神栖市波崎2695	(0479) 44-5178
56	増田設備	増田 泰晴	神栖市波崎8733-22	(0479) 44-0375
57	(株)マルキ設備	石井 勝也	神栖市波崎6864-31	(0479) 44-1368
58	宮田工業	宮田 勲	神栖市波崎1108-2	(0479) 44-1225
59	セイサダヤ工業(株)	中野 由丈	神栖市波崎7929	(0479) 21-3050
60	秋元設備工業(株)	秋元 文男	鹿嶋市宮中5186	(0299) 82-6674
61	鹿嶋エアテック(株)	小岩井康広	鹿嶋市宮中5161	(0299) 82-0961
62	共立メンテナンス(株)	金 隆史	鹿嶋市宮中864-2	(0299) 84-0405
63	(株)栗山設備工業	栗山 寛之	鹿嶋市中1149	(0299) 69-5757
64	三晃住設	内野 吉人	鹿嶋市明石320-13	(0299) 82-1350
65	(株)白川商店	白川 邦子	鹿嶋市谷原1380-2	(0299) 82-2744
66	(株)ダイセツ	安斉 勝	鹿嶋市長栖1879-372	(0299) 82-0950
67	(有)高進設備工業	高安 進	鹿嶋市根三田800-1	(0299) 83-7231
68	辻田設備工業(株)	辻田 祐二	鹿嶋市国末576-1	(0299) 82-7421
69	(株)電器と設備のシラカワ	白川 哲夫	鹿嶋市泉川1919	(0299) 82-8639
70	内藤設備	内藤 泰	鹿嶋市宮中4847-7	(0299) 77-9265
71	(有)ナカヤ設備工業	大槻 勝敏	鹿嶋市武井904	(0299) 69-1118
72	中山設備工業(株)	中山 節子	鹿嶋市大字平井1350-161	(0299) 83-1723
73	(有)生井澤設備工業	生井澤 仁衛	鹿嶋市角折235	(0299) 69-0308
74	三杭配管工業(株)	三杭 富士雄	鹿嶋市木滝454	(0299) 82-4464
75	内山設備工業(株)	内山 英雄	潮来市辻211	(0299) 63-0189
76	窪谷設備	窪谷 眞一	潮来市島須635	(0299) 64-2639

77	酒井鉄工所	酒井 進平	潮来市潮来791-1	(0299) 62-2580
78	浪逆工業(株)	根本 重義	潮来市日の出8-26-1	(0299) 66-1101
79	(有)平松工業	平松 忠男	潮来市上戸1595	(0299) 64-6351
80	(有)藤井設備	藤井 良雄	潮来市日の出3-6-17	(0299) 66-0910
81	村山設備	村山 修	潮来市潮来6746-4	(0299) 66-2166
82	(有)アサヒ設備工業	野原 和則	銚田市鹿田898-66	(0291) 37-4328
83	(株)アダチ	安達 正信	銚田市青柳2114-14	(0291) 36-4734
84	江沼設備工業	江沼 孝明	銚田市上富田 693-18	(0291) 34-3838
85	(株)エフ・プランニング	横須賀 弘薫	銚田市上幡木1366-2	(0291) 34-5052
86	小沼住宅設備機器	小沼 章	銚田市台濁沢308-3	(0291) 39-3559
87	(株)スガヤ	菅谷 伸一	銚田市阿玉1478	(0291) 39-3063
88	(有)ハシモト	亀山 彰	銚田市箕輪1708	(0291) 37-1859
89	備水工業(株)	額賀 隆	銚田市鳥栖2111-23	(0291) 34-3553
90	(株)マルシン	小橋 一男	銚田市勝下1505-6	(0291) 34-4111
91	(有)ユート・アメニティ鹿嶋支店	鶴之澤 安子	銚田市二重作1645	(0291) 34-5122
92	(有)石崎設備	石崎 哲雄	行方市行戸840-1	(0291) 35-3334
93	(株)フクテックス	森田 邦浩	水戸市笠原町474-2	(029) 297-5888
94	(株)かもり	加森 一司	水戸市東野町171-2	(029) 247-8366
95	(株)イシダ	石田 尚道	龍ヶ崎市城ノ内3-7-8	(0297) 64-7839
96	(有)サークル設備	柴野 茂	龍ヶ崎市松葉1-11-3	(0297) 62-3870
97	(株)カワイ	川井 栄	笠間市矢野下399	(0296) 77-4555
98	(有)鳥原工業	鳥原 延友	阿見町荒川本郷1323-20	(029) 842-5986
99	広域事業協同組合	三上 三男	つくば市春日2-33-4 4F	(029) 854-0903
100	つくばね石油(株)	赤城 輝信	つくば市大貫205	(029) 867-2011
101	中島鑿泉工業(株)	中島 正巳	つくば市上横場1905-7	(029) 836-1791
102	山喜工業つくば事務所	明沼 龍一	つくば市東光台1-4-1	(029) 847-6277
103	(株)山田住設	山田 邦道	笠間市日草場161	(0296) 71-0307
104	(株)テックワン	林田 正史	土浦市小山田2-87	(029) 856-7111
105	(株)藤和	藤咲 宜範	那珂市菅谷3094	(029) 295-5674
106	(有)新和工業	倉河 義和	かすみがうら市下稲吉3972	(029) 832-0560
107	(有)森設備工業	森 正一	ひたちなか市東石川3140	(029) 273-7450
108	(株)那波屋工業	菊池 敏雄	ひたちなか市湊本町28-17	(029) 262-2839
109	(株)岩瀬双葉	仙波 はる	桜川市中泉332-1	(0296) 76-1561
110	(株)飯田富蔵商店	飯田 稔	鉾田市陣屋町4-11	(0479) 22-1714
111	伊藤水道(株)	伊藤 文吉	鉾田市長塚町5-2787	(0479) 23-0362
112	(有)大川水道設備	森 はるみ	鉾田市川口町2-6397	(0479) 22-3572
113	小原設備	小原 秀美	鉾田市春日町3138-6	(0479) 22-4833
114	(有)コーチ設備	押田 公夫	鉾田市上野町241-12	(0479) 25-8533
115	(有)三東建設	福島 亨	鉾田市大橋町15-5	(0479) 23-6450
116	下谷設備	下谷 眞二	鉾田市小浜町1698	(0479) 23-8541
117	(有)昭栄住設	林 昭雄	鉾田市笠上町6937-2	(0479) 23-5774

118	(株)シラト設備	白土 秀樹	銚子市新生町2-22-4	(0479) 24-4123
119	清永建設(株)	嶋田 充孝	銚子市桜井町472	(0479) 30-1919
120	(有)辻電業社	辻 智義	銚子市唐子町33-5	(0479) 22-2147
121	外川燃料設備	外川 清次	銚子市榑町3440-6	(0479) 24-2292
122	(株)中根工務店	中根 明夫	銚子市長塚町3-258-2	(0479) 24-7511
123	(有)沼橋管工設備	沼橋 喜昭	銚子市高神西町548	(0479) 23-2588
124	(株)野口工業	野口 喜久	銚子市新地町1489	(0479) 22-0043
125	(株)藤本設備	藤本 茂	銚子市栄町1-1456	(0479) 22-1207
126	明成設備(株)	大和田 一成	銚子市和田町6-1	(0479) 22-1011
127	和光設備(株)	小倉 和夫	銚子市東芝町1-7	(0479) 23-3245
128	伊藤設備工業	伊藤 彰治	東庄町窪野谷640	(0478) 86-2729
129	(有)鹿嶋通産	佐久間 成之	東庄町青馬70-4	(0478) 86-5528
130	(株)近藤工務店	高安 洋	東庄町今郡202	(0478) 86-4721
131	(株)鈴木設備工業	鈴木 重義	東庄町石出2021-8	(0478) 86-1658
132	(有)岩立金物店	岩立 芳夫	香取市小見川912	(0478) 82-3233
133	(株)岩立水道建設	岩立 宏一	香取市府馬2820-4	(0478) 78-4355
134	(有)香取設備	滑川 正行	香取市新里1-13	(0478) 78-2327
135	(有)久保木常次郎商店	久保木チイ子	香取市佐原イ468	(0478) 52-2817
136	(株)鈴木産業	鈴木 喜芳	香取市一之分目1175	(0478) 82-1175
137	(有)白鳥水道	白鳥 晴司	香取市下小川528	(0478) 82-1332
138	(株)ちば工管	鹿野 博史	香取市一ノ分目1207-1	(0478) 83-6663
139	(株)東京屋	圓藤 徳子	香取市小見826	(0478) 78-2217
140	(株)ワタヤ金物	小野 博之	香取市野田193	(0478) 83-3121
141	(株)あづまや	神崎 弘一	旭市新町320	(0479) 62-0169
142	(株)石川商会 住宅機材部	小関 敏男	旭市口908	(0479) 62-1341
143	石毛工業(株)	石毛 義男	旭市蛇園3766	(0479) 55-2213
144	(有)伊藤ポンプ	伊藤 武衛	旭市野中4200	(0479) 62-0593
145	(有)小長谷設備	小長谷 登男	旭市井戸野66	(0479) 63-5922
146	大真工業(株)	伊藤 眞康	旭市万力1370-1	(0479) 68-4331
147	(有)高橋設備工業	松戸 一裕	匝瑳市八日市場ハ791-26	(0479) 72-3256
148	野崎水道	野崎 秀竜	横芝光町宮川6969-16	(0479) 80-3450
149	(株)海上	海上 和悦	千葉市花見川区畑町888	(043) 276-7311
150	明正工業(株)	篠崎 修	千葉市緑区古市場町474-53	(043) 268-3449
151	(株)パイプライン	堀江 勇太	佐倉市中志津4-3-6	(043) 463-5911
152	謙システム(株)	守屋 康博	山武市板川317-33	(0475) 89-0277
153	エム・ケイ・エンジニアリング(株)	鎌形 雅文	香取市小見川5405-3	(0478) 82-3523
154	(株)クラシアン	鈴木 一也	横浜市港北区新横浜1-2-1	(04) 7185-8451
155	(株)イースマイル	島村 ・孝	大阪市浪速区敷津東3-7-10	(06) 6631-7449
156	(株)アイダ設計	會田 貞光	さいたま市大宮区桜木町2-286	(048) 650-0222

○排水設備指定工事店一覧

(平成26年4月1日現在)

指定番号	名 称 又 は 商 号	所 在 地	電 話 番 号
1	(有)アサヒ設備工業	銚田市鹿田898-66	(0291) 37-4328
2	(株)安藤プロパン	神栖市矢田部3036	(0479) 48-0013
3	(有)石崎設備	行方市行戸840-1	(0291) 35-3334
4	(株)インダ	龍ヶ崎市城ノ内3-7-8	(0297) 64-7839
5	岩瀬設備工業(株)	神栖市日川213-4	(0299) 96-0152
6	内山設備工業(株)	潮来市辻211	(0299) 63-0189
7	(有)江戸屋商店	神栖市波崎8880	(0479) 44-1661
8	大塚設備	神栖市波崎442	(0479) 44-5235
9	(株)オーツキ	神栖市大野原7-7-28	(0299) 92-3362
10	大西設備	神栖市土合本町1-8762-124	(0479) 48-4895
11	大和田土木(株)	神栖市波崎7542-1	(0479) 44-1451
12	(株)小堤工業神栖営業所	神栖市木崎2353-8	(0299) 69-0116
13	(株)鹿島企業	神栖市矢田部11528-1	(0479) 48-1115
14	鹿島三悦工業	神栖市大野原中央3-2-37	(0299) 92-2269
15	(株)鹿島冷熱	神栖市大野原5-1-57	(0299) 92-3353
16	(有)柏崎建設	神栖市大野原中央1-10-23	(0299) 92-7468
17	(有)神栖管工設備	神栖市鰯川300-152	(0299) 93-2222
18	共立メンテナンス(株)	鹿嶋市宮中864-2	(0299) 84-0405
19	木内工業(株)	神栖市波崎8064	(0479) 44-0920
20	窪谷設備	潮来市島須635	(0299) 64-2639
21	(有)高進設備工業	鹿嶋市根三田800-1	(0299) 83-7231
22	(株)宏洋	神栖市知手2974-162	(0299) 97-0853
23	(株)越川建設	神栖市溝口1655-1	(0299) 96-3698
24	小若建設(株)	神栖市大野原1-5-26	(0299) 92-2282
25	(有)サークル設備	龍ヶ崎市松葉1-11-3	(0297) 62-3870
26	齋藤設備	神栖市深芝2559	(0299) 92-1153
27	酒井鉄工所	潮来市潮来791-1	(0299) 62-2580
28	佐野総建(株)	神栖市矢田部7803	(0479) 48-1321
29	三協クリーンコンサルタント(株)	神栖市下幡木3919-46	(0299) 92-0022
30	三晃住設	鹿嶋市明石320-13	(0299) 82-1350
31	三陽電機商会	神栖市波崎8944	(0479) 44-0340
32	(有)新河工業茨城営業所	神栖市日川194	(0299) 97-1451
33	(株)住設計工房	神栖市奥野谷2134-2	(0299) 96-7698
34	(株)菅谷建設	神栖市土合中央2-10-35	(0479) 48-1278
35	スガヤ設備	神栖市矢田部6769	(0479) 48-2595

36	鈴木設備(株)	神栖市波崎1589-25	(0479) 44-2471
37	清定屋設備(株)	神栖市波崎7929	(0479) 44-1386
38	(株)高島工業	神栖市知手3582	(0299) 96-1008
39	辻田設備工業(株)神栖営業所	神栖市溝口1693	(0299) 92-7421
40	東洋工事(株)	神栖市田畑49-1	(0299) 92-9871
41	浪逆工業(株)	潮来市日の出8-26-1	(0299) 66-1101
42	(有)生井澤設備工業	鹿嶋市角折235	(0299) 69-0308
43	(株)日本ケアシステム	神栖市神栖3-3-26	(0299) 93-4424
44	(株)野口建設	神栖市深芝南2-21-4	(0299) 92-9036
45	(有)萩原	神栖市横瀬777-8	(0299) 96-0442
46	波崎電機(株)	神栖市波崎8654-2	(0479) 44-0227
47	(有)ハシモト	銚田市箕輪1708	(0291) 37-1859
48	(有)長谷川土建	神栖市矢田部11861	(0479) 48-1411
49	浜口建設(株)	神栖市筒井2-99	(0299) 92-1476
50	林工業(株)	神栖市波崎6495	(0479) 44-4737
51	晴海工業(株)	神栖市筒井1409	(0299) 92-3913
52	備水工業(株)	銚田市鳥栖2111-23	(0291) 34-3553
53	(株)フクテックス	水戸市笠原町474-2	(029) 297-5888
54	(有)福村電機	神栖市太田1444-29	(0479) 40-1511
55	(有)藤井設備	潮来市日の出3-6-17	(0299) 66-0910
56	(有)フジホームガス	神栖市波崎2695	(0479) 44-5178
57	宝山工業(株)	神栖市日川4497	(0299) 96-5767
58	増田設備	神栖市波崎8733-2	(0479) 44-2111
59	(株)マルキ設備	神栖市波崎6864-31	(0479) 44-1368
60	三杭配管工業(株)	鹿嶋市木滝454	(0299) 82-4464
61	ミヤザワ設備	神栖市知手783-1	(0299) 96-0664
62	村上工業(株)	神栖市平泉265-31	(0299) 92-2474
63	山本石油(株)	神栖市知手138-4	(0299) 96-0357
64	ユカワ設備	神栖市知手中央8-13-28	(0299) 96-0925
65	(株)鹿光電業	神栖市知手中央6-13-1	(0299) 96-3014
66	(株)和城産業	鹿嶋市粟生字東山2303	(0299) 82-5931
67	(株)ワタナベ	神栖市矢田部9479	(0479) 48-1067
68	(有)渡辺電機	神栖市知手6387-1	(0299) 96-0608
69	伊藤設備工業	神栖市横瀬958-218	(0478) 86-2729
70	マツザキマテリアル(株)	行方市矢幡1881-12	(0299) 73-0131
71	(株)マルシン	銚田市勝下1505-6	(0291) 34-4111
72	熱田設備	神栖市大野原3-3-27	(0299) 92-3468
73	ミサキ工業	神栖市大野原2-16-12	(0299) 93-1007
74	H2O	神栖市大野原中央4-16-4	(0299) 93-3889

75	(株)鹿島ガーデン	鹿嶋市宮中6-6-9	(0299) 83-3111
76	秋元設備工業(株)	鹿嶋市宮中5186	(0299) 82-6674
77	(有)三豊	神栖市鰐川25-345	(0299) 92-6607
78	(株)スガヤ	銚田市汲上2603-3	(0291) 39-3063
79	(有)ユート・アメニティ鹿嶋支店	銚田市二重作1645	(0291) 34-5122
80	(株)電器と設備のシラカワ	鹿嶋市泉川1919	(0299) 82-8639
81	(有)森設備工業	ひたちなか市東石川3140	(029) 273-7450
82	小沼住宅設備機器	銚田市台濁沢308-3	(0291) 39-2251
83	(株)那波屋工業	ひたちなか市湊本町28-17	(029) 262-2839
84	水道設備ケンボウ	神栖市土合北1-4-14	(0479) 48-2575
85	東辰水道	神栖市波崎9408-5	(0479) 44-0203
86	セイサダヤ工業(株)	神栖市波崎7929	(0479) 44-6017
87	(株)村屋設備	鹿嶋市宮中4-8-10	(0299) 82-6079
88	(有)新和工業	かすみがうら市下稻吉3972	(029) 832-0560
89	山喜工業	つくば市東光台1-4-1	(029) 869-9075
90	(株)栗山設備工業	鹿嶋市中1149	(0299) 69-5757

○土木・建築業者一覧

	業 者 名	所 在 地	電話番号	土木	建築
1	株木建設（株）	茨城県水戸市吉沢町311-1	(029) 248-0709	1	1
2	鈴縫工業（株）	茨城県水戸市三の丸2-11-17	(029) 221-7236	1	1
3	常総開発工業（株）	茨城県神栖市賀2108-8	(0299) 92-3875	1	1
4	大有建設（株）	茨城県神栖市深芝南3-1-1	(0299) 92-0493	1	
5	大成ロテック（株）	茨城県土浦市乙戸791-1	(029) 842-6117	1	
6	（株）東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町1-3-1	(03) 6371-1947		1
7	大勝建設（株）	茨城県神栖市波崎8850	(0479) 44-0676	1	1
8	（株）松尾工務店	茨城県神栖市東和田25	(0299) 96-5293	1	1
9	岡田土建（株）	千葉県銚子市東芝町3-1	(0479) 22-6411	1	1
10	J Xエンジニアリング（株）	茨城県神栖市東和田4	(0299) 97-3190	1	1
11	三芳建設（株）	茨城県神栖市平泉東1-64-99	(0299) 92-6150	1	1
12	三国屋建設（株）	茨城県神栖市知手中央2-1-2	(0299) 96-5068	1	
13	横内建設（株）	茨城県神栖市東和田21-4	(0299) 96-9051	1	1
14	（株）姥貝組	茨城県神栖市鰐川25-225	(0299) 92-0906	1	
15	（株）根本工務店	茨城県行方市四鹿1	(0299) 73-2037	1	1
16	司建設（株）	茨城県神栖市波崎6507-1	(0479) 44-3822	1	
17	鹿島花壇土木（株）	茨城県神栖市柳川1707	(0479) 46-0044	1	
18	富士工業（株）	茨城県神栖市大野原6-2-1	(0299) 92-1376	1	
19	（株）横河住金ブリッジ	茨城県神栖市砂山16-5	(0479) 46-6688	1	
20	（株）鹿島冷熱	茨城県神栖市大野原五丁目1番57号	(0299) 92-3353	1	1
21	大宗建設（株）	茨城県神栖市日川4477-1	(0299) 95-9030	1	
22	宮内建設（株）	茨城県神栖市矢田部3126	(0479) 48-0043	1	1
23	臨海緑化（株）	茨城県神栖市横瀬12	(0299) 96-0354	1	
24	高橋建設（株）	茨城県行方市繁昌353-1	(0290) 92-6133	1	1
25	（有）オクタ工務店	茨城県神栖市須田4395	(0479) 46-0137	1	1
26	安藤建設（株）	茨城県神栖市矢田部6582-1	(0479) 48-2156	1	
27	森新建設（株）	茨城県神栖市波崎8824-1	(0479) 44-0462	1	1
28	（株）藤代工務店	茨城県神栖市波崎2695	(0479) 44-0110	1	1
29	（株）田谷工務店	茨城県神栖市芝崎408	(0299) 96-1910	1	1
30	（株）和鹿松園建設	茨城県神栖市太田456-15	(0479) 46-0033	1	
31	原工務店	茨城県神栖市矢田部2980	(0479) 48-3782	1	1
32	安藤造園（株）	茨城県神栖市矢田部5806	(0479) 48-0059	1	
33	誠殖産工業（株）	茨城県神栖市知手中央1-13-20	(0299) 96-1761	1	1
34	（株）高正建設	茨城県鹿嶋市平井1186-1	(0299) 82-0092	1	1
35	飯島建設（株）	茨城県潮来市潮来682	(0299) 62-2007	1	
36	幸武建設（株）	茨城県神栖市神栖4-5-31	(0299) 92-5881	1	1
37	（有）小堀工務店	茨城県神栖市石神644	(0299) 92-3169		1

38	篠塚建設	茨城県神栖市知手4245	(0299) 96-1526	1	1
39	鹿島設備工業 (株)	茨城県神栖市知手中央1-16-44	(0299) 96-5291	1	1
40	鐙木建設 (株)	茨城県神栖市波崎6487	(0479) 44-4111	1	1
41	(株) 郡司建設	茨城県鹿嶋市栗生1711	(0299) 82-0381	1	
42	会津建設 (株)	茨城県鹿嶋市下津289-3	(0299) 82-7609	1	
43	(株) 大賀志造園土木	茨城県神栖市石神439番地	(0299) 92-1695	1	
44	(株) 菅谷建設	茨城県神栖市土合中央2-10-35	(0479) 48-1278	1	1
45	(株) 波崎建設	茨城県神栖市波崎3726-2	(0479) 44-0272	1	1
46	(株) 越川建設	茨城県神栖市溝口1655-1	(0299) 96-3698	1	
47	(株) 鹿島企業	茨城県神栖市矢田部11528-1	(0479) 48-1115	1	1
48	大根造園土木	茨城県神栖市矢田部3272	(0479) 48-3678	1	
49	豊造園 (株)	茨城県神栖市筒井1213	(0299) 92-2566	1	
50	山中造園土木 (株)	茨城県神栖市筒井1373-1	(0299) 92-0251	1	
51	浜野産業 (株)	茨城県神栖市奥野谷8071-3	(0299) 96-1517	1	
52	鹿島工事 (株)	茨城県神栖市田畑119-3	(0299) 92-7144	1	1
53	大和田工業 (株)	茨城県神栖市波崎7542-3	(0479) 44-0999	1	1
54	日合工業 (株)	茨城県神栖市東和田34-1	(0299) 96-2680	1	
55	(有) 三国屋工務店	茨城県神栖市矢田部12535-2	(0479) 48-0435	1	1
56	小若建設 (株)	茨城県神栖市大野原1-5-26	(0299) 92-2282	1	
57	(有) 宝山建設	茨城県神栖市太田3094	(0479) 46-0103	1	1
58	(株) ホソヤ工務店	茨城県神栖市筒井1422-3	(0299) 92-6630	1	1
59	(有) 篠塚工務店	茨城県神栖市矢田部9575	(0479) 48-1292	1	1
60	タイヨー工業 (株)	茨城県神栖市日川1918-127	(0299) 96-2368	1	
61	村上工業 (株)	茨城県神栖市平泉265-31	(0299) 92-2474	1	1
62	(株) マルキ設備	茨城県神栖市波崎6864-31	(0479) 44-1368	1	
63	中山設備工業 (株)	茨城県鹿嶋市平井1350-161	(0299) 83-1723	1	1
64	佐藤建設工業 (株)	茨城県神栖市平泉2727-6	(0299) 92-6668	1	
65	大塚造園建設 (株)	茨城県神栖市筒井1262-2	(0299) 92-0530	1	
66	(株) 浜野サービス	茨城県神栖市知手中央6-21-6	(0299) 96-5110	1	1
67	神栖市建設業 (同)	茨城県神栖市溝口1681-1	(0299) 92-5936	1	1
68	(株) 宏洋	茨城県神栖市日川4144-1	(0299) 97-0853	1	1
69	(有) 長谷川土建	茨城県神栖市矢田部11861	(0479) 48-1411	1	1
70	村田屋建工	茨城県神栖市太田4270	(0479) 46-3411	1	
71	大泉産業 (株)	茨城県神栖市平泉東2-5-14	(0299) 92-6461	1	
72	林工業 (株)	茨城県神栖市波崎6495	(0479) 44-4737	1	
73	(株) 鹿島建設	茨城県神栖市波崎6990	(0479) 44-1059	1	1
74	清定屋設備 (株)	茨城県神栖市波崎7929	(0479) 44-1386	1	
75	(株) 宮澤工務店	茨城県神栖市知手中央4-13-8	(0299) 96-3585	1	1
76	(株) 小堤工業	茨城県鹿嶋市角折1488-1	(0299) 69-3489	1	
77	奥野谷浜産業 (株)	茨城県神栖市奥野谷5753	(0299) 96-6060	1	1
78	佐野総建 (株)	茨城県神栖市矢田部7803	(0479) 48-1321	1	1

79	(株) 池田工務店	茨城県神栖市溝口1960-1	(0299) 97-1087	1	1
80	鹿島重機機工 (株)	茨城県神栖市横瀬1276-61	(0299) 96-7380	1	
81	宝山工業 (株)	茨城県神栖市日川4497	(0299) 96-5767	1	
82	大和田土木 (株)	茨城県神栖市波崎7542-1	(0479) 44-1451	1	1
83	(有) 渡辺電機	茨城県神栖市知手6387-1	(0299) 96-0608	1	
84	飯田建設 (有)	茨城県神栖市横瀬1002-6	(0299) 96-0103	1	
85	鹿島栄興防災 (株)	茨城県神栖市神栖4-7-7	(0299) 92-3595	1	
86	(有) 岡野建設	茨城県神栖市波崎2201-1	(0479) 44-2032	1	
87	東洋工事 (株)	茨城県神栖市田畑49-1	(0299) 92-9871	1	1
88	浜口建設 (株)	茨城県神栖市筒井2-99	(0299) 92-1476	1	
89	鹿島信販 (株)	茨城県神栖市砂山2668-5	(0479) 46-3100	1	
90	(有) 潮田建設	茨城県神栖市溝口1821	(0299) 92-1388	1	
91	(株) 高島工業	茨城県神栖市知手3582	(0299) 96-1008	1	
92	日栄建設 (株)	茨城県神栖市平泉281-36	(0299) 92-3488	1	
93	山田工業 (有)	茨城県神栖市平泉2563	(0299) 92-1668	1	
94	岩瀬設備工業 (株)	茨城県神栖市日川213-4	(0299) 96-0152	1	
95	並木建設 (株)	茨城県神栖市萩原757	(0299) 96-1929	1	
96	(株) 山全電業	茨城県神栖市太田新町2-3-12	(0479) 46-2854	1	
97	豊商事 (株)	茨城県神栖市日川217-1	(0299) 96-0648		1
98	港南建設 (株)	茨城県神栖市知手5966-3	(0299) 96-7710	1	
99	東部産業 (株)	茨城県神栖市奥野谷5733-1	(0299) 96-6677	1	1
100	共和建設 (株)	茨城県神栖市溝口4873-439	(0299) 96-9256	1	
101	(有) 藤和造園土木	茨城県神栖市矢田部3332	(0479) 48-0468	1	
102	スカイロード (株)	茨城県神栖市日川3734	(0299) 97-2192	1	
103	大東工業 (株)	茨城県神栖市溝口5727	(0299) 97-0355	1	
104	木内工業 (株)	茨城県神栖市波崎8064	(0479) 44-0920	1	
105	(株) 鹿島環境サービス	茨城県神栖市柳川中央1-10-2	(0479) 46-4887	1	1
106	(有) 丸修工業	茨城県神栖市矢田部9773-6	(0479) 48-4022	1	1
107	(有) 保立建設	茨城県神栖市日川1133-1	(0299) 97-0576	1	
108	サカエ電気商会	茨城県神栖市波崎8353-1	(0479) 44-0092	1	
109	竹中建設 (株)	茨城県神栖市土合中央3-7-4	(0479) 48-2265	1	
110	(有) 柏崎建設	茨城県神栖市大野原中央1-10-23	(0299) 92-7468	1	
111	(株) 市村建設工業	茨城県神栖市知手3156-37	(0299) 96-4546	1	1
112	(有) しのづか	茨城県神栖市須田3618-1	(0479) 46-5444		1
113	(有) 萩原	茨城県神栖市横瀬777-8	(0299) 96-0442	1	
114	大平建設 (株)	茨城県神栖市堀割3-1-2	(0299) 92-9279	1	1
115	(株) 上杉物産	茨城県神栖市知手3420-44	(0299) 96-1633		1
116	長谷川建商	茨城県神栖市矢田部11133-2	(0479) 48-5299	1	
117	(有) 神栖管工設備	茨城県神栖市鰐川300-152	(0299) 93-2222	1	
118	(株) 総合イノベート	茨城県神栖市知手中央9-11-19	(0299) 97-2901	1	1
119	(株) オーツキ	茨城県神栖市大野原7-7-28	(0299) 92-3362	1	1

120	(有) 溝口土木	茨城県神栖市溝口2273-2	(0299) 96-0514	1	
121	衣鳩興産 (有)	茨城県神栖市奥野谷6020-2	(0299) 96-1306	1	
122	(有) 神栖鋼機	茨城県神栖市知手3420番地の7	(0299) 96-1405	1	
123	石橋興業	茨城県神栖市波崎6520	(0479) 44-0953	1	
124	(株) 住設計工房	茨城県神栖市奥野谷2134番地2	(0299) 96-7698	1	1
125	(株) ワタナベ	茨城県神栖市矢田部9479	(0479) 48-1067	1	
126	(株) 野口建設	茨城県神栖市深芝南2-21-4	(0299) 92-9036	1	
127	(有) 三浦建工	茨城県神栖市知手中央10-1-26	(0299) 90-5513	1	1
128	(有) 重田建設	茨城県神栖市矢田部10434-1	(0479) 48-5677	1	
129	麻生商事 (株)	茨城県神栖市奥野谷7863-3	(0299) 97-2643	1	1
130	(有) 鹿島光電社	茨城県神栖市波崎9364-1	(0479) 44-2269	1	
131	広域事業 (同)	茨城県つくば市春日2-33-4	(029) 854-0903	1	
132	(有) 三上開発興業	茨城県神栖市下幡木馬場城4049-1 19	(0299) 93-3348	1	
133	(有) 福村電機	茨城県神栖市太田1444-29	(0479) 40-1511	1	
134	平本企業 (株)	茨城県神栖市下幡木991	(0299) 92-3229	1	
135	(株) 正安	茨城県神栖市筒井2-2	(0299) 93-8845	1	
136	(有) フジ	茨城県神栖市木崎2406-107	(0299) 91-1275	1	
137	(有) 大野工業	茨城県神栖市溝口4507	(0299) 96-0594	1	
138	(株) 西喜総業	茨城県神栖市太田703-276	(0479) 46-4826	1	1
139	(株) スノウチ工業	茨城県神栖市太田703-225	(0479) 26-4733	1	
140	平成建設 (株)	茨城県神栖市平泉903-104	(0299) 92-7797	1	1
141	(株) ユービルト	茨城県神栖市太田703-74	(0479) 46-3845	1	1
142	マルマサ興業 (株)	茨城県神栖市太田4549-2	(0479) 21-7035	1	
143	(株) スガヤ	茨城県神栖市土合中央2-10-35	(0479) 48-6581	1	1
144	小川建設 (株)	茨城県神栖市太田4272	(0479) 46-0161	1	1
145	成東建設 (株)	茨城県神栖市下幡木4091-31	(0299) 92-4037	1	
146	(株) 大地	茨城県鹿嶋市宮中5259-1	(0299) 90-8760	1	1
147	共栄産業 (株)	茨城県神栖市大野原中央四-6-40	(0299) 93-1388	1	
148	三菱化学エンジニアリング (株)	茨城県神栖市東和田17-1	(0299) 96-1250	1	1
149	明正工業 (株)	千葉県千葉市緑区古市場町474-53	(043) 268-3388	1	
150	(有) 多邊田電設	茨城県神栖市矢田部846-35	(0479) 48-1300	1	1
151	神栖商事 (有)	茨城県神栖市奥野谷8077-2	(0299) 96-1426	1	
152	(株) 知手興産	茨城県神栖市知手中央5-1-51	(0299) 96-8655	1	

※平成25・26年度建設工事有資格者名簿に記載されている神栖市内本支店等の業者

○神栖市防災会議委員名簿

(平成26年11月17日現在)

	団体名	職名
1	神栖市	市長
2	海上保安庁第三管区海上保安本部銚子海上保安部	部長
3	海上保安庁第三管区海上保安本部茨城海上保安部鹿島海上保安署	署長
4	厚生労働省茨城労働局鹿嶋労働基準監督署	署長
5	国土交通省関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所	所長
6	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局鹿島海事事務所	所長
7	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所	所長
8	国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所波崎出張所	所長
9	水戸地方気象台	台長
10	茨城県潮来土木事務所	所長
11	茨城県潮来保健所	所長
12	茨城県企業局鹿行水道事務所	所長
13	茨城県鹿島下水道事務所	所長
14	茨城県鹿島港湾事務所	所長
15	鹿嶋警察署	署長
16	神栖市	副市長
17	神栖市教育委員会	教育長
18	鹿島地方事務組合消防本部	消防長
19	神栖市消防団	団長
20	関東鉄道(株)潮来営業所	所長
21	東京電力(株)鹿島営業センター	所長
22	東日本電信電話(株)茨城支店	支店長
23	日本通運(株)鹿島港支店	支店長
24	鹿島西部地区保安対策連絡協議会	会長
25	鹿島東部コンビナート保安対策連絡協議会	会長
26	波崎地区企業連絡会	代表幹事
27	波崎工業団地第二地区公害防止協定推進協議会	代表幹事
28	新日鐵住金株式会社鹿島製鐵所	常務執行役員 所長
29	鹿島医師会	副会長
30	茨城県薬剤師会 潮来薬剤師会 神栖班	班長
31	社会福祉協議会	常務理事
32	連合民生委員児童委員協議会	会長
33	神栖市行政委員連絡協議会	会長
34	茨城県トラック協会 鹿行支部 神栖分会	分会長
35	茨城県石油商業組合神栖支部	支部長
36	神栖市校長会	会長
37	神栖市総合建設業協会	会長
38	神栖市管工事組合	組合長
39	アマチュア無線奉仕団神栖地区分団	分団長

〔避難・救護〕

○指定避難所・指定緊急避難場所一覧

(平成27年4月1日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号	指定 避難所	指定緊急避難場所					災害用 備蓄	震度感知式 鍵ボックス 設置場所
					災害種別ごとの適否						
					地震	津波	洪水	高潮	土砂 災害		
1	神栖市役所	溝口4991-5	0299-90-1111	○		○	○	○	○	○	—
2	息栖小学校	平泉2780	0299-92-0514	○	○	○	○	○	○	○	○
3	神栖第二中学校	平泉東1-60- 1	0299-92-0652	○	○	○	○	○	○	○	○
4	神栖市中央公民館及び文化 センター	溝口4991-4	0299-90-5500	○	○	○	○	○	○	—	—
5	神栖市民体育館	溝口4991-4	0299-96-3594				○		○	—	—
6	神栖中央公園	木崎1203-9	—		○	○	○	○	○	○	—
7	神栖高校	高浜1468	0299-92-4169	○	○	○	○	○	○	○	—
8	石神幼稚園	石神773-1	0299-92-5644				○		○	—	—
9	軽野小学校	知手2-2	0299-96-0502	○	○	○	○	○	○	○	○
10	神栖第一中学校	知手100-3	0299-96-0302	○	○	○	○	○	○	○	○
11	神栖第三中学校	知手中央7-1-17	0299-96-1414	○	○	○	○	○	○	○	○
12	うずも幼稚園	知手中央5-9-7	0299-96-1640		○		○		○	—	—
13	軽野東小学校	奥野谷5746-2	0299-96-1402	○	○	○	○	○	○	○	○
14	高齢者ふれあいセンターむつみ 荘	知手4678-2	0299-96-2675		○		○		○	—	—
15	大野原小学校	大野原中央2-1-8	0299-92-7552	○	○	○	○	○	○	○	○
16	神栖第四中学校	大野原中央2-8-46	0299-92-8751	○	○	○	○	○	○	○	○
17	横瀬小学校	横瀬1276-15	0299-96-7494	○	○	○	○	○	○	○	○
18	大野原幼稚園	大野原中央2-1-22	0299-92-6788				○		○	—	—
19	神栖市武道館	溝口4991-10	0299-96-7700	○	○	○	○	○	○	—	—
20	神栖市保健・福祉会館	溝口1746-1	0299-90-1331	○	○	○	○	○	○	—	—
21	大野原コミュニティセンター	大野原7-5-59	0299-93-0008	○	○	○	○	○	○	○	○
22	うずもコミュニティセンター	知手中央7-1-6	0299-90-5300	○	○	○	○	○	○	○	○
23	大野原西小学校	大野原5-1-45	0299-93-2251	○	○	○	○	○	○	○	○
24	歴史民俗資料館	大野原4-8-5	0299-90-1234		○		○		○	—	—
25	平泉児童センター	平泉2783-3	0299-93-8820		○		○		○	—	—
26	神栖市ふれあいセンター「湯 楽々」	奥野谷6283-2	0299-90-5911		○		○		○	—	—
27	平泉コミュニティセンター	平泉2751-2	0299-90-1300	○	○	○	○	○	○	○	○
28	深芝小学校	深芝南3-8	0299-95-5211	○	○	○	○	○	○	○	○
29	砂山都市緑地	東和田21-2	—		○	○	○	○	○	—	—
30	豊ヶ浜児童公園	波崎9572-1	—		○				○	—	—
31	仲町公園	波崎9520-12	—		○		○		○	—	—
32	豊ヶ浜運動公園	波崎9579	—		○				○	—	—
33	波崎東ふれあいセンター	波崎9572-1	0479-44-1012	○		○	○	○	○	○	○
34	波崎体育館	波崎9572-1	0479-44-5581		○		○		○	—	—
35	波崎灯台跡公園	波崎9524-24	—		○	○	○	○	○	—	—
36	波崎保育所	波崎9298-6	0479-44-2479				○		○	—	—
37	はさき生涯学習センター	波崎9591	0479-44-0001		○		○		○	○	—
38	波崎小学校	波崎8759	0479-44-0059	○	○	○	○	○	○	○	○
39	明神幼稚園	波崎8759-4	0479-44-3992						○	—	—
40	利根公園	波崎8386-1	—		○				○	—	—
41	海老台区民館	波崎7620-1	—						○	—	—
42	波崎第一中学校	波崎7070	0479-44-0271	○	○	○	○	○	○	○	○
43	波崎総合支所	波崎6530	0479-44-1111	○		○	○	○	○	○	—
44	波崎西小学校	波崎5011	0479-44-0074	○	○	○	○	○	○	○	○
45	舍利保育園	波崎3355	0479-44-3310		○		○		○	—	—
46	漁業集落緑地広場	波崎9420-1	—		○	○	○	○	○	—	—
47	土合緑地	土合北2-10-10	—		○	○	○	○	○	—	—

48	土合運動公園	土合北1-7-60	—		○		○		○	—	—
49	土合運動広場	土合東2-10000-1	—		○		○		○	—	—
50	土合1号公園	土合本町4-9809-11	—		○		○		○	—	—
51	土合小学校	土合南3-16-36	0479-48-3001	○	○	○	○	○	○	○	○
52	植松小学校	土合本町4-9809-2	0479-48-0362	○	○	○	○	○	○	○	○
53	植松幼稚園	土合本町4-9809-3	0479-48-2380				○		○	—	—
54	矢田部公民館	土合本町3-9809-15	0479-48-3311	○	○	○	○	○	○	○	○
55	はさき福祉センター	土合本町3-9809-158	0479-48-5150	○	○	○	○	○	○	—	—
56	波崎高校	土合本町2-9928-1	0479-48-0044	○	○	○	○	○	○	○	—
57	波崎第四中学校	土合北1-8-10	0479-48-5123	○	○	○	○	○	○	○	○
58	土合体育館	土合北1-7-60	0479-48-0019	○	○		○	○	○	—	—
59	矢田部小学校	矢田部3057	0479-48-0009	○	○	○	○	○	○	○	○
60	波崎第二中学校	矢田部3120	0479-48-0014	○	○	○	○	○	○	○	○
61	十町歩農村集落センター	矢田部12655	0479-48-4213		○		○		○	—	—
62	須田小学校	須田1177-13	0479-46-0024	○	○	○	○	○	○	○	○
63	須田幼稚園	須田1301-1	0479-46-1311				○		○	—	—
64	波崎第三中学校	須田2340-1	0479-46-0042	○	○	○	○	○	○	○	○
65	若松中央児童公園	若松中央4-103	—		○		○		○	—	—
66	若松緑地公園	砂山15	—		○		○		○	—	—
67	若松公民館	砂山15	0479-46-1115	○	○	○	○	○	○	○	○
68	宝山公園	砂山18	—		○		○		○	—	—
69	柳川小学校	柳川中央1-9-10	0479-46-0025	○	○	○	○	○	○	○	○
70	波崎柳川高校	柳川1603-1	0479-46-2711	○	○	○	○	○	○	○	—
71	太田小学校	太田598-2	0479-46-0013	○	○	○	○	○	○	○	○
72	三番蔵児童公園	太田新町4-2-3	—		○		○		○	—	—
73	押揚児童公園	太田新町2-2-10	—		○		○		○	—	—
74	日和山農村集落センター	太田1550-1	0479-48-5939		○		○		○	—	—
75	西押揚農村集落センター	太田390	—		○				○	—	—

※今後の耐震改修等により、各避難所の適否は変わることがあります。

○津波避難ビル一覧（津波発生時のみの一時的な避難場所）

（平成27年4月1日現在）

番号	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	災害用備蓄
1	神栖済生会病院	知手中央7-2-45	0299-97-2111	○
2	旧波崎済生病院	波崎8968	—	○
3	鹿島労災病院	土合本町1-9108-2	0479-48-4111	○
4	鹿島セントラルホテル	大野原4-7-11	0299-95-5511	—
5	アトンプレスホテル	大野原1-12-1	0299-92-4411	—
6	ホテルベストイン鹿嶋	堀割2-1-23	0299-90-1100	—
7	鹿島アイビーホテル	筒井1666	0299-93-4311	—
8	鹿嶋パークホテル	大野原4-1-2	0299-90-0500	—
9	ホテルウィングインターナショナル 鹿嶋	大野原1-24-1	0299-92-9012	—
10	鹿島ポートホテル	知手中央1-9-1	0299-97-0808	—
11	ノヴァホールホテル梅はら	波崎9231	0479-44-2454	—
12	かわたけ旅館	太田4151	0479-46-0027	—
13	常総開発工業株式会社	賀2108-8	0299-92-3875	—
14	日鉄住金プラント株式会社 立野住宅	賀2148-28	—	—
15	有限会社郡司工業 本社	田畑438-55	0299-91-1531	—
16	三菱化学 植松社宅	土合本町4-9809-61	—	—
17	信越化学土合社宅	土合本町3-9809-7	—	—
18	サンシャインホール雅	波崎1251	0479-44-2288	—
19	村上工業株式会社	平泉265-31	0299-92-2474	—
20	第2南部マンション	深芝南3-2-3	—	—
21	姥貝ビル	鰐川25-225	0299-92-0906	—
22	株式会社ウィンド・パワー本社	南浜3-226	0299-77-8511	—
23	鹿島港湾合同庁舎	東深芝9	0299-92-2601	—
24	センチュリー ムラマツ	神栖2-7-31	—	—
25	ミヨヒコHK-I（エイチ・ケー・ワン）	平泉281-11	—	—
26	新日鐵住金株式会社 技術開発本部 （波崎）研究棟	砂山16-1	0479-46-5101	—
27	白十字総合病院	賀2148	0299-92-3311	—
28	海浜第一住宅A，B，C，D棟	南浜1-2	—	—
29	海浜第二住宅E，F，G，H棟	南浜1-4	—	—
30	海浜第三住宅I，J棟	南浜1-8	—	—
31	豊ヶ崎住宅A棟	波崎9420-33	—	—
32	豊ヶ崎住宅B棟	波崎9420-34	—	—

○医療機関一覧

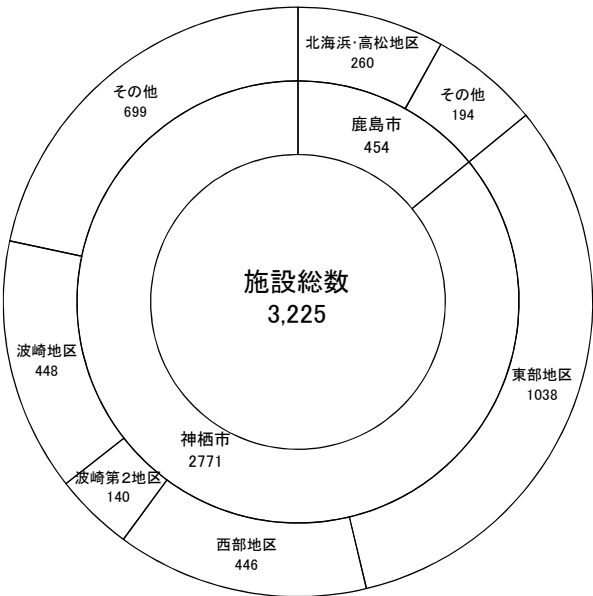
番号	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
1	あきら医院	神栖市大野原 5-1-2 9	(0299) 92-7081
2	小田医院	〃 波崎 8 6 3 5	(0479) 44-0450
3	かしまなだ診療所	〃 知手中央 3-4-2 1	(0299) 96-5111
4	鹿島ハートクリニック	〃 平泉 1-1 6 8	(0299) 77-8888
5	鹿島労災病院	〃 土合本町 1-9 1 0 8-2	(0479) 48-4111
6	かみす眼科	〃 神栖 1-1 2	(0299) 91-1455
7	神栖済生会病院	〃 知手中央 7-2-4 5	(0299) 97-2111
8	神栖皮フ科クリニック	〃 神栖 1-5-7	(0299) 93-2400
9	河島医院	〃 溝口 5 5 3 9-1	(0299) 96-6679
10	こいえ産婦人科医院	〃 大野原 7-1-6	(0299) 92-5824
11	児玉医院	〃 木崎 2 4 0 6-2 6 1	(0299) 93-1177
12	五郎台ファミリークリニック	〃 深芝南 2-1 1-1 2	(0299) 92-6661
13	済生会波崎診療所	〃 波崎 8 9 6 8	(0479) 44-0253
14	坂本医院	〃 平泉 2 7 6 9	(0299) 92-0700
15	城之内医院	〃 筒井 1 4 2 2-1 4 7	(0299) 92-1261
16	清仁会病院	〃 矢田部 1 1 3 4 5-1	(0479) 48-2000
17	セントラルクリニック	〃 大野原 4-7-1 1	(0299) 91-1188
18	東部地区共同診療所	〃 東和田 7 9 1 1	(0299) 96-3894
19	中島医院	〃 須田 2 1 5 8	(0479) 46-0040
20	永木外科胃腸科医院	〃 矢田部 2 9 5 9	(0479) 48-0211
21	西尾耳鼻咽喉科医院	〃 息栖 3 9 2 4-3	(0299) 90-0033
22	にへいなかよしクリニック	〃 平泉 1-7 4	(0299) 77-8181
23	野口医院	〃 知手 9 8-4 1	(0299) 96-7373
24	白十字総合病院	〃 賀 2 1 4 8	(0299) 92-3311
25	波崎クリニック	〃 波崎 6 2 7 1-5	(0479) 44-3886
26	ひかりクリニック	〃 矢田部 7 8 0 1-3 1	(0479) 48-5681
27	人見医院	〃 芝崎 3 2 2	(0299) 96-0020
28	牧医院	〃 神栖 1-1 7-2 0	(0299) 92-7200
29	三井クリニック	〃 神栖市知手 2 9 7 4-3 0 5	(0299) 77-5247
30	武藤小児科医院	〃 知手中央 1-1 5-4 0	(0299) 96-0611

〔消 防〕

○危険物施設の現況

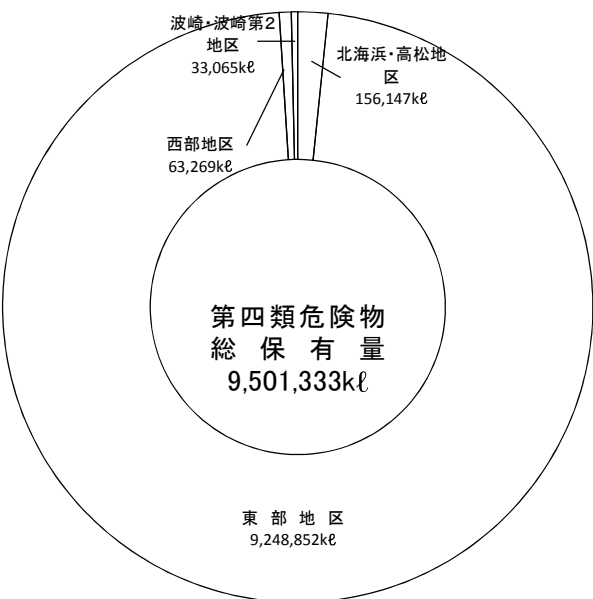
1 鹿島臨海工業地帯危険物施設数

(平成26年 3 月 31 日現在)



2 鹿島臨海工業地帯危険物（第四類）石油類保有量

(平成26年 3 月 31 日現在)



3 危険物施設数

(平成25年4月～平成26年3月)

		神 栖 市	鹿 嶋 市			神 栖 市	鹿 嶋 市
製 造 所		120	8	取 扱 所	営 業 用 給 油	46	29
貯	屋 内	238	81		自 家 用 給 油	63	20
	屋 外 タ ン ク	1,207	92		船 舶 給 油	2	1
	屋 内 タ ン ク	1	5		鉄 道 給 油	1	1
	蔵	地 下 タ ン ク	79		58	第 一 種 販 売	1
移 動 タ ン ク		518	74		一 般	347	60
所		屋 外	103		24	移 送	45
	小 計	2,146	334		小 計	505	112
総 計						2,771	454

4 容量別屋外タンク貯蔵所数

(平成26年3月31日現在)

容量区分 (kℓ) \ 類 別	計	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類	6 類
計	1,299		5	11	1,249	1	33
100未満	705		3	11	683	1	7
100以上 500未満	293				287		6
500以上 1,000未満	85				70		15
1,000以上 5,000未満	84		2		77		5
5,000以上 10,000未満	43				43		
10,000以上 50,000未満	54				54		
50,000以上 100,000未満	19				19		
100,000以上 200,000未満	16				16		
200,000以上							

○消防団組織及び水利関係

1 消防団組織 (平成26年 4 月 1 日現在)

消防団本部				神栖市消防団	
消	防	団	長	1 名	
消	防	副	団 長 数	7 名	
消	防	分	団 数	60個分団	
消	防	団	員 数	1,079名	
消	防	団	車 両	ポンプ車	23台
				タンク車	1台
				可搬式ポンプ	39台
				積載車	36台

2 消防水利状況 (平成26年 4 月 1 日現在)

種 別		市 別	神 栖 市
消 火 栓	公	設	1,688
	私	設	34
防 火 水 槽	公	設 40 m ³ 以 上	168
	私	設 40 m ³ 以 上	112
	公	設 40 m ³ 未 満	54
	私	設 40 m ³ 未 満	8
井 戸			1,586
そ の 他 (プ ー ル 河 川 等)			27
計			3,677

〔災害危険箇所〕

○急傾斜地危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）自然斜面，人口斜面

箇所番号	箇所分類 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	斜面区分	箇所名	位 置	延長	勾配	高さ	保全人家戸数
406—Ⅰ—001	Ⅰ	自然斜面	知手中央 1	知手中央 7 丁目	130	67	15	5
406—Ⅰ—002	Ⅰ	自然斜面	知手中央 2	知手中央 5 丁目	300	52	15	8

箇所区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの分類は，傾斜戸30°以上，高さ5m以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署，学校，病院，駅，旅館等のほか社会福祉施設等の災害弱者関連施設のある場合を含む）ある場合は急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰとし，同区域内に人家が1～4戸の場合は急傾斜地崩壊危険区域Ⅱとし，さらに同区域内に人家がない場合でも急傾斜地崩壊危険区域に準ずる斜面として延長が100mを超える斜面を急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲとして調査した結果を表すものである。

○海岸防災荒廃危険地区

地 区 名	日川浜 須田 十町歩 松下 植松 舍利浜 舍利 豊ヶ浜

〔輸 送〕

○ヘリコプター発着場

番号	防災ヘリポート	所 在 地	面 積	所 管 課
1	神之池 陸上競技場	神栖市溝口4991	6,596㎡	(財)神栖市文化・スポーツ 振興公社 0299—96—7700
2	息栖運動広場	神栖市息栖2632-3	9,400㎡	施設管理課 0299—90—1153
3	高浜運動広場	神栖市高浜1483	21,394㎡	(財)神栖市文化・スポーツ 振興公社 0299—96—7700
4	石塚運動広場	神栖市日川4199	31,249㎡	
5	海浜運動公園	神栖市南浜1-3	31,100㎡	
6	利根公園	神栖市波崎8386-1	16,537㎡	都市整備課 施設管理G 0479—44—1966
7	豊ヶ浜運動公園	神栖市波崎9579	31,310㎡	神栖市スポーツ振興公社 0299—96—7700
8	波崎第一中学校	神栖市波崎7070	28,987㎡	教育総務課 0479—44—6492
9	土合運動公園 野球場	神栖市土合北1-7-60	33,901㎡	(財)神栖市文化・スポーツ 振興公社 0299—96—7700
10	若松緑地	神栖市砂山15	146,929㎡	
11	波崎第四中学校	神栖市土合北1-8-10	31,906㎡	教育総務課 0479—44—6492
12	神栖中央公園	神栖市木崎1203-9	約190,000㎡	施設管理課 0299—90—1153

○緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路

路線名	起点側	終点側
(一般国道)		
国道124号	神栖市県境（千葉県）から	鹿嶋市宮中国道51号交差点まで
〃	神栖市平泉国道124号分岐から	鹿嶋市佐田国道124号交差まで
(一般県道)		
深芝浜波崎線	神栖市波崎国道124号分岐から	神栖市知手県道奥野谷知手線交差まで
奥野谷知手線	神栖市知手国道124号分岐から	神栖市東和田まで
谷原息栖東庄線	神栖市筒井主要地方道水戸神栖線交差から	神栖市筒井神栖市道8—297号線交差まで
(主要地方道)		
水戸神栖線	潮来市延方国道51号交差から	神栖市筒井国道124号交差まで
(市道)		
神栖市道8—297号線	神栖市賀一般県道谷原息栖東庄線交差から	白十字総合病院

第二次緊急輸送道路

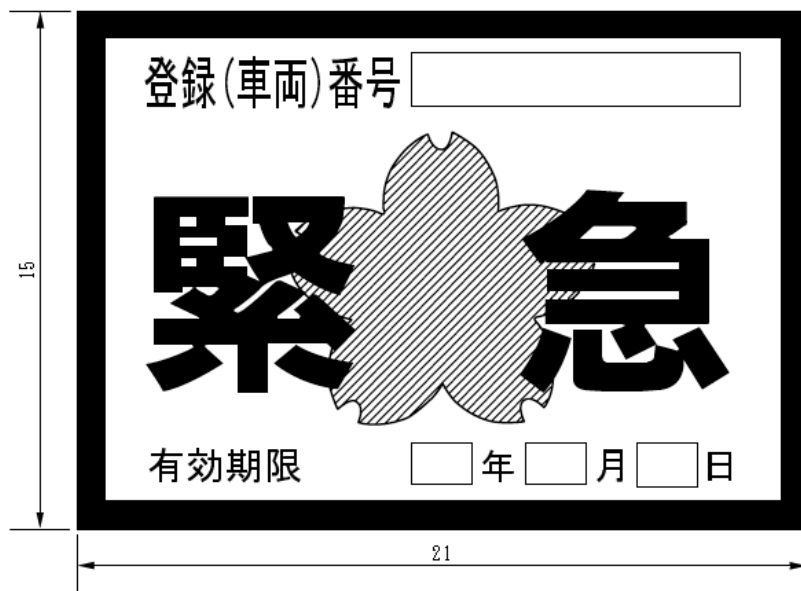
路線名	起点側	終点側
(主要地方道)		
成田小見川鹿島港線	神栖市神栖県境（千葉県）から	神栖市平泉国道124号交差まで
(市道)		
神栖市道8—105号線	神栖市東深芝神栖市道8—108号線交差から	神栖市東深芝神栖市道8—109号線交差まで
神栖市道8—108号線	神栖市東深芝一般県道栗生木崎線交差から	神栖市東深芝神栖町道8—105号線交差まで
神栖市道8—109号線	神栖市東深芝神栖町道8—105号線交差から	港公園まで
神栖市道1—9号線	神栖市東明神前8961番1地先県道深芝浜波崎線交差から	神栖市豊ヶ浜神栖市道1371号線交差まで
神栖市道1371号線	神栖市豊ヶ浜神栖市道1—9号線交差から	神栖市豊ヶ浜神栖市道1393号線交差まで
神栖市道1393号線	神栖市豊ヶ浜神栖市道1—371号線交差から	波崎漁港まで

第三次緊急輸送道路

路線名	起点側	終点側
(一般県道)		
谷原息栖東庄線	神栖市太田クラヤ薬品株式会社鹿島営業所前から	神栖市太田国道124号交差まで

○緊急通行車両の標章及び確認証明書

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 公安委員会	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

〔応援協定等〕

平成27年1月現在

番号	協定名	締結団体名(当時)	締結日
1	銚子市・波崎町消防相互応援協定	銚子市	昭和41年9月9日
2	神栖町と鹿島東部コンビナートとの消防に関する応援協定	三菱油化(株)鹿島事業所鹿島工場 外20社	昭和45年8月27日
3	神栖町と鹿島臨海工業地帯高松地区防災協議会会員企業との消防に関する相互応援協定	住友金属工業(株)鹿島製鉄所 外10社	昭和54年10月1日
4	災害時等の相互応援に関する協定	茨城県内87市町村(神栖町を含む数字)	平成6年4月1日
5	神栖町と西部地区保安対策協議会会員企業との消防に関する応援協定	秩父小野田(株)東京支社 外29社	平成7年3月6日
6	災害時における相互協力に関する覚書	波崎郵便局長	平成10年3月6日
7	災害時における神栖町内郵便局、神栖町間の協力に関する覚書	神栖郵便局長	平成10年5月12日
8	全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定	七ヶ浜町(宮城)、聖籠町(新潟)、菊間町(愛媛)、新上五島町(長崎)、喜入町(鹿児島)、東串良町(鹿児島)、与那城町(沖縄)	平成10年11月19日
9	災害時の医療救護についての協定	鹿嶋市、旭村、鉾田町、大洋村、波崎町、鹿嶋市郡医師会	平成13年1月15日
10	災害時における相互応援協定	北茨城市・大津漁業協同組合・波崎漁業協同組合	平成14年4月12日
11	災害時における業務協定	波崎漁業協同組合	平成14年4月18日
12	神栖市ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業にかかる協定	鹿島南部地区消防事務組合	平成18年4月1日
13	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	いばらきコープ生活協同組合	平成19年3月1日
14	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)アクティオ	平成19年10月9日
15	災害時における生活必需物資の提供に関する協定	(株)伊藤園	平成21年10月1日
16	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)鹿島三友鋼機	平成23年8月4日
17	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	社会福祉法人恩賜財団済生会 神栖済生会病院	平成23年8月18日
18	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	日立建機レック(株)関東支店	平成23年10月14日
19	災害時における支援に関する協定	茨城県石油商業組合神栖支部	平成23年10月14日
20	災害時における情報通信に関する協定書	アマチュア無線奉仕団神栖地区分団	平成23年10月14日
21	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	鹿島都市開発(株)	平成23年10月14日
22	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	エリアリンク(株)／(株)ベスト	平成23年10月14日
23	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	幸武都市開発(株)	平成23年10月14日
24	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	鹿島アイビーホテル	平成23年10月14日
25	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	鹿嶋パークホテル	平成23年10月14日
26	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	ホテルウィングインターナショナル鹿嶋	平成23年10月14日
27	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	(有)鹿島ポートホテル	平成23年10月14日
28	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿島労災病院	平成23年10月14日
29	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書	(有)三宅商店	平成23年10月14日
30	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書	すがわら亭	平成23年10月14日
31	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書	(株)マサキヤ	平成23年10月14日
32	国立大学法人筑波大学と神栖市との震災復興に向けた連携及び協力に関する協定	国立大学法人筑波大学	平成23年11月29日
33	災害時における応急復旧に関する協定書	神栖市総合建設業協会	平成23年12月5日
34	災害時における応急復旧に関する協定書	神栖市管工事組合	平成23年12月5日
35	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書	(株)タイヨー	平成23年12月5日
36	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書	鹿島食品(株)	平成23年12月5日
37	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書	(株)カスミ	平成23年12月5日
38	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書	(株)ベイシア	平成23年12月5日
39	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書	(株)セイミヤ	平成23年12月5日

番号	協定名	締結団体名(当時)	締結日
40	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書	木内製菓(株)	平成23年12月5日
41	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書	協和商事(株)	平成23年12月5日
42	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書	(有)ヤマイチレストランシステム	平成23年12月5日
43	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	(株)うめはら	平成23年12月5日
44	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	(株)かわたけ旅館	平成23年12月5日
45	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	常総開発工業株式会社	平成24年6月1日
46	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	住友金属プラント株式会社	平成24年6月1日
47	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	(有)郡司工業	平成24年6月1日
48	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	信越化学工業株式会社 鹿島工場	平成24年6月1日
49	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社石田丸漁業	平成24年6月1日
50	災害時等における食料・物資の提供に関する協定書	利根コカ・コーラ ボトリング株式会社	平成24年6月1日
51	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書	株式会社カインズ	平成24年6月1日
52	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成24年7月17日
53	災害時等における物資の提供に関する協定書	NP0法人コメリ災害対策センター	平成24年11月26日
54	災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書	生活協同組合パルシステム茨城	平成24年11月26日
55	災害時等における機器・設備の提供に関する協定	かもめガス株式会社	平成24年11月26日
56	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	村上工業株式会社	平成24年11月26日
57	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	南部株式会社	平成24年11月26日
58	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社姥貝組	平成24年11月26日
59	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社小松崎都市開発	平成24年11月26日
60	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	鹿島海上保安署	平成24年11月26日
61	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	村松 千代	平成24年11月26日
62	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	高安 カツ子	平成24年11月26日
63	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	有限会社竹村清掃社	平成24年11月26日
64	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	鹿島信販株式会社	平成24年11月26日
65	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	株式会社池田清掃社	平成24年11月26日
66	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	城之内株式会社	平成24年11月26日
67	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	平本企業株式会社	平成24年11月26日
68	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	有限会社栄新サービス	平成24年11月26日
69	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	波崎クリーン株式会社	平成24年11月26日
70	災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	株式会社さくら清掃社	平成24年11月26日
71	災害時等における道路等の応急復旧に関する協定	太平建設株式会社	平成24年12月21日
72	災害時等における道路等の応急復旧に関する協定	平成建設株式会社	平成24年12月21日
73	災害時における茨城県神栖市と千葉県市川市との相互応援に関する協定	市川市	平成25年1月30日
74	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	新日鐵住金株式会社 技術開発本部	平成25年2月12日
75	災害時等における緊急救援輸送時の協力に関する協定	社団法人茨城県トラック協会鹿行支部	平成25年4月15日
76	災害時等における物資の提供に関する協定	茨城県高圧ガス保安協会鹿島支部	平成25年4月15日
77	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	社会福祉法人白十字会 白十字総合病院	平成25年5月22日
78	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	「廃棄物と環境を考える協議会」加盟団体 65団体	平成25年7月12日

番号	協定名	締結団体名(当時)	締結日
79	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市，茨城県立鹿島特別支援学校	平成26年2月25日
80	災害時の歯科医療救護についての協定	神栖市歯科医師会	平成26年3月19日
81	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	三菱化学株式会社 鹿島事業所	平成26年4月1日
82	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人白十字会 白十字看護学校	平成26年10月21日
83	災害時における道路の応急復旧に関する協定	浜口建設株式会社	平成26年10月21日

○銚子市・波崎町消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、近時災害の様相がきわめて複雑、かつ大規模化しこれが防除に強力な消防力が要求されるので、消防組織法第21条に基づく市町村相互応援協定を更に充実し、災害地区における人的、物的被害を軽減して安寧秩序を保持するため消防相互応援に関し定めるものとする。

(応援の方法)

第2条 火災発生等の場合は、これが防ぎよ鎮圧のため協定者はそれぞれの区域内の警備上に支障のない限度において次の方法により応援隊を派遣するものとする。

- (1) 火災の規模および火災等による判断により、応援側の長が必要と認めたときは、その必要数
- (2) 応援要請があつたときは、その要請数

(要請の手続)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭電話または電信等により要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の情況
- (2) 応援を要する人員、車両、機械等の数
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の指揮は、次によるものとする。

- (1) 受援地の消防長（署長）または消防団長
- (2) 指揮は応援隊の長に対して行なうものとする。ただし緊急を要する場合は、直接隊員に命令することができる。

第5条 応援消防隊の長は、現場到着引揚げその他消防行動の状況を受援側現地最高指揮者に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 応援に要した費用は次により処理するものとする。

- (1) 要請に基づく応援の場合
 - ア 応援に際し機械器具の破損に要する修理費および隊員等の死傷による弔慰金、療養費、扶助費等の負担については、協定当事者の相互協議により決定する。
 - イ 応援出動ポンプ用燃料、消火薬剤および応援隊の食糧は原則として、受援側の負担とする。
 - ウ 応援出動手当および被服の損料等は、応援側の負担とする。
- (2) 前号以外の出動の場合
 - ア 応援に要した費用は原則として応援側の負担とする。
 - イ 前号以外に費用に関しては、関係当事者間に於てその都度協議の上決定するものとする。

(雑則)

第7条 この協定事項のほか、必要なことはその都度関係当事者間において定めることができる。

附 則

この協定は、昭和41年9月1日から適用する。

上記協力の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和41年 9 月 9 日

千 葉 県 銚 子 市 長 印

茨城県鹿島郡波崎町長 印

（注）市町名は協定締結時

○神栖町と鹿島東部コンビナートとの消防に関する応援協定書

(昭和45年8月27日締結)

神栖町（以下「甲」という。）と鹿島東部コンビナート企業（以下「乙」という。）とは、消防に関する事項について次のとおり協定する。

（協定の範囲）

第1条 「茨城県石油コンビナート等防災計画」、並びに「神栖町地域防災計画」の定めにより、神栖町と鹿島東部コンビナート企業との消防に関する応援協定はこの協定の定めるところによる。

（協定の目的）

第2条 この協定は火災等の災害発生に際し甲、乙相互の消防力を活用して災害地における人命、身体財産を保護するとともに災害による被害を最小限度にとどめることを目的とする。

（応援隊の派遣）

第3条 応援の方法は、相互の警防上支障のない限度において、次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- （1） 消防長、又は消防署長が応援の必要を認めた場合は、その必要隊数を派遣するものとする。
- （2） 協定者相互の応援要請は消防長、又は消防署長を通じて行うものとする。
- （3） 甲および乙は応援の要請を受けたにもかかわらず出場できない場合は、その旨遅滞なく要請者に通報するものとする。

（連絡の方法）

第4条 応援要請は次の方法による。

1 通信連絡

- （1） 加入電話
- （2） 有線放送
- （3） その他

2 要請時伝達事項

- （1） 災害発生場所
- （2） 災害の種別
- （3） 応援を要する人員、機械員数等
- （4） 応援隊の駆付場所
- （5） その他必要事項

（応援隊の指揮及び活動）

第5条 災害地における応援隊の指揮及び応援活動は、応援協定附属書の定めるところによる。

（資料の交換）

第6条 甲及び乙は管内消防現況図（消防機械器具、地理、水利、特殊建物、危険物製造所明記）を相互に交換するものとする。

また、これらに変更があった場合はその旨連絡するものとする。

（訓練の実施）

第7条 協定者は本協定に基づき随時訓練を行なうものとする。

（応援に要した費用の負担）

第8条 本協定に基づく応援に要した経費等の負担は、応援協定附属書の定めるところによる。

(協議)

第9条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度協議して決定するものとする。

(その他)

第10条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

この協定は、昭和45年8月27日から施行する。

上記の通り協定する。

昭和45年8月27日

(付則)

この協定は、平成7年9月1日改訂のうえ施行する。

この協定は、平成13年4月1日改訂のうえ施行する。

甲	神 栖 町		
		町	長 岡 野 敬四郎
乙	東京電力株式会社中央火力事業所鹿島火力発電所		
		所	長 猪 野 博 行
乙	鹿島石油株式会社鹿島製油所		
		常 務 取 締 役 所 長	瀬 野 幸 一
乙	鹿島塩ビモノマー株式会社鹿島工場		
		工 場 長	北 村 肇
乙	信越化学工業株式会社鹿島工場		
		取 締 役 工 場 長	北 村 肇
乙	鹿島電解株式会社本社工場		
		取 締 役 工 場 長	荒 木 仁 之
乙	三菱化学株式会社鹿島事業所		
		理 事 鹿 島 事 業 所 長	杉 本 俣 男
乙	鹿島北共同発電株式会社鹿島北共同発電所		
		専務取締役発電所長	大 井 三 力
乙	鹿島酸素株式会社本社工場		
		常 務 取 締 役 工 場 長	中 村 耕 輔
乙	武田薬品工業株式会社鹿島工場		
		工 場 長	細 坂 修
乙	株式会社ユポ・コーポレーション鹿島工場		
		取 締 役 工 場 長	山 田 裕 良
乙	ライオン化学株式会社鹿島工場		
		工 場 長	原 弘
乙	J S R株式会社鹿島工場		
		理 事 工 場 長	大 和 博 明
乙	旭硝子株式会社鹿島工場		
		取 締 役 工 場 長	比 計 秀 樹
乙	三菱ガス化学株式会社鹿島工場		
		工 場 長	野 口 一 夫

- 乙 鐘淵化学工業株式会社鹿島工場
工 場 長 叶 敏 次
- 乙 株式会社クラレ鹿島工場
工 場 長 草 野 学
- 乙 鹿島南共同発電株式会社鹿島発電所
常務取締役鹿島発電所長 川 上 秀 雄
- 乙 鹿島ケミカル株式会社本社工場
取 締 役 工 場 長 吉 田 茂 之
- 乙 旭電化工業株式会社鹿島工場
工 場 長 川 田 晃 嗣
- 乙 関東珪曹硝子株式会社本社工場
工 場 長 関 根 彰
- 乙 鹿島液化ガス共同備蓄株式会社鹿島事業所
取 締 役 事 業 所 長 遊 佐 嘉 温
- 乙 鹿島共同再資源化センター株式会社鹿島事業所
事 業 所 長 木 村 正 臣
- 乙 鹿島共同施設株式会社
専 務 取 締 役 小 野 勲

○神栖町と鹿島東部コンビナートとの消防に関する応援協定付属書

(昭和45年8月27日締結)

神栖町（以下「甲」という。）と鹿島東部コンビナート企業（以下「乙」という。）とは昭和45年8月27日に甲乙間で調印した消防に関する応援協定の実施にあたり次のとおり運用規程を定める。

1 締結の旨示

相互の管理区域内に火災等の災害が発生し、自己の消防力の力量では防御上困難をきたし若しくは大規模災害に発展するおそれがあると判断される場合は相互に応援するものとする。

2 応援の基本方針

(1) 鹿島東部コンビナート企業は「茨城県石油コンビナート等防災計画」並びに「神栖町地域防災計画」の基本方針に則り企業は災害防止について第一次責任を有するものであり、先づ自衛消防力により防衛する。つづいて企業相互間で締結した「災害時における相互応援協定書」により対処する。第二段階として本協定に基づき近接の消防機関等の応援を要請するなどして適切な防災措置をとる。

(2) 消防団は消防計画の定めるところにより出場する。

とくに企業において発災し、周辺の民家に被害を及ぼすおそれのある場合、消防団は主として企業周辺における民家への延焼防止、援助措置等にあたるものとする。

3 運用

乙はすでに甲の行政区域に属するものであるが、石油化学コンビナート災害の特殊性を考慮し、応援の要請及び防御活動については慎重を期すため発災企業の意見を尊重しつつ人的、物的災害の軽減に努めるとともに広域にわたる災害とならないよう相互に持てる消防力を活用して応援するものとする。

4 応援隊の指揮及び活動

(1) 「甲」「乙」それぞれの区域内に発生した災害に出動した応援隊は公設消防隊長の指示に従うものとする。

(2) 災害現場に到着した応援隊はそれぞれの指揮本部前（乙の区域にあつては発災工場正門とする。）に集結し、出場隊名、人員、持参した機械等の種類、数量等を公設消防隊長に報告した後、公設消防隊長の指示に従うものとする。

(3) 指示は原則として応援隊長に対して行うものとする。ただし緊急止むを得ない場合は直接応援隊員に対して行なうことができる。

(4) 現場指揮本部（以下「本部」という。）には標識旗を掲げる等の措置を講じて常にその所在を明確にして置くこと。

(5) 災害現場に出場した応援隊は適宜活動状況、その他必要事項を報告するものとする。

5 応援に要した費用の負担

(1) 災害防御等のため止むを得ず必要な措置を講じた場合の費用は発災側の負担とする。

(2) 応援に際し応援者が要した経常的経費については応援者側の負担とする。

(3) 応援に際し発生した応援側の機械器具の破損を修理するに要する費用等、軽微な費用は応援者側の負担とする。ただし応援が長時間にわたった場合の食糧に要する費用、燃料費その他消火薬剤等の費用は発災者側の負担とする。

(4) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の7の規定による消防団員の公務災害補償に要する

費用は応援者側の負担とする。

(5) 前各号に掲げる以外の費用は、その都度協議のうえ決定する。

この協定は、昭和45年8月27日から施行する。

上記のとおり協定する。

昭和45年8月27日

(付則)

この協定は、平成7年9月1日改訂のうえ施行する。

この協定は、平成13年4月1日改訂のうえ施行する。

甲	神 栖 町		
		町 長	岡 野 敬四郎
乙	東京電力株式会社中央火力事業所鹿島火力発電所		
		所 長	猪 野 博 行
乙	鹿島石油株式会社鹿島製油所		
		常 務 取 締 役 所 長	瀬 野 幸 一
乙	鹿島塩ビモノマー株式会社鹿島工場		
		工 場 長	北 村 肇
乙	信越化学工業株式会社鹿島工場		
		取 締 役 工 場 長	北 村 肇
乙	鹿島電解株式会社本社工場		
		取 締 役 工 場 長	荒 木 仁 之
乙	三菱化学株式会社鹿島事業所		
		理 事 鹿 島 事 業 所 長	杉 本 俣 男
乙	鹿島北共同発電株式会社鹿島北共同発電所		
		専務取締役発電所長	大 井 三 力
乙	鹿島酸素株式会社本社工場		
		常 務 取 締 役 工 場 長	中 村 耕 輔
乙	武田薬品工業株式会社鹿島工場		
		工 場 長	細 坂 修
乙	株式会社ユボ・コーポレーション鹿島工場		
		取 締 役 工 場 長	山 田 裕 良
乙	ライオン化学株式会社鹿島工場		
		工 場 長	原 弘
乙	J S R株式会社鹿島工場		
		理 事 工 場 長	大 和 博 明
乙	旭硝子株式会社鹿島工場		
		取 締 役 工 場 長	比 計 秀 樹
乙	三菱ガス化学株式会社鹿島工場		
		工 場 長	野 口 一 夫

- 乙 鐘淵化学工業株式会社鹿島工場
工 場 長 叶 敏 次
- 乙 株式会社クラレ鹿島工場
工 場 長 草 野 学
- 乙 鹿島南共同発電株式会社鹿島発電所
常務取締役鹿島発電所長 川 上 秀 雄
- 乙 鹿島ケミカル株式会社本社工場
取 締 役 工 場 長 吉 田 茂 之
- 乙 旭電化工業株式会社鹿島工場
工 場 長 川 田 晃 嗣
- 乙 関東珪曹硝子株式会社本社工場
工 場 長 関 根 彰
- 乙 鹿島液化ガス共同備蓄株式会社鹿島事業所
取 締 役 事 業 所 長 遊 佐 嘉 温
- 乙 鹿島共同再資源化センター株式会社鹿島事業所
事 業 所 長 木 村 正 臣
- 乙 鹿島共同施設株式会社
専 務 取 締 役 小 野 勲

○神栖町と鹿島臨海工業地帯高松地区防災協議会会員企業との消防に関する相互応援協定書

(昭和54年10月1日締結)

神栖町（以下「甲」という。）と鹿島臨海工業地帯高松地区防災協議会会員企業（以下「乙」という。）は、消防に関する事項について次のとおり協定する。

（協定の範囲）

第1条 神栖町と鹿島臨海工業地帯高松地区防災協議会会員企業との消防に関する相互応援協定はこの協定の定めるところによる。

（協定の目的）

第2条 この協定は火災等の災害発生に際し甲、乙相互の消防力を活用して災害地における人命、身体、財産を保護するとともに災害による被害を最小限度にとどめることを目的とする。

（応援隊の派遣）

第3条 応援の方法は相互の警防上支障のない限度において、次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- （1） 町長、又は消防長が応援の必要を認めた場合は、その必要隊数を派遣するものとする。
- （2） 協定者相互の応援要請は町長、又は消防長を通じて行うものとする。
- （3） 甲及び乙は応援の要請を受けたにも拘らず出場できない場合は、その旨遅滞なく要請者に通報するものとする。

（連絡の方法）

第4条 応援要請は次の方法による。

1 通報連絡

- （1） 加入電話
- （2） 防災無線
- （3） その他

2 要請時伝達事項

- （1） 災害発生場所
- （2） 災害の種別
- （3） 応援を要する人員、機械員数等
- （4） 応援隊の駆付場所
- （5） その他必要事項

（応援隊の指揮及び活動）

第5条 災害地における応援隊の指揮及び応援活動は、応援協定附属書の定めるところによる。

（資料の交換）

第6条 甲及び乙は管内消防現況図（消防力、地水理、特殊建物）を相互に交換するものとする。

（訓練等の実施）

第7条 協定者は本協定に基づき関係者による訓練又は会議を随時行なうものとする。

（応援に要した費用の負担）

第8条 本協定に基づく応援に要した経費等の負担は、応援協定附属書の定めるところによる。

(協議)

第9条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度協議して決定するものとする。

(その他)

第10条 本協定を証するため、正本13通を作成し甲、乙及び立会者各1通を保管するものとする。

(附属)

- 1 この協定は、昭和54年10月1日から施行する。
- 2 昭和44年4月1日締結の「神栖町消防団と住友金属工業株式会社鹿島製鉄所との相互協定」は、廃止する。

昭和54年10月1日

甲	神 栖 町	町 長	池 田 治
乙	住友金属工業株式会社鹿島製鉄所	所 長	小 倉 隆 夫
乙	鹿島運輸株式会社	社 長	東 井 善三郎
乙	鹿島共同火力株式会社鹿島共同発電所	所 長	橋 本 美 保
乙	住金鹿島鋁化株式会社	社 長	藤 末 高
乙	鹿島選鋁株式会社	社 長	川 畑 康 郎
乙	日本ステンレス株式会社鹿島製造所	所 長	高 橋 敬 一
乙	鹿島プラント工業株式会社	社 長	岡 野 勇
乙	共同酸素株式会社鹿島工場	工場長	中 村 正 典
乙	住金海運株式会社鹿島支店	支店長	西 本 悦 二
乙	住金化工株式会社鹿島製造所	所 長	神 原 定 良
乙	中央電気工業株式会社鹿島工場	工場長	竹 内 清
立会者	鹿島南部地区消防本部	消防長	小 川 成 弥

○神栖町と鹿島臨海工業地帯高松地区防災協議会会員企業との消防に関する相互応援協定附属書

(昭和54年10月1日締結)

神栖町（以下「甲」という。）と鹿島臨海工業地帯高松地区防災協議会会員企業（以下「乙」という。）は、昭和54年10月1日に甲、乙間で調印した消防に関する相互応援協定の実施にあたり、次の通り運用規定を定める。

1 締結の趣旨

相互の管理区域内に火災等の災害が発生し、自己の消防力の力量では防壁上困難をきたし、若しくは大規模災害に発展するおそれがあると判断される場合は相互に応援するものとする。

2 応援の基本方針

(1) 鹿島臨海工業地帯高松地区防災協議会会員企業は災害防止について第1次責任を有するものであり、先ず自衛消防力により防衛する。つづいて企業相互間で締結した「消防防災援助協定書」により対処する。

第2段階として本協定に基づき近接の消防機関等の応援を要請するなどして適切な防災措置をとる。

(2) 神栖町消防団は消防計画の定めるところにより出動する。

とくに企業において発災し、周辺の民家に被害を及ぼすおそれのある場合、神栖町消防団は主として企業周辺における民家への延焼阻止、避難誘導等地域住民の生命、財産の保護にあたるものとする。

3 運用

乙はすでに甲の管轄区域に属するものであるが、企業災害の特殊性を考慮し、応援の要請及び防御活動については慎重を期するため発災企業の意見を尊重しつつ人的、物的災害の軽減に努めるとともに広域にわたる災害とならないよう相互に持てる消防力を活用して応援するものとする。

4 応援隊の指揮及び活動

(1) 甲、乙それぞれの区域内に発生した災害に出動した応援隊は町長又は消防長の指示に従うものとする。

(2) 災害現場に到着した応援隊は指揮本部前（乙の区域にあつては事業所正門周辺とする。）に集結し、出場隊名、人員、持参した機材等の種類、数量等を公設消防隊長に報告した後公設消防隊長の指示に従うものとする。

(3) 指示は原則として応援隊長に対して行うものとする。ただし、緊急止むを得ない場合は、直接応援隊員に対して行うことができる。

(4) 現場指揮本部（以下「本部」という。）には標識旗を掲げる等の措置を講じて常にその所在を明確にしておくこと。

(5) 災害現場に出場した応援隊は適宜活動状況、その他必要事項を報告するものとする。

5 応援に要した費用の負担

(1) 災害防御等のため止むをえず必要な措置を講じた場合の費用は発災側の負担とする。

(2) 応援に際し応援者が要した経常的経費については応援者側の負担とする。

(3) 応援に際し発生した応援者側の機械器具の破損を修理するに要する費用等、軽微な費用は応援

者側の負担とする。ただし、応援が長時間に渡った場合の食糧に要する費用、燃料費、その他消火薬剤等の費用は発災側の負担とする。

(4) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の7の規定による消防団員の公務災害補償に要する費用は応援者側の負担とする。

(5) 前各号に掲げる以外の費用は、その都度協議の上決定する。

（附則）

この協定は、昭和54年10月1日から施行する。

○災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 市町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村及び応援を行った市町村が協議して定めることができる。

2 応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があった場合には、応援を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(連絡会議の開催)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活必需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、市町村が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により締結した消防の相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して別に定めるものとする。

第9条 この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、この協定書87通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各1通を保有する。

○災害時等の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定市町村（当該協定を締結した市町村をいう。以下同じ。）相互間の災害時等の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡窓口は、別記様式第1号に定めておくものとする。

(応援要請)

第3条 協定第4条に規定する応援要請は、別記様式第2号によるものとする。

(応援通報)

第4条 応援要請を受けた市町村長は、応援要請に応ずるときは、生活必需物資並びに資器材等の数量、派遣する人員、車両、出発時刻、到着時刻及び応援の責任者等を、また応援要請に応ずることができないときはその旨を、連絡窓口に通話等により通報するものとする。

(報告)

第5条 応援を行った市町村長は、応援活動終了後速やかに、応援を受けた市町村長（以下、「被災市町村長」という。）へ別記様式第3号により報告を行うものとする。

(経費の請求)

第6条 応援を行った市町村長は、協定第5条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により被災市町村長へ請求するものとする。

付 則

この実施細目は、協定締結の日から適用する。

○神栖町と西部地区保安対策協議会会員企業との消防に関する応援協定書

神栖町（以下「甲」という。）と鹿島臨海工業地帯西部地区保安対策協議会会員企業（以下「乙」という。）とは、消防に関する事項について次のとおり協定する。

（協定の範囲）

第1条 茨城県石油コンビナート等防災計画並びに神栖町地域防災計画の定めにより、神栖町と西部地区保安対策協議会会員企業との消防に関する応援協定はこの協定の定めるところによる。

（協定の目的）

第2条 この協定は火災等の災害発生に際し甲、乙相互の消防力を活用して災害地における人命、身体、財産を保護するとともに災害による被害を最小限度にとどめることを目的とする。

（応援隊の派遣）

第3条 応援の方法は、相互の警防上支障のない限度において、次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- （1） 消防長、又は消防署長が応援の必要を認めた場合は、その必要隊数を派遣するものとする。
- （2） 協定者相互の応援要請は消防長、又は消防署長を通じて行なうものとする。
- （3） 甲および乙は応援の要請を受けたにも拘らず出場できない場合は、その旨遅滞なく要請者に通報するものとする。

（連絡の方法）

第4条 応援要請は次の方法による。

1 通信連絡

- （1） 加 入 電 話
- （2） そ の 他

2 要請時伝達事項

- （1） 災害発生の場所
- （2） 災害の種別
- （3） 応援を要する人員、機械員数等
- （4） 応援隊の駆付場所
- （5） その他必要事項

（応援隊の指揮及び活動）

第5条 災害地における応援隊の指揮及び応援活動は、応援協定附属書の定めるところによる。

（防消火資機材の提供）

第6条 災害地隣接の会員企業は、消防活動に必要な防消火資機材を可能な限り提供するものとする。

（資料の交換）

第7条 甲及び乙は管内消防現況を相互に交換するものとする。

また、これらに変更があった場合はその旨連絡するものとする。

（訓練の実施）

第8条 協定者は本協定に基づき臨時訓練を行なうものとする。

（応援に要した費用の負担）

第9条 本協定に基づく応援に要した経費等の負担は、応援協定附属書の定めるところによる。

(協議)

第10条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度協議して決定するものとする。

(その他)

第11条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

(付則)

この協定は、平成7年3月6日から施行する。

上記のとおり協定する。

平成7年3月6日

甲	神 栖 町		
		町	長 岡 野 敬四郎
乙	秩父小野田株式会社東京支社		
		取 締 役 支 社 長	藤 田 昭 夫
乙	全農サイロ株式会社鹿島支店		
		支 店 長	山 西 雄 三
乙	大日本インキ化学工業株式会社鹿島工場		
		工 場 長	中 島 永 治
乙	昭和産業株式会社鹿島事業所		
		取 締 役 事 業 所 長	徳 永 信 喜
乙	東日本くみあい飼料株式会社		
		取 締 役 社 長	齊 藤 正 義
乙	鐘淵化学工業株式会社鹿島工場		
		工 場 長	柴 田 茂
乙	三菱化学株式会社鹿島事業所		
		取 締 役 事 業 所 長	金 谷 浩 介
乙	株式会社日本製鋼所鹿島工場		
		工 場 長	田 村 良 造
乙	三菱マテリアル株式会社鹿島工場		
		工 場 長	柳 町 惇 夫
乙	住金大径鋼管株式会社鹿島工場		
		鹿 島 工 場 長	平 井 甫
乙	全国農業協同組合連合会		
		代 表 理 事 会 長	本 橋 元
乙	旭電化工業株式会社鹿島工場		
		工 場 長	川 田 晃 嗣
乙	花王株式会社鹿島工場		
		工 場 長	近 藤 高 好
乙	味の素株式会社鹿島工場		
		工 場 長	山 谷 哲 雄
乙	鹿島サイロ株式会社		

	代表取締役社長	江 阪 公 彦
乙	関東グリーンターミナル株式会社	
	代表取締役社長	山 下 泉
乙	東和化成工業株式会社鹿島工場	
	工場長	池 田 澄 男
乙	日本配合飼料株式会社中央研究所	
	中央研究所長	山 根 哲 夫
乙	中部飼料株式会社鹿島工場	
	工場長	水 谷 基 夫
乙	協同飼料株式会社鹿島工場	
	工場長	時 田 義 昭
乙	丸紅飼料株式会社鹿島工場	
	工場長	松 村 正 英
乙	鹿島飼料株式会社	
	代表取締役社長	大 里 正 芳
乙	平成飼料株式会社	
	取締役社長	清 水 二 朗
乙	ヤマコ山一飼料株式会社	
	代表取締役	小 山 晃 弘
乙	株式会社ジャパンフィード	
	代表取締役	西 野 栄 治
乙	明治飼糧株式会社鹿島工場	
	工場長	升 田 直 矢
乙	清水港飼料株式会社鹿島工場	
	工場長	磯 部 弘
乙	鹿島プラント工業株式会社	
	社長	逸 見 晃 典
乙	全国酪農業協同組合連合会鹿島飼料工場	
	工場長	村 上 嘉 治
乙	雪印種苗株式会社鹿島工場	
	工場長	土 屋 邦 雄

○神栖町と西部地区保安対策協議会会員企業との消防に関する応援協定附属書

(昭和53年9月1日締結)

神栖町（以下「甲」という。）と西部地区保安対策協議会会員企業（以下「乙」という。）とは昭和53年9月1日に甲乙間で調印した消防に関する応援協定の実施にあたり次のとおり運用規程を定める。

1 締結の主旨

相互の管理区域内に火災等の災害が発生し、自己の消防力の力量では防御上困難をきたし、若しくは大規模災害に発展するおそれがあると判断される場合は相互に応援するものとする。

2 応援の基本方針

- (1) 西部地区保安対策協議会会員企業は「茨城県石油コンビナート等防災計画並びに神栖町地域防災計画」の基本方針に則り企業は災害防止について第一次責任を有するものであり、先づ自衛消防力により防衛する。つづいて企業相互間で締結した「災害時における相互応援協定書」により対処する。第二段階として本協定に基づき近接の消防機関等の応援を要請するなどして適切な防災措置をとる。
- (2) 消防団は消防計画の定めるところにより出場する。とくに企業において発災し、周辺の民家に被害を及ぼすおそれのある場合、消防団は主として企業周辺における民家への延焼防止、援助措置等に当たるものとする。

3 運用

乙はすでに甲の行政区域に属するものであるが、企業災害の特殊性を考慮し、応援の要請及び防御活動については慎重を期すため発災企業の意見を尊重しつつ人的、物的災害の軽減に努めるとともに広域にわたる災害とならないよう相互に持てる消防力を活用して応援するものとする。

4 応援隊の指揮及び活動

- (1) 「甲」「乙」それぞれの区域内に発生した災害に出動した応援隊は公設消防隊長の指示に従うものとする。
- (2) 災害現場に到着した応援隊はそれぞれの指揮本部前（乙の区域にあつては発災工場正門とする。）に集結し、出場隊名、人員、持参した機械等の種類、数量等を公設消防隊長に報告した後、公設消防隊長の指示に従うものとする。
- (3) 指示は原則として応援隊長に対して行なうものとする。ただし緊急止むを得ない場合は、直接応援隊員に対して行なうことができる。
- (4) 現場指揮本部（以下「本部」という。）には標識旗を掲げる等の措置を講じて常にその所在を明確にしておくこと。
- (5) 災害現場に出場した応援隊は適宜活動状況、その他必要事項を報告するものとする。

5 応援に要した費用の負担

- (1) 災害防ぎよ等のため止むを得ず必要な措置を講じた場合の費用は発災側の負担とする。
- (2) 応援に際し応援者が要した経常的経費については応援者側の負担とする。
- (3) 応援に際し発生した応援側の機械器具の破損を修理するに要する費用等、軽微な費用は応援者側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたった場合の食糧に要する費用、燃料費、その他消火薬剤等の費用は発災者側の負担とする。

(4) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の7の規定による消防団員の公務災害補償に要する費用は応援者側の負担とする。

(5) 前各号に掲げる以外の費用は、その都度協議のうえ決定する。

(付則)

この協定は、昭和53年9月1日から施行する。

上記のとおり協定する。

昭和53年9月1日

甲	神 栖 町		
		町 長	池 田 治
乙	日本通運株式会社鹿島港支店		
		支店長	藤 井 実
乙	小野田セメント株式会社鹿島営業所		
		所 長	真 鍋 秀 行
乙	鹿島臨海鉄道株式会社		
		取締役社長	小 野 哲
乙	全農サイロ株式会社鹿島支店		
		常務取締役支店長	萩 原 今朝臣
乙	大日本インキ化学工業株式会社鹿島工場		
		工場長	高 井 宏
乙	昭和産業株式会社鹿島工場		
		常務取締役工場長	植 村 玄 一
乙	東日本くみあい飼料株式会社		
		代表取締役社長	鯉 淵 丈 男
乙	鐘淵化学工業株式会社鹿島工場		
		取締役工場長	長 倉 国 雄
乙	三菱油化株式会社鹿島事業所		
		取締役事業所長	村 上 定 雄
乙	株式会社日本製鋼所鹿島工場		
		工場長	後 藤 晤
乙	三菱金属株式会社鹿島工場		
		工場長	岩 田 芳 雄
乙	住友金属工業株式会社鹿島製鉄所		
		専務取締役所長	小 倉 隆 夫
乙	住金大径鋼管株式会社鹿島工場		
		工場長	花 田 満 浩
乙	全国農業協同組合連合会		
		会長理事	大 田 寛 一
乙	旭電化工業株式会社鹿島工場		
		工場長	川 田 晃 嗣

乙 花王化学株式会社鹿島工場

工場長 伊 東 哲 生

○災害時における相互協力に関する覚書

波崎郵便局ほか5局（別紙のとおり。以下「甲」という。）と波崎町（以下「乙」という。）は、波崎町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、波崎町及び波崎町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、波崎町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 災害救助法適用時における郵便・為替預金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- （2） 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として提供すること。
- （3） 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を甲に提供すること。
- （4） 甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
- （5） 甲は必要に応じ避難場所に臨時の郵便差出箱を設置する。
- （6） 甲が所有し、又は管理する車両を業務に支障をきたさない範囲で緊急連絡用車両として、乙に提供すること。
- （7） その他、前記（1）～（6）に定めのない事項で、協力できる事項。

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう務めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 乙は必要に応じ、甲を波崎町災害対策本部のメンバーに加えることができるものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 波崎町内の郵便局は、波崎町の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては波崎郵便局長、乙においては波崎町総務部長とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲・乙両者が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成10年３月６日

(甲)	郵政省	波崎郵便局ほか５局	
	代表者	波崎郵便局長	印
(乙)	波崎町		
	代表者	波 崎 町 長	印

別紙

番号	局 名	局 長 名	所 在 地
1	波崎郵便局	松沢 弘一	〒314—0499 波崎町8635—8
2	矢田部郵便局	安藤 寿博	〒314—0399 波崎町大字矢田部6498—1
3	若松郵便局	柳川 忠正	〒314—0253 波崎町大字須田2340—127
4	別所郵便局	根本 政典	〒314—0424 波崎町4781—45
5	波崎土合ヶ原郵便局	黒田 兼次	〒314—0343 波崎町土合本町3—9809—16
6	波崎太田郵便局	出津 紘子	〒314—0254 波崎町大字太田603—12

(注) 町名は覚書締結時

○災害時における神栖町内郵便局、神栖町間の協力に関する覚書

神栖町内郵便局代表 神栖郵便局長（以下「甲」という。）及び神栖町長（以下「乙」という。）は、神栖町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、神栖町と神栖町内に所在する郵便局（以下「郵便局」という。）が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害を言う。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、神栖町内の災害の発生によって必要が生じた、次に掲げる事項について、相互に協力を要請することができる。

- （1） 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便及び為替貯金並びに簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策
- （2） 甲及び乙の所有又は管理する施設及び用地の相互提供
- （3） 郵便局又は神栖町が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （4） 避難場所における臨時郵便差出箱の設置
- （5） その他前記第1号から第4号に定めるもののほか協力出来る事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けた場合は、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力を要請した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 神栖町内の郵便局は、神栖町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することが出来る。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては神栖郵便局長、乙においては神栖町対策本部長とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有

する。

平成10年 5 月12日

甲 〒314—0199
鹿島郡神栖町溝口4991— 7
神栖 郵便局長 印

乙 〒314—0192
鹿島郡神栖町溝口4991— 5
神 栖 町 長 印

(注) 町名は覚書締結時

○全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期するため、全国石油備蓄基地市町村連絡協議会構成市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互応援することについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水等、日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 児童、生徒の受入れ
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供または斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村の要請があった事項

(要請)

第3条 被災市町村が応援を要請する場合は、被害の状況、応援要請の内容を明らかにして電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(緊急応援活動の実施)

第4条 前条の規定にかかわらず、いずれかの協定市町村内の地域において地震等の大規模災害が発生したことが明らかな場合は、その他の地域の協定市町村が自主判断により応援活動を実施するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町村が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、これによりがたい場合は、協定市町村で協議して定めるものとする。

(連絡担当者)

第6条 協定市町村は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当者をあらかじめ定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年とする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに協定市町村のいずれからも申し出のないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書8通を作成し、各市町村が記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年11月19日

宮 城 県	七ヶ浜町長	印
新 潟 県	聖 籠 町 長	印
茨 城 県	神 栖 市 長	印
愛 媛 県	今 治 市 長	印
長 崎 県	新上五島町長	印
鹿児島県	鹿児島市長	印
鹿児島県	東串良町長	印
沖 縄 県	うるま市長	印

(注) 市町名は協定締結時

○災害時の医療救護についての協定

茨城県鹿嶋市、鹿島郡旭村、鉾田町、大洋村、神栖町、波崎町（以下「甲」という。）と鹿島市郡医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び茨城県鹿嶋市、鹿島郡旭村、鉾田町、大洋村、神栖町、波崎町の地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 医療救護班の編成計画
- （2） 医療救護班の活動計画
- （3） 地区医師会と関係機関との通信連絡計画
- （4） 指揮系統
- （5） 医薬品、医療資機材等の備蓄
- （6） 訓練計画
- （7） その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、法及び防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、医療救護班員等に危害が生じるおそれがある場合はこの限りではない。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請にたよらず医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 甲は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙の派遣する医療救護班を指揮するものとする。この場合において、当該医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難場所、避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1） 被災者のスクリーニング（症状判別）
- （2） 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- （3） 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- （4） 死亡の確認
- （5） その他状況に応じた処置

（医療救護班の輸送等）

第6条 甲は、乙の医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送等について、必要な措置を取るものとする。

(医薬品等の提供)

第7条 乙が派遣する医療救護班が携行する医薬品等のほか、当該医療救護班が使用する医薬品等は、甲が提供するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 医療機関に転送された場合における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合、(第3条第3項の承認を受けた場合を含む。)に要する次に掲げる費用は、甲が負担する。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費

(3) 医療救護班員が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。この場合において、当該参加に要する費用は、甲が負担する。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名のうえ、各1通を保有する。

平成13年1月15日

甲	茨城県鹿嶋市長	印
	茨城県鹿島郡	
	旭 村 長	印
	鉾田町長	印
	大洋村長	印
	神栖町長	印
	波崎町長	印
乙	鹿島市郡医師会長	印

(注) 市町村名は協定締結時

○医療救護活動実施細目

茨城県鹿嶋市、鹿島郡旭村、鉾田町、大洋村、神栖町、波崎町（以下「甲」という。）及び鹿島市郡医師会（以下「乙」という。）は、平成13年1月15日付けをもって締結した「災害時の医療救護についての協定」（以下「協定」という。）第11条の規程に基づき、実施細目を次のように定める。

（要請）

第1条 医療救護班の派遣要請は、災害発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

（医療救護組織）

第2条 医療救護組織は、医療救護班（本部を含む。）及び後方医療機関とする。

2 医療救護班（本部を含む。）は、医師、看護婦、事務等（医療技術者その他の補助要員を含む。以下同じ）により構成する。

（後方医療機関）

第3条 後方医療機関における医師、看護婦、事務等の実施する医療救護活動が前条第2項の医療救護班のものと同等とみなされるときは、これを医療救護班のものとみなす。

（救護所設置の特例）

第4条 甲は、必要と認めたときは、甲が指定した収容医療機関に救護所を設置することができる。

2 甲は、前項の収容医療機関に設置する救護所のほか、必要と認めた場合は、収容医療機関以外の医療機関にも救護所を設置することができる。

（実施報告）

第5条 協定第3条第3項の報告は、実施報告書（別記第1号様式）により行うものとする。

（医療救護班の費用、扶助金の請求）

第6条 乙は、協定第9条に定める費用弁償の請求をする場合には、請求書（別記第2号様式）に、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出するものとする。

（1）医療救護班の編成及び派遣に要する経費

医療救護班名簿（別記第3号様式）

（2）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費

医薬品等使用報告書（別記第4号様式）

（3）医療救護班が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

事故報告書（別記第5号様式）

事故傷病者概要（別記第6号様式）

（救護所となった医療機関における費用弁償の請求）

第7条 第4条の規定に基づき救護所が設置された医療機関が費用弁償の請求をする場合には、請求書（別記第7号様式）及び医薬品等使用報告書（別記第8号様式）を甲に提出するものとする。

（収容医療機関及び救護所となった医療機関における施設及び設備の損傷に係る実費弁償の請求）

第8条 収容医療機関及び救護所となった医療機関は、施設及び設備の損傷が生じた場合において、当該損傷に係る実費弁償の請求をしようとするときは、物件損傷等の報告（別記第9号様式）を甲に提出するものとする。

(費用弁償の支払)

第9条 甲は、前3条に定める費用弁償等について、請求書を受領した場合は、速やかにこれを支払うものとする。

(訓練に係る費用弁償)

第10条 甲が実施する訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償の請求については、第6条及び前条の規定を準用するものとする。

この実施細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年1月15日

甲	茨城県鹿嶋市長	印
	茨城県鹿島郡	
	旭 村 長	印
	鉾田町長	印
	大洋村長	印
	神栖町長	印
	波崎町長	印
乙	鹿島市郡医師会長	印

(注) 市町村名は実施細目締結時

○医療救護に係る費用弁償についての覚書

茨城県鹿嶋市、鹿島郡旭村、鉾田町、大洋村、神栖町、波崎町（以下「甲」という。）と鹿島市郡医師会（以下「乙」という。）との間において平成13年1月15日に締結した「災害時の医療救護についての協定」で定める費用弁償について、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護班の費用弁償）

第1条 医療救護班の編成及び派遣に要する経費は、1回の出動につき次のとおりとする。

- （1）医 師 及 び 歯 科 医 師 茨城県災害救助法施行細則の例による。
- （2）保健婦、助産婦及び看護婦 茨城県災害救助法施行細則の例による。
- （3）事 務 等 前号に規定する額の10分の5に相当する額（100円未満の端数切り捨て）とする。

2 前項の規定にかかわらず、医療救護活動が3時間を超える場合は、当該越える部分について、次表に定めるところにより算定した額を加算するものとする。

単価（円／時間）	備 考
前項に規定する額の3分の1に相当する額（少数点以下の端数切り捨て）	午後5時から午後10時まで又は午前5時から午前9時までの従事に係る部分の単価は左に掲げる額に100分の125を、午後10時から午前5時までの従事に係る部分は100分の150を乗じて得た額とする。

3 医療救護班の出動に係る旅費の支給については、「職員の旅費に関する条例」の例による。

（医薬品等の実費弁償）

第2条 医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の経費は実費とする。

2 実施細目第4条の規定により設置された救護所において、医療救護活動に使用した医薬品、衛生材料等の費用及び医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は実費とする。

（扶助金）

第3条 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準じ算定した額とする。

（訓練に係る実費弁償）

第4条 訓練参加者に対する実費弁償の額については第1条第1項及び第3項の規定を準用する。

2 訓練に要した医薬品等の実費弁償及び扶助金については、前項2条の規定を準用する。

（医事紛争の処理）

第5条 乙は、医療救護班が転送した患者の診療について後方医療機関と患者との間に医事紛争が生じた場合は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査のうえ、甲乙協議のうえ、誠意をもって解決のための適切な措置をとるものとする。

（未収金の処理）

第6条 乙は、後方医療機関において災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにこれをとりまとめ、未収金報告書（別記第10号様式）により、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに調査のうえ、支払義務者に対し当該未収分の支払を督促

するとともに、支払不能の事情が判明した場合には、後方医療機関の負担とならないように甲が責任をもって措置するものとする。

この覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成13年 1 月15日

甲	茨城県鹿嶋市長	印
	茨城県鹿島郡	
	旭 村 長	印
	鉾田町長	印
	大洋村長	印
	神栖町長	印
	波崎町長	印
乙	鹿島市郡医師会長	印

(注) 市町村名は覚書締結時

○災害時における相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、北茨城市又は波崎町（以下「市町」という。）の区域において災害が発生した場合に、被災した市町長からの要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり締結する。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応援復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応援復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受け入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 災害の発生により市町の応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(援助の実施)

第4条 応援の要請を受けた市町は、当該応援の要請に応ずるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した市町が負担するものとする。

2 応援を要請した市町が、前項に規定する経費を直ちに支出する暇がなく、かつ、応援を要請した市町から申し出があった場合には、応援を要請された市町は、当該経費を一時支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる応援要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、市町に連絡責任者を置く。

2 市町の連絡責任者は、次のとおりとする。

- (1) 北茨城市総務部総務課長
- (2) 波崎町総務部総務課長

(災害対策連絡会議の設置)

第7条 市町は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡会議は、必要に応じて随時開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するほか、地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、県内市町村等の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町が協議して別に定める。

この協定を証するため、この協定書を4通作成し、市町長及び立会人がそれぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成14年4月12日

北茨城市長	印
波崎町長	印
立会人	
大津漁業協同組合	
代表理事組合長	印
波崎漁業協同組合	
代表理事組合長	印

(注) 市町名は協定締結時

○災害時における業務協定書

(趣旨)

第1条 波崎町（以下「町」という。）と波崎漁業協同組合（以下「組合」という。）は、町が北茨城市と締結した災害時における相互応援協定（平成14年4月12日締結。以下「町と北茨城市との災害時相互応援協定」という。）に基づき、災害時の応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）を実施するため、次の協定を締結する。

(協力要請)

第2条 町が、北茨城市の応援要請に基づき、応急対策等を実施するにあたり、特に海路によることが効果的であり組合に対し協力を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により組合に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後文書を提出する。

- (1) 被害の状況
- (2) 町が調達する応急対策等に必要な物資等の種類及び数量並びに調達完了日
- (3) 応急対策等を必要とする場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(協力の実施)

第3条 組合は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、当該協力の要請に応ずるものとする。

(業務報告)

第4条 組合は前条の規定を受け、町の要請事項を実施した場合は、その活動内容等について随時報告するとともに、その業務が完了したときは、速やかに文書をもって町に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条の規定により町の要請する業務を実施した場合において、組合が要した経費については、町と北茨城市との災害時相互応援協定第5条の規定に基づき、町が措置するものとする。

(連絡責任者)

第6条 応急対策等の実施に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、町、組合共に事前に連絡責任者を定めておくものとする。

(雑則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、町と組合が協議して別に定める。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年4月18日

波 崎 町 長	印
波崎漁業協同組合	
代表理事組合長	印

(注) 町名は協定締結時

○神栖市ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業にかかる協定書

神栖市を甲とし、鹿島南部地区消防事務組合を乙として、緊急通報システム事業に関し次のとおり協定する。

(業務分担)

第1条 甲は、ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業実施要項（以下「要項」という。）第7条第2項に定める利用者（以下「ひとり暮らし老人等」という。）の緊急時における医療等の確保を図るため、通報システムに関する次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) ひとり暮らし老人等の登録依頼及び変更と取消しに関する事項
- (2) ひとり暮らし老人等に給付又は貸与する通報装置及び鹿島南部地区消防事務組合消防本部通信指令室に設置する受信装置の設備並びに維持管理に関する事項
- (3) 要項第7条、第9条第3項、第11条、第12条、第13条及び第14条に定める事項

2 乙は、ひとり暮らし老人等の緊急時における救急活動等に関し、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) ひとり暮らし老人等からの通信の受信に関する事項
- (2) 医療等を必要とする場合の救急活動に関する事項

(費用の負担)

第2条 甲は、前条第1項に定める事務の処理に要する経費を負担し、乙は前条第2項に定める事務の処理に要する経費を負担する。

(補則)

第3条 この協定について疑義があるとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定める。

付 則

この協定は、平成18年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し当事者双方が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年4月1日

甲 茨城県神栖市長

印

乙 鹿島南部地区消防事務組合
管理者

印

○災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

神栖町（以下「甲」という。）といばらきコープ生活協同組合（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において被災者を救援するため、物資の調達及びボランティア活動への支援を円滑に行い、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができるものとする。

- （1） 町内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- （2） 町外の災害救助のため、茨城県又は近隣市町村から物資の調達の斡旋を要請されたとき。
- （3） その他町長が特に必要と認めるとき。

（物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、被害の状況に応じ原則として別表に掲げるものとする。

（物資の供給要請手続等）

第5条 第2条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときには、口頭により要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、要請を受けたときは、その要請事項について速やかに措置し、その措置状況を甲に文書（様式第2号又は乙の納品書）をもって連絡するものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。

2 甲は、乙に対して必要に応じて運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は引渡場所へ職員を派遣し、要請に係わる物資を確認のうえ、乙から引渡を受けるものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（乙が引渡のための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）とする。

（代金の支払い）

第9条 甲は、引き取った物資の代金を乙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

（ボランティア活動への支援）

第10条 乙は、乙の組合員に対し、災害ボランティア活動への参加協力を積極的に推進し、甲が災害時に実施する応急生活物資の配布等各種ボランティア活動を支援するものとする。

(防災訓練等への参加)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練、その他防災に関する催しに参加することができる。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じで情報交換を行うものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第14条 この協定は、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年3月1日

甲 茨城県鹿島郡神栖町大字溝口4991番地の5
神栖町長 印

乙 茨城県水戸市赤塚1丁目2029番地の121
いばらきコープ生活協同組合
理事長 印

別表

供給要請物資一覧表

NO	種 類	物 資
1	寝 具 類	毛布、タオルケット、布団、枕、座布団
2	衣 料 品	婦人・子ども・男性衣料、下着類、靴下
3	炊事用品	鍋、釜、やかん、フライパン、しゃもじ、オタマ、包丁、まな板、缶切
4	食 器 類	紙皿、紙コップ、箸、フォーク、スプーン、茶碗、哺乳瓶
5	日 用 品	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、石鹼、洗濯石鹼、歯ブラシ、歯磨粉、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、軍手、生理用品、マスク、紙オムツ（大人用・幼児用）、蚊取線香、使捨てカイロ、雨具、クラフト・布テープ、ウェットティッシュ、ごみ袋、タオル、バケツ、殺虫剤、段ボール、ビニール袋
6	光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、懐中電灯、電池、ロウソク、マッチ、使捨てライター
7	食 料 品	米、菓子パン、食パン、飲料水、牛乳、缶詰、レトルト食品、味噌、醤油、砂糖、塩、調味料、野菜、ソーセージ、茶、粉ミルク、マヨネーズ、生卵、即席麺、梅干、漬物、菓子、果物、ジュース

※供給要請物資は、概ね上記の品目を基準とし、災害規模や被害状況により指定する。

※品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

（注） 町名は協定締結時

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、地震等の災害時等におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神栖市内において地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に甲の要請に応じ、乙がその保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する移動トイレ、発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（提供等）

第3条 乙は前条の規定による申請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に提供し、及び運搬するよう努めるものとする。

2 乙は、甲の申請に的確に対応するため、保有機材の供給機材の供給可能な体制を保持するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、保有機材の提供及び運搬にかかる費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、通常価格により算出した額とする。

（引渡し）

第5条 保有機材の提供にかかる引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（定めのない事項等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（発効）

第7条 この協定書は、平成19年10月9日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年10月9日

甲	茨城県神栖市溝口4991-5
	神栖市長 保立 一男 印
乙	東京都中央区日本橋3-12-2
	朝日ビルディング7F
	株式会社アクティオ
	代表取締役 小沼 光雄 印

○災害時等における生活必需物資の提供に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、神栖市内で地震等の災害が発生した等の場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において被災者に対する救援活動等を支援するため、生活必需物資の調達及び安定供給、物価等の生活情報の収集・提供活動等を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、生活必需物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、生活必需物資の提供を要請することができる。

- （1） 市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2） 市域外の災害救助のため、県又は他市町村から生活必需物資の調達の斡旋を要請された場合
- （3） その他市長が特に認めた場合

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない時は口頭で要請し、後日すみやかに文書を交付するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、生活必需物資の優先的な提供及び運搬に対する協力を積極的に努めるものとする。

（生活必需物資の範囲）

第4条 甲が乙に提供を要請する生活必需物資は、乙が取り扱っている飲料水とする。

（生活必需物資の引渡し）

第5条 生活必需物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が生活必需物資を確認の上、乙から生活必需物資の引渡しを受けるものとする。

2 生活必需物資の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙が指定するものが行うことができる。また、甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、甲に対する生活必需物資の引渡し完了したときは、その措置状況について、甲へ文書をもって報告するものとする。

（生活必需物資の価格）

第6条 生活必需物資の取引価格は、原則として、災害時直前における適正な価格とする。

（費用の負担）

第7条 第3条の規定により乙が提供した生活必需物資の代価及び乙が甲の求めに応じて運搬の協力を行った場合の費用については、甲が負担するものとする。

（生活必需物資の安定供給）

第8条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、市民に対して生活必需物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努力するものとする。

(定めない事項等の決定)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(発効)

第10条 この協定書は、平成21年10月1日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成21年10月1日

甲 茨城県神栖市溝口4991-5

神栖市長 保立 一男

乙 東京都渋谷区本町3-47-10

株式会社伊藤園

総務部長 松本 功一

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と株式会社鹿島三友鋼機（以下「乙」という。）は、地震等の災害時等におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神栖市内において地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に甲の要請に応じ、乙がその保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（提供等）

第3条 乙は前条の規定による申請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に提供し、及び運搬するよう努めるものとする。

2 乙は、甲の申請に的確に対応するため、保有機材の供給機材の供給可能な体制を保持するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、保有機材の提供及び運搬にかかる費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、通常価格により算出した額とする。

（引渡し）

第5条 保有機材の提供にかかる引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（定めのない事項等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（発効）

第7条 この協定書は、平成23年8月4日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成23年8月4日

甲	茨城県神栖市溝口4991－5
	神栖市長 保立 一男 印
乙	茨城県神栖市深芝2871番地14
	株式会社鹿島三友鋼機
	代表取締役 椎名 正明

○津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、大規模地震が発生したのち、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民の避難に使用させるものとする。

（1）所在地 _____

（2）所有者 _____

（3）名称 _____

（4）構造等 _____

（5）使用場所 _____

2 甲は、前項に規程する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民が避難した際に必要な物資保管庫等（以下「物資保管庫等」という。）を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、津波警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び地域住民は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第5条 対象施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）

（利用者責任）

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波避難ビル表示、公開）

第7条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、平成_____年____月____日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成_____年____月____日

甲 茨城県神栖市溝口4991番地 5
神栖市長 保 立 一 男

乙 _____

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と日立建機レック株式会社（以下「乙」という。）は、地震等の災害発生時等におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神栖市内において地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に甲の要請に応じ、乙がその保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は前条の規定による要請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に提供し、及び運搬するよう努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、保有機材の提供及び運搬にかかる費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、通常価格により算出した額とする。

2 甲は保有機材の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合は、甲乙協議の上、月末締め翌日末に速やかに代金を乙に支払うものとする。

（引渡し）

第5条 保有機材の提供にかかる引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 甲は乙が保有機材の運搬を行うときは、保有機材の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（取扱い窓口）

第6条 この協定の取扱い窓口は、甲にあつては生活環境部防災安全課、乙にあつては日立建機レック株式会社関東支店成田営業所とする。

2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう毎年度当初にそれぞれの取扱い窓口の連絡担当者及び連絡手段等について相互に届け出しておくものとする。

（被災による制限）

第7条 乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被災程度に応じて、保有機材の供給の全部又は一部を行わないことが出来るものとする。

（定めのない事項等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（発効）

第9条 この協定書は、平成23年10月14日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成23年10月14日

甲 茨城県神栖市溝口4991－5

神栖市長 保立 一男

乙 埼玉県草加市弁天5－33－25

日立建機レック株式会社 関東支店

支店長 榎本 一雄

○災害時等における支援に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と茨城県石油商業組合神栖支部（以下「乙」という。）は、災害時における燃料等の供給及び被災者支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における支援に関する協定について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の内容）

第2条 甲は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他市長が特に必要と認める場合において、燃料等が必要であると認めたときは、乙に対し、燃料等の供給を依頼するものとし、乙の会員は甲へ優先的に供給するよう努めるものとする。

（1） 燃料等とは、乙の会員の事業所で取り扱う燃料（ガソリン、軽油、オイル、混合油、灯油、重油）及び機材などをいう。

（2） 甲は、乙の会員に応急対策用に必要な燃料等の供給を依頼する場合は、燃料等供給協力依頼書により品目、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日依頼書をもって処理するものとする。

（3） 甲は、前項に関わらず、乙の会員に緊急用車両及び緊急物資輸送車両の燃料等の供給を依頼する場合は、車両の台数を明らかにして口頭で依頼するものとする。緊急用車両及び緊急物資輸送車両の燃料等の供給を受ける際は、緊急用車両等がわかるよう表示するものとする。

2 乙は、乙の会員の事業所等において、避難者・帰宅困難者に対し、水道水、トイレ、災害情報及び一時休憩所を提供するように努めるものとする。

3 甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、前条第1項による乙の会員が供給及び納入した燃料等の代金を負担するものとする。この場合の燃料等の価格は、市と単価契約している品目の契約価格又は災害発生直前における小売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、物資の納入を受けた後、乙の会員からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙の会員に支払うものとする。

（連絡責任者）

第4条 支援協定に関する事項の円滑な伝達を行うため、甲乙の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合には、速やかに相手先に報告するものとする。

（履行義務の免除）

第5条 乙又は乙の会員が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行业務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成24年3月31日迄とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものと

し、その後においても同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年10月14日

甲 茨城県神栖市溝口4991－5
神栖市長 保立 一男

乙 茨城県石油商業組合神栖支部
支部長 五十嵐 清美

○災害時等における情報通信に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）とアマチュア無線奉仕団神栖地区分団（以下「乙」という。）は、大規模災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「甲」の行政区域及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、乙の団員（以下「団員」という。）が甲に協力して、災害に関する情報の収集・伝達を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定の対象となる「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害とする。

（ボランティア活動）

第3条 この協定に基づき行う団員の活動は自己の郷土愛に基づくボランティア活動とする。なお、乙の団員は、各自の安全の確保のうえ行うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害が発生したとき防災行政無線局、公衆通信回線その他の手段による通信連絡が困難な場合、又は災害情報の収集・伝達に必要があると認めたときは、乙に対し、情報の収集・伝達について無償で協力を要請することができる。

2 協力要請に基づき乙の団員が使用する車は、必要に応じて市が認める緊急車両とすることができるものとする。

（要請手続）

第5条 この協定に基づく要請手続きは、生活環境部防災安全課長が担当する。

2 前項の要請手続きは、口頭、電話等をもって行い、事後において速やかに要請文書を提出するものとする。

（情報収集内容）

第6条 乙は、次に掲げる事項についてその内容を収集し、甲に連絡するものとする。

- （1） 被害発生 の場所及びその状況
- （2） 火災、建物倒壊等による被災者の発生状況及び救護状況
- （3） 道路情報及び交通機関の運行状況
- （4） 住民の避難状況
- （5） ライフラインの被害状況及び応急対策状況
- （6） 医療機関の開設状況
- （7） その他必要と認められる事項

（経費）

第7条 情報収集にかかる経費は無償とする。

（構成員名簿の提出）

第8条 乙の代表者は、この協定による業務を行う構成員について、必要に応じて名簿を作成し、甲にその団員の名簿を提出するものとする。

（便宜供与）

第9条 甲は、第4条に定める協力を要請した場合において、乙から情報連絡用に設置するアマチュア無線局の設置について協力を求められたときは、甲乙協議のうえこれに協力するものとする。

(訓練の参加)

第10条 乙は、甲が実施する防災訓練に甲の要請により参加することができる。

(協定期間)

第11条 この協定は、甲乙いずれかからこの協定を終了する申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年10月14日

甲 茨城県神栖市溝口4991番地5

神栖市長 保立 一男

乙 茨城県神栖市須田747-8

アマチュア無線奉仕団神栖地区分団

分団長 須田 美智男

○災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、神栖市内で地震等の災害が発生した等の場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において被災者に対する救援活動等を支援するため、食糧・物資の調達及び安定供給、提供活動等を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、食糧・物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、食糧・物資の提供を要請することができる。

- （1）市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）市域外の災害救助のため、県又は他市町村から食糧・物資の調達の斡旋を要請された場合
- （3）その他市長が特に認めた場合

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない時は口頭で要請し、後日すみやかに文書を交付するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、食糧・物資の優先的な提供及び運搬に対する協力に積極的に努めるものとする。

（食糧・物資の範囲）

第4条 甲が乙に提供を要請する食糧・物資は、乙が取り扱っているものとする。

（食糧・物資の引渡し）

第5条 食糧・物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が食糧・物資を確認の上、乙から食糧・物資の引渡しを受けるものとする。

2 食糧・物資の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙が指定するものが行うことができる。また、甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、甲に対する食糧・物資の引渡しが完了したときは、その措置状況について、甲へ文書をもって報告するものとする。

（食糧・物資の価格）

第6条 食糧・物資の取引価格は、原則として、災害時直前における適正な価格とする。

（費用の負担）

第7条 第3条の規定により乙が提供した食糧・物資の代価及び乙が甲の求めに応じて運搬の協力を行った場合の費用については、甲が負担するものとする。

（食糧・物資の安定供給）

第8条 乙は、災害時に施設及び機能を活用し、市民に対して食糧・物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努力するものとする。

(有効期限)

第 9 条 この協定は、平成____年____月____日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(定めのない事項等の決定)

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成____年____月____日

甲 茨城県神栖市溝口 4991-5

神栖市長 保 立 一 男

乙

○国立大学法人筑波大学と神栖市との震災復興に向けた連携及び協力に関する協定書

国立大学法人筑波大学と神栖市（以下「両者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神栖市の震災復興に向けた諸課題について、両者が連携及び協力して取り組むことを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 両者は、次に掲げる事項について、連携及び協力を行う。

（1）液状化被害、ライフライン被害等の調査検討に関すること。

（2）地域防災計画の見直しに関すること。

（3）復興に向けたまちづくりの推進に関すること。

（4）その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 連携及び協力の形式、成果の利用条件等については、両者間で協議するものとする。

（守秘義務）

第3条 両者は、本協定に基づく活動において相手方より知り得た情報については、適切に管理するとともに、相手方の承認を得ずに第三者に開示してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了1月前までに、両者のいずれからも協定の終了、見直し等の申出がない場合は、有効期間をさらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項等については、その都度、両者が協議のうえ、別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、各々1通を保有する。

平成23年11月29日

茨城県つくば市天王台1丁目1番地1

国立大学法人筑波大学

学 長

山田 信博

茨城県神栖市溝口4991番地5

神 栖 市

市 長

保立 一男

○災害時における応急復旧に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時における応急復旧の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神栖市内において災害が発生し、または発生する恐れがある場合、迅速かつ的確に災害による応急復旧作業（以下「応急復旧」という。）を実施するため、その実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急復旧を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し協力を要請できるものとし、乙はその要請の趣旨に従いこれに協力するものとする。

2 乙は、甲の協力要請があった場合、乙の会員（以下「会員」という。）を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（協力会員）

第3条 乙は、甲からの協力要請に対し円滑な対応ができるよう、あらかじめ乙の会員の名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（要請手続き）

第4条 甲は、有線通信等により乙に協力を要請するとともに災害の場所、被害状況、応急復旧等の内容について連絡するものとする。

2 応急復旧に関する事項の伝達及びこれに関する連絡等について、あらかじめ甲乙ともに連絡責任者を定めておくものとする。

（実施）

第5条 応急復旧の実施は、甲と会員とが工事請負契約を締結して行うものとする。

（報告）

第6条 応急復旧を実施した会員は、随時その活動内容等の経過について甲に報告するものとする。

（費用）

第7条 この協定に基づく応急復旧のために要した費用は、甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の精算単価は、災害発生における実勢単価とする。

3 会員は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。甲は、会員から請求があったときは、その内容を確認のうえ、支払うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成24年3月31日迄とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間この協定を更新するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年12月 5 日

甲 茨城県神栖市溝口4991－ 5
神栖市長 保 立 一 男
乙

○災害時等における食料・物資の提供に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、神栖市内で地震等の災害が発生した等の場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において被災者に対する救援活動等を支援するため、食料・物資の調達及び安定供給、提供活動等を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、食料・物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、食料・物資の提供を要請することができる。

（1）市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（2）その他市長が特に認めた場合

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない時は口頭で要請し、後日すみやかに文書を交付するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、食料・物資の優先的な提供及び運搬に対する協力に積極的に努めるものとする。

2 前項のほか、乙は、甲の要請により、別に定める災害対応型自動販売機の機内の商品を、その在庫の範囲で無償提供する。

（食料・物資の範囲）

第4条 甲が乙に提供を要請する食料・物資は、乙が取り扱っているものとする。

（食料・物資の引渡し）

第5条 食料・物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が食料・物資を確認の上、乙から食料・物資の引渡しを受けるものとする。

2 食料・物資の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙が指定するものが行うことができる。また、甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、甲に対する食料・物資の引渡しが完了したときは、その措置状況について、甲へ文書をもって報告するものとする。

（食料・物資の価格）

第6条 食料・物資の取引価格は、原則として、災害時直前における適正な価格とする。

（費用の負担）

第7条 第3条の規定により乙が提供した食料・物資の代価及び乙が甲の求めに応じて運搬の協力を行った場合の費用については、甲が負担するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、平成24年6月1日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(定めない事項等の決定)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年6月1日

甲 茨城県神栖市溝口4991-5

神栖市長 保 立 一 男

乙 千葉県野田市中根310

利根コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 ダン・ニスター

○災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）は、神栖市内で地震等の災害が発生した等の場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において被災者に対する救援活動等を支援するため、食糧・物資の調達及び安定供給、提供活動等を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、食糧・物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、食糧・物資の提供を要請することができる。

（1）市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（2）その他市長が特に認めた場合

2 前項の要請は、「物資発注書」（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない時は電話またはその他の方法をもって要請し、後日すみやかに「物資発注書」を交付するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、食糧・物資の優先的な提供及び運搬に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに「物資供給報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（食糧・物資の範囲）

第4条 甲が乙に提供を要請する食糧・物資は、乙が取り扱っているものとする。

（食糧・物資の引渡し）

第5条 食糧・物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が食糧・物資を確認のうえ、乙から食糧・物資の引渡しを受けるものとする。

2 食糧・物資の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙が指定するものが行うことができる。また、甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、甲に対する食糧・物資の引渡しが完了したときは、その措置状況について、甲へ文書をもって報告するものとする。

（食糧・物資の価格）

第6条 食糧・物資の取引価格は、原則として、災害時直前における適正な価格とする。

（費用の負担）

第7条 第3条の規定により乙が提供した食糧・物資の代価及び乙が甲の求めに応じて運搬の協力を行った場合の費用については、甲が負担するものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者

届」(様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に連絡するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、平成24年6月1日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(定めのない事項等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年6月1日

甲	茨城県神栖市溝口4991-5 神栖市長 保 立 一 男
乙	群馬県高崎市高関町380 株式会社カインズ 代表取締役社長 土 屋 裕 雅

様式第 1 号

物 資 発 注 書

平成 年 月 日

株式会社 カインズ

代表取締役 土屋 裕雅 様

神栖市長 保立 一男

「災害時等における食糧・物資の提供に関する協定」第 2 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項

問い合わせ先

担当部署	課
担 当 者	
電 話	— —
F A X	— —
メ ー ル	

様式第2号

物資供給報告書

平成 年 月 日

(あて先)

神栖市長 保立 一男 様

株式会社 カインズ

担当部署 人事部

平成 年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時・時刻
特記事項			
担 当 者			
所 属	氏 名	電話・FAX	メールアドレス

様式第3号

連 絡 責 任 者 届

【 神栖市 】

1 連絡責任者

役 職 ・ 氏 名	
T E L	
携 帯	
F A X	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：本部 8：30～17：15
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役 職 ・ 氏 名		
T E L		
携 帯		
F A X		

※時間外および休日の電話は警備員室に繋がり、内容に応じて防災安全課員に取り次ぎます。

【株式会社 カインズ】

1 連絡責任者

役 職 ・ 氏 名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役 職 ・ 氏 名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：本部 9：50～19：10
- ・ 休 日：日曜日

○災害に係る情報発信等に関する協定

神栖市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、神栖市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、神栖市が神栖市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ神栖市の行政機能の低下を軽減させるため、神栖市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

- （1）ヤフーが、神栖市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、神栖市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （2）神栖市が、神栖市内の避難所の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （3）神栖市が、神栖市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （4）神栖市が、災害発生時に神栖市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （5）神栖市が、神栖市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （6）神栖市が、神栖市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- （7）ヤフーが、Yahoo!ブログ上の神栖市の運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

2 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、神栖市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。

3 神栖市およびヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

4 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、神栖市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 神栖市による災害ブログの利用ならびに第2条に基づく神栖市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、神栖市から提供を受ける情報について、神栖市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、神栖市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途会議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協議に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、神栖市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、神栖とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年7月17日

神栖市：茨城県神栖市溝口4991番地5

神栖市役所

神栖市長 保立 一男

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂 学

○災害時等における物資の提供に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）とNP0法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、神栖市内で地震等の災害が発生した等の場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において被災者に対する救援活動等を支援するため、物資の調達及び安定供給、提供活動等を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の提供を要請することができる。

- （1）市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）市域外の災害救助のため、県又は他市町村から物資の調達の斡旋を要請された場合
- （3）その他市長が特に認めた場合

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない時は口頭で要請し、後日すみやかに文書を交付するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、物資の優先的な提供及び運搬に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に提供を要請する物資は、乙が取り扱っているものとする。

2 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が物資を確認の上、乙から物資の引渡しを受けるものとする。

2 物資の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙が指定するものを行うことができる。また、甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、甲に対する物資の引渡しが完了したときは、その措置状況について、甲へ文書をもって報告するものとする。

（物資の価格）

第6条 物資の取引価格は、原則として、災害時直前における適正な価格とする。

（費用の負担）

第7条 第3条の規定により乙が提供した物資の代価及び乙が甲の求めに応じて運搬の協力を行った場合の費用については、甲が負担するものとする。

（物資の安定供給）

第8条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、市民に対して物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努力するものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、平成24年11月26日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(定めのない事項等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年11月26日

甲 茨城県神栖市溝口4991-5

神栖市長 保 立 一 男

乙 新潟県新潟市南区清水4501-1

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長 捧 賢 一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

○災害時等における食糧・物資の提供に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と生活協同組合パルシステム茨城（以下「乙」という。）は、神栖市内で地震等の災害が発生した等の場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において被災者に対する救援活動等を支援するため、食糧・物資の調達及び安定供給、提供活動等を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、食糧・物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、食糧・物資の提供を要請することができる。

（1）市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（2）その他市長が特に認めた場合

2 前項の要請は、「物資発注書」（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない時は電話またはその他の方法をもって要請し、後日すみやかに「物資発注書」を交付するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、食糧・物資の優先的な提供及び運搬に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 甲が乙に供給を要請する食糧・物資は、災害の状況により甲が判断し要請するものとする。

3 乙は要請に応じて食糧・物資の調達を行うが、品目、数量等が揃わずとも調達できた物資を供給するものとする。

（食糧・物資の範囲）

第4条 甲が乙に提供を要請する食糧・物資は、乙が取り扱っているものとする。

（食糧・物資の引渡し）

第5条 食糧・物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が食糧・物資を確認の上、乙から食糧・物資の引渡しを受けるものとする。

2 食糧・物資の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙が指定するものを行うことができる。また、甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、甲に対する食糧・物資の引渡しが無事完了したときは、その措置状況について、甲へ文書をもって報告するものとする。

（食糧・物資の価格）

第6条 食糧・物資の取引価格は、原則として、災害時直前における適正な価格とする。

（費用の負担）

第7条 第3条の規定により乙が提供した食糧・物資の代価及び乙が甲の求めに応じて運搬の協力を行った場合の費用については、甲が負担するものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡体制図」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に連絡するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、平成24年11月26日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(定めない事項等の決定)

第10条 この協定に定めない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年11月26日

甲 茨城県神栖市溝口4991-5

神栖市長 保 立 一 男

乙 茨城県水戸市梅香二丁目1番39号

生活協同組合パルシステム茨城

理事長 小泉 智恵子

パルシステム茨城

TEL : 029-227-2225

FAX : 029-227-2235

緊 急 要 請

(様式第 1 号)

生活協同組合パルシステム茨城 理事長 殿

年 月 日

神栖市長

保立 一男 (公印省略)

物資発注書

標記について、災害時等における食糧・物資の提供に関する協定に基づき、下記のとおり物資等の調達・運搬を要請します。

記

1. 要請物資等の品名・数量等

品名	規格・内容	数量	備考

2. 引渡し場所

(1) 施設名称 : _____

(2) 住 所 : _____

(3) 電話番号 : _____ (_____)

3. 引渡し責任者

(職名) _____ (氏名) _____

4. 引渡し希望日時

年 月 日 () 午前・午後 時ごろ

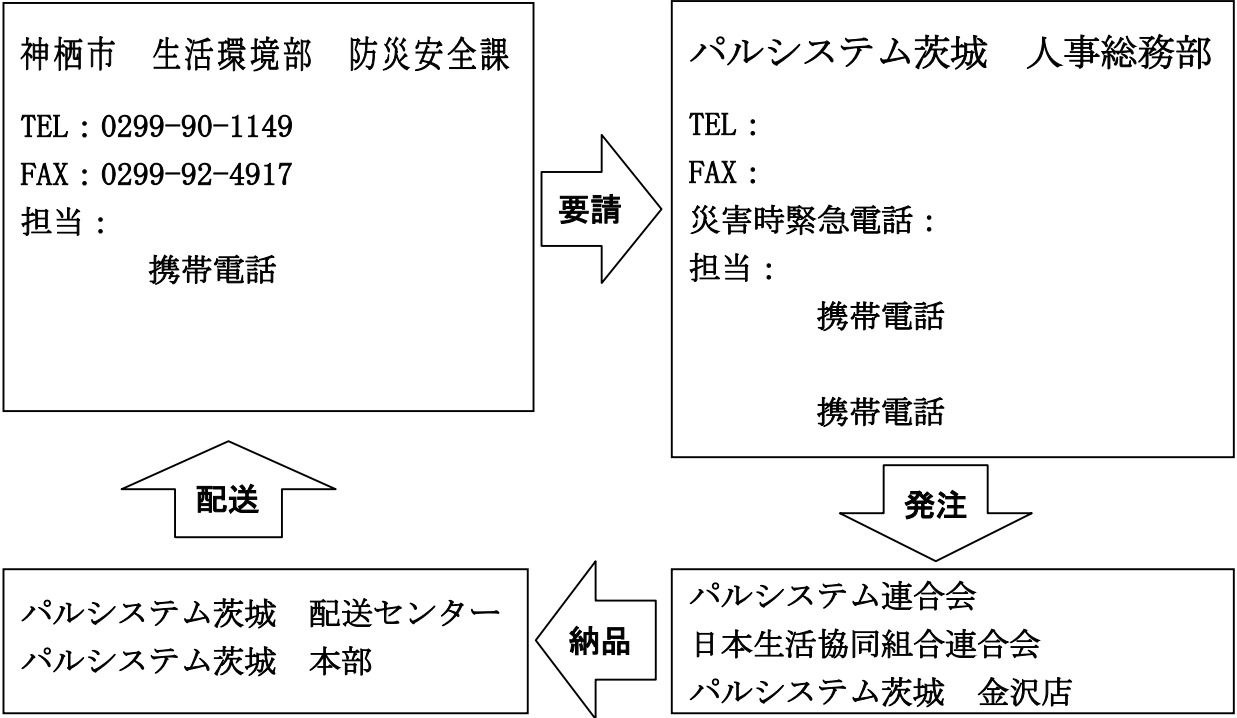
【神栖市防災安全課】

TEL : 0299-90-1149

FAX : 0299-92-4917

平成24年11月26日現在

連 絡 体 制 図



○災害時等における機器・設備の提供に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）とかもめガス株式会社（以下「乙」という。）は、神栖市内で地震等の災害が発生した等の場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対する支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において被災者に対する救援活動等を支援するため、機器・設備（以下「機器等」という。）の調達及び安定供給、提供活動等を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、機器等を使用する必要があると認めるときは、乙に対し、機器等の提供を要請することができる。

（1） 市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（2） その他市長が特に認めた場合

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない時は口頭で要請し、後日すみやかに文書を交付するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、機器等の提供及び運搬に対する協力を積極的に努めるものとする。ただし、事情により要請に応えることができないときは、甲に対しその旨を申し出ることができる。

（機器等の範囲）

第4条 甲が乙に提供を要請する機器等は、乙が取り扱っているものとする。

（機器等の引渡し）

第5条 機器等の引渡し場所は、甲と乙が協議のうえ決定し、甲が派遣した職員が機器等を確認の上、乙から機器等の引渡しを受けるものとする。

2 機器等の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙が指定するものを行うことができる。

3 乙は、甲に対する機器等の引渡しが完了したときは、その措置状況について、甲へ文書をもって報告するものとする。

（機器等の価格）

第6条 機器等の取引価格は、原則として、災害時直前における適正な価格とする。

（費用の負担）

第7条 第3条の規定により乙が提供した機器等の代価及び乙が甲の求めに応じて運搬の協力を行った場合の費用については、甲が負担するものとする。

（機器等の安定供給）

第8条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、市民に対して機器等を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努力するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、平成24年11月26日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了

を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(定めのない事項等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年11月26日

甲 茨城県神栖市溝口4991番地5

神栖市長 保立 一男

乙 千葉県船橋市日の出一丁目18番地4号

かもめガス株式会社

代表取締役社長 須田 泰治

○災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定書

神 栖 市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、神栖市内において災害が発生した場合における、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において、「し尿及び浄化槽汚泥」とは、災害の発生により処理をする必要が生じた仮設トイレ等のし尿、及び避難所を含む市の施設の浄化槽汚泥であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、協力を要請する必要があると判断したものをいう。

（協力要請）

第 3 条 甲は、災害が発生した場合は、乙に対し、神栖市地域防災計画に基づく業務を実施するに当たり、協定業務について協力を要請するものとする。

（協定業務の実施）

第 4 条 乙は、甲から協力の要請があったときは、必要な人員、車両等を調達し、協定業務に可能な限り協力するものとする。

（情報の提供）

第 5 条 甲は、協定業務に円滑な協力が得られるよう、乙に被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

（協力要請の手続）

第 6 条 甲は、協力を要請するに当たり、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しいときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

（１）協力要請の内容

（２）収集運搬の場所及び搬入先

（３）その他必要な事項

（実施報告）

第 7 条 乙は、甲の協力の要請に基づき、協定業務を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

（１）協定業務に要した車両台数及び収集日

（２）協定業務における収集場所及び収集量

（３）その他必要な事項

（費用の負担）

第 8 条 甲の協力の要請に基づき、乙が協定業務を実施した場合に要する費用については甲が負担し、その費用額及び支払い方法については、甲乙協議するものとする。

（相互の連絡）

第 9 条 甲及び乙は、円滑に協定業務を実施するため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 茨城県神栖市溝口4991-5

神 栖 市 長 保 立 一 男

乙

○災害時等における道路等の応急復旧に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、神栖市内において地震等の災害が発生した場合等（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、迅速かつ的確に応急復旧作業（以下「応急復旧」という。）を実施するため、その実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急復旧を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し協力を要請できるものとし、乙はその要請の趣旨に従いこれに協力するものとする。

2 乙は、甲の協力要請があった場合、甲の指定する場所にて応急復旧を実施するものとする。

（要請手続き）

第3条 甲は、有線通信等により乙に協力を要請するとともに災害の場所、被害状況、応急復旧等の内容について連絡するものとする。

2 応急復旧に関する事項の伝達及びこれに関する連絡等について、あらかじめ甲乙ともに連絡責任者を定めておくものとする。

（実施）

第4条 応急復旧の実施は、甲と乙とが工事請負契約を締結して行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき応急復旧を実施した場合は、随時その活動内容等の経過について甲に報告するものとする。

（費用）

第6条 この協定に基づく応急復旧のために要した費用は、甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の精算単価は、災害発生における実勢単価とする。

3 乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。甲は、乙から請求があったときは、その内容を確認のうえ、支払うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、平成 年 月 日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 茨城県神栖市溝口4991－5
神栖市長 保 立 一 男
乙

○災害時における茨城県神栖市と千葉縣市川市との相互応援に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と市川市（以下「乙」という。）とは、大規模災害が発生した場合における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域において、地震、水害、火災等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲又は乙が相手方に救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入れ等の応援を行うことにより、被災地区住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合は、相手方に対し、次に掲げる応援（以下「応援」という。）の要請をすることができる。

- （1） 食糧、生活物資等の救援物資の提供
- （2） 救援活動及び災害復興のための職員の派遣
- （3） 被災住民の受入れ
- （4） 前3号に掲げるもののほか、災害対策上必要と認められる応援

（応援要請の手続）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による応援の要請（以下「応援要請」という。）をする場合は、併せて、次に掲げる事項を相手方に通知するものとする。

- （1） 救援物資の品名、数量、搬入場所等
- （2） 前条第2号に規定する職員の職種、人数、期間等
- （3） 被災住民の人数、健康状態等
- （4） 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（責務）

第4条 甲又は乙は、応援要請があった場合は、可能な範囲内において最大限これに応えるものとする。

2 甲又は乙は、相手方に対し、第2条第3号の要請をした場合においては、当該応援要請をした団体が当該団体の被災住民の支援を行うものとする。

（応援経費の負担）

第5条 救援物資の提供及び被災住民の受入れのための施設の提供に要した経費は、応援要請をした団体（以下「応援要請団体」という。）の負担とする。

2 前項に規定する経費を除くほか、応援に要した経費の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の一時繰替支弁）

第6条 応援要請を受けた団体（以下「応援団体」という。）は、応援要請団体が前条の規定により負担すべき経費についてこれを支弁することが困難であるとしてその一時的な支弁を要請してきたときは、当該経費を一時的に繰替支弁することができる。

（自主応援）

第7条 甲又は乙は、災害が大規模で、通信の途絶等により相手方が必要な応援要請をすることができないと認めるときは、独自の判断に基づいて必要な措置を講ずることができる。

（損害賠償等）

第8条 第3条第2号の規定に基づく応援要請により派遣された職員が、救援活動又は災害復興等の応援活動に従事したことにより損害を受けた場合の補償は、法令その他別に定めるものを除くほか、原則として、応援要請団体が行うものとする。

2 前項に規定する職員が応援活動に従事したため他人又は他人の建物その他工作物等に損害を与えた場合は、原則として、応援要請団体がその責任と負担において対応するものとする。

(体制整備)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、防災訓練等を通じて必要な体制の整備に務めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し何らかの申出をしないときは、更新の手続を経ることなく、この期間は更に1年間同一の条件をもって延長するものとし、その後において期間が満了したときも、同様とする。

(その他)

第11条 この協定について、疑義を生じた事項、定めのない事項等については、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月30日

甲 茨城県神栖市溝口4991番地5

神栖市長 保立 一男

乙 千葉県市川市八幡一丁目1番1号

市川市長 大久保 博

○災害時等における緊急救援輸送時の協力に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と社団法人茨城県トラック協会鹿行支部（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の緊急救援輸送時（以下「救援輸送」という。）の協力について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神栖市内において災害により市民生活に被害が及んだ場合又はその恐れがある場合、甲・乙協力して救援輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

（要請及び要請事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において緊急の必要があるときは、乙に対し、救援輸送の協力を要請し、乙はこれを行うものとする。

2 前項の規定により甲が乙に救援輸送を要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）車両による物資の輸送・配送に関すること
- （2）前号に関し必要な人員の派遣に関すること
- （3）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（要請手続）

第3条 前条の規定による救援活動の協力の要請は、次の各号に掲げる事項を記載した緊急救援輸送要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに緊急救援輸送要請書を提出することができる。

- （1）災害の状況及び協力を要する理由
- （2）人員、車両等
- （3）場所
- （4）活動内容の概要
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲が必要な事項

（組織、体制）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、必要な人員、車両等を確保するとともに、速やかに甲の救援輸送に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙は、甲の指示により救援輸送に従事するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が救援輸送を実施した場合に要した次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- （1）救援輸送に要した人件費
- （2）救援輸送に要した車両の経費
- （3）前各号に掲げるもののほか、救援輸送に要した経費

2 前項の救援活動に要した経費の算定については、甲・乙協議のうえ定める。

（報告）

第6条 乙は、救援輸送を実施したときは、次の各号に掲げる事項を口頭、電話等により甲に報告し、後日、速やかに救援輸送報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- （1）救援輸送の内容
- （2）従事した会員会社名及び従事した人員数

(3) 従事した期間

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(防災訓練への参加)

第7条 乙は甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加することができる。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、相互に連絡体制を確認するものとし、担当者に変更が生じた際は、速やかに連絡するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結のあった日から生じ、甲・乙いずれから協定の解除の申し出がない限り継続するものとする。なお、協定内容の見直しが必要となった際は、甲・乙協議のうえ協定内容の変更を行う事ができる。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じたときは、甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年4月15日

神栖市溝口4991番5号

甲 神栖市

神栖市長 保 立 一 男

行方市手賀2692番2号

乙 社団法人茨城県トラック協会鹿行支部

支部長 熊 谷 寛 静

○災害時等における物資の提供に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と茨城県高圧ガス保安協会鹿島支部（以下「乙」という。）は、神栖市内で地震等の災害が発生した等の場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する

（目的）

第1条 この協定は、災害時において被災者に対する救援活動等を支援するため、物資の調達及び安定供給、提供活動等を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の提供を要請することができる。

- （1）市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）市域外の災害救助のため、県又は他市町村から物資の調達の斡旋を要請された場合
- （3）その他市長が特に認めた場合

2 前項の要請は、物資供給要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、物資供給要請書をもって要請するいとまがない時は口頭で要請し、後日すみやかに物資供給要請書を交付するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、物資の優先的な提供及び運搬に対する協力を積極的に努めるものとし、その措置の状況について、甲へ物資供給状況報告書（様式第2号）をもって連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に提供を要請する物資は、乙が取り扱っているものとする。

2 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）L P ガス
- （2）その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が物資を確認の上、乙から物資の引渡しを受けるものとする。

2 物資の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙が指定するものを行うことができる。また、甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

（物資の価格）

第6条 物資の取引価格は、原則として、災害時直前における適正な価格とする。

（費用の負担）

第7条 第3条の規定により乙が提供した物資の代価及び乙が甲の求めに応じて運搬の協力を行った場合の費用については、甲が負担するものとする。

（物資の安定供給）

第8条 乙は、災害時にその会員の保有する施設及び機能を活用し、市民に対して物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努力するものとする。

(情報交換)

第9条 この協定における甲と乙の連絡体制は、別表のとおりとする。

2 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、平成25年4月15日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(定めのない事項等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年4月15日

甲 茨城県神栖市溝口4991-5

神栖市長 保 立 一 男

乙 茨城県神栖市溝口4991

神栖市商工会3階

茨城県高圧ガス保安協会鹿島支部

支部長 白 川 勇

○廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、廃棄物と環境を考える協議会（以下「協議会」という。）に加盟する団体を構成する市町村（以下「加盟団体」という。）において災害が発生し、被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行うことを目的として、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資及び資機材の提供
- (2) 応急及び復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(幹事団体)

第3条 円滑な応援を実施するため、次のとおり加盟団体の中から代表幹事団体及び副代表幹事団体（以下「幹事団体」という。）を定める。

- (1) 代表幹事団体は、協議会の会長を務める団体とする。
- (2) 副代表幹事団体は、協議会の副会長を務める団体とする。
- 2 幹事団体は、加盟団体間の連絡調整を行うため、あらかじめ連絡体系を定めるものとする。

(応援の要請)

第4条 応援を要請しようとする加盟団体（以下「応援要請団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は電信等により応援を要請するものとする。この場合において、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号に規定する応援を要請する場合にあたっては、物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路等
- (3) 第2条第2号に規定する応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項に規定する応援の要請は、第3条第2項の連絡体系に基づいて行うものとする。

3 幹事団体は、第1項に規定する応援の要請があった場合は、当該要請に対して必要な事項を決定し、関連する加盟団体に速やかに通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された加盟団体（以下「応援実施団体」という。）は、可能な範囲において応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援要請団体が負担とするものとする。ただし、応援要請団体及び応援実施団体の協議によって負担の割合を定める場合は、この限りでない。

(災害補償等)

第7条 応援に従事した職員が、その業務中又はその業務に起因して負傷、疾病又は死亡した場合における当該職員又はその遺族に対する補償は、応援実施団体が負担するものとする。

2 応援に従事した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合における補償は、応援要請団体への往復途中に生じたものを除き、応援要請団体が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、相互の情報交換が速やかに行えるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 加盟団体は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、地域防災計画その他の参考資料等の災害対策に係る情報を相互に交換し、災害対策の研究に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、加盟団体が既に締結している災害時の相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、加盟団体が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成25年7月12日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月12日

廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時応援協定締結団体一覧

連絡体系ブロック	都道府県	No.	地方公共団体名	構成市町村名	備 考
福島、栃木ブロック	茨城県	1	北茨城市	北茨城市	代表幹事
	栃木県	2	那須地区広域行政事務組合	那須塩原市	
		3		大田原市	
		4		那須町	
		5	南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市	
		6		那珂川町	
		7	佐野地区衛生施設組合	佐野市	
		8		栃木市	
		9		岩舟町	
茨城ブロック	茨城県	1	鹿嶋市	鹿嶋市	
		2	潮来市	潮来市	
		3	牛久市	牛久市	
		4	新治地方広域事務組合	かすみがうら市	
		5		土浦市	
		6		石岡市	
		7	筑西広域市町村圏事務組合	筑西市	副代表幹事
		8		桜川市	
		9		結城市	
		10	常総衛生組合	常総市	
		11		守谷市	
		12		つくばみらい市	
		13		坂東市	
		14	常陸太田市	常陸太田市	
		15	城里町	城里町	
		16	大宮地方環境整備組合	常陸大宮市	
		17		那珂市	
		18	神栖市	神栖市	
		19	高萩市	高萩市	
		20	茨城地方広域環境事務組合	茨城町	
		21		水戸市	
		22		笠間市	
		23		小美玉市	
		24	東海村	東海村	
千葉、東京、神奈川、埼玉ブロック	千葉県	1	野田市	野田市	
		2	四街道市	四街道市	
		3	浦安市	浦安市	副代表幹事
		4	鴨川市	鴨川市	
		5	流山市	流山市	
		6	山武郡市広域行政組合	東金市	
		7		九十九里町	
		8		大網白里市	
		9		山武市	
		10		横芝光町	
		11		芝山町	
		12	我孫子市	我孫子市	
		13	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	柏市	
		14		白井市	
		15		鎌ヶ谷市	
	東京都	16	昭島市	昭島市	
山梨、群馬ブロック	山梨県	1	上野原市	上野原市	
		2	笛吹市	笛吹市	
		3	中巨摩地区広域事務組合	南アルプス市	
		4		中央市	副代表幹事
		5		昭和町	
		6		市川三郷町	
		7		甲斐市	
		8		富士川町	
	群馬県	9	館林衛生施設組合	館林市	
		10		板倉町	
		11		明和町	
		12		千代田町	
		13	大泉町	大泉町	
		14	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	藤岡市	
		15		高崎市	
		16	みなかみ町	みなかみ町	

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・銚田市（以下「甲」という。）と茨城県立鹿島特別支援学校（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合において、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者であって、甲の指定避難所での生活において特別な配慮を要すると認められる者（以下「要援護者」という。）を受入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙において福祉避難所を設置し、要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者の日常生活を支援し、要援護者が避難生活を送ることができることを目的とする。

（指定する施設）

第2条 甲は、乙が所有又は管理する次の施設（以下「施設」という。）を福祉避難所として指定し、乙はこれを了承する。

施設名	所在地
茨城県立鹿島特別支援学校	鹿嶋市沼尾1195

（要援護者）

第3条 本協定における要援護者とは、次に掲げる者とする。

- （1）乙へ、現に通学している者
- （2）その他、市長が必要と認める者

（避難所設置の要請等）

第4条 甲は、施設を福祉避難所として使用する必要が生じた場合は、文書により乙に福祉避難所の設置を要請することができる。ただし、緊急の場合は電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに福祉避難所設置要請に関する文書を乙に提出しなければならない。

3 甲は、乙に福祉避難所の設置を要請した場合は、甲の職員を施設に派遣し、要援護者等の受入れ及び甲・乙間の連絡を行うものとする。

4 施設の使用期間は、1週間以内とする。ただし、当該期間を超えて使用する場合がある場合は、期間を延長することができる。

（優先使用）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けたときには、施設を他の使用に優先して使用させるものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無償とする。ただし、福祉避難所設置運営に関する次の各号に掲げる費用は、甲の負担とする。

- （1）介護員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- （2）要援護者等に要する食費
- （3）その他福祉避難所の運営に係る経費

(協力体制)

第7条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡する。この場合において、甲は、職員等を派遣し、要請に応えるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲、乙及び介助員等は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た避難者等の情報を漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第9条 福祉避難所の開設等を迅速かつ円滑に行うため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

2 甲及び乙は、連絡責任者を指定したときは、互いに通知するものとする。連絡責任者を変更したときも、また、同様とする。

(現状回復)

第10条 甲は、第4条第4項に規定する使用期間が終了したときは、自己の費用をもって直ちに整備し、現状に復さなければならない。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(その他)

第12条 甲は、被災市独自では十分な応急措置が実施できないときは、県内市町村相互間の応援を円滑に遂行するために締結した「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、相互応援を行うものとする。この協定の締結を証するため、この協定書を6通作成し、甲乙双方記名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年2月25日

甲 茨城県鹿嶋市平井1187-1

鹿嶋市長 内田 俊郎

茨城県潮来市辻626

潮来市長 杉田 千春

茨城県神栖市溝口4991-5

神栖市長 保立 一男

茨城県行方市麻生1561-9

行方市長 鈴木 周也

茨城県鉾田市鉾田1444-1

鉾田市長 鬼沢 保平

乙 茨城県鹿嶋市沼尾1195

茨城県立鹿島特別支援学校

校長 三塚 好文

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

神栖市（以下「甲」という。）と社会福祉法人白十字会白十字看護専門学校（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「避難行動要支援者」という。）を受入れるための福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の施設内において福祉避難所を設置し、避難行動要支援者を当該避難所に避難させることにより、避難行動要支援者が良好な避難生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

（指定する施設）

第2条 甲は、乙が所有又は管理する次の施設を福祉避難所として指定し、乙はこれを了承する。

施設名	所在地
社会福祉法人白十字会 白十字看護専門学校	茨城県神栖市賀2149番地5

（受け入れの対象者）

第3条 受け入れの対象となる者は、高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者など避難所生活に支障をきたすため特別な配慮を必要とする者及びその家族など、甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した避難行動要支援者とする。

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 避難行動要支援者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した避難行動要支援者の日常生活上の支援
- (2) 避難行動要支援者の状況の急変等に対応できる体制の確保（医療機関との連携）
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（手続き）

第5条 この協定における福祉避難所の開設は、甲の要請に基づき行うものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

3 乙は、甲からの要請に基づき、避難行動要支援者を受け入れたときは、甲に受入人数等を報告するものとする。

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき避難行動要支援者を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次の各号に掲げるものについて支払をするものとする。なお、当該支払いにあたっては、乙は甲に対し福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要援護者等に要する食費等に関する届出（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 避難行動要支援者に要する食費

(3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用（領収書を添付すること。）

2 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（避難行動要支援者の避難手段）

第8条 福祉避難所への移送は、原則として可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が避難行動要支援者を移送するものとする。

2 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た避難行動要支援者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第10条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

(1) 避難行動要支援者の氏名・滞在期間等

(2) 避難行動要支援者に提供した食事や物資の数量・価格等

(3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

（協定の解除）

第12条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成27年3月末日までとする。ただし、期間満了の2月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

（その他）

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年10月21日

甲 茨城県神栖市溝口4991番地5

神 栖 市 長 保 立 一 男

乙 茨城県神栖市賀 2 1 4 9 番地 5

社会福祉法人白十字会

白十字看護専門学校長 小 磯 謙 吉

(別表)

福祉避難所協定締結施設施設名		所在地	施設種別
1	社会福祉法人白十字会 白十字看護専門学校	賀 2 1 4 9 番地 5	専門学校

別記様式（第 7 条関係）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費
及び要援護者等に要する食費等に関する届出

福祉避難所の設置場所	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。） ・日勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間） ・宿直 _____ 円 / 回	
(2) 要援護者等に要する食費 ・朝食 _____ 円 / 食 ・昼食 _____ 円 / 食 ・夕食 _____ 円 / 食 (計) _____ 円 / 食	
(3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用 (実費相当額)	

(あて先)
神栖市長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所 在 地
名 称
代表者職氏名

別記個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

○災害時の歯科医療救護についての協定

神栖市（以下「甲」という。）と神栖市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）、茨城県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）及び神栖市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、神栖市内の災害時における歯科医療救護の中核機能が十分に発揮できるように努めるものとする。

3 甲は、甲が行う歯科医療救護に関し、法、県防災計画、市防災計画及び本協定に基づき、乙の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。

4 乙は、前項の歯科医療救護が円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

5 甲は、避難所等での口腔ケアの重要性の啓発に努めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）歯科医療チームの編成計画及び活動計画

ア 歯科医療救護チーム

イ 口腔ケアチーム

ウ 個人識別（身元確認）チーム

（2）乙と関係機関との通信連絡方法

（3）指揮系統

（4）医薬品、医療資機材等の備蓄

（5）訓練計画

（6）その他必要な事項

（歯科医療チームの派遣）

第3条 甲は、法、県防災計画及び市防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療チームの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護計画に基づき、歯科医療チームを派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、歯科医療チームの要員に危害が生じるおそれがある場合は、この限りでない。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらず歯科医療チームを派遣したときは、遅滞なく甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療チームに対する指揮）

第4条 甲は、歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する歯科医療チームを指揮するものとする。この場合において、当該歯科医療チームに対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

(歯科医療救護チームの業務)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護チームは、避難場所、避難所、災害現場等に甲が設置する歯科医療救護所又は医療救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- (2) 傷病者に対する救急救命処置、応急処置及び必要な歯科医療の提供
- (3) 傷病者の後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (4) その他状況に応じた処置

(口腔ケアチームの業務)

第6条 乙が派遣する口腔ケアチームは、甲が設置する避難所において口腔ケア活動を行うものとする。

2 口腔ケアチームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者、障がい者等への口腔ケアの実施
- (2) 呼吸器感染症予防のための口腔ケアの啓発、指導及び実施
- (3) その他状況に応じた口腔ケアの啓発、指導及び実施

(個人識別（身元確認）チームの業務)

第7条 乙が派遣する個人識別（身元確認）チームは、甲が設置する遺体安置所及び災害現場において個人識別活動を行うものとする。

2 個人識別（身元確認）チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 検視又は検案に際しての法歯学上の協力
- (2) 個人識別活動の記録及び報告
- (3) その他必要な事項

(歯科医療チームの機器等の整備及び人材等の育成)

第8条 乙は、歯科医療救護チームが円滑に活動できるよう、移動用診療機器等の整備に努めるものとする。

2 乙は、口腔ケアチームが円滑に活動できるよう、口腔ケア用の機器の整備を進めるとともに、人材の育成に努めるものとする。

3 乙は、個人識別（身元確認）チームが円滑に活動できるよう、個人識別用の機器の整備を進めるとともに、人材の育成に努めるものとする。

4 乙は、個人識別（身元確認）チームが甚大な被害にも対応できるよう、茨城県警察本部、鹿嶋警察署、大学、鹿島海上保安署その他の関係機関との連携に努めるものとする。

(歯科医療チームの輸送等)

第9条 甲は、乙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療チームの輸送等について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の提供)

第10条 乙が派遣する歯科医療チームが使用する医薬品、衛生材料等は、原則として当該医療チームが携行するものとする。

(医療費)

第11条 歯科医療救護所における医療費は、無料とする。

2 医療機関に転送された場合における医療費は、患者が負担するものとする。

(費用弁償)

第12条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護を実施した場合（第3条第3項の承認を受けた場合を含む。）に要する次に掲げる費用は、甲が負担する。

- (1) 歯科医療チームの編成及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療チームが携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の経費
- (3) 歯科医療チームの要員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第13条 乙は、甲が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

(歯科医療ボランティアの調整)

第14条 乙は、必要に応じて、歯科医療ボランティア調整本部を設置し、甲との連携のもと、歯科医療ボランティアの募集、登録及び派遣の調整に努めるものとする。

(細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

(協定期間)

第17条 この協定は、締結の日から効力を生じ、平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙から協定期間を更新しない旨の申し入れがない場合は、この協定は同一条件にて1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月19日

甲 神栖市
神栖市長

乙 神栖市歯科医師会
会 長

○歯科医療救護に係る費用弁償についての覚書

神栖市（以下「甲」という。）と神栖市歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、平成26年3月19日に締結した「災害時の歯科医療救護についての協定」（以下「協定」という。）及び「歯科医療救護活動実施細目」（以下「実施細目」という。）で定める費用弁償について、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（歯科医療チームの費用弁償）

第1条 歯科医療チームの編成及び派遣に要する経費は、次のとおりとする。

- （1）歯科医師 茨城県災害救助法施行細則（昭和36年茨城県規則第83号）の例による。
- （2）歯科衛生士 茨城県災害救助法施行細則の例による。
- （3）歯科技工士 茨城県災害救助法施行細則に規定する歯科衛生士に係る日当に準じた額とする。
- （4）補助要員 茨城県災害救助法施行細則に規定する歯科衛生士に係る日当の額に10分の6を乗じた額とする。ただし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 歯科医療チームの時間外勤務手当は、茨城県災害救助法施行細則の例による。

3 歯科医療チームの出動に係る旅費は、神栖市職員の旅費に関する条例（昭和49年神栖町条例第15号）の例による。

（医薬品等の実費弁償）

第2条 歯科医療チームが携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の経費は、実費とする。

2 実施細目第3条の規定により設置された歯科医療救護所において、歯科医療救護活動に使用した医薬品、衛生材料等の経費及び歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は、実費とする。

（扶助金）

第3条 協定第13条第1項第3号に規定する扶助金の額は、歯科医療チームの該要員が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準じ算出した額とする。

（医事紛争の処理）

第4条 乙は、歯科医療チームが転送した患者の診療について後方医療機関と患者との間に医事紛争が生じた場合は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査のうえ、甲乙協議のうえ、誠意をもって解決のための適切な措置をとるものとする。

（未収金の処理）

第5条 乙は、後方医療機関において災害時の歯科医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにこれを取りまとめ、未収金報告書（別紙様式）により、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに調査のうえ、支払義務者に対し当該未収分の支払を督促するものとする。

3 甲は、前項の督促を行ったにもかかわらず、支払義務者が支払不能の状況にあると判断した場合は、後方医療機関の負担とならないよう責任をもって必要な措置を講ずるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月19日

甲 神栖市長 保立 一男

乙 神栖市歯科医師会
会 長 石橋 英郎

○歯科医療救護活動実施細目

神栖市（以下「甲」という。）及び神栖市歯科医師会（以下「乙」という。）は、平成26年3月19日付けをもって締結した「災害時の歯科医療救護についての協定」（以下「協定」という。）第16条の規定に基づき、実施細目を次のように定める。

（要請）

第1条 歯科医療チームの派遣要請は、災害発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

（歯科医療救護組織）

第2条 歯科医療救護組織は、歯科医療チーム（本部を含む。以下同じ。）及び後方医療機関とする。

2 前項の歯科医療チームは、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、事務員その他の補助要員（以下「歯科医師等」という。）により構成する。

3 第1項の後方医療機関における歯科医師等が実施する歯科医療救護活動が前項の歯科医療チームのものと同様であるときは、これを歯科医療チームのものとする。

（歯科医療救護所設置の特例）

第3条 甲は、必要と認めるときは、収容医療機関に歯科医療救護所を設置することができる。この場合において、歯科医療救護所の運営にあたっては、当該収容医療機関との連携を密にするものとする。

2 甲は、前項の収容医療機関に設置する歯科医療救護所のほか、必要と認める場合は、収容医療機関以外の医療機関に対し、歯科医療救護所の設置を要請することができる。

（実施報告）

第4条 協定第3条第3項の報告は、実施報告書（様式第1号）により行うものとする。

（歯科医療チームの費用、扶助金の請求）

第5条 乙は、協定第13条の費用弁償の請求をする場合には、請求書（歯科医療救護用）（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、甲に請求するものとする。

（1）歯科医療チームの編成及び派遣に要する経費 歯科医療チーム員名簿（様式第3号）

（2）歯科医療チームが携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の経費 医薬品等使用報告書（歯科医療チーム）（様式第4号）

（3）歯科医療チームの要員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金 事故報告書（様式第5号）及び事故傷病者概要（様式第6号）

（歯科医療救護所となった医療機関における費用弁償の請求）

第6条 第3条の規定に基づき歯科医療救護所が設置された医療機関が費用弁償の請求をする場合には、請求書（歯科医療救護所が設置された医療機関等用）（様式第7号）に医薬品等使用報告書（歯科医療救護所が設置された医療機関等用）（様式第8号）を添付して、甲に請求するものとする。

（収容医療機関及び歯科医療救護所となった医療機関における施設及び設備の損傷に係る実費弁償の請求）

第7条 収容医療機関及び歯科医療救護所となった医療機関は、歯科医療救護活動に伴って施設及び設備の損傷が生じた場合において、当該損傷に係る実費弁償の請求をする場合には、乙は物件損傷報告書（様式第9号）により甲に請求するものとする。

（費用弁償の支払）

第8条 甲は、前3条に規定する費用弁償等について、請求書を受理した場合は、速やかにこれを支払うものとする。

この実施細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月19日

甲 神栖市長 保立 一男

乙 神栖市歯科医師会
会 長 石橋 英郎

〔条 例 等〕

○神栖市防災会議条例

（昭和37年12月8日）
（条 例 第 13 号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、神栖市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 神栖市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 神栖市水防計画その他水防に関し必要な事項について調査し、及び審議すること。
- （3） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （4） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は50人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- （2） 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- （3） 茨城県警察官のうちから市長が委嘱する者
- （4） 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- （5） 教育長
- （6） 消防長及び消防団長兼水防団長
- （7） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- （8） 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱するもの
- （9） その他市長が必要と認める者

6 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(実費弁償)

第5条 会長及び委員が職務のため旅行したときは、その実費を弁償する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和37年12月8日から施行する。

(波崎町の編入に伴う経過措置)

2 波崎町の編入の日前に、波崎町防災会議条例(昭和38年波崎町条例第4号)の規定により委嘱された委員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。

付 則(昭和48年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

付 則(昭和52年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、神栖町水防協議会条例(昭和56年神栖町条例第20号)の規定により委嘱された委員は、改正後の条例で委嘱されたものとみなす。

付 則(平成24年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

○神栖市災害対策本部条例

（昭和37年12月 8 日）
（条 例 第 14 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、神栖市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和37年12月8日から施行する。

付 則(平成17年条例第33号)

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

○茨城県災害救助法施行細則

別表第 1（第 3 条）

（昭 40 規則 70・全改、昭 41 規則 35・昭 42 規則 32・昭 42 規則 82・昭 43 規則 62・昭 44 規則 52・昭 46 規則 31・昭 46 規則 58・昭 47 規則 77・昭 48 規則 67・昭 49 規則 2・昭 49 規則 51・昭 50 規則 1・昭 50 規則 53・昭 52 規則 4・昭 52 規則 58・昭 53 規則 40・昭 54 規則 40・昭 55 規則 56・昭 56 規則 76・昭 58 規則 2・昭 58 規則 36・昭 59 規則 50・昭 60 規則 65・昭 61 規則 62・昭 62 規則 53・昭 63 規則 63・平成規則 66・平 2 規則 65・平 3 規則 59・平 4 規則 85・平 5 規則 72・平 6 規則 72・平 7 規則 90・平 10 規則 3・平 10 規則 53・平 11 規則 77・平 13 規則 6・平 14 規則 11・平 15 規則 54・平 16 規則 44・平 17 規則 54・平 18 規則 61・平 19 規則 36・平 19 規則 88・平 20 規則 56・平 21 規則 68・平 22 規則 43・平 24 規則 46・一部改正）

令第 9 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所

ア 「避難所」は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。

イ 「避難所」は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

ウ 「避難所」設置のため支出する費用は、「避難所」の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

（基本額）

避難所設置費

1 人 1 日当たり 300 円

（加算額）

冬季（10 月から 3 月まで）については別に定める額を加算する。

エ 「避難所」の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

ア 「応急仮設住宅」は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するものとする。

イ 「応急仮設住宅」の 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、2,401,000 円以内とする。

ウ 「応急仮設住宅」を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1 施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イの規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

エ 高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を「応急仮設住宅」として設置することができる。

オ 「応急仮設住宅」の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

カ 「応急仮設住宅」の設置については、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

キ 「応急仮設住宅」を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊出しその他による食品の給与

ア 「炊出しその他による食品の給与」は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。

イ 「炊出しその他による食品の給与」は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 「炊出しその他による食品の給与」を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1 人 1 日当たり 1,010 円以内とする。

エ 「炊出しその他による食品の給与」を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、被害者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することができるものとする。

(2) 飲料水の供給

ア 「飲料水の供給」は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 「飲料水の供給」を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 「飲料水の供給」を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」のため支出する費用は、季別(災害発生の日をもつて決定する。)及び世帯区分により 1 世帯当たり次に掲げる金額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	円 17,200	円 22,200	円 32,700	円 39,200	円 49,700	円 7,300
冬季	10月～3月	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,400	円 2,400
冬季	10月～3月	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

- (4) 「被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 「医療」は、災害のため医療のみちを失つた者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 「医療」は、救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)」及び「柔道整復師法(昭和45年法律第19号)」に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、「医療」(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができるものとする。

ウ 「医療」は、次の範囲内において行うものとする。

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

エ 「医療」のため支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

オ 「医療」を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 「助産」は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失つた者に対して行うものとする。

イ 「助産」は、次の範囲内において行うものとする。

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前及び分べん後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 「助産」のため支出できる費用は救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 「助産」を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 災害にかかった者の救出

- (1) 「災害にかかった者の救出」は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。
- (2) 「災害にかかった者の救出」のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 「災害にかかった者の救出」を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 災害にかかった住宅の応急修理

- (1) 「住宅の応急修理」は、災害のため、住家が半壊し若しくは半焼し自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
- (2) 「住宅の応急修理」は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出する費用は、一世帯当たり520,000円以内とする。
- (3) 「住宅の応急修理」は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 「生業に必要な資金の貸与」は、住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 「生業に必要な資金」は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 「生業に必要な資金の貸与」として貸付けできる金額は、次の範囲内の額とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000円以内

イ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内

- (4) 「生業に必要な資金の貸与」には次の条件を付するものとする。

ア 貸与期間 年以内

イ 利子 無利子

- (5) 「生業に必要な資金の貸与」は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

8 学用品の給与

- (1) 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。
- (2) 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 「学用品の給与」のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

「教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)」第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1 人当たり 4,100 円

中学校生徒 1 人当たり 4,400 円

高等学校等生徒 1 人当たり 4,800 円

(4) 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了するものとする。

9 埋葬

(1) 「埋葬」は、災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のものを行うものとする。

(2) 「埋葬」は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもつて実際に埋葬を実施するものに支給するものとする。

ア 棺(付属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ウ 骨つば及び骨箱

(3) 「埋葬」のため支出する費用は、1 体当たり大人 201,000 円、小人 160,800 円以内とする。

(4) 「埋葬」は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

10 死体の搜索

(1) 「死体の搜索」は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 「死体の搜索」のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 「死体の搜索」は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

11 死体の処理

(1) 「死体の処理」は、災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

(2) 「死体の処理」は、次の範囲内において行うものとする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によつて行う。

(4) 「死体の処理」のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1 体当たり 3,300 円以内とする。
- イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1 体当たり 5,000 円以内とする。ただし、死体の一部保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、これらの費用に当該地域における通常の実費を加算することができる。
- ウ 救護班による検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 「死体の処理」は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

12 障害物の除去

- (1) 「障害物の除去」は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 「障害物の除去」のため支出する費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1 世帯当たり 133,900 円以内とする。
- (3) 「障害物の除去」は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難
 - イ 医療及び助産
 - ウ 災害にかかった者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の捜索
 - カ 死体の処理
 - キ 救助用物資の整理配分
- (2) 救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

別表第 2(第 9 条)

(昭 40 規則 70・全改、昭 43 規則 62・昭 44 規則 52・昭 46 規則 31・昭 46 規則 53・昭 47 規則 77・昭 48 規則 67・昭 49 規則 51・昭 50 規則 53・昭 52 規則 4・昭 52 規則 58・昭 53 規則 40・昭 54 規則 40・昭 55 規則 56・昭 56 規則 76・昭 58 規則 2・昭 59 規則 50・昭 60 規則 65・昭 61 規則 62・昭 62 規則 53・昭 63 規則 63・平成規則 66・平 2 規則 65・平 3 規則 59・平 4 規則 85・平 5 規則 72・平 6 規則 72・平 7 規則 90・平 10 規則 3・平 10 規則 53・平 11 規則 77・平 12 規則 137・平 13 規則 6・平 14 規則 11・平 15 規則 54・平 16 規則 44・平 19 規則 88・平 20 規則 56・平 21 規則 68・平 22 規則 43・平 24 規則 46・一部改正)

令第 11 条の規定による実費弁償

1 令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

- (1) 日当
 - ア 医師及び歯科医師
 - 1 人 1 日当たり 23,300 円以内
 - イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士
 - 1 人 1 日当たり 16,200 円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師

1 人 1 日当たり 16,600 円以内

エ 救急救命士

1 人 1 日当たり 16,300 円以内

オ 土木技術者及び建築技術者

1 人 1 日当たり 17,100 円以内

カ 大工

1 人 1 日当たり 17,100 円以内

キ 左官

1 人 1 日当たり 17,800 円以内

ク とび職

1 人 1 日当たり 17,400 円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに前記(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

職種ごとに前記(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例(昭和 28 年茨城県条例第 56 号)に定める額以内とする。

2 令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。

○茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

(平成24年4月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	1 基本額 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 2 加算額 冬 季 別に定める額	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない物であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。	災害発生の日から20日以内 着工	1 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 2年以内 4 県外からの輸送費は別枠とする。
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり 1,010円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合、3日分支給可(大人、小人の区別なし)	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費を含む 2 輸送費、人件費は別途計上

被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。			災害発生の日から10日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）			1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。		
		2 下記金額の範囲内								
		区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人増 すごとに加算	
		全全流	壊焼失	夏	円 17,200	円 22,200	円 32,700	円 39,200	円 49,700	円 7,300
				冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		半半床上浸水	壊焼失	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
冬	9,100			12,000	16,800	19,900	25,300	3,300		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）			患者等の移送費は別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額			分べんした日から7日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）			妊婦等の移送費は別途計上		
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）			1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等 3 輸送費、人件費は別途計上		

災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から一箇月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊（焼）、流出し、生業の手段を失った世帯で、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用 生業費 1件当たり 30,000円以内 就職支度費 1件当たり 15,000円以内	災害発生の日から一箇月以内	「生業に必要な資金の貸与」には次の条件を付する ア 貸与期間 年以内 イ 利子 無利子
学用品の給与	住宅が半壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実施 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円	災害発生の日から （教科書） 1箇月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして、原則として棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡したものであっても対象となる。
死 体 の 捜 索	現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定されている者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	1 費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等 2 輸送費、人件費は別途計上 3 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者につ	1 洗浄、消毒、縫合等	災害発生の日	1 検案は原則として救護

	いて、死体に関する処理 (埋葬を除く)をする。	1 体当たり 3,300円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000円以内 3 検案 救護班以外は慣行料 金	から10日以内	班 2 死体の一時保存以外に おいて、輸送費、人件費 は別途計上 3 死体の一時保存にドラ イアイスの購入費等が必 要な場合は、当該地域に おける通常の実費を加算 できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に 障害物が運びこまれてい るため、生活に支障をき たしている場合で自力で は除去することができな い者	1 世帯当たり 133,900円	災害発生の日 から10日以内 (但し厚生労 働大臣の同 意を得た場 合に限り期 間延長あり)	費用は、ロープ、スコッ プ、その他除去のため必要 な機械、器具等の借上費又 は購入費、輸送費、賃金職 員等雇上費等
輸送費及び賃 金職員等雇上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配 分	当該地域における通常の実費	救助の実施が 認められる期 間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条 第1号から第4号までに 規定する者	1 人1日当たり 医師、歯科医師 23,300円以内 薬剤師 16,200円以内 保健師、助産師及び 看護師 16,600円以内 救急救命士 16,300円以内 土木技術、建築技術者 17,100円以内 大工 17,100円以内 左官 17,800円以内 トビ職 17,400円以内	救助の実施が 認められる期 間以内	1 時間外勤務手当及び旅 費は別途に定める額 2 災害救助法施行令第10 条第5号から第10号まで に規定する者は、慣行料 金による支出実績に手数料 としてその100分の3の 額を加算した額以内

〔様 式 等〕

○火災・災害等即報要領報告様式

(火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

※ 爆発を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		月 日 時 分 (月 日 時 分)	
火元の事態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		人		死者の生じた 理 由	
	負傷者	重 症 中等症 軽 症	人 人 人			
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 半 焼 部分焼 ぼ や	棟 棟 棟	} 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り 災 世 帯 数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署) 消 防 団 そ の 他		台 台	人 人 人		
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災害対策本部等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力災害
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名		特 別 防 災 区 域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分		
		鎮 火 日 時 (処 理 完 了)	月 日 時 分		
消 防 覚 知 方 法		気 象 状 況			
物 質 の 区 分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性 ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 ()		物 質 名		
施 設 の 区 分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施 設 の 概 要		危 険 物 施 設 の 区 分			
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等	人 ()	人 ()
			重症	人 ()	人 ()
			中等症	人 ()	人 ()
			軽症	人 ()	人 ()
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
		そ の 他	人		
警戒区域の設定	月 日 時 分				
使用停止命令	月 日 時 分				
災害対策本部等 の 設 置 状 況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(救急・救助事故)

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
救助活動の要否			
要 救 護 者 数 (見込)		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災害対策本部等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄 () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等を記入して報告すれば足りること。)

(災害概況即報)	報告日時	年 月 日 時 分
	都 道 府 県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(被害状況即報)

都 道 府 県					区 分			被 害	
災 害 名 報 告 番 号			災 害 名 報 第 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
報 告 者 名					畑	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
区 分			被 害		文教施設	箇所			
						病院	箇所		
人 的 被 害					道 路	箇所			
						橋 り ょ う	箇所		
死 者 人					河 川	箇所			
						行 方 不 明 者 人			
負 傷 者			重 傷 人		港 湾	箇所			
						軽 傷 人			
住 家 被 害			棟		の 清 掃 施 設	箇所			
						全 壊	世帯		
半 壊			棟		崖 く ず れ	箇所			
						世帯			
一 部 破 損			棟		鉄 道 不 通	箇所			
						世帯			
床上浸水			棟		被 害 船 舶 隻				
						世帯			
床上浸水			棟		水 道 戸				
						世帯			
床上浸水			棟		電 話 回 線				
						世帯			
床上浸水			棟		電 気 戸				
						世帯			
床上浸水			棟		ガ ス 戸				
						世帯			
床上浸水			棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
						世帯			
床上浸水			棟		り 災 世 帯 数	世帯			
						世帯			
床上浸水			棟		り 災 者 数	人			
						世帯			
床上浸水			棟		火 災 発 生	建 物	件		
						世帯			
非 住 家			棟		危 険 物	件			
						そ の 他	件		

資-153

(その1)

社会復帰施設の被害状況報告書

社会復帰施設被害総括表(1)

年 月 日 時現在

保健福祉部(障害福祉課)

施設区分	公立		私立		計		備 考
	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	
生 活 訓 練 施 設 (援 護 寮)							
福 祉 ホ ー ム							
グ ル ー プ ホ ー ム (地域生活援助事業)							
授 産 施 設							
共 同 作 業 所							
精 神 科 デ イ ケ ア 施 設							
そ の 他							
合 計							

(金額 単位：千円)

(報告系統) 市町村→保健福祉部医療救護班→本部

社会復帰施設被害内訳表(2)

年 月 日 時現在

保健福祉部（障害福祉課）

施設 区分 市 町 村	公 立														私 立													
	生活訓練施設		福祉ホーム		グループホーム		授産施設		共同作業所		精神科デイケア施設		合 計		生活訓練施設		福祉ホーム		グループホーム		授産施設		共同作業所		精神科デイケア施設		合 計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
合 計																												

(金額 単位：千円)

(その2)

環境・衛生関係施設等の被害状況報告書

1 一般廃棄物処理施設の被害状況報告書

年 月 日 時現在

市町村等	施設名	被害内容	被害金額	備考

報告系統 市町村→廃棄物対策課→本部

2 医療救護活動状況

年 月 日 時現在

市町村	設置状況	活 動 状 況					医療施設への 搬 送 人 員	備 考
		従 事 者				応急措置		
		医 師	看 護	その他	計			
	ヶ所	人	人	人	人	人	人	

報告系統 保健所→保健福祉部医療救護班→本部

(その3)

商工業被害状況報告書

市町村名

年 月 日 時現在

業種	項目	被害企業数	被害内訳	営業用不動産損害(1)	営業用不動産損害(2)
商 業		件	浸 水 件	万円	万円
			半 壊 //		
			全 壊 //		
			流 出 //		
			その他 //		
工 業		件	浸 水 //		
			半 壊 //		
			全 壊 //		
			流 出 //		
			その他 //		
鉱 業		件	浸 水 //		
			半 壊 //		
			全 壊 //		
			流 出 //		
			その他 //		
計		件	浸 水 //		
			半 壊 //		
			全 壊 //		
			流 出 //		
			その他 //		

- 1 報告系統 市町村→県民センター→本部
- 2 (1) 商品、半製品、製品、原材料
- (2) 店舗、工場、設備

(その4) (災害発生通知書様式第1号)

災 害 発 生 通 知 書

報告機関名 _____

- 1 災害の種類
- 2 災害発生の日時
- 3 災害発生地域
- 4 災害発生時の気象概況
- 5 被害の概況

(被害見込面積または数量、被害見込金額等)

報告系統 市町村→県民センター→本部

(その5) (被害速報様式第2号)

被 災 報 告

報告機関名 _____

業 種 別		被害面積 (数量)	被害見込金額	備考
農作物関係	水 陸 稲			
	麦 類			
	野 菜			
	果 樹			
	工 芸 作 物			
	茶			
	桑			
	飼 料 作 物			
	そ の 他			
	計			
家畜等	家 畜			
	畜 産 物			
	繭			
	そ の 他			
	計			
合 計				

報告系統 市町村→県民センター→本部

(その6) (被害速報様式第2号の1)

被 害 速 報

発信者 _____

業 種 別				被害件数	被害見込金額	備 考
共同利用施設	畜 産 関 係			件	千円	
	蚕 糸 関 係					
	園 芸 関 係					
	入 植 関 係					
	そ の 他					
	計					
非共同利用施設	畜 産 関 係					
	蚕 糸 関 係					
	園 芸 関 係					
	入 植 関 係					
	そ の 他					
	計					
牧 草 地						
牧 野 施 設						
果樹、桑樹、茶樹の樹体被害						
地方公共団体等の施設	畜 産 関 係					
	蚕 糸 関 係					
	園 芸 関 係					
	入 植 関 係					
	そ の 他					
	計					
合 計						

報告系統 市町村→県民センター→本部

(その7) (被害概況 (確定) 報告書様式第3のA)

A 農作物被害

災害の種類 _____ 調査年月日 年 月 日 現在

報告機関名 _____

作物名			作付面積	被害程度別面積						収穫皆無換算面積	被害減収量	単価	被害額
				30%以下	30～50	50～70	70～90	90～100	計				
主要食糧作物	水 稲												
	陸 稲												
	麦類	6条大麦											
		2条大麦											
		小 麦											
		裸 麦											
	計												
	な た ね												
	豆 類												
	甘 し ょ												
	馬 鈴 薯												
	雑 穀												
小計													
肥料													
作物													
小計													
飼料													
作物													
小計													
園芸作物	野												
	菜												
	小計												
	果樹												
小計													
園 芸 作 物 計													
工芸作物													
工 芸 作 物 計													
その他	茶												
	桑												
そ の 他 計													
合 計													

- 1 米麦類の10aあたり収穫量は農業共済組合が定める基準収穫量とすること。
その他の作物は過去5ヵ年の最高最低を除いた3ヵ年の平均収穫量とすること。
- 2 価格単価は米麦類にあっては政府買入価格とし、その他の作物は被害時価格とすること。
報告系統 市町村→県民センター→本部

(その8) (様式第3のB)

家畜、畜産物等被害

調査年月日

報告機関名

(1) 家畜の被害

	死亡・流出		疾病・傷害		流出・埋没		全壊		半壊		被害 合計額
	頭数	被害額	頭数	被害額	棟数	被害額	棟数	被害額	棟数	被害額	
乳牛											
肉用牛											
馬											
めん(山)羊											
豚											
にわとり											
畜舎											
計											

(2) 畜産物の被害

畜産物名	被害件数	被害額	内訳 (算出の基礎)
	件	千円	

報告系統 市町村→県民センター→本部

(その9) (様式第3のC)

養 蚕 被 害

調査年月日

報告機関名

	被害戸数	被害数量	減収繭数量	減収見込金額	備考
掃 立 前	戸	箱	トン	千円	
1 令					
2 令					
3 令					
4 令					
5 令 { 前 半					
{ 後 半					
繭 { 上簇から出荷					
{ その他					
計					

報告系統 市町村→県民センター→本部

(その10) (様式第4のA)

(被害概況報告書および被害確定報告書様式)

農業共同利用施設被害 _____ 災害の種類 _____ 発信者 _____

区分	施設名	件数	農業協同組合所有のもの					その他所有のもの				備考
			事業主体数	全壊（大破を含む） 千円	中破 千円	小破 千円	計 千円	大破以上 千円	中破 千円	小破 千円	計 千円	
畜産関係												
	小計											
蚕糸関係												
	小計											
園芸関係												
	小計											
入植関係												
	小計											
その他												
	小計											
合計												

(注) 1 施設名は別表に定める施設名を記入のこと。
2 事業主体数は、単位農協、連合会の数を記入すること。
3 全壊とは、全く使用にたえないか流水で埋没したもの、大破とは時価の70%程度、中破とは時価の50%程度、小破とは時価の30%程度の修繕費でそれぞれ復旧し得ると認められると推定されたものとする。ただし、農機具の被害の場合は単に外面的破損または流失、埋没のほか、冠浸水期間による錆錆状態等を検査して使用価値の変動を検討して決定すること。
4 大破、中破、小破別の件数は（ ）書きのこと。
報告系統 市町村→県民センター→本部

(その11) (様式第4のB)

非共同利用施設被害

災害の種類

調査年月日

発信者

区分	施設名	件数単位	全壊		大破		中破		小破		計		備考
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
畜産関係													
蚕糸関係													
園芸関係													
果樹茶樹 桑樹の樹 茶樹の樹													
入植関係													
その他													
合 計													

(注) 1 非共同利用施設とは、共同利用施設以外の個人施設をいう。

2 樹体被害については、全壊の欄に流出・埋没および枯死を記入し、大破、中破、小破はそれぞれ甚、中・軽と読み換えて記入し、件数欄には、面積を記入のこと。

- (1) 樹体損傷の程度
- ア 甚とは2/3以上の主枝が裂け折れる等の損傷を受けたもの、又は更新、改植を要すると認められるもの。
 - イ 中とは1/3～2/3程度の主枝が裂けまたは折れ、結果枝等の損傷が大きい、これに準ずるもの。
 - ウ 軽とは1/3未満程度の主枝が裂けまたは折れ、結果枝等が若干折損しているかこれに準ずるものとする。

報告系統 市町村、水産班、その他

県民センター
 農業班→本部

(その12) (様式第4のC)

牧草地の被害状況

区分	対象台地名	所在地 郡市町村大字	団地面積	造成面積	被害内訳							復旧所要経費内訳													総所要経費	摘要		
					面積	被害面積内訳				被害程度	見積被害額	事業主体名	障害物除去			起土、整地			土壌改良				牧草導入					
						崩壊	埋没	流失	その他				面積	手段	金額	面積	手段	金額	石灰質資材		磷酸質資材		小計	種類			数量	金額
																			数量	金額	数量	金額						
集約牧野			ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		千円		ha		千円	ha		千円	kg	千円	kg	千円	千円		kg	千円	千円	
	計																											
改良牧野																												
	計																											
自然牧野																												
	計																											
合計																												

(注) 1 障害物除去、起土整地の場合、復旧の手段が機械利用か、手労働かの別を記入のこと。
2 河川敷については、対象団地の下に河川名を（ ）書きのこと。
3 改良牧野、自然牧野については、それぞれ該当項目欄に記入し、牧野樹林植栽については各事業共に牧草導入欄に記入のこと。
4 集約、改良牧野については、摘要欄に造成年次および一般補助、小団地融資、自己資金等事業区分を記入のこと。
5 被害程度は、甚、中、軽等と表現する。
報告系統 市町村→県民センター→本部

(その13) (様式第 4 のD)

牧野施設の被害状況

災害の種類 _____ 調査年月日 _____ 発信者 _____

区分	対象牧野 団 地 名	所在地 (市町村)	施設設置内容			被 害 内 容				復旧所要経費内訳									摘要
			員数	受益牧野		員数	被 害 別 員 数			事 業 主体名	資 材 費			労 務 費		そ の 他		計	
				区分	面積		崩壊	流失	被害 程度		種類	数量	金額	員数	金額				
牧 (索) 道																			
隔 障 物																			
飲 水 雑 施 用 設																			
建 物																			
そ の 他																			
合 計																			

(注) 1 受益牧野区分の欄には、集約牧野、自然牧野別に記載のこと。
2 木棚、電気牧棚、棚林については、隔障物の員数欄に区分記載のこと。
3 建物については、看視者、畜舎、牧納舎等別を員数欄に区分記載のこと。
4 被害程度は甚、中、軽をもって表わし、被害見積額を記載のこと。
5 摘要欄には、一般補助、小団地、新農村、融資事業等の区分、設置年次を記載のこと。
報告系統 市町村→県民センター→本部

(その14)

林 産 物 の 被 害 状 況 報 告 書

市町村名

年 月 日 時現在

林産物名	事業主体名	件数	単位	被 害 状 況				被害額	備考
				浸水	流失埋没	折損枯損	計		
立 木			m ³						
素 材			m ³						
製 材			m ³						
木 炭			kg						
薪			m ³						
桐			m ³						
しいたけ			kg						
しいたけ 栽培アーム施設			m ²						
ひらたけ			kg						
わさび			kg						
しいたけ ほた木			本						
竹（材）			束						
計									

(注) 事業主体名欄には森組、農協及びこれらの連合会又は中小企業等協同組合、会社、個人別にそれぞれの件数、被害状況被害額を記入すること。
報告系統 市町村→県民センター→本部

(その15)

火 災 状 況 報 告 書

年 月 日 時現在

発火の日時

鎮火の日時

災害発生場所

罹災者総数

人の被害	死 者					
	行 方 不 明					
	重 傷					
	軽 傷					
	計					
住家の被害		戸 数	面 積	世 帯 数	人 数	被害見積金額
	全 焼	戸	m ²		人	千円
	半 焼					
	計					
非住家の被害	全 焼					
	半 焼					
	計					

報告系統 市町村→生活環境部災害対策班→本部

(その16)

水 防 顛 末 報 告 書

年 月 日 時現在

- 1 気象の状況
- 2 雨量及び水位、高潮又は波浪の状況
- 3 水防団員及び消防機関に属するものの出動から終結までの時刻及び人員
- 4 堤防、その他の施設等の異常の有無
- 5 水防作業の状況及びその結果
- 6 使用水防資材の種類及び員数、経費、並びにその消耗分と回収分
- 7 水防法第21条による負担下命の種類及び員数
- 8 応援の状況
- 9 住居者の出動の状況
- 10 警察、自衛隊援助の状況
- 11 現場指導官公吏氏名
- 12 避難立退の状況
- 13 水防関係者の死傷
- 14 殊勲者及びその功績
- 15 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

報告系統 水防管理団体 } →土木部河川班→本部
市町村 }

○防災ヘリコプター緊急運航要請書

受 信 時 間	時 分 現在				
1 要請機関名	☎ 発信者				
2 災害の種別	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急(調査・広報) (4)火災防御 (5)その他				
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助、 輸送(品名数量) その他				
4 発生場所及び発生 時間	市町村 地内 (目 標) (離着陸場所) 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分				
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視程 m 警報・注意報				
6 現場指揮者	所属・職氏名				
7 現場との連絡手段	無線種別(全国波、県波) 現場指揮本部(車)呼出名称(コールサイン)				

8 要請を必要とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述のこと)				
目 標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のこと。				

茨城県防災航空隊 緊急要請専用 029-863-0117

FAX 029-857-8501

防災FAX 82-620-300

(午後5時15分～翌朝8時30分まで要請)

消防防災課 029-301-2879

FAX 029-301-2898

防災FAX 9-600-8300

受信者

○被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書

番 号
平成 年 月 日

被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

茨城県知事 殿

市町村長名 印

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分				
災 害 の 原 因 及 び 概 況					
被害の状況 災害発生場所 (町・字名)	人口	全 壊 世帯数	半 壊 世帯数	床上浸水 世 帯 数	備 考
	人	世帯	世帯	世帯	
合 計					

注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあつては全ての項目を記載すること。
注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号又は第3号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。

9 傷病者搬送の場合	傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
		氏名		年齢	歳	性別	男・女
	症 状						
	着陸場所の 目標等	出動先 所在地 及び目 標		搬送先 所在地 及び目 標			
	同 乗 者	医師及び看護 師の氏名		関係者の氏名			
	医療機関への搬送方法	救急車の手配		医療機関の手配			
	受 入 医 療 機 関	所 在 地 称 名		連絡先	☎		
	搬送先消防本部の担当者職氏名		消防本部 課 ☎				

10 必 要 資 機 材	
11 他航空機への要請	(有・無) 機関名 要請機数
12 そ の 他 必 要 事 項	

※ 以下の項目は防災航空機隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

1 使 用 無 線 等	無線種別 (全国波、県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名称 (コールサイン)
2 到 着 予 定 時 間	平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活 動 予 定 時 間	時間 分
4 燃 料 の 確 保	要手配・手配不要 1 (ドラム缶 本)

〔水 防 関 係〕

○神栖市水防準備配備要領

(総則)

第1条 常時勤務から水防体制への切替えを確実に迅速に行い水防計画に定める「水防非常配備」体制に入るまでの水防活動を行うものとする。

(構成要員及び人員配置)

第2条 構成要員は、土木部関係各課員とし、情報、連絡、観測、報告等に支障をきたさない程度の人員を配置する。

(配備体制時期)

第3条 配備始期は、水戸地方気象台から次の通報があったときとする。

大雨警報、洪水警報、高潮警報、津波警報、波浪警報

若しくは大雨、洪水、高潮、津波、波浪に関する注意報が発表され、本部長が必要と認めるとき。

2 配備終期は、前記予報が解除されたとき、又は水防計画に定める「水防非常配備」体制に入ったときとする。

(水防業務)

第4条 管内の気象状況を把握し関係各機関と水防体制上必要な事項の相互連絡指示等の事務を行う。

関係機関名

- (1) 県防災・危機管理課
- (2) 国土交通省及びその出先機関
- (3) 鹿嶋警察署

2 土木部内の情報連絡

土木部関係各課相互間において下記事項について情報連絡を行う。

- (1) 水防準備配備の開始及び解除の伝達
- (2) 雨量及び各河川の水位並びに海岸潮位の観測
- (3) 被害状況（公共土木施設、一般被害）の報告及び受理

3 報告

県防災・危機管理課

(時間外配備)

第5条 時間外に第3条の予報が発令され又は発令が予測されるときは、配備要員は自動的に配備につくものとし引継を完了するまで勤務するものとする

注) 1 本情報は水防管理団体が情報を受けた時、直ちに本様式にもとづき土木事務所等に連絡すること。
2 各項目において、調査中の場合は次回報告見込み日時を各々の「 」欄に記入し、伝達すること。

○水防てん末報告書

(作成責任者) 印

管理団体名					指定、非指定別									
水防実施時の台風又は雨名					報告年月日 平成 年 月 日									
水 簡 防 実 施 所					日時									
					所要経費	管 理 団 体 分				県支出分 合 計				
						人件費	円			円 円				
						物件費								
出 動 人 員 数 水 防 作 業 の 概 況 及 工 法	水防 団員	消防 団員	その 他	計	水 防 の 結 果	効 果	堤防 m	田 a	畑 a	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
	工法													
	被 害	m	a	a		戸	m	m	人					
他 団 体 よ り の 応 援 の 状 況														
居 住 者 出 動 状 況														
警 察 の 援 助 状 況														
現 場 指 導 員 氏 名														
水 防 関 係 者 の 氏 名														
立退きの状況およびそれを 指 示 し た 理 由														
水防功労者の氏名と年齢所属 及 び そ の 功 績 概 要														
堤防その他の異常有無及び緊急工事 を要するものが生じた時はその場所 及 び 損 害 状 況														
水 防 活 動 に 対 す る 自 己 批 判														
備 考														

- 注 1 各水防管理団体及び現地指導班で水防を行なった箇所毎に作成する。
- 2 各水防管理団体は管轄現地指導班に箇所毎の報告書に集計表をつけて2部提出すること。
- 3 集計表は本様式を利用し水防実施箇所は箇所数のみ記入する。
- 4 所轄土木事務所長経由知事へ提出すること。

○水防工法一覧

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現在
越水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
	水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
	水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
	たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
	導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
	むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン

	対策	継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
洗掘		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
	掘	立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り、のり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	天端く裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
		五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう

裏 の 崩 壊	き	五徳縫い工 (くい打ち)	裏のり面のき裂をはさ んでくいを打ちロープ で引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土の う、丸太
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅い とき、のり面がすべら ないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
	裂	力ぐい打ち工	裏のり先付近にくいを 打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状に くいを打ち、竹または 鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土の う
	崩 壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立 て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、 くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち 込み、中詰めに土のう を入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土 のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小 口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列 打ちこれを連結して中 詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、 鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ 同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄 線、土のう
		築きまわし工	裏のり面にくい打ちさ くを作り中詰め土のう を入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、 土のう
	そ の 他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積し た流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

(「実務者のための水防技術ハンドブック」より)

○重要水防箇所

河川名	重 要 度		左右 岸別	重 要 水 防 箇 所		延長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水 防 工 法
	種 別	階級		地 先	軒杭位置 (K、m)			担 当 水防団体	担 当 土木事務所		
鰐川	旧川跡	要	左	茨城県神栖市鰐川	1.75K-7m ～1.50K+50m	193	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	堤防高 旧川跡	B 要	左	茨城県神栖市鰐川	1.50K+50m ～1.50K-118m	168	計画高不足 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう 月の輪
	旧川跡	要	左	茨城県神栖市鰐川	1.50K-118m ～1.25K+95m	37	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	堤防高 旧川跡	B 要	左	茨城県神栖市鰐川	1.25K+95m ～1.25K-71m	166	計画高不足 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう 月の輪
	旧川跡	要	左	茨城県神栖市鰐川	1.25K-71m ～0.50K-27m	706	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	堤防高 旧川跡	B 要	左	茨城県神栖市鰐川	0.50K-27m ～0.50K-53m	26	計画高不足 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう 月の輪
	旧川跡	要	左	茨城県神栖市鰐川	0.50K-53m ～0.50K-64m	11	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
常陸利 根川 (外浪 逆浦)	堤防高	B	左	茨城県神栖市下幡 木	2.00K+42m ～2.00K-117m	159	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	(重点) 堤防高	B	左	茨城県神栖市賀	1.75K-3m ～1.75K-119m	116	危険箇所 計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	堤防高	B	左	茨城県神栖市賀	1.50K ～1.25K-30m	280	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	堤防高	B	左	茨城県神栖市賀	1.25K-40m ～1.25K-74m	34	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	堤防高	B	左	茨城県神栖市賀	0.50K+40m ～0.50K-79m	119	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	堤防高	B	右	茨城県神栖市賀	0.75K ～0.00K	750	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
常陸利 根川 (常 陸川)	旧川跡	要	左	茨城県神栖市賀 ～息栖	12.25K-102m ～11.25K-40m	938	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	旧川跡 新堤防	要 要	左	茨城県神栖市息栖	11.25K-40m ～11.00K+40m	170	干拓堤 災害復旧工事箇所 施工後3年以内(H24.6月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪 シート張り
	旧川跡	要	左	茨城県神栖市息栖	11.00K+40m ～9.50K-23m	1,563	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	工作物	要	左	茨城県神栖市息栖	11.00K-14m	0	息栖樋管 施工後3年以内(H24.6月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	工作物	要	左	茨城県神栖市息栖	10.75K-85m	0	息栖樋門 施工後3年以内(H24.6月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	新堤防	要	左	茨城県神栖市高浜	8.00K+100m ～8.00K-20m	120	災害復旧工事箇所 施工後3年以内(H24.6月)	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	工作物	要	左	茨城県神栖市高浜	7.75K+134m	0	高浜舟溜樋門 施工後3年以内(H24.6月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	工作物	要	左	茨城県神栖市石神	6.75K+102m	0	石神排水樋管 施工後3年以内(H24.3月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	工作物	要	左	茨城県神栖市石神	6.75K-22m	0	石神排水樋門 施工後3年以内(H24.6月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	工作物	要	左	茨城県神栖市芝崎	6.00K-97m	0	芝崎揚排水樋管 施工後3年以内(H24.3月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	旧川跡	要	左	茨城県神栖市萩原	5.75K-58m ～5.50K+25m	283	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	水衝・洗 掘 旧川跡	B 要	左	茨城県神栖市萩原	5.50J+25m ～5.50K-25m	50	水衝・洗掘対策が必要な 箇所 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう 月の輪
	旧川跡	要	左	茨城県神栖市萩原	5.50K-25m ～5.50K-113m	88	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	工作物	要	左	茨城県神栖市萩原	5.25K-27m	0	萩原舟溜樋門 施工後3年以内(H24.3月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	旧川跡	要	左	茨城県神栖市萩原 ～日川	5.00K+46m ～2.75K	2,296	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	工作物	要	左	茨城県神栖市萩原	5.00K-48m	0	萩原揚排水樋管 施工後3年以内(H24.3月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	工作物	要	左	茨城県神栖市萩原	4.50K-18m	0	日川境排水樋管 施工後3年以内(H24.3月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	工作物	要	左	茨城県神栖市日川	4.00K+28m	0	軽野港水門 施工後3年以内(H24.6月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	工作物	要	左	茨城県神栖市日川	3.25K-42m	0	日川浜町樋門 施工後3年以内(H24.6月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	旧川跡 新堤防	要 要	左	茨城県神栖市日川	2.75K ～2.50K	250	干拓堤 災害復旧工事箇所 施工後3年以内(H24.6月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪 シート張り
	旧川跡	要	左	茨城県神栖市日川 ～横瀬	2.50K ～1.50K	1,000	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	工作物	要	左	茨城県神栖市横瀬	1.75K-70m	0	横瀬舟溜樋門 施工後3年以内(H24.3月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪

河川名	重 要 度		左右 岸別	重 要 水 防 箇 所		延長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水 防 工 法
	種 別	階級		地 先	杆杭位置 (K、m)			担 当	担 当		
常陸利根川（常陸川）	工作物	要	左	茨城県神栖市横瀬	1.50K+34m	0	横瀬水門 施工後3年以内(H24.3月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	旧川跡 新堤防	要 要	左	茨城県神栖市横瀬	1.50K ～1.00K+110m	390	干拓堤 災害復旧工事箇所 施工後3年以内(H24.9月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪 シート張り
	新堤防	要	左	茨城県神栖市横瀬	1.00K+110m ～0.75K-4m	364	災害復旧工事箇所 施工後3年以内(H24.9月)	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	工作物	要	左	茨城県神栖市横瀬	1.00K-28m	0	横瀬排水樋管 施工後3年以内(H24.3月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	新堤防	要	左	茨城県神栖市太田	0.50K+50m ～0.25K+134m	168	築堤工事箇所 施工後3年以内(H24.9月)	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	新堤防	要	左	茨城県神栖市太田	0.25K+50m ～0.25K-60m	110	築堤工事箇所 施工後3年以内(H25.3月)	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	堤防高	B	右	茨城県神栖市賀	12.50K ～12.50K-41m	41	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	堤防高	B	右	茨城県神栖市賀	12.50K-91m ～12.25K+40m	119	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	堤防高	B	右	茨城県神栖市息栖	10.00K-6m ～9.75K+45m	199	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	旧川跡	要	右	茨城県神栖市息栖	9.00K+300m ～9.00K+250m	50	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	旧川跡 新堤防	要 要	右	茨城県神栖市息栖	9.00K+250m ～9.00K+190m	60	干拓堤 災害復旧工事箇所 施工後3年以内(H24.9月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪 シート張り
	新堤防	要	右	茨城県神栖市息栖	9.00K+190m ～9.00K+150m	40	災害復旧工事箇所 施工後3年以内(H24.9月)	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	堤防高	B	右	茨城県神栖市息栖	9.00K+146m ～9.00K+129m	17	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	法崩れ ・すべり	B	右	茨城県神栖市高浜 ～石神	8.00K ～7.00K+10m	990	堤防詳細点検結果 法崩れ・すべり（裏法）	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	堤防高 法崩れ ・すべり	B B	右	茨城県神栖市石神	7.00K+10m ～7.00K-37m	47	計画高不足 堤防詳細点検結果 法崩れ・すべり（裏法）	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう シート張り
	法崩れ ・すべり	B	右	茨城県神栖市石神	7.00K-37m ～6.75K-84m	297	堤防詳細点検結果 法崩れ・すべり（裏法）	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	堤防高 法崩れ ・すべり	B B	右	茨城県神栖市石神	6.75K-84m ～6.50K	166	計画高不足 堤防詳細点検結果 法崩れ・すべり（裏法）	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう シート張り
	堤防高	B	右	茨城県神栖市石神 ～芝崎	6.50K ～6.50K-121m	121	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう
	新堤防	要	右	茨城県神栖市萩原	5.25K+110m ～5.25K	110	災害復旧工事箇所 施工後3年以内(H24.9月)	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	堤防高 法崩れ ・すべり 新堤防	B B 要	右	茨城県神栖市萩原	5.25K ～5.25K-30m	30	計画高不足 堤防詳細点検結果 法崩れ・すべり（裏法） 災害復旧工事箇所 施工後3年以内(H24.9月)	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう シート張り シート張り
	堤防高 法崩れ ・すべり	B B	右	茨城県神栖市萩原	5.25K-30m ～5.00K-45m	265	計画高不足 堤防詳細点検結果 法崩れ・すべり（裏法）	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう シート張り
	堤防高 法崩れ ・すべり 新堤防	B B 要	右	茨城県神栖市萩原	5.00K-45m ～5.00K-83m	38	計画高不足 堤防詳細点検結果 法崩れ・すべり（裏法） 災害復旧工事箇所 施工後3年以内(H24.9月)	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう シート張り シート張り
	堤防高 法崩れ ・すべり	B 要	右	茨城県神栖市萩原	5.00K-83m ～4.50K-72m	489	堤防詳細点検結果 法崩れ・すべり（裏法） 災害復旧工事箇所 施工後3年以内(H24.9月)	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り シート張り
	法崩れ ・すべり 旧川跡 新堤防	B 要 要	右	茨城県神栖市萩原 ～日川	4.50K-72m ～4.00K	428	堤防詳細点検結果 法崩れ・すべり（裏法） 干拓堤 災害復旧工事箇所 施工後3年以内(H24.9月)	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り 月の輪 シート張り
	旧川跡 新堤防	要 要	右	茨城県神栖市日川	4.00K ～3.25K-100m	850	干拓堤 災害復旧工事箇所 施工後3年以内(H24.9月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪 シート張り
	新堤防	要	右	茨城県神栖市日川	3.25K-100m ～2.75K-42m	442	災害復旧工事箇所 施工後3年以内(H24.9月)	神栖市	潮来土木	波崎	シート張り
	旧川跡 新堤防	要 要	右	茨城県神栖市日川	2.75K-42m ～2.25K	458	干拓堤 災害復旧工事箇所 施工後3年以内(H24.9月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪 シート張り
	工作物	要	右	茨城県神栖市日川	2.25K+54m	0	日川第二水門 施工後3年以内(H24.3月)	神栖市	潮来土木	波崎	月の輪
	旧川跡 新堤防	B 要	右	茨城県神栖市日川	2.25K ～2.00K-112m	362	計画高不足 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう 月の輪
	堤防高	B	右	茨城県神栖市日川 ～横瀬	2.00K-112m ～1.50K+54m	334	計画高不足	神栖市	潮来土木	波崎	積み土のう

河川名	重 要 度		左右 岸別	重 要 水 防 箇 所		延長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村			国土交通省 担当出張所	想定される 水 防 工 法
	種 別	階級		地 先	軒杭位置 (K、m)			担 当 水防団体	担 当 土木事務所			
常陸利根川（常陸川）	(重点) 堤防高 旧川跡	B 要	右	茨城県神栖市横瀬	1.50K+54m ～1.50K+120m	174	危険箇所 計画高不足 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎		積み土のう 月の輪
	堤防高 法崩れ ・すべり 旧川跡	B 要	右	茨城県神栖市横瀬	1.50K+120m ～1.25K+39m	91	計画高不足 堤防詳細点検結果 法崩れ・すべり（裏法） 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎		積み土のう シート張り 月の輪
	法崩れ ・すべり 旧川跡	B 要	右	茨城県神栖市横瀬 ～太田	1.25K+39m ～0.50K	789	堤防詳細点検結果 法崩れ・すべり（裏法） 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎		シート張り 月の輪
	※当箇所は利根川堤防と併用しており、利根川の重要水防箇所（漏水B）となっている											
	法崩れ ・すべり 旧川跡	B 要	右	茨城県神栖市太田	0.50K ～0.25K+80m	170	堤防詳細点検結果 法崩れ・すべり（裏法・表法） 干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎		シート張り 月の輪
	※当箇所は利根川堤防と併用しており、利根川の重要水防箇所（漏水B）となっている											
	旧川跡	B 要	右	茨城県神栖市太田	0.25K+80m ～0.25K+67m	13	干拓堤	神栖市	潮来土木	波崎		月の輪
	※当箇所は利根川堤防と併用しており、利根川の重要水防箇所（漏水B）となっている											
利根川	堤防高	B	左	茨城県神栖市神栖 ～荻原	26.00～24.00	2,000	計画水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 所用の対策が未施工	神栖市	潮来土木	小見川		積み土のう 月の輪 釜段工
	漏水	B	左	茨城県神栖市日川	20.75～19.75	1,000	計画水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 所用の対策が未施工	神栖市	潮来土木	小見川		積み土のう 月の輪 釜段工
	(重点) 堤防高 漏水 旧川跡	B 要注 意	左	茨城県神栖市日川 ～太田	19.75～19.00下11	961	計画水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 所用の対策が未施工 旧河道跡 危険水位設定箇所（横利 根観測所）	神栖市	潮来土木	小見川		積み土のう 月の輪 釜段工
	堤防高 旧川跡	B 要注 意	左	茨城県神栖市日川 ～太田	19.00下11～18.50 上100	389	計画水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 旧河道跡	神栖市	潮来土木	小見川		積み土のう 月の輪
	堤防高 漏水 旧川跡	B 要注 意	左	茨城県神栖市日川 ～太田	18.50上100～18.50 上70	30	計画水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 所用の対策が未施工 旧河道跡	神栖市	潮来土木	小見川		積み土のう 月の輪 釜段工
	堤防高 漏水	B	左	茨城県神栖市太田	18.50上70～18.50	70	計画水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 所用の対策が未施工	神栖市	潮来土木	小見川		積み土のう 月の輪 釜段工
	工作物	B	左	茨城県神栖市宝山	18.50上40	1カ所	計画水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 利根川河口堰管理橋	神栖市	潮来土木	小見川		
	堤防高	B	左	茨城県神栖市太田	18.50～18.00	530	計画水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	神栖市	潮来土木	小見川		積み土のう
	堤防高 新堤防	B 要注 意	左	茨城県神栖市押揚	18.00～17.69	300	計画水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 新堤防（H23年度完成 H2 2西押揚地区築堤工事）	神栖市	潮来土木	銚子		積み土のう
	堤防高 新堤防	B 要注 意	左	茨城県神栖市押揚	17.5K上160.0～17.0K上150.0	620	計画水位と現況堤防高 （または現況地盤高）の 差が余裕高未満 新堤防（H23年度完成 H2 2西押揚地区築堤工事）	神栖市	潮来土木	銚子		積み土のう
	堤防高	B	左	茨城県神栖市太田	17.00上108.5～16.50上159.4	593	計画水位と現況堤防高 （または現況地盤高）の 差が余裕高未満	神栖市	潮来土木	銚子		積み土のう
	堤防高	B	左	茨城県神栖市太田	16.50上159.4～16.50上67.2	92	計画水位と現況堤防高 （または現況地盤高）の 差が余裕高未満	神栖市	潮来土木	銚子		積み土のう
	(重点) 堤防高 堤防断面	A A	左	茨城県神栖市太田	16.50下67.2～16.50下229.3	297	計画水位が現況堤防高 （または現況地盤高）を 超える箇所 現況堤防断面或いは天端 幅が計画の1/2未満 危険水位設定箇所（横利 根観測所）	神栖市	潮来土木	銚子		積み土のう
	堤防高 堤防断面	B B	左	茨城県神栖市太田	16.50下229.3～16.00上22.5	367	計画水位と現況堤防高 （または現況地盤高）の 差が余裕高未満 現況堤防断面或いは天端 幅が計画に対して不足し ているがそれぞれ1/2以上 確保	神栖市	潮来土木	銚子		積み土のう
	堤防高 堤防断面	B B	左	茨城県神栖市太田	16.00上22.5～15.25上65.6	683	計画水位と現況堤防高 （または現況地盤高）の 差が余裕高未満 現況堤防断面或いは天端 幅が計画に対して不足し ているがそれぞれ1/2以上 確保	神栖市	潮来土木	銚子		積み土のう

河川名	重 要 度		左右岸別	重 要 水 防 箇 所		延長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水 防 工 法
	種 別	階級		地 先	杆杭位置 (K、m)			担 当	担 当		
利根川	堤防高	A	左	茨城県神栖市太田	15.25上65.6～15.00上200.8	104	計画水位が現況堤防高（または現況地盤高）を超える箇所 現況堤防断面或いは天端幅が計画の1/2未満	神栖市	潮来土木	銚子	積み土のう
	堤防断面	A									
	堤防高	A	左	茨城県神栖市太田 ～矢田部	15.00上200.8～14.75上212	224	計画水位が現況堤防高（または現況地盤高）を超える箇所 現況堤防断面或いは天端幅が計画の1/2未満	神栖市	潮来土木	銚子	積み土のう
	堤防断面	B									
	堤防高	B	左	茨城県神栖市太田 ～矢田部	14.75上212～14.75上105.2	106	計画水位と現況堤防高（または現況地盤高）の差が余裕高未満 新堤防（H24年度完成 H24川尻第6排水樋管新設工事）	神栖市	潮来土木	銚子	積み土のう
	新堤防	要注意									
	堤防高	A	左	茨城県神栖市太田 ～矢田部	14.75上105.2～14.50上104.4	250	計画水位が現況堤防高（または現況地盤高）を超える箇所 現況堤防断面或いは天端幅が計画に対して不足しているがそれぞれ1/2以上確保	神栖市	潮来土木	銚子	積み土のう
	堤防断面	B									
	堤防高	B	左	茨城県神栖市矢田部	14.50上104.4～13.75	692	計画水位と現況堤防高（または現況地盤高）の差が余裕高未満 現況堤防断面或いは天端幅が計画に対して不足しているがそれぞれ1/2以上確保	神栖市	潮来土木	銚子	積み土のう
	堤防断面	B									
	堤防高	A	左	茨城県神栖市矢田部	13.75～13.25	413	計画水位が現況堤防高（または現況地盤高）を超える箇所 現況堤防断面或いは天端幅が計画に対して不足しているがそれぞれ1/2以上確保	神栖市	潮来土木	銚子	積み土のう
	堤防断面	B									
	堤防高	B	左	茨城県神栖市矢田部	13.25～13.00下145.6	321	計画水位と現況堤防高（または現況地盤高）の差が余裕高未満 現況堤防断面或いは天端幅が計画に対して不足しているがそれぞれ1/2以上確保	神栖市	潮来土木	銚子	積み土のう
	堤防断面	B									
	堤防高	B	左	茨城県神栖市矢田部	13.00下145.6～12.0K下72.9	600	計画水位と現況堤防高（または現況地盤高）の差が余裕高未満 現況堤防断面或いは天端幅が計画に対して不足しているがそれぞれ1/2以上確保 新堤防（H23年度完成 H22谷田部地区築堤工事）	神栖市	潮来土木	銚子	積み土のう
	堤防断面	B									
	新堤防	要注意									
	堤防高	B	左	茨城県神栖市矢田部	12.00下72.9～10.75	1,100	計画水位と現況堤防高（または現況地盤高）の差が余裕高未満 現況堤防断面或いは天端幅が計画に対して不足しているがそれぞれ1/2以上確保	神栖市	潮来土木	銚子	積み土のう
	堤防断面	B									
	堤防高	B	左	茨城県神栖市矢田部	10.75～10.00下64.6	750	計画水位と現況堤防高（または現況地盤高）の差が余裕高未満 現況堤防断面或いは天端幅が計画に対して不足しているがそれぞれ1/2以上確保	神栖市	潮来土木	銚子	積み土のう
	堤防断面	B									
	堤防高	A	左	茨城県神栖市矢田部	10.00下64.6～5.50下125.0	4,789	計画水位が現況堤防高（または現況地盤高）を超える箇所 現況堤防断面或いは天端幅が計画の1/2未満	神栖市	潮来土木	銚子	積み土のう
	堤防断面	A									
	堤防高	A	左	茨城県神栖市波崎	5.50下125.0～4.50上130.8	733	計画水位が現況堤防高（または現況地盤高）を超える箇所 現況堤防断面或いは天端幅が計画の1/2未満 新堤防（H21年10月 H20別所築堤工事）	神栖市	潮来土木	銚子	積み土のう
	堤防断面	A									
	新堤防	要注意									
	堤防高	A	左	茨城県神栖市波崎	4.50上130.8～3.00	1,347	計画水位が現況堤防高（または現況地盤高）を超える箇所 現況堤防断面或いは天端幅が計画の1/2未満	神栖市	潮来土木	銚子	積み土のう
	堤防断面	A									

〔そ の 他〕

○市防災行政無線設置一覧

1 同報系 防災行政無線局放送施設及び屋外受信施設一覧表

平成27年4月1日現在

番号	子局番号	放送及び受信施設名	設置場所
	親局	神栖市役所	溝口 4991-5
	遠隔制御装置	鹿島地方事務組合	溝口 4991-5
1	1	鰐川第1受信所	鰐川 690-74
2	2	居切第1受信所	鰐川 25-208
3	3	居切第2受信所	堀割二丁目 55-87
4	4	居切第3受信所	下幡木 4072-59
5	5	下幡木第1受信所	下幡木 872
6	6	下幡木第2受信所	下幡木 1185
7	7	深芝第1受信所	深芝 468
8	8	深芝第2受信所	深芝 561
9	9	深芝第3受信所	深芝 2953-2
10	10	深芝第4受信所	深芝南三丁目 8
11	11	深芝第5受信所	深芝 2630
12	12	深芝第6受信所	深芝 2752-5
13	13	深芝第7受信所	平泉東三丁目 25
14	14	平泉第1受信所	平泉 527-46
15	15	平泉第2受信所	平泉 2-26
16	16	平泉第3受信所	平泉 1078-48
17	17	平泉第4受信所	平泉 302-17
18	18	平泉第5受信所	平泉 2637-1
19	19	平泉第6受信所	平泉 2500-1
20	20	平泉第7受信所	平泉東二丁目 40-14
21	21	平泉第8受信所	筒井 1665-4
22	22	筒井第1受信所	筒井 2-77
23	23	筒井第2受信所	平泉 2708
24	24	筒井第3受信所	筒井 1375
25	25	筒井第4受信所	筒井 1422-135
26	26	賀第1受信所	賀 281-1
27	27	賀第2受信所	賀 2018
28	28	立野第1受信所	賀 2148-28
29	29	立野第2受信所	賀 2108-132
30	30	息栖原第1受信所	息栖 2834-7
31	31	息栖原第2受信所	息栖 2822-70
32	32	息栖第1受信所	息栖 2632-3
33	33	息栖第2受信所	息栖 2815-7
34	34	息栖第3受信所	息栖 2881-2
35	35	息栖第4受信所	息栖 2448
36	36	息栖第5受信所	息栖 3040-117
37	37	息栖第6受信所	息栖 1127-24
38	38	神栖第1受信所	神栖一丁目 1203-23

39	39	泉町第 1 受信所	神栖三丁目 1222-78
40	40	泉町第 2 受信所	神栖四丁目 2802-276
41	41	大野原第 1 受信所	大野原四丁目 182-41
42	42	大野原第 2 受信所	大野原四丁目 467-30
43	43	大野原第 3 受信所	大野原七丁目 2583-9
44	44	大野原第 4 受信所	大野原中央三丁目 3843
45	45	大野原第 5 受信所	大野原中央二丁目 2608-1
46	46	大野原第 6 受信所	大野原中央五丁目 1361-5
47	47	大野原第 7 受信所	大野原中央六丁目 1357-2
48	48	大野原第 8 受信所	大野原中央四丁目 3801-54
49	49	大野原第 9 受信所	息栖 3950-6
50	50	高浜第 1 受信所	高浜 2542-47
51	51	高浜第 2 受信所	高浜 2472-1
52	52	高浜第 3 受信所	高浜 939
53	53	浜松第 1 受信所	大野原三丁目 324-1
54	54	新港第 1 受信所	大野原一丁目 2479-34
55	55	新港第 2 受信所	大野原中央一丁目 626-6
56	56	木崎第 1 受信所	木崎 2406-23
57	57	木崎第 2 受信所	木崎 804
58	58	亀の甲団地第 1 受信所	田畑 438-12
59	59	田畑第 1 受信所	田畑 378
60	60	溝口第 1 受信所	溝口 669
61	61	溝口第 2 受信所	溝口 5329-3
62	62	溝口第 3 受信所	溝口 4618
63	63	奥野谷第 1 受信所	奥野谷 4210
64	64	奥野谷第 2 受信所	知手 3081-5
65	65	奥野谷第 3 受信所	知手 3061-61
66	66	奥野谷第 4 受信所	横瀬 1276-25
67	67	知手第 1 受信所	知手 2620
68	68	知手第 2 受信所	知手 2950-21
69	69	柳堀第 1 受信所	溝口 5821
70	70	柳堀第 2 受信所	萩原 10-1
71	71	柳堀第 3 受信所	知手 705
72	72	一貫野第 1 受信所	知手 74-1
73	73	一貫野第 2 受信所	溝口 4539-41
74	74	石神第 1 受信所	石神 699-2
75	75	石神第 2 受信所	石神 212-2
76	76	芝崎第 1 受信所	芝崎 344-1
77	77	萩原第 1 受信所	萩原 811-2
78	78	日川第 1 受信所	日川 3745
79	79	日川第 2 受信所	日川 1112-3
80	80	日川第 3 受信所	日川 1277-1
81	81	日川第 4 受信所	日川 4199-1
82	82	日川第 5 受信所	日川 4334
83	83	横瀬第 1 受信所	横瀬 940-1
84	84	横瀬第 2 受信所	横瀬 866
85	85	横瀬第 3 受信所	横瀬 765-49
86	86	横瀬第 4 受信所	知手 2974-103
87	87	横瀬第 5 受信所	横瀬 1181-45
88	88	横瀬団地第 1 受信所	横瀬 958-118
89	89	横瀬団地第 2 受信所	横瀬 2966-69

90	90	知手中央仲町第 1 受信所	知手中央十丁目 4860-35
91	91	知手中央仲町第 2 受信所	知手中央六丁目 4805-139
92	92	知手中央仲町第 3 受信所	知手中央八丁目 1181-72
93	93	知手中央東町第 1 受信所	知手中央二丁目 4726-16
94	94	知手中央東町第 2 受信所	知手中央六丁目 4805-21
95	95	知手中央東町第 3 受信所	知手中央五丁目 3406-33
96	96	奥野谷浜第 1 受信所	南浜 1-3
97	97	奥野谷浜第 2 受信所	南浜 1-2
98	98	奥野谷浜第 3 受信所	奥野谷 5990
99	99	奥野谷浜第 4 受信所	奥野谷 6122-2
100	100	奥野谷浜第 5 受信所	奥野谷 7758
101	101	知手浜第 1 受信所	知手 3428-52
102	102	知手浜第 2 受信所	知手中央二丁目 3409-117
103	103	知手浜第 3 受信所	知手中央三丁目 3409-277
104	104	知手浜第 4 受信所	知手 3489-23
105	105	知手浜第 5 受信所	知手 4372-13
106	106	知手浜第 6 受信所	知手 3704
107	107	知手浜東団地第 1 受信所	知手 4678-180
108	108	知手浜東団地第 2 受信所	知手 4678
109	109	日川浜第 1 受信所	日川 2034-44
110	110	日川浜第 2 受信所	日川 2034-81
111	111	日川第 6 受信所	日川 1918-94
112	112	日川第 7 受信所	日川 1699-25
113	113	奥野谷第 5 受信所	奥野谷 4463-5
114	114	木崎第 3 受信所	木崎 1203-9
115	115	木崎第 4 受信所	木崎 1203-10
116	116	木崎第 5 受信所	木崎 1203-9
117	117	木崎第 6 受信所	木崎 1346-4
118	150	神栖市役所	溝口 4991-5
119	200	波崎総合支所	波崎 6530
120	201	若ノ松第 1 受信所	柳川 3138
121	202	北若松第 1 受信所	柳川 3933
122	203	北若松第 2 受信所	柳川 4091-8
123	204	北若松第 3 受信所	柳川 3010-120
124	205	北若松第 4 受信所	砂山 1357-69
125	206	二本松第 1 受信所	柳川 1358
126	207	高砂第 1 受信所	柳川中央一丁目 9-10
127	208	高砂第 2 受信所	柳川 1616-3
128	209	高砂第 3 受信所	柳川 660
129	210	相生第 1 受信所	柳川 1214-2
130	211	相生第 2 受信所	柳川 397-5
131	212	相生第 3 受信所	須田 4117
132	213	須田浜第 1 受信所	須田 2984-2
133	214	西須田第 1 受信所	須田 3806-1
134	215	西須田第 2 受信所	須田 4370
135	216	須田団地第 1 受信所	砂山 15
136	217	須田団地第 2 受信所	須田 2044-106
137	218	須田団地第 3 受信所	太田 360-1
138	219	須田団地第 4 受信所	若松中央二丁目 47
139	220	仲須田第 1 受信所	須田 4470
140	221	東須田第 1 受信所	須田 3083-2

141	222	東須田第2受信所	須田 686-7
142	223	東須田第3受信所	須田 3575
143	224	西宝山第1受信所	太田 2988-16
144	225	西宝山第2受信所	太田 3421-2
145	226	西宝山第3受信所	太田 3289-4
146	227	西宝山第4受信所	太田 4511-1
147	228	東宝山第1受信所	太田 598-2
148	229	太田新町第1受信所	太田新町五丁目 3-1
149	230	太田新町第2受信所	太田新町二丁目 2-10
150	231	太田新町第3受信所	太田新町一丁目 1-1
151	232	西押揚第1受信所	太田 309-6
152	233	西押揚第2受信所	太田 204
153	234	西押揚第3受信所	太田 496-21
154	235	西押揚第4受信所	太田 390
155	236	東押揚第1受信所	太田 233
156	237	東押揚第2受信所	太田 108-12
157	238	日和山第1受信所	太田 1550-1
158	239	日和山第2受信所	太田 1977-1
159	240	十町歩第1受信所	矢田部 13266-5
160	241	十町歩第2受信所	矢田部 12740-7
161	242	十町歩第3受信所	矢田部 12433
162	243	西松下第1受信所	矢田部 12390-1
163	244	西松下第2受信所	矢田部 12051-1
164	245	東松下第1受信所	矢田部 11349-13
165	246	東松下第2受信所	矢田部 9694-2
166	247	東松下第3受信所	矢田部 11823-1
167	248	土合西第1受信所	土合北二丁目 9821-3
168	249	土合西第2受信所	矢田部 10239-3
169	250	土合西第3受信所	土合西一丁目 10000-136
170	251	押植第1受信所	矢田部 9479-1
171	252	押植第2受信所	矢田部 8578-3
172	253	土合本町中第1受信所	土合本町四丁目 9809-2
173	254	土合本町中第2受信所	土合北一丁目 8762-1
174	255	土合本町中第3受信所	矢田部 8883-4
175	256	土合本町中第4受信所	土合本町三丁目 9809-15
176	257	土合本町中第5受信所	土合本町二丁目 9928-6
177	258	土合南第1受信所	土合南三丁目 10000-144
178	259	土合南第2受信所	土合南二丁目 10000-830
179	260	土合東第1受信所	土合東一丁目 10000-742
180	261	川尻第1受信所	矢田部 4747-7
181	262	川尻第2受信所	矢田部 4785
182	263	川尻第3受信所	矢田部 4365-1
183	264	西前宿第1受信所	太田 1888
184	265	西前宿第2受信所	矢田部 4095-5
185	266	上中第1受信所	矢田部 5969-1
186	267	上中第2受信所	矢田部 3057
187	268	東海第1受信所	矢田部 7144-3
188	269	清水第1受信所	矢田部 7803-19
189	270	清水第2受信所	矢田部 847
190	271	仲新田第1受信所	矢田部 600
191	272	松本第1受信所	波崎 801

192	273	松本第 2 受信所	波崎 631
193	274	松本第 3 受信所	波崎 2077
194	275	舍利浜第 1 受信所	波崎 9609-52
195	276	内出第 1 受信所	波崎 3409
196	277	仲舍利第 1 受信所	波崎 5061-1
197	278	石津第 1 受信所	波崎 1141-1
198	279	石津第 2 受信所	波崎 1196-52
199	280	荒波第 1 受信所	波崎 2700
200	281	別所第 1 受信所	波崎 4568-1
201	282	別所第 2 受信所	波崎 5185-1
202	283	高野第 1 受信所	波崎 3826-1
203	284	本郷第 1 受信所	波崎 9596
204	285	本郷第 2 受信所	波崎 6453-1
205	286	本郷第 3 受信所	波崎 7437
206	287	本郷第 4 受信所	波崎 7357-1
207	288	浜新田第 1 受信所	波崎 7070
208	289	浜新田第 2 受信所	波崎 8141-2
209	290	本新町第 1 受信所	波崎 8308-1
210	291	本新町第 2 受信所	波崎 8386-1
211	292	明神前第 1 受信所	波崎 8974-1
212	293	明神前第 2 受信所	波崎 8759-3
213	294	明神前第 3 受信所	波崎 8826 地先
214	295	東明神町第 1 受信所	波崎 9579
215	296	西仲島第 1 受信所	波崎 9377-1
216	297	東町第 1 受信所	波崎 9572
217	298	東宝山第 2 受信所	太田 3596-2
218	299	西前宿第 3 受信所	矢田部 13151
219	300	十町歩第 4 受信所	矢田部 12655
220	301	東松下第 4 受信所	矢田部 9459-23
221	302	浜新田第 3 受信所	波崎 9594
222	303	若ノ松第 2 受信所	砂山 1014-322
223	304	相生第 4 受信所	柳川 786
224	305	西松下第 3 受信所	矢田部 12002-12

○防災相互通信用無線局一覧

平成26年 3月31日現在

免 許 人	呼 出 し 名 称	局種	出力 (W)	設 置 (常 置) 場 所
神 栖 市	ぼうさいかみす 1	ML	10	神栖市溝口4991-5 鹿島地方事務組合消防本部
	〃 2	〃	10	
鹿 島 臨 海 地 区 石油コンビナート 等特別防災区域無線 連 絡 協 議 会 神栖市溝口 4991—5 神栖市役所	かしまとくさい かみす	F B	5	神栖市役所
	〃 2～3	ML	1	
	かしまとくさい しょうぼう	F B	5	鹿島地方事務組合消防本部
	〃 2～6	ML	1	
	かしまとくさい かしま	F B	5	鹿嶋市役所
	〃 2	ML	1	
	かしまとくさい ほあんしょ 2～4	〃	1	鹿島海上保安署
	かしまとくさい こうわん 2	〃	1	鹿島港湾事務所
	かしまとくさい けいさつ 2	〃	1	鹿嶋警察署
	かしまとくさい かせき 1, 2, 4	〃	1	鹿島石油株式会社
	かしまとくさい かがく 1～2	〃	1	三菱化学株式会社
	かしまとくさい きょうし 1～3	〃	1	鹿島共同施設株式会社
	かしまとくさい さんきゅう 2	〃	1	山九株式会社
	かしまとくさい でいーあいしー 1～2	〃	1	D I C株式会社
	かしまとくさい かおう 1～2	〃	1	花王株式会社
	かしまとくさい しょうわ 2	〃	1	昭和産業株式会社
	かしまとくさい さいろ 2	〃	1	全農サイロ株式会社
	かしまとくさい ふとう 2～5	〃	1	鹿島埠頭株式会社
	かしまとくさい しんにつつすみきん 1～5	〃	1	新日鐵住金株式会社
	かしまとくさい につつすみきんぶつりゅう 2	〃	1	日鉄住金物流株式会社
	かしまとくさい だいけい 1	〃	1	日鉄住金大径鋼管株式会社

(注) F B : 基地局 ML : 陸上移動局 MP : 携帯局

#

910, 911	下水道課	溝口4991-1	携帯型
912, 913	農林課	溝口4991	携帯型
914, 915	社会福祉課	溝口1746-1	携帯型
916	健康増進課	溝口1746-1	携帯型
917	長寿介護課	溝口1746-1	携帯型
301	息栖小学校	平泉2780	
302	軽野小学校	知手2-2	
303	軽野東小学校	奥野谷5746-2	
304	大野原小学校	大野原中央2-1-8	
305	横瀬小学校	横瀬1276-15	
306	大野原西小学校	大野原5-1-45	
307	深芝小学校	深芝南3-8	
308	波崎小学校	波崎8759	
309	波崎西小学校	波崎5011	
310	矢田部小学校	矢田部3057	
311	土合小学校	土合南3-16-36	
312	植松小学校	土合本町4-9809-2	
313	須田小学校	須田1177-13	
314	柳川小学校	柳川中央1-9-10	
315	太田小学校	太田598-2	
351	神栖第一中学校	知手100-3	
352	神栖第二中学校	平泉1-60-1	
353	神栖第三中学校	知手中央7-1-17	
354	神栖第四中学校	大野原中央2-8-46	
355	波崎第一中学校	波崎7070	
356	波崎第二中学校	矢田部3120	
357	波崎第三中学校	須田2340-1	
358	波崎第四中学校	土合北1-8-10	

○指定文化財一覧

指定 区分	種 類	名 称	所在地	管理者
国	建造物	山本家住宅	奥野谷	山本信三郎
県	彫 刻	木造 釈迦涅槃像	波 崎	神善寺
県	彫 刻	木造 大日如来座像	波 崎	神善寺
県	天然記念物	波崎の大タブ	波 崎	神善寺
県	天然記念物	ウチワサボテン群生地	太 田	教育委員会
市	建造物	釈迦堂	波 崎	神善寺
市	絵 画	紙本 両界曼陀羅	波 崎	神善寺
市	絵 画	絹本 釈迦涅槃画	矢田部	正福寺
市	絵 画	紙本 両界曼陀羅	矢田部	正福寺
市	彫 刻	木造 地藏菩薩立像	波 崎	神善寺
市	彫 刻	一石宝篋印塔	波 崎	神善寺
市	彫 刻	木造 薬師三尊像	矢田部	正福寺
市	彫 刻	木造 大日如来座像	矢田部	正福寺
市	彫 刻	木造 阿弥陀如来座像	矢田部	正福寺
市	彫 刻	木造 大日如来座像	矢田部	正福寺
市	彫 刻	木造 阿弥陀如来座像	波 崎	廣幢院
市	彫 刻	木造 毘沙門天立像	波 崎	廣幢院
市	彫 刻	木造 兜躰毘沙門天像	波 崎	廣幢院
市	典 籍	木版刷大般若波羅密多經	波 崎	神善寺
市	典 籍	木版刷大般若波羅密多經	矢田部	正福寺
市	書 跡	写經石	下幡木	弥勒院
市	史 跡	浄妙塚	筒 井	筒井区
市	無形民俗文化財	獅子舞（ささら舞）	田 畑	獅子舞保存会
市	無形民俗文化財	孫渡し	下幡木	下幡木区
市	無形民俗文化財	手子后神社・大潮祭鳴り物	波 崎	波崎鳴物保存会
市	無形民俗文化財	大鳥神社・酉祭	矢田部	東海区、西前宿区、 上中区
市	無形民俗文化財	益田神社・獅子舞	波 崎	舍利鳴物保存会
市	天然記念物	ハマナシ自生地	波崎豊ヶ浜	教育委員会
市	天然記念物	イヌマキ	波 崎	廣幢院

〔マニュアル〕

○茨城県沿岸流出油災害対策協議会防除活動マニュアル

第1 総則

目 的

本マニュアルは、茨城県沿岸流出油災害対策協議会（以下「協議会」という。）の活動海域において、油流出事故が発生した場合における協議会会員（以下「会員」という。）等の具体的な活動内容等を定めることにより、迅速かつ確かな防除活動の実施に資することを目的とする。

第2 活動方針

1 油流出事故発生時の活動

- (1) 会員の行う防除活動は、油流出事故の防除責任が第一義的には原因者に課されていることから、当該流出事故の原因者及び協力義務者（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）第39条第4項に定める者をいう。）が行う措置のみでは海洋汚染を防止することが困難であると認められる場合に実施するものとする。
- (2) 会員が実施する防除活動は、協議会会長（以下「会長」という。）の要請に基づき発動するものとし、その実施は総合調整本部における調整等に従って、迅速かつ組織的に遂行されなければならない。

2 通常の活動

- (1) 会員は、保有する資機材等の点検・整備を励行し、常に良好な状態を維持するとともに、連絡体制、資機材の輸送手段の確保等を行っておき、迅速な防除活動の確立に努めるものとする。
- (2) 会長は、各地区における流出油防除隊（別表1）を編成しておくとともに、流出油防除隊の所属船が搭載し、初動時に使用する資機材を可能な限り、あらかじめ指定しておくものとする。
- (3) 会員は、随時、本マニュアルの見直しを行い、自己の関連する事項について変更が生じた場合には、会長に連絡するものとする。

第3 防除活動実施の事前対策

1 連絡体制

(1) 連絡方法

会員への第一報は、原則としてFAX（県防災無線FAX）により行うものとし、必要に応じて電話による通話連絡についても活用する。

(2) 会員等の連絡先

会員等の連絡先は別表2のとおり。

(3) 連絡系統

連絡系統は別表3のとおり。

第4 事故発生時の措置

1 事故想定

- (1) 沖合航行中のタンカーからの流出
- (2) 港湾施設からの流出

(3) 港湾内のタンカーからの流出

(4) 河川上流からの流出

2 役割分担

協議会の活動海域において油流出事故が発生した場合における会員等の主な役割分担は次のとおりとする。

会 員 名 等	役 割 等
茨城海上保安部 (旧波崎町沖合 にあつては銚子 海上保安部)	① 関係先への事故情報の伝達 ② 巡視船艇・航空機・機動防除隊等を現場へ派遣して実施する次のような業務 a. 状況調査 b. 人命救助 c. 海上における石油ガスの濃度測定 d. 航行船舶の安全確保 e. 緊急に実施する必要がある場合の海上浮流油の防除活動 ③ 一般船舶向け注意喚起放送等の実施 ④ 次の法律の規定に基づく、航行禁止等の船舶交通等の規制 a. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (以下「海防法」という。) b. 港則法 ⑤ 原因者が実施する海上浮流油の防除活動、事故船舶の船体措置に対する指導監督 ⑥ 海防法の規定に基づく、次の権限等の発動 a. 原因者に対する措置命令(第39条第3項) b. 特定油による著しい汚染の防除のための財産の処分 (第42条) c. 海上災害防止センターに対する1号業務の発動要請 (第42条の26) ⑦ 協議会に対する出動要請及び総合調整本部運営の主宰 ⑧ 自衛隊に対する災害派遣要請 ⑨ 関東地方整備局に対する出動要請
関東地方整備局 鹿島港湾空港整 備事務所	① 関係先への事故情報の伝達 ② 要請を受けて実施する海上浮流油の防除活動 ③ 総合調整本部への参画及び情報提供 ④ 管理施設の自衛措置
茨 城 県	① 関係先への事故情報の伝達 ② 沿岸における次のような流出油防除活動 a. 状況調査(ヘリコプターによる調査を含む。) b. 沿岸漂着油の回収 ③ 管理施設の自衛措置 ④ 原因者が沿岸において実施する流出油防除活動に対する指導監督 ⑤ 備蓄資機材の提供 ⑥ 流出油防除活動に対する協力措置 ⑦ 沿岸住民に対する、浮流油・漂着油・石油ガス等に関する情報提供及び避難誘導等

	⑧ 福島県、千葉県との連携 ⑨ 自衛隊に対する災害派遣要請 ⑩ 会員である各市町村への援助要請 ⑪ 会員である各事業者への援助要請 ⑫ 総合調整本部への参画及び情報提供
茨城県警察本部	① 関係先への事故情報の伝達 ② 次のような流出油防除活動 a. 状況調査（警備艇・ヘリコプターによる調査を含む。） b. 沿岸漂着油の回収 c. 警備艇を活用しての防除活動 ③ 管理施設の自衛措置 ④ 沿岸住民に対する、浮流油・漂着油・石油ガス等に関する情報提供及び災害対策基本法第61条に基づく避難の指示等の措置 ⑤ 車両による資機材の緊急輸送に必要な交通の確保に関する支援 ⑥ 総合調整本部への参画及び情報提供
各 市 町 村	① 関係先への事故情報の伝達 ② 沿岸における次のような流出油防除活動 a. 状況調査 b. 沿岸漂着油の回収 ③ 管理施設の自衛措置 ④ 原因者が沿岸において実施する流出油防除活動に対する指導監督 ⑤ 備蓄資機材の提供 ⑥ 流出油防除活動に対する協力措置 ⑦ 沿岸住民に対する、浮流油・漂着油・石油ガス等に関する情報提供及び災害対策基本法第60条に基づく避難の指示等の措置 ⑧ 総合調整本部への参画及び情報提供
各 消 防 本 部	① 関係先への事故情報の伝達 ② 沿岸における次のような流出油防除活動 a. 状況調査（消防艇（日立）による調査を含む。） b. 沿岸漂着油の回収 c. 消防艇を活用しての防除活動 ③ 管理施設の自衛措置 ④ 備蓄資機材の提供 ⑤ 沿岸住民に対する、浮流油・漂着油・石油ガス等に関する情報提供 ⑥ 火災警戒区域の設定等消防法第23条の2に定める措置 ⑦ 救急・救助活動 ⑧ 協定等に基づく近隣消防機関への応援要請 ⑨ 総合調整本部への参画及び情報提供
茨城沿海地区漁業協同組合連合会 (各漁協)	① 浮流油を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ② 漁業施設等に関する自衛措置 ③ 総合調整本部への参画及び情報提供

各港安全対策協議会 (鹿島・日立・常陸那珂・大洗)	① 関係先への事故情報の伝達 ② 港内における流出油防除活動 ③ 備蓄資機材の提供 ④ 総合調整本部への参画及び情報提供
石油連盟海水汚濁処理協力機構 茨城支部	① 関係先への事故情報の伝達 ② 会長の要請に基づく防除活動の実施 ③ 備蓄資機材の提供 ④ 総合調整本部への参画及び情報提供
事業所会員	① 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ② 管理する施設等に関する自衛措置 ③ 原因者との契約に基づく防除措置の実施 ④ 会長の要請に基づく防除活動の実施 ⑤ 総合調整本部への参画及び情報提供

3 事故発生情報の通報

- (1) 会長は、協議会の活動海域において油流出事故が発生し又は発生するおそれがあることを認知した場合は、会員に対してその旨を通報するとともに追加情報の収集に努めるものとする。
- (2) 通報は、時期を失する事のないように次の手順により、状況が判明次第、様式1により順次FAX（県防災無線FAX）により通報するものとする。FAXにより通報するいとまがない場合は電話による速報を実施し、その後にFAX通報するものとする。
 - ① 第一報
油流出事故等を認知した直後に、判明している範囲内で通報する。
 - ② 続報
第一報に引き続き、情報収集活動等により判明した事項を順次通報する。
- (3) 前記の事故発生情報を県防災無線FAX以外の方法により受けた会員は、連絡系統に従って他の関係者に様式3により通報するものとする。

4 会員による防除活動の発動

- (1) 要請等の要領
 - ① 要請は、出来る限り様式2の文書（FAXを含む。以下同じ。）により要請するものとする。
 - ② 文書により要請するいとまがない場合は、電話により要請した後、速やかに文書を交付するものとする。
 - ③ 要請を受けた会員は、受託の可否及び受諾した場合の動員人員等を様式2の回答欄に記載してFAXにより回答するものとする。
 - ④ 会員は、要請を受託した場合は、直ちに会則及び本マニュアルに従って行動を開始するものとする。
 - ⑤ 会長は、要請文書及び会員からの回答文書を、会員の求償行為が完了するまでの間、保存しておくものとする。

5 継続的防除作業の実施

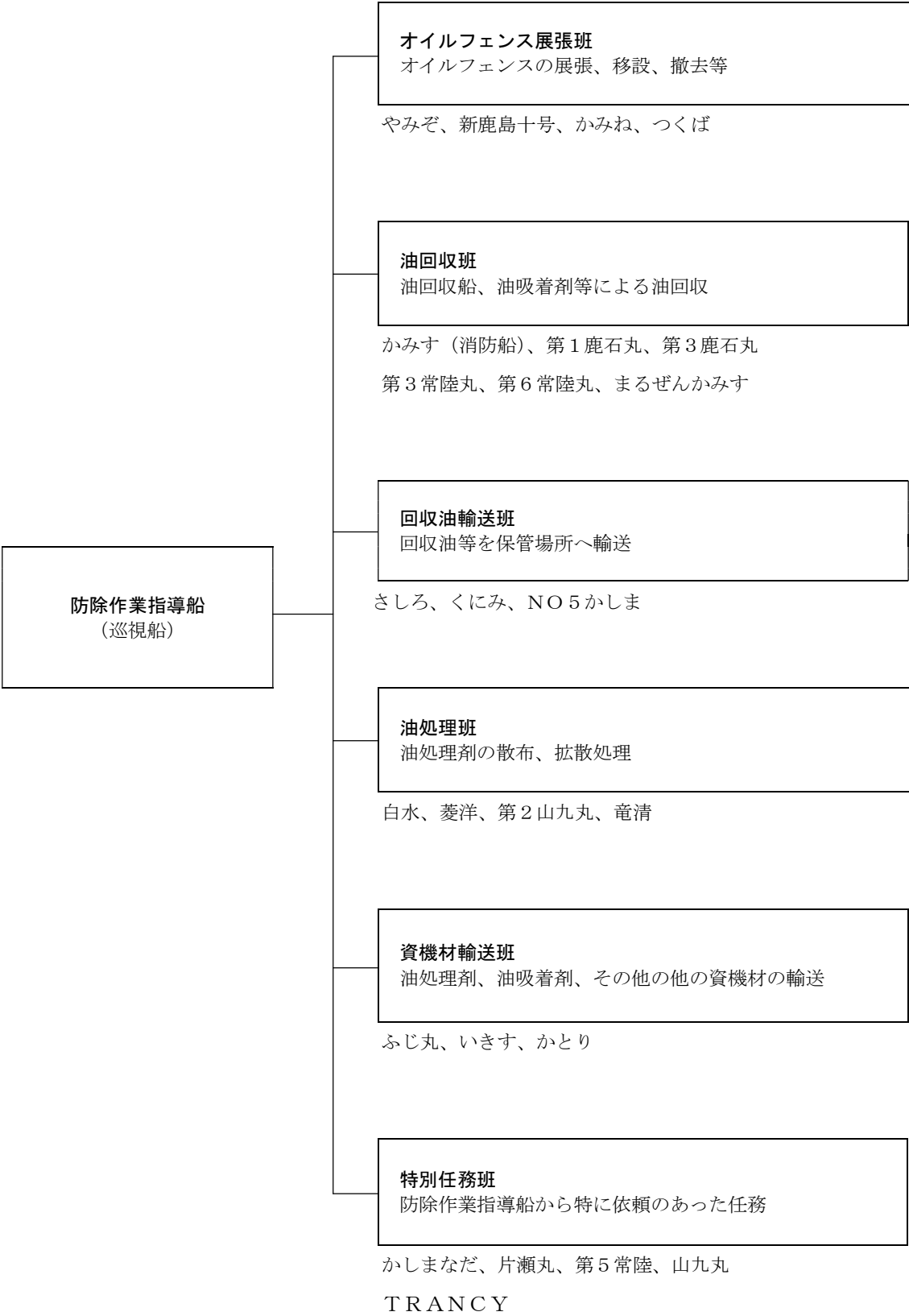
各会員等は、当該油流出事故の状況調査及び緊急的対応に引き続き、次のような防除作業等を反復継続的に実施するものとする。

(1) 各市町村

- ① 沿岸における状況調査を実施する。
- ② 沿岸漂着油の除去を実施する。
- ③ 原因者が実施する沿岸漂着油の除去作業を指導監督する。
- ④ 必要に応じて資機材を動員する。
- ⑤ 必要に応じて、自衛隊に対する災害派遣要請の上申を行う。
- ⑥ 必要に応じて、他の市町村に対する応援要請を行う。
- ⑦ 必要に応じて、ボランティアの受入れを行う。

別表 1

鹿島地区流出油防除隊



別表 2

茨城県沿岸流出油災害対策協議会連絡先

協議会機関名	代表者	連絡先		
		担当部署名	T E L (内線)	F A X
茨城海上保安部	部長	警備救難課	029—262—4304	029—262—4371
銚子海上保安部	部長	警備救難課	0479—22—1359	0479—22—1467
鹿島海上保安署	署長	警備救難係	0299—92—2601	0299—92—4538
関東地方整備局鹿島港湾空港整備事務所	所長	保全課	0299—84—7714 (241)	0299—84—0057
茨城県生活環境部	部長	防災・危機管理課	029—301—2896	029—301—2898
		環境対策課	029—301—1111 (2966)	029—301—2969
茨城県土木部	部長	監理課 企画室	029—301—1111 (4315)	029—301—4339
		港湾課 経営管理G	029—301—4521	029—301—4538
		河川課	029—301—1111 (4475)	029—301—4339
茨城県農林水産部	部長	漁政課	029—301—4070	029—301—4089
		水産振興課	029—301—4125	029—301—4129
茨城県警察本部	本部長	地域課	029—301—0110 (3571)	029—301—0110 (3569)
		警備課	029—301—0110 (5751)	029—301—0110 (5739)
北茨城市	市長	総務部総務課	0293—43—1111 (338)	0293—43—1108
高萩市	市長	総務課	0293—23—2119 (314)	0293—24—0636
日立市	市長	生活安全課 防災係	0294—22—3287	0294—21—7000
ひたちなか市	市長	防災交通課	029—273—0111 (3211)	029—271—0851
鉾田市	市長	総務課	0291—33—2111 (1283・1284)	0291—32—4443
鹿嶋市	市長	環境経済部交通防災課	0299—82—2911 (371)	0299—84—7759
神栖市	市長	生活環境部防災安全課消防防災G	0299—90—1149	0299—92—4917
大洗町	町長	生活環境課	029—267—5111 (246)	029—266—3577
東海村	村長	経済環境部原子力対策課	029—287—0832	029—270—4418
北茨城市消防本部	消防長	総務課	0293—42—0161 (210)	0293—43—2690
高萩市・日立市事務組合消防本部	消防長	警防課	0293—22—0119 (213)	0293—24—3031
日立市消防本部	消防長	警防課指令係	0294—24—0119 (140・143)	0294—22—0119
ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	消防長	通信指令課	029—273—0211 (381)	029—275—0090
大洗町消防本部	消防長	消防課 警防係	029—266—1119 (25)	029—266—1776
鹿行広域事務組合消防本部	消防長事務取扱	警防課	0291—34—2119	0291—33—4199
鹿島地方事務組合	消防長	消防本部警防課	0299—96—0119 (626)	0299—97—0119
茨城沿岸地区漁業協同組合連合会	代表理事会長	指導部	029—224—5151	029—224—0070
茨城県水難救済会	会長	水難救済会	029—224—5151 呼出 水難救済会	029—224—0070

日立港安全対策協議会	会長	日立埠頭(株)	0294—53—4111	0294—53—4117
常陸那珂港船舶安全対策協議会	会長	(株)茨城ポート オーソリティ	029—264—2500	029—264—2503
大洗港入出港安全対策協議会	会長	(株)茨城ポート オーソリティ大洗 支社	029—267—4188	029—267—4464
鹿島港災害対策協議会	会長	鹿島石油(株)鹿島 製油所業務課	0299—97—3148	0299—97—3184
石油連盟海水油濁処理協力機 構茨城支部	鹿島石油(株)鹿島製油所長	安全環境室	0299—97—3104	0299—96—5618
日本原子力発電株式会社 東 海発電所	所長	総務室総務サブグ ループ	029—282—1211 (2167)	029—287—1293
鹿島埠頭株式会社	代表取締役社長	船舶部船舶営業課	0299—92—5551	0299—92—8586
三国屋建設株式会社	代表取締役社長	事業推進部	0299—96—5068	0299—96—5098

別表 3

茨城県沿岸流出油災害対策協議会連絡系統



様式 1

平成 年 月 日

茨城県沿岸流出油災害対策協議会会員 殿

茨城県沿岸流出油災害対策協議会会長

流出油事故に関する情報を下記のとおり通報します。

(第 報・ 日 現在)

項 目	概 要	
1 事故の種類	衝突・座礁・その他 () 平成 年 月 日 頃	
2 発生の日時 場所	灯台から 度 海里 (N ・ E)	
3 事故の概要		
4 船舶の要目 等	1 船舶A ①船種・船名・国籍 ②総トン数 (搭載貨重量トン数) ③船舶所有者 ④船舶運航者 ⑤船舶代理店 ⑥P I 保険	2 船舶B ①船種・船名・国籍 ②総トン数 (搭載貨重量トン数) ③船舶所有者 ④船舶運航者 ⑤船舶代理店 ⑥P I 保険
5 排出油の種 類・性状等	1 排出油種 2 推定排出油量 ^{キログラム} 3 排出油の性状 ①比重 (15℃) ; ②動粘度C S t (50℃) ; ③流動点℃ ; D引火点℃ E 燃焼範囲 4 蒸留性状 ガス ライトガソリン ヘビーガソリン 灯油 軽油 重質軽油 塔底油 比率% 比重 流動点	
6 排出油の漂 流・拡散の状 況		
7 現場におけ る対応状況		
8 その他		
9 現場の気 象・海象	天気 ; 風向・風速 ; 気温 ; 視程 ; 風浪 ; うねり ; 水温 ; 潮流 ;	

※第 2 報以下は原則として、6 項以下のみとする。

様式 2

平成 年 月 日

茨城県沿岸流出油災害対策協議会会員
殿

茨城県沿岸流出油災害対策協議会会長
(茨城海上保安部長)

号油流出事故に対する茨城県沿岸流出油災害対策協議会会員の出動の要請について
(平成 年 月 日関連)

標記について、下記のとおり出動を要請します。出動の可否についてご検討のうえ、回答欄に記入のうえ、本職あて F A X にて回答願います。

記

要請する事項

1

2

3

(回答欄)

第一 出動要請に対する諾否（次のいずれかに○を付す。）

- 1 出動する 2 出動しない

第二 出動させる人員等

出動させる人員	提供する資機材	出動させる船舶	その他
1 出動人数と指揮者の職・氏名・連絡方法	提供資機材の種類・量・輸送方法・輸送先	1 船名・総トン数・航行区域・速力・船長名・連絡方法	
2 出動時刻・出動海域・実施する活動内容		2 搭載している主たる資機材	
		3 出航時刻・出動海域・実施する活動内容	

(送付枚数 枚)

[illegible]

○防災拠点及び緊急輸送道路位置図

